

第4次小鹿野町障害者計画及び 第6期小鹿野町障害福祉計画・ 第2期小鹿野町障害児福祉計画

令和3年度～令和5年度

令和3年3月

小 鹿 野 町

身近な地域でともに支え合い安心して暮らせるまちを目指して

近年、少子高齢化による家族形態の変化、ライフスタイルの多様化、大規模災害や感染症等の影響により、我が国における社会経済状況はめまぐるしく日々変化しております。こうした中、障害福祉の分野においては、障害者総合支援法や児童福祉法の改正をはじめ、障害者文化芸術活動推進法や視覚障害者等読書環境整備推進法の整備により、共生社会の実現に向けた取組の拡充や社会活動の促進等に関する取組の強化が推進されてまいりました。



本町においては、平成30年3月に策定した第3次小鹿野町障害者計画及び第5期小鹿野町障害福祉計画・第1期小鹿野町障害児福祉計画に基づき、身近な地域でともに支え合い、人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現のため、障害福祉に対する理解啓発や権利擁護の促進、福祉サービスや相談体制の整備、就労の場の確保等の社会参加の促進などの取組を実施してまいりました。

この度、これらの計画の期間満了に伴い第4次小鹿野町障害者計画及び第6期小鹿野町障害福祉計画・第2期小鹿野町障害児福祉計画を策定いたしました。

本計画では、「身近な地域でともに支え合い安心して暮らせるまち」を基本理念に掲げ、地域で支え合う共生社会の実現に向け、さらに発展させながら施策に取り組んでまいります。計画の策定に当たっては、取組が遅れている施策について本計画においても継続して推進するとともに、町独自に浮かび上がってきた課題については重点を置いて解消できるよう取り組んでまいります。

結びに、本計画の策定に当たり、貴重なご意見をいただきました小鹿野町障害者計画等策定協議会委員の皆様をはじめ、アンケート調査にご協力いただきました多くの皆様、関係各位に心から感謝を申し上げます。

令和3年3月

小鹿野町長 森 真太郎

目 次

第1章 計画の概要	1
第1節 計画策定の趣旨と背景	1
第2節 計画の位置付け・策定体制等	5
第3節 計画の基本的な考え方	7
第2章 第4次小鹿野町障害者計画	9
第1節 障害者を取りまく現状	9
第2節 基本理念及び基本方針等	19
第3節 施策の展開	23
第3章 第6期小鹿野町障害福祉計画・第2期小鹿野町障害児福祉計画	53
第1節 障害福祉計画・障害児福祉計画の基本方針	53
第2節 自立支援給付と地域生活支援事業	54
第3節 令和5年度に向けた数値目標	55
第4節 訪問系サービスについて	63
第5節 日中活動系サービスについて	64
第6節 居住系サービスについて	66
第7節 計画相談支援について	68
第8節 障害児支援について（第2期小鹿野町障害児福祉計画）	69
第9節 発達障害者等に対する支援について	71
第10節 自立支援医療について	72
第11節 地域生活支援事業について	72
第12節 その他の福祉サービスについて	79
第4章 計画の推進に向けて	80
第1節 計画の推進	80
第2節 障害福祉に係る行政などの体制	81
第3節 達成状況による点検・評価	82
資料編	83
(1) 第3次小鹿野町障害者計画の実施状況	84
(2) 前回計画の数値目標の結果	116
(3) 障害者計画等アンケート調査結果	118
(4) 団体ヒアリング	199
(5) 諮問及び答申	209
(6) 策定体制	211
(7) 計画策定の経過	216

第1章 計画の概要

第1節 計画策定の趣旨と背景

1 計画策定の概要

この計画は、国や県の動きを踏まえながら障害者が身近な地域でともに支え合い、安心して暮らせる地域づくりに向けた施策の方向を明らかにするとともに、障害福祉サービス等の見込量とその確保方策を明らかにするために策定するものです。

障害者基本法第11条第3項に基づく障害者計画は、障害者施策の基本計画として、総合的かつ計画的に進め、障害者の自立と社会参加を進めるための計画です。障害者施策の基本的な事項や理念を定めます。

また、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」（以下、「障害者総合支援法」といいます。）第88条に基づく障害福祉計画は、各種障害福祉サービス提供の目標量やその確保方策など、生活支援に関し、具体的な事項を定める計画です。

さらに、「児童福祉法」第33条の20第1項に基づく障害児福祉計画は、各種障害児福祉サービス提供の目標量やその確保方策等を定める計画です。

2 計画策定の背景と施策の動向

発達障害者支援法

平成16年12月に「発達障害者支援法」が成立し、発達障害の早期発見・早期支援や発達障害者の生活全般の支援が位置付けられました。また、平成22年12月の障害者自立支援法・児童福祉法の一部改正により、発達障害者がそれらの法律によるサービスの対象であることが明確化されました。

障害者基本法改正

平成23年8月に障害者基本法の一部を改正する法律が施行となり、目的を明確化する観点から改正が行われました。また、地域社会における共生、差別の禁止が新たに規定されました。

障害者虐待防止法

障害者に対する虐待が障害者の尊厳を害し、障害者の自立及び社会参加にとって大きな問題であることから、その防止を目的に、「障害者虐待防止法（障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律）」が平成24年10月に施行されました。

障害者総合支援法

「障害者総合支援法（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律）」が平成25年4月に施行（一部平成26年4月施行）されました。同法では、①法に基づく総合的かつ計画的な支援の実施のために基本理念を制定、②障害者の範囲に難病等を追加し、制度の谷間のない支援を提供、③障害程度区分を障害支援区分に改定、重度訪問介護の対象を拡大、共同生活介護（ケアホーム）を共同生活援助（グループホーム）に一元化、地域移行支援の対象を拡大、地域生活支援事業の追加等、個々のニーズに基づいた地域生活支援体系の整備等の主な改正がされています。

障害者優先調達推進法

障害者就労施設で就労する障害者、在宅就業障害者等の自立の促進を目的に、「障害者優先調達推進法（国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律）」が平成25年4月に施行されました。

障害者雇用促進法改正

平成25年6月に「障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律」が施行され、雇用分野における障害者差別の禁止及び精神障害者の法定雇用率の算定基礎に加えることが盛り込まれました。（法定雇用率の算定基礎の見直し施行については、平成30年4月から施行）

成年後見人の選挙権回復等のための公職選挙法等の一部を改正する法律

平成25年6月に「成年後見人の選挙権回復等のための公職選挙法等の一部を改正する法律」が施行され、同年7月1日以後に公示・告示される選挙について、成年被後見人が選挙権及び被選挙権を有することとなりました。

障害者権利条約批准

障害者権利条約（障害者の権利に関する条約）が国連総会本会議で採択され、平成20年5月に発効されました。我が国では、「障害者総合支援法」「障害者差別解消法」等の成立に伴い、国内の法律が条約の求める水準に達したとして、平成26年1月に批准書を寄託しました。障害者権利条約は、障害者の人権保障に関する初めての国際条約であり、50か条からなり、法的な拘束力があります。

難病の患者に対する医療等に関する法律

平成26年5月に「難病の患者に対する医療等に関する法律」が成立し、平成27年1月から新たな指定難病等に係る医療給付制度が実施されています。令和元年7月1日現在に指定されている対象疾患数は、333疾患となっています。

障害者差別解消法

障害を理由とする差別の解消を推進することで、すべての町民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現を目的に、平成25年6月に「障害者差別解消法（障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律）」が制定され、平成28年4月から施行されました。「不当な差別的取り扱い」の禁止や「合理的配慮」の提供が求められています。

障害者基本計画（第4次）

国では、2020年東京オリンピック・パラリンピックの開催決定、「障害者権利条約」の批准や「障害者差別解消法」の施行等を受け「障害者基本計画（第4次、平成30年度～令和4年度）」を策定しました。障害者基本法第1条のすべての国民が障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現するための計画となっています。

障害者総合支援法改正と市町村障害児福祉計画

「改正障害者総合支援法（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の一部を改正する法律）」が平成28年6月に公布、一部を除き平成30年4月から施行され、

- ①障害者の望む地域生活の支援
- ②障害児支援の二ーズの多様化へのきめ細かな対応
- ③サービスの質の確保・向上に向けた環境整備等

の改正が行われました。②に関しては、各自治体において障害児福祉計画の策定が盛り込まれています。

障害者文化芸術活動推進法

文化芸術を創造し、享受することが人々の生まれながらの権利であることに鑑み、国民が障害の有無にかかわらず、文化芸術を鑑賞し、これに参加し、又はこれを創造することができるよう、障害者による文化芸術活動を幅広く促進する「障害者による文化芸術活動の推進に関する法律」が平成30年6月13日に公布、施行されました。

視覚障害者等読書環境整備推進法

情報通信その他の分野における先端的な技術等を活用して視覚障害者等が利用しやすい電子書籍等の普及が図られるとともに、視覚障害者等の需要を踏まえ、引き続き、視覚障害者等が利用しやすい書籍が提供されることを目的とする「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律」が令和元年6月28日に公布、施行されました。

第2節 計画の位置付け・策定体制等

1 計画の位置付け

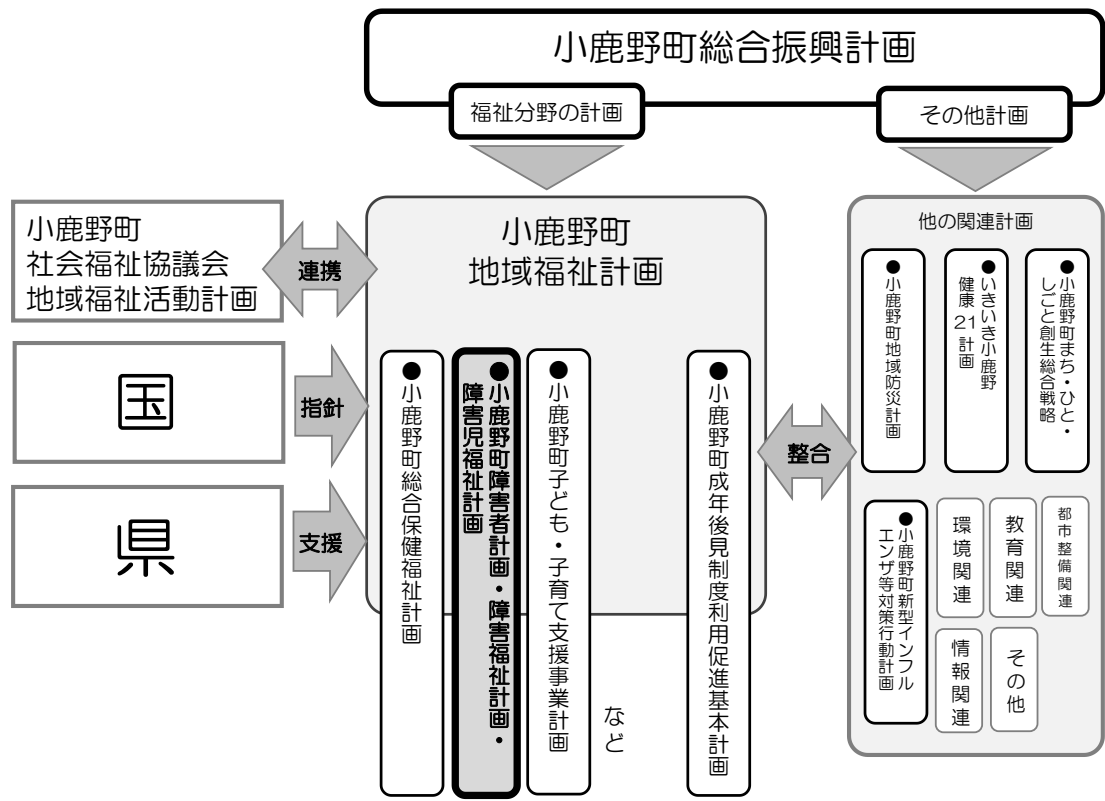
「小鹿野町障害者計画」は、障害者基本法第11条第3項に定める「市町村障害者計画」に当たるもので、「小鹿野町障害福祉計画」は障害者総合支援法第88条第1項の規定による「市町村障害福祉計画」「小鹿野町障害児福祉計画」は児童福祉法第33条の20第1項に規定する「市町村障害児福祉計画」に当たるものです。

本町の障害者施策の理念を定めるとともに、すべての町民、福祉団体、事業者、関係機関、行政などが一体となって、総合的、体系的に推進していくために定めるものです。

また、この計画は、町の総合振興計画である「第2次 小鹿野町総合振興計画」の保健福祉分野における部門別計画として位置付けられます。そして、埼玉県との調和に留意し、「小鹿野町地域福祉計画」を上位計画とし、「小鹿野町総合保健福祉計画」など他の関連計画との整合性にも配慮して策定しています。

障害者に関わる施策を体系化し、保健・医療・福祉、生涯学習、住宅、労働、まちづくりなどの様々な分野にわたり、総合的に展開を図るものです。このため、本計画の範囲は、本町が直接主体となる事業にとどまらず、国・県及び民間などで行う事業についても必要に応じて含めるものとします。

さらに、近年の大規模な自然災害の発生や新型コロナウイルス感染症の流行を踏まえ、小鹿野町地域防災計画及び小鹿野町新型インフルエンザ等対策行動計画にも配慮したものとします。



2 計画の期間

第3次計画である「第3次小鹿野町障害者計画」は、平成30年度から令和2年度までの3か年の計画となっており、本計画は、現計画の後継計画となることから、「第4次小鹿野町障害者計画」は、令和3年度から令和5年度の3か年を計画期間とします。

なお、「第6期小鹿野町障害福祉計画」及び「第2期小鹿野町障害児福祉計画」も同様に、令和3年度から令和5年度までの3か年を計画期間とします。

計画名\年度	令和 3年度 (2021)	令和 4年度 (2022)	令和 5年度 (2023)	令和 6年度 (2024)	令和 7年度 (2025)	令和 8年度 (2026)	令和 9年度 (2027)	令和 10年度 (2028)	令和 11年度 (2029)
小鹿野町 障害者計画	第4次			第5次			第6次		
小鹿野町 障害福祉計画	第6期			第7期			第8期		
小鹿野町 障害児福祉計画	第2期			第3期			第4期		

3 策定体制等

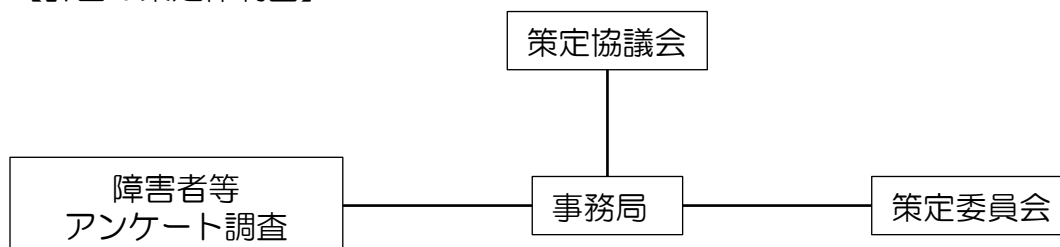
1 小鹿野町障害者計画等策定協議会

本計画の策定に当たって、審議、検討を行うため、障害者団体の代表者、障害者関係機関の代表者、学識経験者などからなる「小鹿野町障害者計画等策定協議会」を設置しました。

2 小鹿野町障害者計画等策定委員会

本計画の策定に伴う資料の検討、目標値の検討など行い、実情に即した計画とするために庁内関係各課担当者等で構成する「小鹿野町障害者計画等策定委員会」を設置しました。

【計画の策定体制図】



第3節 計画の基本的な考え方

第4次小鹿野町障害者計画及び第6期小鹿野町障害福祉計画・第2期小鹿野町障害児福祉計画は、国が示す基本指針及びこれを受けた埼玉県の考え方を踏まえ、以下の7項目を基本的な考え方とします。

（１）障害者等の自己決定の尊重と意思決定の支援

障害者等の自己決定を尊重し、その意思決定の支援に配慮するとともに、その自立と社会参加の実現を図っていくことを基本として、障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の提供体制の整備を進めます。

（２）障害種別によらない一元的な障害福祉サービスの実施等

身体障害者、知的障害者、発達障害者及び高次脳機能障害者を含む精神障害者並びに難病患者であって18歳以上の者並びに障害児を対象とする障害福祉サービスの充実と、その利用促進のための周知を図ります。

（３）地域生活への移行・継続の支援、就労支援等に対応したサービス提供体制の整備

地域での生活を希望する人が安心感をもって地域での暮らしに移行し、また暮らしを継続できるよう、必要な障害福祉サービスが提供される体制の整備・強化を図るとともに、発達障害者及び高次脳機能障害者を含む精神障害者にも対応した地域包括ケアシステムの構築を進めます。

（４）地域共生社会の実現に向けた取組

地域のすべての住民が「地域」「暮らし」「生きがい」をともに創り、高め合うことができる地域共生社会の実現に向け、地域の様々な相談を受け止め、多機関協働の中核として伴走支援を行うとともに、就労支援や居住支援等も行う包括的な相談支援体制を整備します。

（５）障害児の健やかな育成のための発達支援

障害児本人の最善の利益を考慮しながら、そのライフステージに沿って地域の保健、医療、障害福祉、保育、教育、就労支援などの関係機関が連携を図り、切れ目のない一貫した支援を提供する体制の構築を図るとともに、障害の有無にかかわらず、すべての児童が共に成長できるよう、地域社会への参加や包容（インクルージョン）を推進します。

（６）障害福祉人材の確保

障害福祉サービスを将来にわたって安定的に提供し、様々な障害福祉に関する事業を実施していくために、専門性を高めるための研修の実施、多職種間の連携の推進、障害福祉の現場が働きがいのある魅力的な職場であることの積極的な周知・広報等に取り組んでいきます。

（７）障害者の社会参加を支える取組

障害者の地域における社会参加を促進するために、障害者の多様なニーズを踏まえて障害者の個性の発揮及び社会参加を促進します。

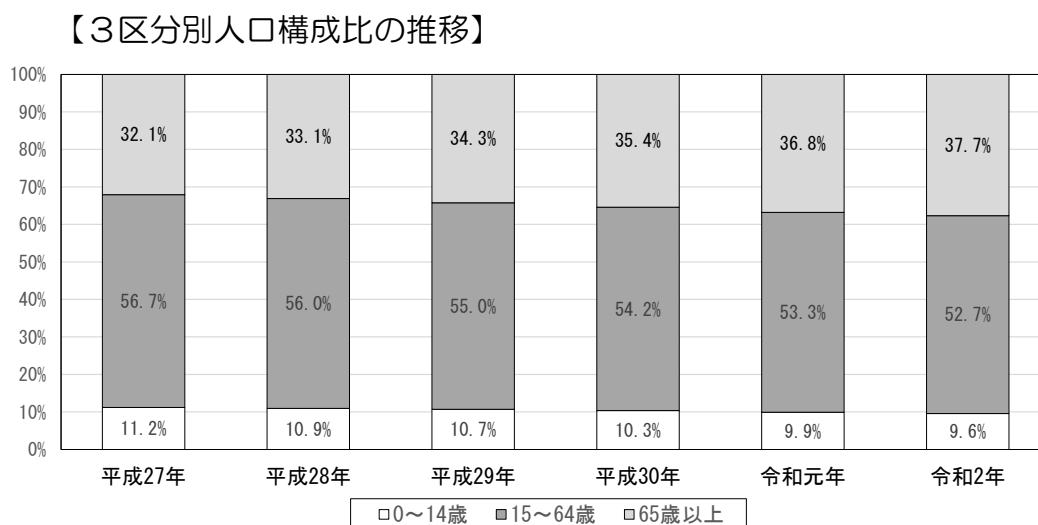
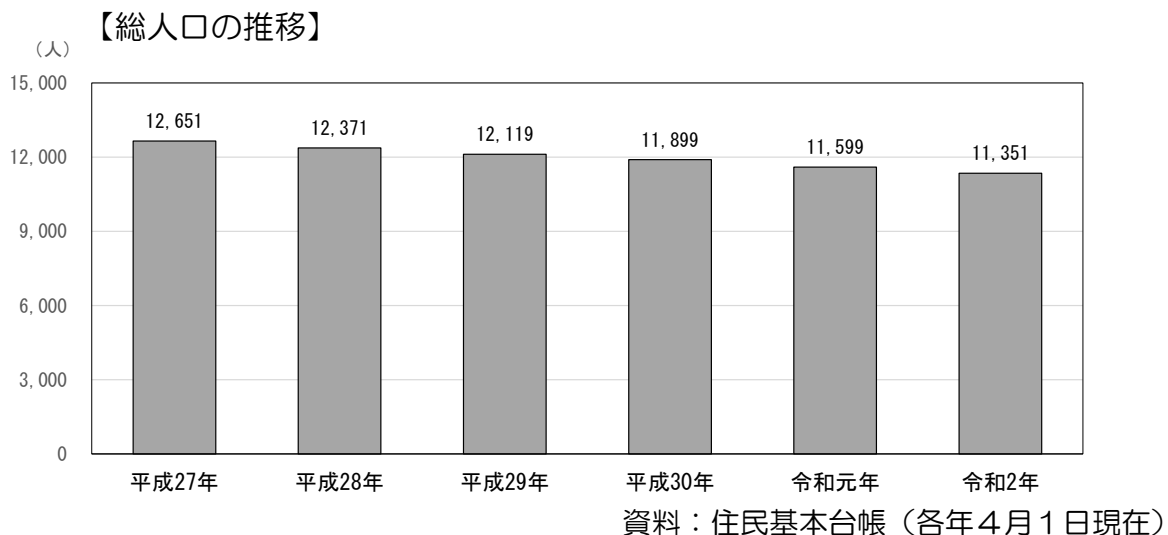
第2章 第4次小鹿野町障害者計画

第1節 障害者を取りまく現状

（１）人口の推移

令和2年4月1日現在の本町の総人口は11,351人となっています。総人口を過去からの推移で見ると年々減少を続けており、今後の推計においても減少傾向が続くことが予測されます。

年齢区分別における割合は、年少人口（0～14歳）と生産年齢人口（15～64歳）の割合は減少傾向にありますが、老年人口（65歳以上）の割合は増加傾向にあることから、少子高齢化が進行し続けています。



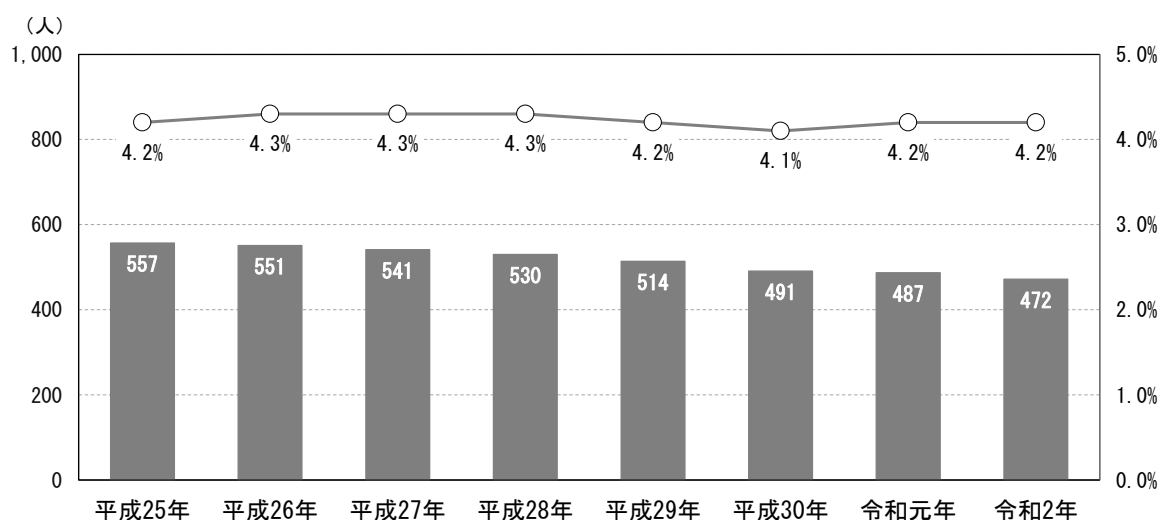
資料：住民基本台帳（各年4月1日現在）

(2) 障害者の状況

① 身体障害者手帳所持者の状況

令和2年3月31日現在の身体障害者手帳所持者数は472人です。平成25年から減少傾向となっています。対人口割合は、ほぼ横ばいの傾向となっています。

【身体障害者手帳所持者数と対人口割合の推移】



【等級別身体障害者手帳所持者数の推移】(単位：人)

区 分		平成 25 年	平成 26 年	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年	令 和 元 年	令 和 2 年
重度	1 級	196	195	191	186	182	177	174	174
	2 級	75	67	72	70	64	63	61	57
中度	3 級	84	86	83	84	84	78	77	72
	4 級	121	123	118	116	112	104	104	99
軽度	5 級	29	31	31	34	34	32	34	33
	6 級	52	49	46	40	38	37	37	37
計		557	551	541	530	514	491	487	472
対人口割合		4.2%	4.3%	4.3%	4.3%	4.2%	4.1%	4.2%	4.2%

資料：埼玉県総合リハビリテーションセンター（各年3月31日現在）

【障害種別身体障害者手帳所持者数の推移】(単位：人)

区 分	平成 25 年	平成 26 年	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年	令 和 元 年	令 和 2 年
視覚障害	49	41	41	38	38	35	36	34
聴覚・平衡障害	61	59	55	45	43	40	39	39
音声・言語障害	5	3	3	3	3	3	3	2
肢体不自由	289	294	294	295	283	273	272	251
内部機能障害	153	154	148	149	147	140	137	146
計	557	551	541	530	514	491	487	472

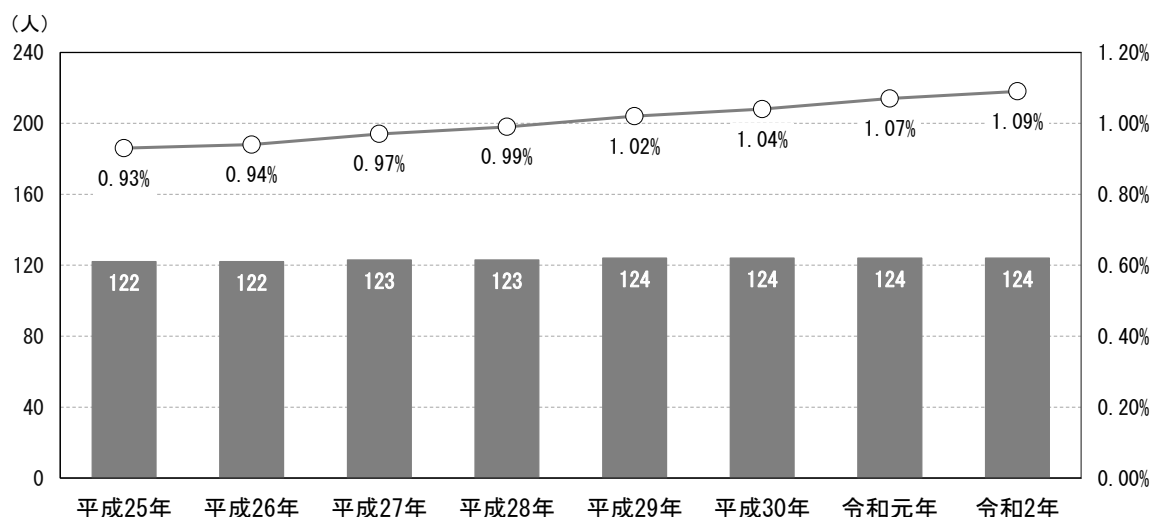
資料：埼玉県総合リハビリテーションセンター（各年3月31日現在）

② 療育手帳所持者

療育手帳の所持者は、令和2年3月31日現在の総数は124人で、平成25年に比べ2人の増加となっており、ほぼ横ばいとなっています。手帳の等級別では、特にBの割合が多い傾向にあります。

一方、対人口割合は、平成25年以降、緩やかに増加しており、令和2年で1.09%となっています。

【療育手帳所持者数と対人口割合の推移】



【等級別療育手帳所持者数の推移】(単位：人)

区 分	平成 25 年	平成 26 年	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年	令和元年	令和 2 年
18 歳未満	21	23	22	25	23	24	19	20
Ⓐ	4	3	3	3	3	6	7	8
A	4	4	5	5	4	2	0	2
B	4	6	4	7	6	7	6	5
C	9	10	10	10	10	9	6	5
18 歳以上	101	99	101	98	101	100	105	104
Ⓐ	22	23	24	22	22	22	22	23
A	29	29	27	25	25	25	26	25
B	41	38	40	41	44	43	44	44
C	9	9	10	10	10	10	13	12
総数	122	122	123	123	124	124	124	124
Ⓐ	26	26	27	25	25	28	29	31
A	33	33	32	30	29	27	26	27
B	45	44	44	48	50	50	50	49
C	18	19	20	20	20	19	19	17
対人口比率	0.93%	0.94%	0.97%	0.99%	1.02%	1.04%	1.07%	1.09%

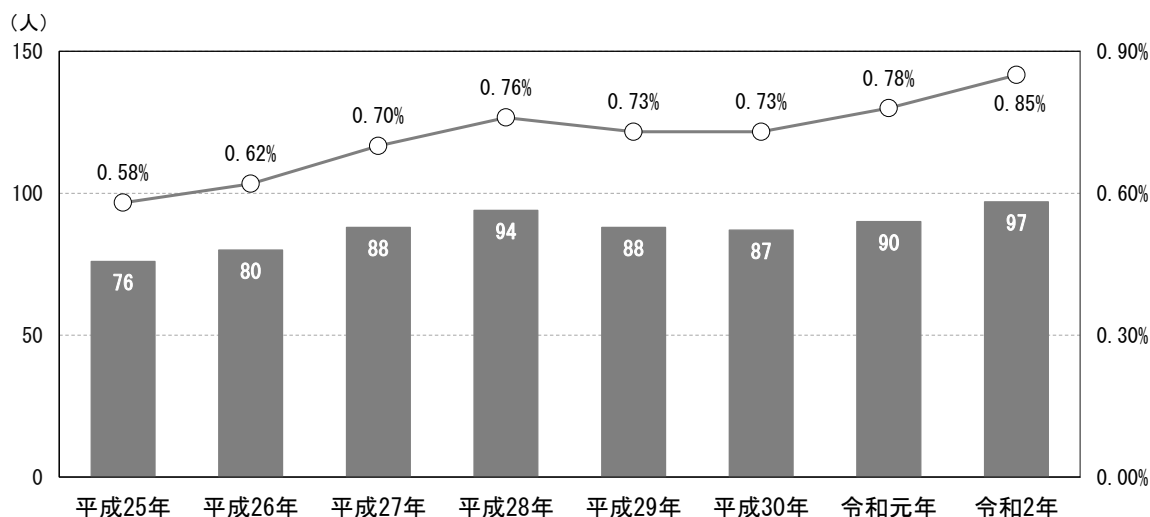
資料：埼玉県総合リハビリテーションセンター（各年3月31日現在）

③ 精神障害者保健福祉手帳所持者

精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている人は、令和2年3月31日現在で97人です。平成29年に減少したのち、令和2年までに、ふたたび増加しています。対人口割合も同様に推移し、令和2年には0.85%となっています。

また、自立支援医療（精神通院医療）の利用者数は、平成29年に158人となりましたが、令和2年3月31日現在では149人と減少しています。

【精神障害者保健福祉手帳所持者数と対人口割合の推移】



【等級別精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移】（単位：人）

区 分	平成 25 年	平成 26 年	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年	令和元年	令和 2 年
1 級	12	13	14	14	13	12	13	13
2 級	51	53	61	62	58	60	58	60
3 級	13	14	13	18	17	15	19	24
計	76	80	88	94	88	87	90	97
対人口比率	0.58%	0.62%	0.70%	0.76%	0.73%	0.73%	0.78%	0.85%

資料：埼玉県精神保健福祉センター（各年3月31日現在）

【自立支援医療（精神通院医療）の利用者数の推移】（単位：人）

	平成 25 年	平成 26 年	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年	令和元年	令和 2 年
利用者数（人）	154	148	150	157	158	155	149	149
対人口比率	1.17%	1.14%	1.19%	1.27%	1.30%	1.30%	1.28%	1.31%

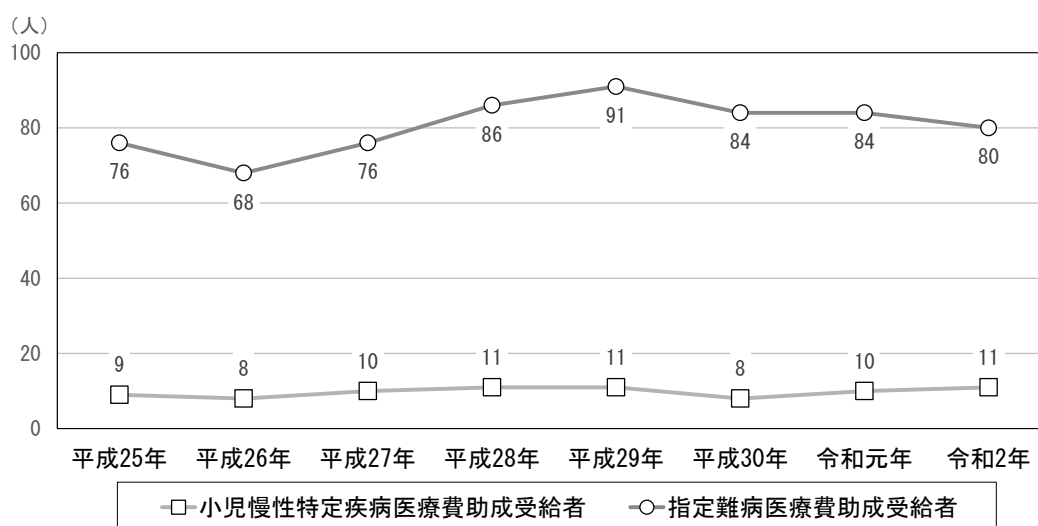
資料：埼玉県精神保健福祉センター（各年3月31日現在）

④ 難病等患者の状況

指定難病医療費助成受給者は、平成29年に91人となりましたが、令和2年4月1日現在では80人と減少しています。

一方、小児慢性特定疾病医療費助成受給者は、ほぼ横ばいで推移しており、令和2年4月1日現在では11人となっています。

【指定難病医療費助成受給者等の推移】



【指定難病医療費助成受給者等の推移】（単位：人）

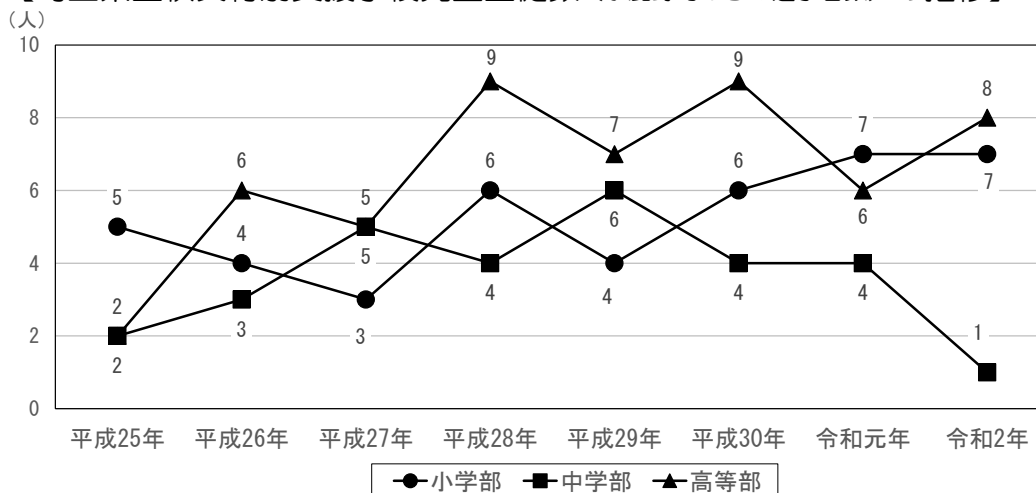
	平成 25 年	平成 26 年	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年	令和元年	令和 2 年
指定難病医療費 助成受給者	76	68	76	86	91	84	84	80
小児慢性特定疾 病医療費助成受 給者	9	8	10	11	11	8	10	11

資料：埼玉県秩父保健所（各年4月1日現在）

⑤ 特別支援教育の状況

秩父特別支援学校に在籍する児童生徒数は、令和2年4月1日現在は16人です。
これを小学部、中学部及び高等部に分けてみると、それぞれ年によって増減しています。

【埼玉県立秩父特別支援学校児童生徒数（小鹿野町からの通学者数）の推移】



【埼玉県立秩父特別支援学校児童生徒数（小鹿野町からの通学者数）の推移】（単位：人）

区 分	平成 25 年	平成 26 年	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年	令和元年	令和 2 年
小学部	5	4	3	6	4	6	7	7
1 年	0	1	0	3	0	1	0	2
2 年	0	0	1	0	3	0	1	0
3 年	2	0	0	1	0	3	0	1
4 年	0	2	0	0	1	0	4	0
5 年	1	0	2	0	0	2	0	4
6 年	2	1	0	2	0	0	2	0
中学部	2	3	5	4	6	4	4	1
1 年	1	2	2	0	4	0	0	1
2 年	0	1	2	2	0	4	0	0
3 年	1	0	1	2	2	0	4	0
高等部	2	6	5	9	7	9	6	8
1 年	0	4	1	4	3	3	0	5
2 年	2	0	4	1	3	3	3	0
3 年	0	2	0	4	1	3	3	3
合計	9	13	13	19	17	19	17	16

資料：埼玉県立秩父特別支援学校（各年4月1日現在）

3 障害者施策の現状

(1) 障害者施策

内 容		概 要	各年度末の実績		
			平成 29 年度	平成 30 年度	令和 元 年度
障害者手帳	身体障害者手帳交付	身体障害者（児）が各種の援護を受けるための手帳の交付（実績は手帳所持者数）	491	487	472
	療育手帳交付	知的障害者（児）が相談援助等を受けやすくするための手帳の交付（実績は手帳所持者数）	124	124	124
	精神障害者保健福祉手帳交付	精神障害者の社会復帰及び自立と社会参加の促進を図ることを目的とした手帳の交付（実績は手帳所持者数）	87	90	97
医療	自立支援医療（更生医療）	18歳以上の身体障害者の更生に必要な医療で、障害の軽減、社会生活の円滑化に効果のある治療に対し、医療費負担を軽減（実績は実人員）	4	4	4
	自立支援医療（育成医療）	18歳未満の児童で、身体に障害又は疾患があり放置すると障害を残すと認められる場合に必要の治療に対し、医療費負担を軽減（実績は実人員）	0	3	1
	自立支援医療（精神通院医療）	精神障害者が通院によって精神疾患の医療を受けた場合に、その医療費負担を軽減（実績は実人員）	155	149	149
	重度心身障害者医療費給付	重度心身障害者が医療を受けた場合に医療費の一部負担金を助成（実績は実人員）	381	366	366
補装具・日常生活用具	補装具費の支給	身体障害者（児）の失われた部位や障害のある部分を補うための補装具の支給（実績は交付件数）	22	26	7
	日常生活用具給付・貸与	在宅の重度障害者（児）の日常生活を援助するための用具の給付又は貸与（実績は交付件数）	35	27	25
	重度身体障害者居宅改善費補助	重度身体障害者（1・2級）のうち下肢又は体幹機能障害のある人が生活しやすくなるための居宅改造費用の一部を助成（実績は件数）	0	0	0
	補装具・日常生活用具自己負担金助成	補装具・日常生活用具の購入等にかかる自己負担金の一部を、世帯の収入に応じ助成（実績は実人員）	22	26	7
行動範囲の拡大	自動車運転免許取得費補助	障害者の自立更生を促進するため、運転免許取得費の一部を補助（実績は件数）	1	0	0
	自動車改造費助成	身体障害者が就労等に伴い、自ら運転する自動車の改造に要する費用の一部を助成（実績は件数）	0	0	0
	福祉タクシー利用料金助成	在宅の心身障害者に対しタクシー利用料金の一部を助成（実績は実人員）	32	32	31
	自動車等燃料費給付	社会参加の促進を図るため、自動車等の燃料費の一部を助成（実績は実人員）	149	150	145
	ハッピー・パートナー（福祉有償運送）	一人で外出の困難な障害者等に対し、社会福祉協議会が福祉車両を使い送迎サービスを実施（実績は登録者数）	509	518	410

内 容		概 要	各年度末の実績		
			平成 29 年度	平成 30 年度	令和 元 年度
経済的 支援	在宅酸素療法者に対する電気料金助成	在宅酸素療法により、酸素濃縮装置を常時使用する人に対し電気料金の一部を助成（実績は実人員）	14	15	10
	難病患者等の通院に要する交通費補助	難病治療及び人工透析等の通院の要する交通費の補助（実績は実人員）	38	46	55
手当・ 年金等	特別児童扶養手当	20歳未満の心身障害児（法令により定められた程度の障害の状態）を養育する父母又は養育者に対して手当を支給（実績は受給者数）	25	22	23
	障害児福祉手当	重度の心身障害により日常生活において常時特別の介護を要する20歳未満の在宅障害児への手当支給（実績は受給者数）	5	5	5
	特別障害者手当	重度の心身障害により日常生活において常時特別の介護を要する20歳以上の在宅障害者への手当支給（実績は受給者数）	14	13	12
	在宅重度心身障害者手当	身体障害者手帳の1、2級あるいは療育手帳㊤、A、精神障害者手帳1級の交付を受けている在宅の障害者への手当支給（実績は受給者数）	183	179	180
	経過措置による福祉手当	制度改正前（S61.4.1）の福祉手当受給者のうち、特別障害者手当、障害基礎年金も支給されていない人に支給（実績は受給者数）	0	0	0
	児童扶養手当	離婚、死別等で父と生計を同じくしていない児童の世帯に支給（実績は受給者数）	80	88	81
	障害基礎年金	国民年金障害等級表の1、2級に該当する20歳以上の障害者で一定の支給要件を満たす場合に支給（実績は受給者数）	228	217	210
	心身障害者扶養共済	心身に障害のある人を扶養している保護者が加入し、一定の掛け金を納めることにより保護者に万が一のことがあった場合、障害のある人に対し年金を支給（実績は受給者数）	3	3	3
在宅福祉	訪問入浴サービス	家庭で入浴することが困難な在宅の障害者に対し訪問入浴サービスを提供（実績は受給者数）	1	1	1
	障害児（者）生活サポート事業	在宅の心身障害者の地域生活を支援するため一時預かり等身近な場所で迅速・柔軟なサービスを提供し、介護者の負担を軽減（実績は登録者数）	40	38	38
	障害者生活支援事業	日常生活に支障をきたす恐れのある人に対して、ホームヘルパー等の支援を行う（実績は受給者数）	0	0	0
生活相談	福祉相談	心身障害者の福祉に関する相談所を開設	年3回 開設	年3回 開設	年3回 開設
社会参加	地域活動支援センター	在宅の精神障害者を対象に作業や日常生活訓練を行い、仲間づくりと生活の自立を図る（実績は実人員）	14	15	15
	声の広報配付（社会福祉協議会）	朗読ボランティアの協力により町広報や社協だよりをテープに収録し、視覚障害者に毎月配付	年12 回	年12 回	年12 回

(2) 関連施設等

事業所名（施設名）	サービス種別	所在地
カーサ・ミナノ	生活介護・施設入所支援・短期入所	皆野町国神421
ユーアイハウスおがの	生活介護・施設入所支援・短期入所	小鹿野町三山2213-1
障がい者自立支援農場きづな作業所	就労継続支援B型	小鹿野町長留3545
アンゴラ王国	就労継続支援B型	小鹿野町河原沢767
長瀬町高齢者障がい者いきいきセンター	就労継続支援B型	長瀬町大字長瀬59
就労支援施設ぶんぶん	就労継続支援B型	小鹿野町下小鹿野2464-1
さやか	生活介護・自立訓練(生活訓練)・就労移行支援・就労継続支援B型・施設入所支援・短期入所	秩父市山田1199-2
作業所ケルン	就労継続支援B型	秩父市中村町3-12-23
自立工房 山叶本舗	就労継続支援B型	秩父市久那1629
パレット秩父	就労継続支援B型	秩父市中村町3-12-23秩父市ふれあいセンター内
障害者活動センターキックオフ巴川	生活介護・就労継続支援B型	秩父市上影森762-1
自立支援施設 武甲の森	自立訓練(生活訓練)・宿泊型自立訓練・就労移行支援・就労継続支援B型	秩父市寺尾1476-1
笑楽工房	就労継続支援B型	秩父市浦山2083-5
障がい者自立支援 さくらファーム	就労継続支援B型	秩父市蒔田1472
ふぁいん・ユー	生活介護	秩父市寺尾720
介護老人保健施設なでしこ	短期入所	横瀬町横瀬5850
秩父市特別養護老人ホーム偕楽苑	短期入所	秩父市蒔田1977
おがのふれあい作業所	地域活動支援センター	小鹿野町小鹿野274
星降る下で	共同生活援助	小鹿野町両神小森80-1
グループホームさやか	共同生活援助・短期入所	秩父市大野原80-71
日の出	共同生活援助	秩父市下影森910-4
グループホームみやび	共同生活援助	秩父市小柱678
グループホームステップ	共同生活援助	秩父市久那1629
地域移行型ホームさやか	共同生活援助・短期入所	秩父市山田1199-2
くれよん	児童発達支援・放課後等デイサービス	皆野町大字皆野1394
デイサービスセンターくつろぎ	放課後等デイサービス（共生型事業所）	長瀬町大字野上下郷428
障害者活動センターキックオフ	放課後児童デイサービス	秩父市大宮5739-10
さやかこども支援センター	児童発達支援・放課後等デイサービス	秩父市栃谷900-1
ステップ	放課後等デイサービス	秩父市滝の上町4-18富士ビル101

事業所名（施設名）	サービス種別	所在地
にじいろテラス	児童発達支援・放課後等デイサービス	秩父市寺尾720
特別養護老人ホーム花菖蒲・両神	生活介護（基準該当事業所）	小鹿野町両神薄1060-1
蒔田デイサービスセンター	生活介護（基準該当事業所）	秩父市蒔田1977
デイサービスやまなみ	生活介護（基準該当事業所）	秩父市中村町2-4-9

一般相談支援事業所等

施設の種類の種類	施設名	所在地	運営主体
一般相談支援事業所	秩父障がい者総合支援センター フレンドリー	皆野町国神421カーサ・ミナノ内	（福）カナの会
	秩父障がい者総合支援センター フレンドリー（清心会）	秩父市熊木町12-21 さやかサポートセンター内	（福）清心会
	アクセス	秩父市寺尾1404	（医）全和会
地域活動支援センター	アクセス	秩父市寺尾1404	（医）全和会
障害者就労支援センター	秩父障がい者就労支援センターキャップ	秩父市熊木町12-21 さやかサポートセンター内	（福）清心会

指定特定相談支援事業所

施設名	所在地	運営主体
指定特定相談支援事業所ユーアイハウスおがの	小鹿野町三山2213-1	（福）美里会
秩父障がい者総合支援センター フレンドリー	皆野町国神421カーサ・ミナノ内	（福）カナの会
秩父障がい者総合支援センター フレンドリー（清心会）	秩父市熊木町12-21 さやかサポートセンター内	（福）清心会
アクセス	秩父市寺尾1449	（医）全和会
医療生協さいたま生協ちちぶケアステーション	秩父市上町1-12-11	医療生協さいたま生活協同組合
障がい者（児）相談支援センターにじいろ	秩父市寺尾720	（福）秩父市社会福祉事業団
さやか相談支援室Zutto	秩父市山田1199-2	（福）清心会

第2節 基本理念及び基本方針等

1 基本理念

障害のある人もない人も、誰もが住み慣れた地域や家庭で共に普通の生活が送れる社会を築き、住民一人ひとりが障害及び障害者について正しい認識を持つとともに、障害者が日常生活を営んでいくうえで、その能力を最大限に発揮できるような生活環境や雇用機会の拡充等の諸条件を整備していくことが重要です。

また、病気や障害によって失った機能の回復を図るための専門的援助を行うことによって、障害者が持てる能力を最大限に発揮し、その人らしく社会的に自立していくことが重要です。そのためには、制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が「我が事」として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて「丸ごと」つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく「地域共生社会」を構築していく必要があります。

そこで、今後の本町における障害者福祉行政の在り方及び障害者が住み慣れた地域で、生きがいをもって、安心して暮らせるまちを目指すため、基本理念は現計画を踏襲し、「身近な地域で ともに支え合い 安心して暮らせるまち」とします。

基本理念

身近な地域で ともに支え合い

安心して暮らせるまち

2 基本方針

計画の策定に当たっては、障害者にとって暮らしやすい町の実現は、すべての町民にとって暮らしやすい町づくりにつながることを基本認識として、次の5つの基本的な考えで推進を図ります。

(1) やさしいこころのまちづくり

障害のある人もない人も共に生活し、共に活動できるノーマライゼーションの理念を住民が正しく理解し、障害者に対する「心の壁」を取り除くことが大切です。

そのため、各種広報媒体の活用や様々な行事を通じた啓発・広報活動の充実、幼児期からその発達段階に応じた福祉教育と地域や職場で共に活動しながら互いに理解を深める交流の促進、障害のある人のニーズに沿ったボランティアの養成など一層の充実を図ります。

(2) いきいきと生活できるまちづくり

障害者が地域で自立し、生きがいのある地域生活を送るために、適切な福祉サービスを展開し、住民レベルでの日常的な交流が行えるよう、積極的な支援を図っていきます。

また、障害福祉サービスは、障害者の基本的人権を守り、自立と社会参加を進めていくものでなくてはなりません。そのための基盤として、生活の安定を図るとともに、障害福祉サービスの充実を図ります。

(3) すこやかに育むまちづくり

障害の早期発見については、関係機関との連携を強化し、疾病や発達障害などの早期発見、継続的な支援を充実していく必要があります。

精神保健福祉施策については、精神障害に対する理解を一層深めるとともに、県や医療機関、精神障害者を対象とした施設と連携して、地域での自立した生活の支援の充実を図ります。

（４）生きがいのあるまちづくり

障害者が地域で生きがいを持って生活し、社会活動に参加していくためには、一般雇用はもとより、福祉的就労を含めた雇用の促進に努め、自立のための経済的基盤の確立を図ることや社会参加に関する事業等の促進が必要です。

また、障害者自身の職業能力の開発を支援し、障害者の雇用・就業を促進するため、事業主や一般社会への障害者雇用に対する理解を深めなくてはなりません。

一般雇用はもちろん、福祉的就労も含め、障害者一人ひとりの働く意欲を尊重し、働く場の確保を図ります。

また、障害者の社会参加促進事業を推進し、障害者の生活能力の向上を図るとともに、障害者スポーツの振興を図るほか、文化活動やレクリエーション活動を支援するなど、地域におけるノーマライゼーションの理念の浸透を推進します。

（５）安心・安全なまちづくり

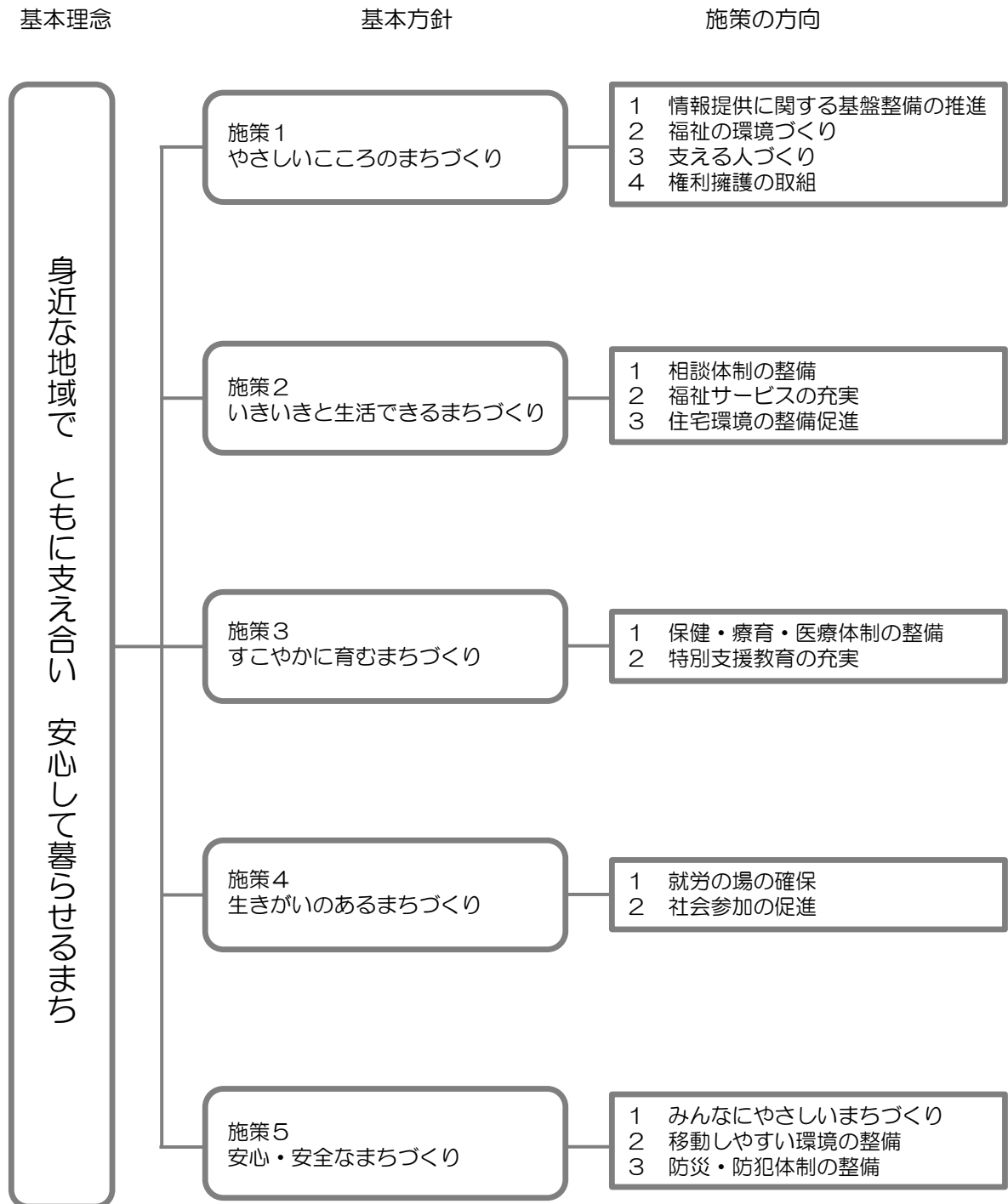
障害者が地域で自立した生活を送っていくためには、障害者が社会の一員としての生活を可能にする環境を早急に構築していかなければなりません。

誰もが住みよいまちづくりを推進していくためには、ただ単にハード面の整備にとどまらず、地域に住む人々の理解やサポートがきわめて大切であり、今後もハード・ソフト両面にわたる福祉のまちづくりを推進します。

また、災害時における障害者の支援対策を充実させ、地域における見守りなど活動を推進していきます。

3 施策の体系

「やさしいところのまちづくり」「いきいきと生活できるまちづくり」「すこやかに育むまちづくり」「生きがいのあるまちづくり」「安心・安全なまちづくり」の5つの基本方針に沿って、個別の施策を位置付け、本計画の基本理念である「身近な地域でともに支え合い安心して暮らせるまち」を総合的に進めていきます。



第3節 施策の展開

施策1 やさしいこころのまちづくり

現状と課題

障害者が地域で円滑な生活を営むためには、十分なコミュニケーション手段の確保と適切な情報提供が必要です。

また、ノーマライゼーション(※)やインクルーシブ(※※)の理念は徐々に社会に定着してきています。しかし、心ない視線や言葉などにより、人間としての尊厳を傷つけられている障害者も多く、偏見や差別といった「心の壁」の除去は、依然として大きな課題となっています。

(※) ノーマライゼーション：障害者、障害児が健常者と尊重しあいながら共生し、社会福祉環境の整備や実現を目指すという考え方です。以下の実現を目指します。

- ・個人として尊重され、健常者と共生する社会の実現
- ・社会参加の機会の確保、誰と生活するかを選択の機会の確保
- ・社会生活を営む上での一切の物理的・社会的障壁の除去

(例) 段差の除去、点字書籍の用意、エレベーターの設置、障害者・障害児への偏見をなくす各種の取組

(※※) インクルーシブ：「ソーシャル・インクルージョン」（社会的包摂）という言葉から来ており、これは「あらゆる人が孤立したり、排除されたりしないよう援護し、社会の構成員として包み、支え合う」という社会政策の理念を表します。

「障害者計画等の策定に関するアンケート報告書（以下、アンケート結果という）」によると、障害があることで差別や嫌な思いをする（した）ことがあるかについて、3割以上の方が「ある」又は「少しある」と回答しており、平成29年の調査と差がありません。障害のある人への理解を深めるために必要なこととして、「町の広報等で障害や障害のある人に対する理解を呼びかける」という回答が3割以上と最も多くなっています。また、障害のことや福祉サービスについての情報源は、「町役場（福祉課、保健師など）」が約4割と最も多くなっています。

障害者に対する「心の壁」の除去や差別を禁止するための啓発・広報活動は、障害者施策の重要な柱であり、障害者や特別支援教育への理解、障害者雇用の促進を図るため、「広報おがの」などの広報媒体や各種行事を活用した積極的な広報活動を行う基盤を整備します。

障害者や障害児に対する理解と啓発については、懇談会の開催や交流の機会を増やし、定期的に行えるよう努めていく必要があります。また、障害者に対する理解、社会的支援や介助、福祉問題等の課題に対する理解を深めさせたりする教育を今後も推進していく必要があります。

さらに、「権利擁護」の問題は、今後、支援が必要な人の増加など、その需要に対応する体制の整備が求められています。このため、障害者への成年後見制度の利用支援や後見等の業務を適正に行うことができる人材の育成・活用の研修なども行い、成年後見制度等の利用を促進していきます。

施策の方向

- (1) 情報提供に関する基盤整備の推進
- (2) 福祉の環境づくり
- (3) 支える人づくり
- (4) 権利擁護の取組

（１）情報提供に関する基盤整備の推進

生活に必要な情報が障害の有無に関わらず取得できるよう適切な情報提供に努めるとともに、障害者の交流拠点や情報提供に関する行政の推進体制の構築を図ります。

①町民と行政の交流の推進

事業名	事業内容	担当課
交流の機会の促進	懇談会等の開催により、交流の機会を促進します。	福祉課

②交流拠点づくり

事業名	事業内容	担当課
障害者の交流の拠点づくり	障害者の交流の機会と場の充実を図ります。	福祉課

③情報提供体制の確立

事業名	事業内容	担当課
インターネットによる町民への情報提供	本町のインターネットのホームページに、障害者に必要と思われる情報を掲載していきます。パソコンや携帯電話からの閲覧が可能となり、情報提供の充実を図ります。	総務課 福祉課
障害者向けの効果的な情報提供	情報入手が難しい障害者には、視覚障害者用拡大読書器など日常生活用具の給付や社会福祉協議会で実施している声の広報の配付・周知等情報提供に努めます。	福祉課

④行政の推進体制の確立

事業名	事業内容	担当課
庁内各課連携体制の確立	計画の推進を図るため、庁内関係課の連携体制の強化を図ります。	総務課 福祉課
関係機関との連携体制の確立	計画の総合的な推進を図るため、国・県をはじめ、近隣市町村や保健・医療・福祉等関連分野の各機関との連携体制の確立を図ります。	福祉課 保健課 町立病院
町民のプライバシー保護	本町は、個人情報やプライバシーの保護について慎重に配慮して業務を行っていますが、今後、さらに人権に配慮し、個人情報やプライバシー保護に努めます。	総務課 福祉課

（２）福祉の環境づくり

すべての町民の障害や障害者への深い理解を促すため、広報・啓発活動の充実を図り、ノーマライゼーションの根付いた地域社会づくりを目指します。

子どもの頃から、障害や障害者に対しての支援や理解、認識を深めていけるように学校教育における福祉教育の充実に努めます。また、地域住民への普及・啓発と理解の浸透を図るため、生涯学習の場での福祉学習の機会を充実させます。

①理解と交流の促進

事業名	事業内容	担当課
広報・広聴活動の充実	町広報紙等に障害者（発達障害者及び高次脳機能障害者を含む。）や難病等患者に関わる情報を順次掲載していく等、広報活動の充実を図ります。施策等の広報に当たっては、専門用語の使用を避けるなど、わかりやすいものとするよう配慮します。また、広聴活動については、機会があるごとに障害者団体等を通じて行うなど障害者の意見・要望を幅広く取り入れることができるよう努めます。	総務課 福祉課
啓発・交流活動の充実	障害者に関する正しい知識の普及や理解に努めるため、啓発活動を推進します。町民一人ひとりが、思いやりをもって必要なときに必要な手助けができる環境となるように交流活動の場を設けます。	福祉課
障害者週間における啓発	障害者週間（12月3日～12月9日）を中心に、町民の障害に対する正しい知識の普及を図るために、広報紙やポスターによるPRを進めます。	福祉課
一般の方への理解の推進	身体障害者、知的障害者、精神障害者（発達障害者及び高次脳機能障害者を含む。）や難病等患者への理解を深め、障害者が差別をされたり、権利を侵害されることのないように一層の啓発活動に努めます。 精神障害については「精神障害者への理解不足を解消するための啓発研修」ということで心の病を持つ方への理解や対応、当事者からの体験を伝える場を設け、障害への理解を図ります。 ちちぶ定住自立圏においては「あいサポート運動」を実施し、多様な障害の特性の理解に努め、障害者に温かく接するとともに、障害者が困っているときに「ちょっとした手助け」を行うことにより共生社会を目指す運動の推進を行います。さらに町独自でも啓発活動が行えるよう検討していきます。	福祉課

②福祉教育の充実

事業名	事業内容	担当課
福祉教育の充実	町では、学校教育を通じて、障害や障害者に対する理解を広めるための福祉教育を進めてきました。子どもの頃から年齢に応じた福祉の心をもてるよう、家庭を含め地域、学校、行政が連携し、子どもたちが福祉について学ぶ機会の提供に努めます。	学校教育課

(3) 支える人づくり

少子・高齢化が進む中、誰もが住み慣れた家庭や地域で安心して、いきいきと暮らしていくために、地域住民やボランティア団体、行政が連携し、制度による公的サービスの提供（利用）だけでなく、ボランティア活動など住民参加による「支える人づくり」の振興を図り、みんなでささえあう地域づくりを進めます。

①人材の育成

事業名	事業内容	担当課
専門的人材の育成	福祉サービスを実施するためには、専門的知識のある人を育て、確保していくことが欠かせません。保健師やホームヘルパー等に専門的知識を身に付けるための研修等を行い、資質の向上に努めます。	福祉課 保健課
町職員研修の充実	障害について町職員の理解を促進するために、研修の充実を図り、町職員の資質向上に努めます。	総務課 福祉課

②ボランティア活動の支援

事業名	事業内容	担当課
ボランティア講座の充実	ボランティアは、個人の自由な意思に基づく活動であり、個人の自発性や創意工夫が期待されます。今後は、社会経験の豊富な、定年退職後の高齢者等の人材の発掘も必要です。ボランティア講座を開催している社会福祉協議会とも連携し、講座修了者の支援等行っていきます。	福祉課
ボランティアに関する情報提供の充実	社会福祉協議会等関係機関と連携し、ホームページや広報紙等の媒体を活用して随時情報提供していきます。	福祉課

（４） 権利擁護の取組

権利擁護とは、人権をはじめとした様々な権利を保護したり、本人に代わってその財産を適切に管理したりすることです。つまり、個人が人間としての尊厳を持って生きていくことを生活上の重要な場面でサポートしていくことになります。

こうした「権利擁護」の問題は、今後、支援が必要な人の増加など、その需要に対応する体制の整備が求められています。このため、障害者への成年後見制度の利用支援や後見等の業務を適正に行うことができる人材の育成・活用の研修なども行い、成年後見制度等の利用を促進します。

また、「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（障害者虐待防止法）」が平成24年10月1日に施行されたことに伴って、障害者に対する虐待の防止、早期発見、迅速な対応、その後の適切な支援を行う必要があり、関係機関等における役割分担や連携方法の協議、課題の共有を図るとともに、障害者虐待を防止するための体制を構築します。

さらに、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）」が平成28年4月から施行され、国や地方自治体等には合理的配慮が義務化されました。これにより、町では、事業者などに周知すると共に、障害者の権利利益侵害の禁止や社会的障壁の除去の実施に関する合理的配慮を推進します。

①権利擁護の推進

事業名	事業内容	担当課
権利擁護事業の普及	窓口等における障害者への配慮について、職員の意識の向上を図るとともに障害者虐待防止センターの24時間対応を図ります。社会福祉協議会の事業として知的障害者や精神障害者等、自らの選択により適切なサービスを利用することが困難な人に対して、福祉サービス利用の援助や日常的な金銭管理等支援を行う日常生活自立支援事業（名称：あんしんサポートねっと）があり、事業の周知等含め連携し、利用に繋げていきます。	福祉課
虐待防止など人権に関する啓発の推進	障害者に対する虐待防止のため、事業者、行政担当者など関係者に対して研修などにより意識啓発を行います。	福祉課

事業名	事業内容	担当課
虐待等への的確な対応のための体制整備	虐待の早期発見のためのチェック機能の強化と、警察や医療機関、民生委員・児童委員などの関係団体との連携強化による速やかな連絡・連携体制の強化を図ります。	福祉課
差別の禁止の周知	障害者に対する差別等について、広報紙での啓発やホームページの活用による情報提供を強化すると共に、各種行事等を活用し積極的な啓発活動に努めます。解決が困難な差別事案については、秩父地域差別解消支援地域協議会に助言を求めて解決に当たります。	福祉課
日常生活自立支援事業の充実	社会福祉協議会の事業として、知的障害者や精神障害者等の判断能力が不十分な方などが安心して生活が送れるよう定期的に訪問し、福祉サービスの利用の援助や暮らしに必要な金銭の管理の援助を行っており、事業の周知等含め連携して利用に繋げていきます。	福祉課

②成年後見制度の普及

事業名	事業内容	担当課
成年後見制度の普及	知的障害者、精神障害者（発達障害、高次脳機能障害等を含む。）、認知症等の判断能力が十分でない人の保護（財産管理や身上監護）を行う成年後見制度及び法人後見や市町村長による申立ての制度について、機会があるごとに障害者団体等を通じてPRするとともに町広報紙等により周知し、普及を図ります。相談窓口である町の関係職員の資質を向上するなどの相談体制の整備等、制度の利用を促進するための体制を整備します。また、成年後見制度利用支援事業を継続して行うとともに、成年後見制度法人後見事業を行い、法人後見人の育成を図ります。	福祉課

施策2 いきいきと生活できるまちづくり

現状と課題

障害者が、在宅においてその人らしく生活を送るためには、一人ひとりのニーズに対応した、多様なサービスが用意される必要があります。また、それらのサービスが必要な人に提供されるように適切な調整が行われる必要があります。

アンケート結果では、悩みや困ったことの相談先として、「同居の家族」という回答が5割以上と最も多く、次いで「その他の家族（同居以外）」「医師・看護師・医療関係者」となっており、「身体障害者・知的障害者相談員」「相談支援事業所」という回答は1%以下と少数となっています。また、介助・援助を受ける上で困ったこととしては、「家族の身体的・精神的負担が大きいと思う」が2割を超え、最も多くなっています。一方、障害福祉サービスの利用率は高くなく、概ね1割未満となっています。

町では、指定障害福祉サービスや地域生活支援事業を実施しています。指定障害福祉サービスは全国同一内容のサービスですが、地域生活支援事業は、利用料等の具体的な内容を市町村が主体的に決定できるサービスであり、本町の障害者施策の特色を出すものとして、適切なサービスメニューを推進します。

また、障害者の自己決定を尊重し、地域で生活する障害者を支援するうえで相談業務が果たす役割は重要です。

ライフステージに応じた身近な相談支援体制の構築を図るとともに、ニーズの把握は、福祉資源・サービスの活用や福祉施策へ反映させるためには欠くことができません。日々の相談業務などから障害者のニーズを的確に把握し、様々な障害種別に対応した総合的な相談支援体制の充実を図ります。

施策の方向

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">(1) 相談体制の整備(2) 福祉サービスの充実(3) 住宅環境の整備促進 |
|---|

（１）相談体制の整備

障害者や難病患者の療養上の相談や健康管理に応じるため、相談機会を充実させるとともに、継続的な支援を行います。

①相談体制の整備

事業名	事業内容	担当課
総合相談窓口の整備	障害者の様々な相談に対応できるよう、相談支援事業者等との連携を図り、相談体制の充実を図ります。 民生委員・児童委員、身体障害者相談員や知的障害者相談員等身近な相談体制の充実を図るとともに障害者による障害者の相談体制も充実させていきます。 特に発達障害や高次脳機能障害については、専門性が高いことから、国・県の専門機関や医療機関と連携するとともに、相談窓口である町の関係職員の資質を向上し、自立支援医療、障害者手帳、障害年金制度の周知、雇用継続等の適切な支援を図ります。また、特定疾病（若年性認知症や高次脳機能障害を含む。）により介護保険制度が適用される第2号被保険者については、介護保険担当と障害福祉担当の連携を強め、切れ目のない支援に取り組みます。 ひきこもりの方（障害児・者を含む。）や家族介護者等（ケアラー）の調査を実施し、障害者本人や家族介護者等（ケアラー）の希望を丁寧に聞きとり、現在の制度や施設の利用のほか、地域で必要とされていると思われることを秩父地域自立支援協議会に提案するなど、障害者がより暮らしやすい地域になるよう課題の解決に努めます。	福祉課
相談支援体制の充実・強化	1市4町において、総合的・専門的な相談支援を実施します。 地域の相談支援体制の強化を実施する体制を確保します。	福祉課

（２）福祉サービスの充実

日常生活を営むことが困難な障害者の在宅生活を支援するため、介護給付、訓練等給付、地域生活支援事業等の充実を図ります。

①日中活動の場の確保（訪問系サービス・日中活動系サービス）

事業名	事業内容	担当課
居宅介護（ホームヘルプ）	日常生活に支障のある身体・知的・精神に障害のある人や障害児を対象に自宅で入浴、排せつ、食事の介護等を行う居宅介護の充実を図ります。	福祉課
重度訪問介護	重度の肢体不自由者で常に介護を必要とする人に、自宅で、入浴、排せつ、食事の介護、外出時における移動支援等を総合的にを行います。	福祉課
同行援護	移動に著しい困難のある視覚障害のある人を対象に、外出時における移動の援護や、移動に必要な情報提供を行います。	福祉課
行動援護	自己判断能力が制限されている人が行動するときに、危険を回避するために必要な支援や外出支援の充実を図ります。	福祉課
重度障害者等包括支援	介護の必要性がとても高い人に、居宅介護等複数のサービスを包括的にを行い、支援します。	福祉課
生活介護	常に介護を必要とする人に障害者支援施設等で、昼間、入浴、排せつ、食事の介護等を行うとともに、創作的活動や生産活動の機会を提供します。	福祉課
自立訓練（機能訓練・生活訓練）	自立した日常生活や社会生活ができるよう、一定期間、身体機能や生活能力の向上のために必要な訓練を行い、支援します。	福祉課
就労移行支援	一般企業等への就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行い、雇用への移行に向けた支援を行います。	福祉課
就労継続支援（雇用型・非雇用型）	（１）Ａ型（雇用型）： 利用者と事業者が雇用関係を結び、知識や能力の向上のために必要な訓練を行います。 （２）Ｂ型（非雇用型）： 一般企業等で雇用されることが困難な人に就労の機会を提供し、支援します。	福祉課

事業名	事業内容	担当課
就労定着支援	就労に伴って生じている生活面での課題を解決し、長く働き続けられるように支援します。	福祉課
療養介護	医療と常時介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の世話をを行います。	福祉課
短期入所（ショートステイ）	自宅で介護する人が病気等の理由で一時的に介護ができない場合に施設で、入浴、排せつ、食事の介護等を行う短期入所の利用促進を図ります。	福祉課

②住まいの場の確保（居住系サービス）

事業名	事業内容	担当課
自立生活援助	ひとり暮らしに必要な理解力、生活力などを補うため、定期的な居宅訪問や随時の対応により日常生活における課題を把握し、必要な手助けを行います。	福祉課
共同生活援助（グループホーム）	介護を必要とする障害者が夜間や休日、共同生活を行う住居で、入浴、排せつ、食事の介護等日常生活上の援助を行います。また、地域での生活を支援するためにグループホームの整備を広域的に促進します。	福祉課
施設入所支援（障害者支援施設での夜間ケア等）	施設に入所している人に、夜間や休日に入浴、排せつ、食事の介護等を行い、支援します。	福祉課
地域生活支援拠点	障害者等の重度化・高齢化や「親亡き後」に備え障害者等やその家族の緊急事態の対応や、ひとり暮らし等への生活の場の移行をしやすくする支援をします。今後、他市町村と整備する予定です。	福祉課

③相談支援

事業名	事業内容	担当課
計画相談支援	サービス等利用計画についての相談及び作成などの支援が必要と認められる場合に、障害者（児）の自立した生活を支え、障害者（児）の抱える課題の解決や適切なサービス利用に向けて、ケアマネジメントによりきめ細かく支援します。	福祉課
地域移行支援	住まいの確保や、地域での生活に移行するための活動に関する相談、各福祉サービス事業所への同行を行います。	福祉課
地域定着支援	常に連絡体制を確保し、障害の特性による緊急事態における相談や、サービス事業所との連絡調整などを支援します。	福祉課

④児童発達支援

事業名	事業内容	担当課
児童発達支援	日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練などの支援を行うサービスです。	福祉課
医療型児童発達支援	日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練などの支援と治療を行うサービスです。	福祉課
放課後等デイサービス	学校の授業終了後や学校の休校日に、生活能力向上のために必要な訓練や、社会との交流の促進などの支援を行うサービスであり、町内においても利用できるよう検討していきます。	福祉課
保育所等訪問支援	保育所等を訪問し、障害児に対して、障害児以外の児童との集団生活への適応のための専門的な支援などを行うサービスです。	福祉課
居宅訪問型児童発達支援	重度の障害などにより外出が著しく困難な障害児の居宅を訪問して発達支援を行うサービスです。	福祉課
障害児相談支援	障害児の通所支援に関する計画案の作成や、事業者との連絡調整を行うサービスです。	福祉課

事業名	事業内容	担当課
ペアレントトレーニング	発達障害児の家族を対象に、発達障害への理解や適切な関わり方、その他必要な情報提供などを行います。	福祉課
ペアレントメンター	発達障害児の子育て経験のある親であって、その育児経験を生かし、子どもが発達障害の診断を受けて間もない親に対して相談を行うペアレントメンターの養成を行います。	福祉課
ピアサポート	発達障害の子をもつ保護者や配偶者、兄弟同士及び本人同士等が集まり、お互いの悩みの相談や情報交換を行うピアサポート活動の支援を行います。	福祉課

⑤地域生活支援の充実

事業名	事業内容	担当課
相談支援事業	在宅の障害者やその家族の地域における生活を支援するため、障害のある人、その保護者、介護者等からの相談に応じ、必要な情報提供や権利擁護のために必要な援助を行います。	福祉課
移動支援事業	屋外での移動が困難な障害者等に外出のための支援を行うことにより、地域における自立生活、社会参加を促進します。	福祉課
意思疎通支援事業（コミュニケーション支援事業から名称変更）	聴覚、言語機能、音声機能、視覚、高次脳機能等の障害のため、意思疎通を図ることに支障がある人とその他の人の意思疎通を仲介するために、手話通訳や要約筆記等を行う人の派遣等を行い、意思疎通の円滑化を図ります。	福祉課
日常生活用具給付等事業	重度障害のある人等に対し、日常生活用具等の給付を行い、日常生活の便宜を図ります。	福祉課

事業名	事業内容	担当課
福祉ホーム	住居を必要としている障害者に、低額な料金で居室等を提供するとともに、日常生活に必要な支援を行います。	福祉課
地域活動支援センター事業	障害のある人に対して、通所による創作的活動や生産活動の機会を提供するほか、社会との交流の促進等により、障害のある人の地域生活支援に努めます。	福祉課
訪問入浴サービス事業	看護師等と介護職員が、重度の身体障害等により家庭での入浴が困難な人の家を訪問し、入浴サービスを提供します。	福祉課
日中一時支援事業	在宅の障害児（者）を、障害福祉サービス事業所、地域の社会資源等を活用して一時的に預かり、家族の就労支援や介護負担の軽減を図ります。	福祉課
自動車運転免許取得・改造費助成事業	重度身体障害者が就労等に伴い、自動車運転免許の取得及び自動車の改造に要する経費の一部を助成し、社会復帰の促進を図ります。	福祉課
芸術・文化講座開催等事業	障害者の文化・芸術活動を振興するため、障害者の作品展や音楽会等文化・芸術活動の発表の場を設けるとともに、障害者の創作意欲を助長するための環境の整備や必要な支援を行います。	福祉課
声の広報等発行事業	社会福祉協議会では、毎月「広報おがの」をボランティアが朗読した声の広報を作成し、希望する視覚障害者に配付しています。今後も、障害者の方が地域生活を送る上で必要度の高い情報等多くの視覚障害者の方に周知し、定期的に提供できるように社会福祉協議会と連携していきます。	福祉課
手話奉仕員養成研修事業	手話奉仕員養成研修の実施について、ちちぶ定住自立圏など広域的な事業としての実施を検討します。	福祉課

⑥補装具費の支給

事業名	事業内容	担当課
補装具費の支給促進	障害者の暮らしを容易にするために、失われた身体機能を補完又は代償するために必要な補装具費の支給を行っています。今後も、広報紙等を通じて制度の周知を図ります。	福祉課

⑦各種福祉サービスの支援

事業名	事業内容	担当課
障害児（者）生活サポート事業の充実	障害児（者）生活サポート事業は、障害者の地域生活を支援するため、身近な場所で、障害児（者）やその家族の必要に応じて、障害児（者）の一時預かり、送迎サービス、外出援助等を行う事業です。障害児（者）の実状を考慮し、より一層のサービスの充実を図ります。	福祉課
緊急通報システムの整備促進	在宅のひとり暮らし高齢者及び重度の障害者の家庭に、緊急通報システムを設置し、緊急事態に備える制度です。引き続き、緊急通報システムの設置に努めます。	福祉課
難病患者への支援	難病患者の通院に要する交通費補助はもちろん、難病患者が各種福祉サービスを利用できるよう整備していきます。指定難病のほか障害者総合支援法に基づく難病についても対象となることを案内します。	福祉課
地域活動支援センターへの支援	おがのふれあい作業所は、在宅の精神障害者が活動を通じて病気の再発を防ぐとともに社会適応能力の向上を図り、社会復帰を目指す施設です。	福祉課
福祉の店への支援	おがのふれあい作業所で作ったものを販売する福祉の店の充実を図ります。現在は小鹿野町長寿ハウスで週4回、店を開いていますが、商品の販売だけでなく、町民と障害者のふれあいの拠点として充実を図ります。	福祉課 保健課

⑧財政援助の周知

事業名	事業内容	担当課
各種軽減・年金・手当制度等の周知	障害者手帳の等級に応じた公的なサービスには、ＪＲ・私鉄・タクシー運賃等の割引や、税金の控除、ＮＨＫ受信料の免除等、様々な割引制度があります。町では関係機関と協力してＰＲを行い、周知を図ります。また、公的年金制度、各種手当制度等の周知を図ります。	福祉課

(3) 住宅環境の整備促進

障害者が住み慣れた地域や家庭で生活が続けられるためには、障害の内容等に対応した住宅は必要不可欠なものです。そのため、住宅改造の助成、町営住宅における障害者向け住宅の確保を図るとともに、グループホームの整備を推進します。

①住宅環境の整備促進

事業名	事業内容	担当課
住宅改修費給付事業の周知	下肢又は体幹に障害のある身体障害者手帳所持者3級以上で住宅の改修が必要な人を対象に、居宅内での移動を円滑にするために、小規模な住宅改修を行う場合に資金の一部を給付します。(日常生活用具給付事業 平成25年度実績1件) 下肢又は体幹に障害のある身体障害者手帳所持者2級以上で住宅の改修が必要な人を対象に、日常生活の環境改善と自立を促進するために、居宅の一部を障害に応じて使いやすく改造する場合に、資金の一部を給付します。	福祉課
障害者住宅資金事業の周知	社会福祉協議会では、身体障害者、知的障害者、精神障害者を対象に、住宅の新築・改築について、県の貸付制度（埼玉県障害者福祉資金）の案内と受付を行っており、社会福祉協議会と連携しながら周知を図ります。	福祉課
町営住宅等の整備	本町には町営住宅がありますが、昭和40年代に建築されたものが多く、建て替えが必要となってきました。建て替えの際には、障害者や高齢者に配慮した住宅の整備を推進していきます。	建設課
民間住宅等の整備支援	障害者が暮らしやすい民間住宅の整備を促進するため、身体障害者や高齢者に配慮した住宅建設・改造について相談できる体制の整備を検討していきます。	福祉課

施策3 すこやかに育むまちづくり

現状と課題

脳血管疾患や糖尿病などの生活習慣病は障害の原因となりやすく、疾病の早期発見・早期治療による障害の軽減及び自立の促進、疾病予防としての日頃の健康づくりは、とても重要なことです。また、成長発達期にある乳幼児は、障害をもっている、早期に発見し、適切な治療や指導訓練を受けることで、障害の軽減や基本的な生活能力の向上を図ることができます。

アンケート結果では、障害のある人への理解を深めるために必要なこととして、「学校での福祉教育を充実させる」という回答が約2割で第2位となっています。また、障害者の悩みとして、「自分の健康・治療のこと」という回答が36.7%と最も多くなっています。

今後は、妊娠中からの支援体制を強化し、乳幼児健康診査や発育発達相談の充実に努めるとともに、早期発見・早期療育の体制整備を進めていきます。

さらに、今後も引き続き健康診査等の受診者数の増加に向けた取組を行っていくとともに、障害の原因となりやすい生活習慣病の予防や、健康づくりの推進を図り、早期に適切な保健医療サービスが受けられるような体制の整備を図り、障害者が安心して生活していけるように努めます。

また、小学校以上の児童に対しては、障害の種別に応じた教育を受けられるよう、特別支援教育における指導の充実を図るとともに、通常の学級では、学習効果が表れにくい子どもに対して、個々に応じた個別的・集団的な教育が実施できるよう各関係機関と連携します。

施策の方向

- | |
|------------------------------------|
| (1) 保健・療育・医療体制の整備
(2) 特別支援教育の充実 |
|------------------------------------|

（１）保健・療育・医療体制の整備

今後も、各種健（検）診及び健（検）診後の指導を充実し、障害の要因となる疾病の予防と早期発見・早期対応に努めます。

また、障害者が安心して医療サービスを受けられるよう、保健・医療に関する情報提供に努めるとともに、重度心身障害者医療費助成や自立支援医療など、医療費負担軽減の周知を図り、保健・療育・医療体制の整備に努めます。

①健康診査の充実

事業名	事業内容	担当課
乳幼児健康診査の充実	発達のみずきさを早期に発見し、早期治療により児童の健全育成を図ることを目的として乳幼児健康診査を実施しています。要経過観察児に対しては、言語聴覚士による言語相談、理学療法士によるリハビリ相談を行っています。また、医療でのフォローを必要とする乳幼児に対しては、適切な医療機関を紹介しています。 今後も、健診の重要性を啓発し、受診率の向上を図ります。また、要経過観察児に対しては、フォロー体制を充実していきます。	保健課 住民生活課
障害の早期発見・早期治療	障害（発達障害、高次脳機能障害等を含む。）の早期発見・早期治療のために、各種健康診査、がん検診、健康相談、健康教育、機能訓練、食生活改善推進運動による町民への健康づくり・障害への理解促進の啓発活動等、きめ細かな保健サービスの提供を図るとともに、健康管理システムの充実に努めます。 特に発達障害や高次脳機能障害については、専門性が高いことから、国・県の専門機関や医療機関とより密接な連携を図ります。	福祉課 保健課

②地域療育体制の整備

事業名	事業内容	担当課
乳幼児訪問指導の充実	乳幼児に対し、発育・栄養・生活環境・疾病予防等育児上必要な事項について適切な訪問指導を実施するとともに、異常の早期発見や治療について助言します。 また、疾病や障害のある乳幼児と保護者に対しても、療育上の支援を行います。	保健課 住民生活課
障害児の療育相談の充実	障害児の親が抱えている様々な悩みの専門相談を行い、関係機関との連携を図り、療育上の支援を行います。また、児童発達支援事業所との連携により、発達につまずきなどのある未就学児童やその保護者に対する支援、療育指導などの充実に努めます。	福祉課 住民生活課
子育て支援センター等での支援の充実	乳幼児を持つ親子を対象に親子教室や相談事業を行っています。親子の関わりの中で、健やかな成長発達を促すとともに、発達につまずきのある乳幼児への支援を関係機関と連携しながら行っていきます。	福祉課 住民生活課
機能訓練・保育の充実	障害児の自立のために、集団指導等様々な保育を通して、障害がある子どもたちの日常生活能力の発達や集団生活への適応の訓練を支援します。	福祉課 住民生活課
障害児保育の充実	障害のある子どもに対する保育サービスをさらに充実し、集団保育が可能で保育に欠ける児童について、特別保育事業の充実を図ります。また、障害児保育を促進するため、保育士の研修を行う等受入れ体制の充実を図ります。 障害児の放課後における学童保育については、関係機関と連携を図りながら受入れ体制の充実を図ります。（特別保育事業実施支援）	住民生活課
秩父地域療育センターなどの周知	育児や発達の相談などに応じる秩父地域療育センターなど県事業の周知を図ります。	福祉課

③機能訓練の推進

事業名	事業内容	担当課
機能訓練事業の充実	国保町立小鹿野中央病院の訪問リハビリテーションの活用を促進する等、機能訓練の充実を図ります。	町立病院

④医療環境の充実

事業名	事業内容	担当課
地域ケア体制の整備	本町では、国保町立小鹿野中央病院と保健福祉センターが一体となり「地域包括ケアシステム」の推進をしています。保健・医療・福祉が一体となり、健康維持・増進、治療、介護等の包括ケア体制の充実を図ります。	福祉課 保健課 町立病院
障害者医療体制の充実	医師会、歯科医師会や関係機関の理解と協力を得ながら、障害者が気軽に受診できる地域医療体制の整備を促進します。また、医療機関との連携による健康管理の充実を促進します。	保健課 町立病院
在宅医療体制の充実	医療機関による障害者への訪問診療、訪問看護の充実を医師会や関係機関の理解を得ながら、促進します。 また、往診による歯科診療の充実を図るため、歯科医師会と連携を密にし、その充実を図ります。	保健課 町立病院
自立支援医療の促進	自立支援医療は、更生医療、育成医療、精神通院医療の3つで構成されています。自立支援医療の周知を図り、その円滑な利用を促進するとともに、適正な給付に努めます。	福祉課
医療費公費負担制度の推進	本町では、障害者の経済的支援を図るため、重度心身障害者医療費助成（1～3級の身体障害者手帳所持者、㊤～Bの療育手帳所持者、1級の精神保健福祉手帳所持者のうち65歳未満で重度心身障害者となった人）を実施しています。医療費公費負担制度の周知に努め、障害者への医療費負担に対する経済的支援を、引き続き行います。	福祉課

⑤精神保健活動の推進

事業名	事業内容	担当課
精神障害者社会復帰事業の推進	精神障害者の社会復帰を進めるため、県で実施している精神障害に対応した地域包括ケアシステム構築事業等について周知を図ります。	福祉課

（２）特別支援教育の充実

保育所（園）・こども園、小学校、中学校の連携による切れ目のない一貫した支援や交流保育・交流教育による子ども同士のふれあいのなかで、ともに健やかに成長できる環境づくりを進めます。

さらに、障害についての教職員の専門性の向上と理解促進を図るための研修等を行っています。

①就学前教育の充実

事業名	事業内容	担当課
保育所（園）・こども園における障害のある幼児の受入れの促進	障害のある幼児の教育は、発育段階に応じた、きめ細やかな支援や援助が大切です。また、集団生活における友達とのふれあいの中から、人との関わりを広げることも大切です。今後も、障害のある幼児の受入れ体制の充実を図ります。	住民生活課

②学校教育の充実

事業名	事業内容	担当課
教職員の資質の向上	教職員が様々な障害及び障害者に対する理解と認識を一層深めるとともに児童生徒一人ひとりの実態や障害特性に応じた適切な指導ができるように、研修体制を充実し教職員の資質の向上に努めます。	学校教育課
就学・教育相談の充実	就学相談や教育相談において、障害のある幼児児童生徒の障害の特性や程度を的確に把握し、保護者に情報を提供して指導・助言を行っています。今後も、早期から相談に応じ、その子に適した教育が受けられるよう就学相談等の活動の充実を図っていきます。	学校教育課
特別支援教育の充実	障害のある児童生徒の教育は、自立や社会参加に向けて、一人ひとりの教育的ニーズを把握し、その可能性や能力を最大限に高め、生活や学習上の困難を改善・克服するために、特別支援学級の設置等適切な教育的支援を行うという考えに基づいて推進していきます。各学校においては、在籍するLD（学習障害）、ADHD（注意欠陥多動性障害）、高機能自閉症等を含め障害のある児童生徒については、校内委員会や特別支援教育コーディネーターの機能や役割をさらに活用するなど、質の向上を図り、校内支援体制の充実に努めます。さらに特別支援学校とも緊密に連携するなどして、一人ひとりの教育的ニーズに応じた指導支援を進めていきます。	学校教育課

事業名	事業内容	担当課
交流及び共同学習の推進	支援籍学習の制度を活用し、小中学校と特別支援学校の児童生徒が「ともに」活動し、「ともに」学ぶ機会を設けることは、豊かな人間性や社会性を育む上で大きな意義があります。今後も、関係機関との連携強化を図り、心豊かな思いやりのある児童生徒の育成を目指し、幅広い交流及び共同学習を推進します。	学校教育課
学童保育の支援	障害のある児童生徒が豊かな放課後の時間を過ごし、地域の中で成長していくため、学童保育を支援していきます。	住民生活課
学校施設のバリアフリー化の促進	町内の小中学校に通う障害のある児童生徒が、校内で不自由なく快適に過ごせるように、学校施設的环境整備に努めます。障害のある保護者についても、配慮がなされるよう施設整備を図ります。	学校教育課

③社会教育の充実

事業名	事業内容	担当課
図書館サービスの充実	大活字本、点字図書、朗読CD、バリアフリー字幕付きDVDなどの資料の充実を図り、学習機会の拡充に努めます。また、郵送貸出サービスの周知と利用促進を図ります。	両神公民館
生涯学習講座の充実	公民館クラブである手話サークルと連携し、手話講座を開催することにより手話に対する理解と同時に、講座を通して障害者と交流することで障害者への理解を図ります。	中央公民館

施策4 生きがいのあるまちづくり

現状と課題

障害者の就労には、事業所の理解・協力が不可欠であり、受け入れる職場の環境整備や障害者雇用に関する制度の普及・啓発を図っていく必要があります。一方、障害者を受け入れる事業所や能力に合った職が少ないため、障害者が能力に応じて就労できるよう、関係機関と連携を図り、雇用の創出を促進することが必要です。また、生活の中での「ゆとり」や「生きがい」が求められており、特にスポーツ・文化活動への参加は障害者にとって生活を豊かにするものです。

アンケート結果では、約3割の人が就労意向を持っています。また、趣味やスポーツについては、「している」という回答は約25%に留まっています。

今後は、障害者の就労を促進するため、障害者雇用や職場環境整備に関する制度について啓発を行っていくとともに、障害者が就労可能な職務・職域の開発や相談の充実を図るため、関係機関と連携し、障害者の就労を推進します。

また、障害のある人が、その興味と適性に応じてスポーツ・文化活動など様々な社会活動に参加し、生きがいを持って生活していくための施策の充実を図ります。

施策の方向

- | |
|----------------------------|
| (1) 就労の場の確保
(2) 社会参加の促進 |
|----------------------------|

（１）就労の場の確保

一般企業等への就労の確保と継続に向け、法定雇用率制度など国・県の雇用促進施策や、近隣市町村との連携・協調を図りながら、受け入れ企業の理解・協力、職場環境の整備に関する制度などの啓発を行い、企業等に対する障害者雇用についての啓発、職業訓練の機会拡大や就職相談など、就労支援体制の整備に努めます。

また、障害者施設等が供給する物品等に対する需要の増進と優先調達の支援を図ります。そして、近隣市町村と連携・協力して障害者の多種多様な就労の場の確保に努めます。

①就労支援

事業名	事業内容	担当課
雇用の場の拡大	障害者の適性や能力に応じた就労の場の確保のために、ハローワークや秩父障がい者就労支援センターキャップ等と連携を図り、秩父郡市で協力しながら事業主へ働きかけを行います。また、障害者雇用の啓発活動を行い、障害者が働きやすい職場環境づくりを推進します。 町における物品等の調達については、障害者優先調達推進方針に基づき障害者就労支援施設等からの調達を推進します。	福祉課
就労相談の充実	障害のある人が就労し、生きがいを持って生活できるように、秩父障がい者就労支援センターキャップ等と連携して、障害者等から相談を受けるとともに、就労希望者の適性によるきめ細かな対応により職場が得られるよう支援に努めます。さらに障害福祉サービス事業所へ通所している人の中でも希望者や事業所からの相談に応じ、秩父障がい者就労支援センターキャップ等と連携して一般就労へ向けた就労支援を行います。	福祉課
町内企業への雇用促進及び啓発	一人でも多くの障害者の雇用が促進されるよう、ハローワーク（公共職業安定所）等の関係機関と連携をとりながら、障害者雇用促進のための啓発活動、PR活動を進めていきます。	福祉課

（２）社会参加の促進

障害者が、生きがいをもって、自分らしくいきいきとした生活を実現するために、スポーツやレクリエーションが楽しめるよう、様々な配慮や環境整備、情報や活動機会の積極的な提供に努めます。また、地域社会との交流や理解を深めるため、あらゆる社会活動への障害者の参加を促進します。

①社会参加への支援

事業名	事業内容	担当課
障害者の社会参加への支援	福祉有償運送等の行動範囲拡大のための福祉サービスや手話通訳者等の派遣制度などの周知を図り、社会参加への支援を行います。 日常会話程度の手話表現技術を習得する手話奉仕員養成研修事業を行います。	福祉課
町主催のイベントにおける障害者参加の促進	本町が主催するイベントに、障害者が誰でも参加しやすいよう、会場を整備する等、障害者への配慮に努めます。また、障害者や障害者団体のニーズを踏まえながら、障害者が気軽に参加できる事業の実施を検討します。	福祉課 保健課
スポーツ・レクリエーション大会の支援	障害のある人が各種のスポーツ・レクリエーション大会等に参加し、楽しむことができるよう支援します。	福祉課
障害者スポーツの推進	障害者のスポーツ大会等への参加を呼びかけ、障害者がスポーツを通して多くの人と交流できるよう、支援します。また障害者スポーツを推進するに当たって、ボランティアの協力について、働きかけていきます。	福祉課 社会教育課
障害者の文化活動支援	広報等を通じて、文化活動に関する情報提供や講座開催の周知を図ります。また、障害者が積極的に文化活動に参加できるよう支援します。	福祉課 中央公民館

施策5 安心・安全なまちづくり

現状と課題

障害者が暮らしやすい生活環境とは、言い換えれば誰もが暮らしやすい生活環境であると言えます。バリアフリーという表現がよく用いられますが、そこには様々な意味が含まれ、従来から言われているハード面のバリアフリーのほか、情報面やコミュニケーション手段などに関するソフト面のバリアフリー化の推進が重要視されています。

アンケート結果では、外出の際に困ることとして、「バスや電車などの公共機関が少ない（ない）」という回答が15.7%と最も多くなっています。その他に、「道路や駅に階段や段差が多い」や「外出先の建物の設備が不便（通路、トイレ、エレベーターなど）」の回答も1割を超えています。また、災害時など、緊急に避難しなくてはならなくなったときに備えて必要な対策として、「避難しやすい避難場所の確保」という回答が約5割、「避難時の設備（トイレなど）の整備」という回答が約4割となっています。

障害者が社会参加するために、こうした総合的なバリアフリー化を促進し、差別や偏見のないまちづくりを目指した環境整備を推進します。

また、災害時には、視覚や聴覚などの障害者に対する的確な情報提供や安全に避難できる避難路の確保に努めます。

施策の方向

- | |
|--|
| (1) みんなにやさしいまちづくり
(2) 移動しやすい環境の整備
(3) 防災・防犯体制の整備 |
|--|

(1) みんなにやさしいまちづくり

すべての町民が社会参加や日常生活活動をしやすい環境を整備するため、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー新法）」等を踏まえた道路や公共施設など生活環境のバリアフリー化、ユニバーサルデザイン化を行い、福祉のまちづくりを推進します。

①生活空間の整備

事業名	事業内容	担当課
住みやすいまちづくりの総合的推進	まちづくりは、すべての人にとって、安全で住みやすい環境と実感されるように進めなければなりません。すべての町民に安全で快適に使いやすい施設となるようなまちづくりに努めます。	福祉課 建設課
歩道等の整備	新たに整備を行う歩道については、段差解消や点字ブロックの整備など障害者等に配慮した歩道の整備に努めます。	福祉課 建設課
バリアフリーの商店街づくりの推進	障害者、高齢者、児童等が安心して買い物を楽しめるように、ドアの改善、駐車場での車椅子スペースの確保等のハード面、陳列表示、販売方法等のソフト面の充実を、商工会等に要望していきます。	福祉課 おもてなし課

②公共建築物の整備

事業名	事業内容	担当課
町の施設のバリアフリー化の推進	利用しやすい公共施設にするため、多目的トイレ、スロープ、点字ブロック等の整備に努め、バリアフリー化、ユニバーサルデザイン化を図ります。障害者用駐車場の適正利用を図るため全面青色塗装を推進します。	総務課 建設課

（２）移動しやすい環境の整備

障害者にとって、外出することは大きな困難を伴うものです。しかし、外出は障害者にとって、社会参加と自立した生活のための重要な要素です。外出が困難な障害者の移動を支援し、日常生活の利便と生活圏の拡大を図るため、移動の支援などを行います。

①交通機関の利用促進

事業名	事業内容	担当課
人にやさしいバスの整備要請	民間路線バス事業者へのノンステップバス等の導入促進を進めます。	福祉課 おもてなし課

②外出支援と移動手段の利用促進

事業名	事業内容	担当課
福祉タクシー制度・自動車等燃料費給付制度の周知	障害者の生活圏の拡大と社会参加を図るための移動手段として必要な、福祉タクシー利用料金助成制度及び心身障害者自動車等燃料費給付制度等について、広報紙等で周知を図ります。	福祉課
福祉有償運送制度等の周知	障害者の地域生活を支援するため、身近な場所で障害児（者）やその家族の必要に応じて、送迎サービス、外出援助等を行う障害児（者）生活サポート事業について周知を図ります。 また社会福祉協議会では、障害者等の通院、買い物、レジャー等の移動の利便を図るために、平成19年2月から福祉有償運送（ハッピー・パートナー）を実施しています。より多くの人に利用していただくために社会福祉協議会と連携し、周知を図ります。	福祉課

（３）防災・防犯体制の整備

近年発生した水害等の教訓を生かし、「地域防災計画」との連携を図りながら、避難誘導体制の整備、福祉避難所の確保、自主防災組織の育成など、避難行動要支援者対策の拡充に努めます。また、ひとり暮らしや日中独居の障害者などの防犯と安全確保のため、関係機関及び地域組織に働きかけ、防犯体制や緊急時の連絡通報システムづくりの検討を行います。

①在宅の障害者への対策

事業名	事業内容	担当課
在宅の障害者の把握及び支援	避難行動要支援者名簿への登録を促進することにより、在宅の障害者及びその居住地の安全性について把握し、必要な支援や防災知識の普及・啓発に努め、災害発生時に地域住民による協力体制を確立し、適切な行動がとれるよう努めます。 人工呼吸器療法利用者、在宅酸素療法利用者及び人工透析患者等の災害発生時の支援を図ります。	福祉課
防災知識の普及・啓発	広報紙等により、防災知識の普及・啓発に努めます。	総務課 福祉課
障害者に配慮した防災基盤の整備	災害時に避難する道路や避難所の出入口等に、障害者の避難の妨げになるようなものを無くし、避難しやすくなるよう努めます。また、被災の地域、内容及び対象者による支援方法等を記載した避難行動要支援者等支援マニュアルを作成するとともに福祉避難所の確保を進めます。	総務課 福祉課

②社会福祉施設・民間福祉施設への対策

事業名	事業内容	担当課
防災計画の策定	福祉施設の入所者や利用者の安全な避難を確保するため、避難確保計画が必要です。計画の作成及び内容の充実を関係機関と連携しながら働きかけていきます。	総務課 福祉課
防災教育・防災訓練の実施	災害時に避難確保計画が有効に機能するためには、入所者や利用者への防災教育や、定期的な防災訓練が欠かせません。施設管理者に対し、防災教育・防災訓練の充実を関係機関と連携しながら働きかけていきます。	総務課 福祉課

事業名	事業内容	担当課
社会福祉施設と地域の連携	災害時にすみやかに避難するためには、施設関係者だけではなく、地域の協力が欠かせません。普段から災害時を想定した連携体制の整備に努めるよう、施設管理者に対して働きかけていきます。	総務課 福祉課
被災した在宅障害者の受入体制の整備	施設管理者に対し、在宅の重度障害者や寝たきりの高齢者の受け入れ体制の整備を進めるよう、働きかけていきます。また、生活上特別な配慮が必要な重度障害者に対しては、関係機関と連携をとり、補装具、日常生活用具、手話通訳等について、適切な対応がとれるよう努めます。	総務課 福祉課
障害者に対する医療対策	災害によるショックや避難先の長期にわたる不自由な生活は、障害者や難病等患者の心身に大きな影響をもたらします。このため、それぞれの障害に配慮した医療対策が必要です。在宅療養者には巡回相談等を行い、心身の安定に努めます。また、医療機関と協議し、人工透析患者等の情報を整備して、必要な医療が受けられる体制を検討します。	福祉課 保健課
障害者に対する広報・広聴体制	避難所等で障害者への情報提供や、相談に対応するための支援体制を検討します。	総務課 福祉課

③防犯対策の整備

事業名	事業内容	担当課
防犯対策の整備	小鹿野警察署と町内3箇所の駐在所、地域住民の連携により、地域防犯活動を推進します。青色防犯パトロールにより防犯広報の定期活動や、警察要請に基づく防災行政無線放送による防犯放送、防犯カメラの設置等を行います。	住民生活課 福祉課

第3章 第6期小鹿野町障害福祉計画・第2期小鹿野町障害児福祉計画

第1節 障害福祉計画・障害児福祉計画の基本方針

第1章 第3節で示したように、第6期小鹿野町障害福祉計画・第2期小鹿野町障害児福祉計画は、国が示す基本指針及びこれを受けた埼玉県の考え方を踏まえ、以下の7項目を基本的な考え方とします。

- (1) 障害者等の自己決定の尊重と意思決定の支援
- (2) 障害種別によらない一元的な障害福祉サービスの実施等
- (3) 地域生活への移行・継続の支援、就労支援等に対応したサービス提供体制の整備
- (4) 地域共生社会の実現に向けた取組
- (5) 障害児の健やかな育成のための発達支援
- (6) 障害福祉人材の確保
- (7) 障害者の社会参加を支える取組

第2節 自立支援給付と地域生活支援事業

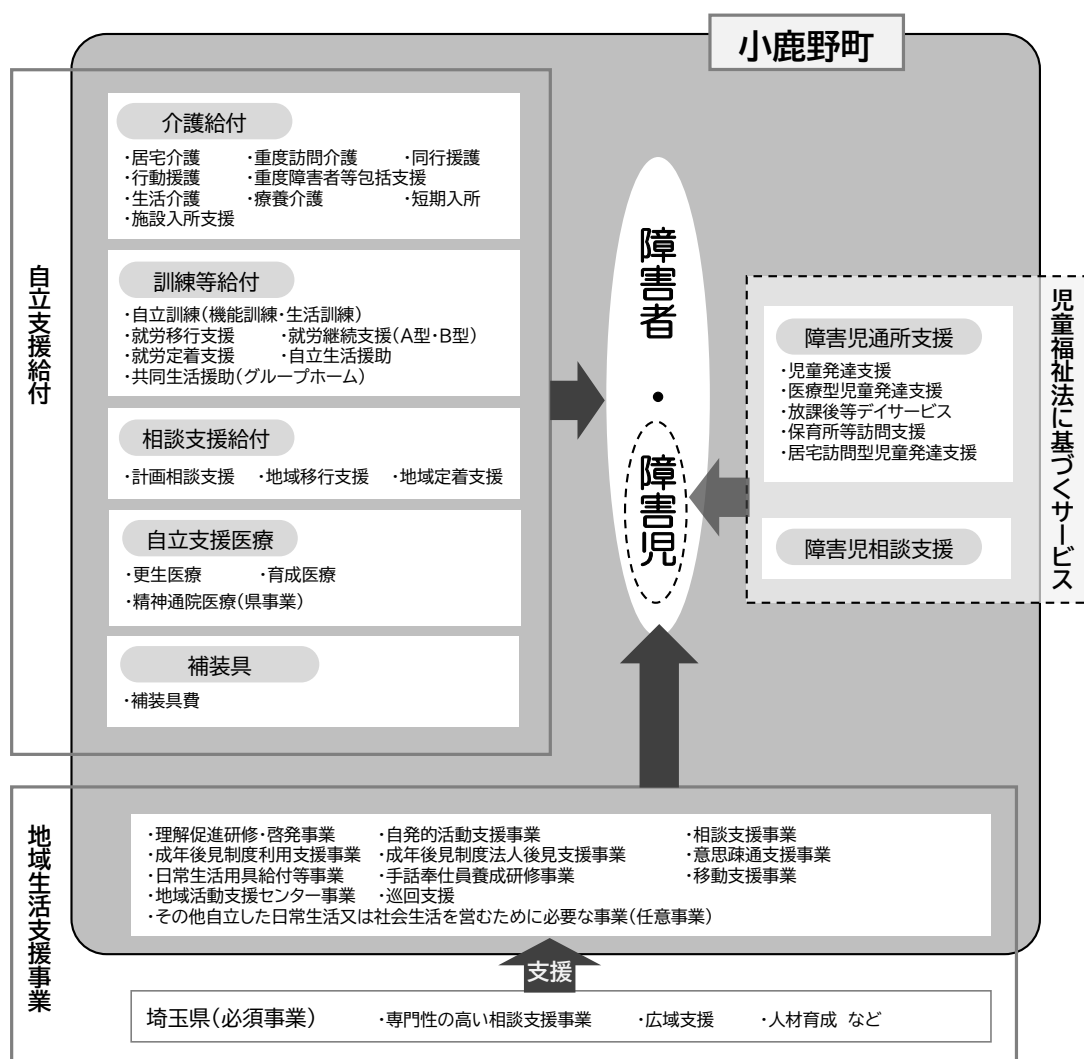
制度の全体像は、「自立支援給付」と「地域生活支援事業」の2つからなります。

「自立支援給付」は、介護給付、訓練等給付、相談支援給付、自立支援医療、補装具費の支給によって構成されるものです。介護給付と訓練等給付により提供される各種サービスは「障害福祉サービス」と呼ばれます。

サービスについては、個別に支給決定が行われるのが「障害福祉サービス」であるのに対し、市町村の創意工夫により地域の実情に応じて柔軟に実施できるのが「地域生活支援事業」です。

障害者の地域における生活を支援し、家庭での介護者の負担の軽減を図るため、自立支援給付の充実と、地域生活支援事業の柔軟な実施に努めます。

【総合的な福祉支援システム】



第3節 令和5年度に向けた数値目標

障害福祉計画・障害児福祉計画においては、障害のある人の自立支援の観点から、地域生活への移行や就労支援などを進めるため、令和5年度を目標年度として、次の7項目についての目標値を設定します。

- ①福祉施設の入所者の地域生活への移行
- ②精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築
- ③地域生活支援拠点等が有する機能の充実
- ④福祉施設から一般就労への移行等
- ⑤障害児支援の提供体制の整備等
- ⑥相談支援体制の充実・強化等
- ⑦障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

7つの目標値の設定に当たっては、国の指針及び県の考え方を踏まえつつ、本町の実情に応じて設定します。

①福祉施設入所者の地域生活への移行

令和元年度末、本町における福祉施設に入所している人の21人のうち、2人を地域生活へ移行することを目標とします。移行割合の目標は9.5%となります。

現状	【市町村目標値】	【市町村目標値】	参考：国目標値
A：令和元年度末 時点の入所者数 (参考) (人)	B：令和5年度末 時点の地域生活移 行者数 (人)	C：地域生活への 移行割合 (=B/A) (%)	D：地域生活への 移行割合 (=B/A) (%以上)
21	2	9.5	6.0

②精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

令和5年度までの保健、医療及び福祉関係者による協議の場の開催回数、参加者数の見込みを設定します。

種類	単位	R3 見込み	R4 見込み	R5 見込み
協議の場の開催回数	回数	1	1	1
協議の場への関係者の参加者数	人	13	13	13
協議の場における目標設定及び評価の実施回数	回数	1	1	1

③地域生活支援拠点等が有する機能の充実

現在、町内では、障害のある人（発達障害、高次脳機能障害者等を含む。）の地域生活を支援する機能を持った「地域生活支援拠点」は、整備されていません。令和5年度までに秩父市、横瀬町、皆野町、長瀬町、小鹿野町の圏域で1箇所の整備を目標とします。

また、地域生活支援拠点等が整備された後も地域のニーズや課題に答えられているか、機能の水準や充足状況は十分であるかについて検証・検討を行います。

【市町村目標値】	参考：国目標値
令和5年度末まで、地域生活支援拠点の整備数 (箇所)	令和5年度末、地域生活支援拠点の整備数 (箇所)
1	(圏域に1以上)

【市町村目標値】	参考：国目標値
令和5年度末まで、運用状況の検証・検討実施回数 (回)	令和5年度末まで、運用状況の検証・検討実施回数 (回)
1	年1回以上

④福祉施設から一般就労への移行等

令和元年度において、福祉施設を退所し、一般就労した人は1人でした。令和5年度に、国の目標である1.27倍を達成するために、町の一般就労移行者数の目標は2人とし、増加割合の目標は2.0倍とします。

現状	【市町村目標値】	【市町村目標値】	参考：国目標値
A：令和元年度 一般就労移行者数 (人)	B：令和5年度 一般就労移行者数 (人)	C：一般就労移行 の増加割合(=B/A) (倍)	D：一般就労移行 増加割合(=B/A) (倍)
1	2	2.0	1.27

一般就労移行の個別の活動である、就労移行支援事業、就労継続支援A型、就労継続支援B型に対しても、同様に目標を達成します。

(就労移行支援事業)

現状	【市町村目標値】	【市町村目標値】	参考：国目標値
A：令和元年度 一般就労移行者数 (人)	B：令和5年度 一般就労移行者数 (人)	C：一般就労移行 の増加割合(=B/A) (倍)	D：一般就労移行 増加割合(=B/A) (倍)
0	1	国の目標を超える	1.30

(就労継続支援A型)

現状	【市町村目標値】	【市町村目標値】	参考：国目標値
A：令和元年度 一般就労移行者数 (人)	B：令和5年度 一般就労移行者数 (人)	C：一般就労移行 の増加割合(=B/A) (倍)	D：一般就労移行 増加割合(=B/A) (倍)
0	1	国の目標を超える	1.26

(就労継続支援B型)

現状	【市町村目標値】	【市町村目標値】	参考：国目標値
A：令和元年度 一般就労移行者数 (人)	B：令和5年度 一般就労移行者数 (人)	C：一般就労移行 の増加割合(=B/A) (倍)	D：一般就労移行 増加割合(=B/A) (倍)
1	2	2.0	1.23

令和5年度に一般就労移行した人のうち、就労定着支援事業利用者の割合を70%以上にするという国の目標を達成するために、町の就労定着支援事業利用者の目標は3人、就労定着支援事業利用者の割合の目標は75.0%とします。

(就労移行支援事業等)

現状	【市町村目標値】	【市町村目標値】	参考：国目標値
A：令和5年度 一般就労移行者数 (人)	B：令和5年度 一般就労移行者数 のうち、就労定着 支援事業利用者 (人)	C：令和5年度時 点の一般就労移行 者のうち、就労定 着支援事業利用者 の割合(=B/A) (%)	D：令和5年度時 点の一般就労移行 者のうち、就労定 着支援事業利用者 の割合(=B/A) (%)
4	3	75.0	70%以上

また、令和5年度末時点で、就労定着率8割以上の事業所の割合を70%以上にするという国の目標を達成するために、就労定着率8割以上の事業所の割合についての町の目標を100.0%とします。

(就労定着率8割以上の就労定着支援事業所)

現状	【市町村目標値】	【市町村目標値】	参考：国目標値
A：令和5年度末 時点の就労定着支 援事業所数 (箇所)	B：令和5年度末 の就労定着率8割 以上の就労定着支 援事業所数 (箇所)	C：令和5年度末 時点の就労定着率 8割以上の就労定 着支援事業所の割 合(=B/A) (%)	D：就労定着率8 割以上の就労定着 支援事業所の割合 (=B/A) (%)
1	1	100.0	70%以上

⑤障害児支援の提供体制の整備等

障害児支援の提供体制の整備等を目的として、令和5年度末までに、(1)児童発達支援センターの設置、(2)保育所等訪問支援の体制の構築、(3)主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所の設置、(4)主に重症心身障害児を支援する放課後等デイサービス事業所の設置、(5)医療的ケア児が適切な支援を受けられるための関係機関の協議の場の設置、(6)医療的ケア児に関するコーディネーターの配置についての目標を以下のように設定します。

(2)保育所等訪問支援の体制の構築以外の目標は、秩父市、横瀬町、皆野町、長瀬町、小鹿野町の圏域での目標となります。

(1)

【市町村目標値】	参考：国目標値
令和5年度末まで、児童発達支援センターの設置数 (箇所)	令和5年度末まで、児童発達支援センターの設置数 (箇所)
1	1箇所以上

秩父市、横瀬町、
皆野町、長瀬町、
小鹿野町の圏域で
設置

(2)

【市町村目標値】	参考：国目標値
令和5年度末まで、保育所等訪問支援の体制の構築	各市町村に体制を構築
有	体制を構築

(3)

【市町村目標値】	参考：国目標値
令和5年度末まで、主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所の設置数 (箇所)	各市町村に1箇所以上（圏域設置可） (箇所)
1	1箇所以上

秩父市、横瀬町、
皆野町、長瀬町、
小鹿野町の圏域で
設置

(4)

【市町村目標値】	参考：国目標値
令和5年度末まで、主に重症心身障害児を支援する放課後等デイサービス事業所の設置数 (箇所)	各市町村に1箇所以上（圏域設置可） (箇所)
1	1箇所以上

秩父市、横瀬町、皆野町、長瀬町、小鹿野町の圏域で設置

(5)

【市町村目標値】	参考：国目標値
令和5年度末まで、医療的ケア児が適切な支援を受けられるための関係機関の協議の場の設置	各市町村に設置（圏域設置可）
有	設置

秩父市、横瀬町、皆野町、長瀬町、小鹿野町の圏域で設置

(6)

【市町村目標値】	参考：国目標値
令和5年度末まで、医療的ケア児に関するコーディネーターの配置	各市町村に設置（圏域設置可）
有	設置

秩父市、横瀬町、皆野町、長瀬町、小鹿野町の圏域で設置

⑥相談支援体制の充実・強化等

令和5年度末までに秩父市、横瀬町、皆野町、長瀬町、小鹿野町の圏域において、総合的・専門的な相談支援を実施する体制を確保することを目標とします。

【市町村目標値】	参考：国目標値	
令和5年度末まで、専門的な相談支援の実施・地域の相談支援を実施する体制の確保	各市町村で体制を確保（圏域での確保可）	秩父市、横瀬町、皆野町、長瀬町、小鹿野町の圏域で設置
有	確保	

種類	単位	R3 見込み	R4 見込み	R5 見込み
総合的・専門的な相談支援の実施（有無）	-	有	有	有
相談支援事業者に対する指導・助言件数	件	3	3	3
人材育成の支援件数	件	5	5	5
連携強化の取組の実施回数	回	3	3	3

⑦障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

障害福祉サービス等が提供できているかの検証の実施及び令和5年度末までに、障害福祉サービス等の質を向上させるための取組を実施する体制の構築を目標として設定します。

【市町村目標値】	参考：国目標値
障害福祉サービス等が提供できているかの検証の実施	各市町村で検証を行っていくことが望ましい
有	実施

【市町村目標値】	参考：国目標値
令和5年度末までに、障害福祉サービス等の質を向上させるための取組を実施する体制の構築	各市町村で体制を構築
有	体制の確保

さらに具体的に、埼玉県等が実施する障害福祉サービス等に係る研修への参加人数の見込み、障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果を共有する体制の構築、審査結果の共有の実施回数を見込みを設定します。

種類	単位	R3 見込み	R4 見込み	R5 見込み
県が実施する研修への参加人数	人	1	1	1
障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果を共有する体制（有無）	-	有	有	有
障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の共有の実施回数	回	1	1	1

第4節 訪問系サービスについて

訪問系サービスには、居宅介護（ホームヘルプ）、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者包括等支援のサービスがあります。

訪問系サービスは、地域生活への移行を推進するうえで、重要であることからサービス需要に応じたサービス量の提供体制を確保します。

【サービスの種類及び内容】

区分	名 称	サービス内容
訪問系サービス	居宅介護 （ホームヘルプ）	ホームヘルパーが居宅を訪問し、入浴、排せつ、食事等の身体介護や家事援助等の支援を行います。
	重度訪問介護	重度の障害者で常に介護を必要とする人に、自宅で、入浴、排せつ、食事の介護、外出時における移動支援等を総合的にを行います。
	同行援護	移動に著しい困難のある視覚障害のある人を対象に、外出時における移動の援護や、移動に必要な情報提供を行います。
	行動援護	自己判断能力が制限されている人が行動するときに、危険を回避するために必要な支援、外出支援を行います。
	重度障害者等包括支援	介護の必要性がとても高い人に、居宅介護等複数のサービスを包括的に提供します。

【サービスの実績及び見込み量】

種類	単位	H30目標 （実績）	R1目標 （実績）	R2目標 （実績）	R3 見込み	R4 見込み	R5 見込み
居宅介護 重度訪問介護 同行援護 行動援護	時間/月	340 (324)	350 (310)	360 (244)	340	340	340
重度障害者等 包括支援	人/月	31 (29)	32 (27)	33 (23)	31	31	31

第5節 日中活動系サービスについて

日中活動系サービスの利用は、利用者の状況に応じて居住系サービスと組み合わせる必要なサービスを選択することができるため、多様なサービス需要への対応が必要となってきます。そのため、利用者の個々のニーズに合わせて、適切なサービスが受けられるよう支援していきます。

【サービスの種類及び内容】

区分		名 称	サービス内容
日中活動系サービスについて	介護給付	生活介護	常に介護を必要とする人に、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。
		療養介護	医療と常時介護を必要とする人に医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の支援を行います。
		短期入所（ショートステイ） （福祉型、医療型）	自宅で介護する人の介護負担を軽減するために施設で介護を行います。
	訓練等給付	自立訓練 （機能訓練・生活訓練）	自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、身体機能又は生活能力の向上のために必要な訓練を行います。
		就労移行支援	一般企業等での就労を希望する人に一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。
		就労継続支援 （A型・B型）	一般企業等での就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。
		就労定着支援	一般就労後の障害のある人との相談を通じて生活面の課題を把握するとともに、企業や関係機関等との連絡調整やそれに伴う課題解決に向けて必要となる支援を実施するサービスです。具体的には、企業・自宅等への訪問や障害者の来所により、生活リズム、家計や体調の管理などに関する課題解決に向けて、必要な連絡調整や指導・助言等の支援を行うサービスです。

【サービスの実績及び見込量】

種類	単位	H30目標 (実績)	R1目標 (実績)	R2目標 (実績)	R3 見込み	R4 見込み	R5 見込み
生活介護	人日/月	1,012 (947)	1,034 (1,081)	1,056 (969)	1,221	1,221	1,221
	人/月	46 (43)	47 (44)	48 (45)	47	47	47
自立訓練 (機能訓練)	人日/月	22 (11)	22 (0)	22 (0)	22	22	22
	人/月	1 (1)	1 (0)	1 (0)	1	1	1
自立訓練 (生活訓練)	人日/月	66 (67)	66 (84)	66 (68)	84	84	92
	人/月	3 (3)	3 (5)	3 (5)	5	5	6
就労移行支援	人日/月	44 (58)	66 (0)	88 (0)	58	58	58
	人/月	2 (3)	3 (0)	4 (0)	3	3	3
就労継続支援 (A型)	人日/月	22 (15)	22 (0)	22 (0)	22	22	22
	人/月	1 (1)	1 (0)	1 (0)	1	1	1
就労継続支援 (B型)	人日/月	660 (560)	682 (619)	704 (621)	719	775	835
	人/月	30 (30)	31 (31)	32 (30)	34	36	38
就労定着支援	人/月	0 (0)	0 (0)	4 (0)	1	1	1
療養介護	人/月	3 (3)	3 (3)	3 (4)	4	4	5
短期入所 (福祉型)	人日/月	65 (47)	65 (75)	65 (55)	80	83	86
	人/月	5 (5)	5 (5)	5 (3)	5	5	5
短期入所 (医療型)	人日/月	0 (0)	0 (3)	13 (0)	5	5	5
	人/月	0 (0)	0 (1)	1 (0)	1	1	1

第6節 居住系サービスについて

居住系サービスには、下記のサービスがあります。

障害者支援施設入所者及び入院中の精神障害者の地域生活への移行を進めるために、広域的にグループホームの計画的な設置を促進します。

【サービスの種類及び内容】

区分		名 称	サービス内容
居住系サービス	介護給付	施設入所支援 (障害者支援施設での夜間ケア等)	施設に入所する方に対して、夜間や休日、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。
	訓練等給付	自立生活援助	障害者支援施設やグループホーム等からひとり暮らしへの移行を希望する知的障害者や精神障害者等について、本人の意思を尊重した地域生活を支援するため、一定の期間にわたり、定期的な巡回訪問や随時の対応により、障害のある人の理解力、生活力等を補う観点から、適時のタイミングで適切な支援を行うサービスです。
		共同生活援助 (グループホーム)	介護を必要とする障害者が夜間や休日、共同生活を行う住居で、入浴、排せつ、食事の介護等日常生活上の援助を行います。
		地域生活支援拠点等	障害者等の重度化・高齢化や「親亡き後」に備え、障害者等やその家族の緊急事態の対応や、ひとり暮らし等への生活の場の移行をしやすい支援をします。

【サービスの実績及び見込量】

種類	単位	H30目標 (実績)	R1目標 (実績)	R2目標 (実績)	R3 見込み	R4 見込み	R5 見込み
自立生活援助 (全体)	人/月	0 (0)	0 (0)	3 (0)	1	1	1
自立生活援助 (精神障害者)	人/月	- (0)	- (0)	- (0)	1	1	1
共同生活援助 (全体)	人/月	22 (22)	23 (22)	24 (22)	22	22	22
共同生活援助 (精神障害者)	人/月	- (2)	- (2)	- (2)	2	2	2
施設入所支援	人/月	22 (24)	21 (23)	20 (21)	21	21	21
地域生活支援拠点等の設置箇所	箇所数	-	-	-	1	1	1
地域生活支援拠点等における機能の検証及び検討の実施	回数	-	-	-	1	1	1

第7節 計画相談支援について

地域で生活するために必要となる様々な福祉サービス等をより効率的に利用していただくために、指定特定相談支援事業所が作成した「サービス等利用計画（案）」を参考にサービスの支給決定を行います。

【サービスの実績及び見込み】

種類	単位	H30目標 (実績)	R1目標 (実績)	R2目標 (実績)	R3 見込み	R4 見込み	R5 見込み
計画相談支援	人/月	15 (17)	16 (21)	17 (23)	23	25	27
地域移行支援 (全体)	人/月	1 (0)	1 (0)	1 (0)	1	1	1
地域移行支援 (精神障害者)	人/月	1 (0)	1 (0)	1 (0)	1	1	1
地域定着支援 (全体)	人/月	1 (0)	1 (0)	1 (0)	1	1	1
地域定着支援 (精神障害者)	人/月	1 (0)	1 (0)	1 (0)	1	1	1

第8節 障害児支援について（第2期小鹿野町障害児福祉計画）

障害児本人の最善の利益を考慮しながら、そのライフステージに沿って地域の保健、医療、障害福祉、保育、教育、就労支援などの関係機関が連携を図り、切れ目のない一貫した支援を提供する体制の構築を図るとともに、障害の有無にかかわらず、すべての児童が共に成長できるよう、地域社会への参加や包容（インクルージョン）を推進します。

第2期小鹿野町障害児福祉計画として、見込量をサービスごとに記載します。

【サービスの種類及び内容】

区分	名 称	サービス内容
障害児サービス	児童発達支援	未就学児に、日常生活における基本的な動作の指導、集団生活への適応訓練などを行います。
	医療型児童発達支援	医療的ニーズの高い重症心身障害児に児童発達支援を行います。
	放課後等デイサービス	就学児童（大学を除く。）に、生活能力の向上のために必要な訓練、地域との交流などを行います。
	保育所等訪問支援	保育所等を訪問し、障害のある児童に対して、他の児童との集団生活への適応のための専門的な支援、援助を行います。
	居宅訪問型児童発達支援	重度の障害の状態にあり、外出することが難しい障害のある児童を対象に居宅を訪問して児童発達支援を提供するサービスです。
	福祉型障害児入所施設・医療型障害児入所施設	障害のある児童を入所させて、保護、日常生活の指導及び自活に必要な知識や技能の付与を行う施設です。福祉サービスを行う「福祉型」と、福祉サービスに併せて治療を行う「医療型」があります。
	障害児相談支援	サービス等利用計画についての相談及び作成などの支援が必要と認められる場合に、障害のある児童の自立した生活を支え、障害のある児童の抱える課題の解決や適切なサービス利用に向けて、ケアマネジメントによりきめ細かく支援するものです。
	医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置	医療的ケア児に対する支援を総合的に調整するコーディネーターの養成研修を受講した者を配置し、医療的ケア児のサービス提供に繋がります。

【サービスの実績及び見込量】

種類	単位	H30目標 (実績)	R1目標 (実績)	R2目標 (実績)	R3 見込み	R4 見込み	R5 見込み
児童発達支援	人日/月	10 (12)	10 (10)	10 (5)	13	13	13
	人/月	3 (4)	3 (5)	3 (2)	6	6	6
医療型児童発達 支援	人日/月	0 (0)	0 (0)	15 (0)	15	15	15
	人/月	0 (0)	0 (0)	1 (0)	1	1	1
放課後等デイサ ービス	人日/月	90 (107)	90 (128)	90 (141)	128	184	221
	人/月	6 (6)	6 (8)	6 (10)	8	9	10
保育所等訪問支 援	人日/月	0 (0)	0 (0)	15 (0)	15	15	15
	人/月	0 (0)	0 (0)	1 (0)	1	1	1
居宅訪問型児童 発達支援	人日/月	0 (0)	0 (0)	15 (0)	15	15	15
	人/月	0 (0)	0 (0)	1 (0)	1	1	1
福祉型障害児入 所施設・医療型 障害児入所施設	人日/月	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0	0	0
	人/月	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0	0	0
障害児相談支援	人/月	1 (2)	1 (3)	1 (4)	3	4	5
医療的ケア児に 対する関連分野 の支援を調整す るコーディネー ターの配置	人/月	0 (0)	0 (0)	1 (0)	1	1	1

第9節 発達障害者等に対する支援について

発達障害者等の早期発見・早期支援には、発達障害者等及びその家族等への支援が重要であることから、保護者等が子どもの発達障害の特性を理解し、必要な知識や方法を身につけ、適切な対応ができるよう、発達障害者等及びその家族等に対する支援体制を確保します。

【サービスの種類及び内容】

名 称	サービス内容
ペアレントトレーニング	発達障害児の家族を対象に、発達障害への理解や適切な関わり方、その他必要な情報提供などを行います。
ペアレントメンターの養成	発達障害児の子育て経験のある親であって、その育児経験を生かし、子どもが発達障害の診断を受けて間もない親に対して相談を行うペアレントメンターの養成を行います。
ピアサポート	発達障害の子をもつ保護者や配偶者、兄弟同士及び本人同士等が集まり、お互いの悩みの相談や情報交換を行うピアサポート活動の支援を行います。

【サービスの実績及び見込み】

種類	単位	H30目標 (実績)	R1目標 (実績)	R2目標 (実績)	R3 見込み	R4 見込み	R5 見込み
ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の受講者数	人/月	- (0)	- (0)	- (0)	1	1	1
ペアレントメンターの人数	人/月	- (0)	- (0)	- (0)	0	0	1
ピアサポートの活動への参加人数	人/月	- (0)	- (0)	- (0)	1	1	1

第 10 節 自立支援医療について

更生医療、育成医療、精神通院医療の自己負担は、原則として 1 割負担ですが、低所得世帯に属する人については、月当たりの負担額に上限が設定されています。

また、一定の負担能力がある人であっても、「重度かつ継続」に該当する場合には、継続的に相当額の医療費負担が発生することから、月当たりの負担額に上限を設定しています。

自立支援給付における自立支援医療の周知を図り、その円滑な利用を促進するとともに、適正な給付に努めます。

第 11 節 地域生活支援事業について

地域生活支援事業は、障害者及び障害児がその有する能力や適性に応じ、自立した日常生活及び社会生活を営むことができるように生活をサポートするサービスで、障害者のニーズに合わせて柔軟なサービスを提供することにより、障害の有無に関わらずお互いの人格と個性を尊重し安心して暮らすことのできる社会の実現を目的とした事業です。具体的には、障害者やその家族の相談に応じるとともに、福祉サービスにかかる情報提供と援助、サービス提供機関の紹介、権利擁護のために必要な援助を行う相談支援事業を始め、成年後見制度利用支援事業、移動支援事業等があります。

地域生活支援事業には、必ず実施しなければならない事業（必須事業）と市町村の判断で地域特性等により柔軟に実施できる事業（任意事業）から構成されています。

年齢や障害種別等に関わりなく、できるだけ身近なところで必要なサービスが受けられるよう、地域生活支援事業を推進します。

(1) 必須事業

【サービスの種類及び内容】

区分	名 称	サービス内容
地域支援生活事業	(1)理解促進研修・啓発事業	地域の住民に対して、障害者及び障害児に対する理解を深めるために、町が実施する研修・啓発事業です。
	(2)自発的活動支援事業	障害者及び障害児やその家族、地域住民等が自発的に行う活動に対する支援事業です。
	(3)相談支援事業	①相談支援事業 障害者やその家族の相談に応じるとともに、福祉サービスにかかる情報提供と援助、サービス提供機関の紹介、権利擁護のために必要な援助を行います。
		②基幹相談支援センター等機能強化事業 基幹相談支援センターは、地域の相談支援の中核的な役割（地域の相談支援専門員の人材育成、広域的な調整、地域移行等に係るネットワーク構築、権利擁護、虐待対応等）を実施します。 さらに、特に必要と認められる能力を有する専門的職員を配置し、相談支援事業者等に対する専門的な指導・助言、情報収集・提供、人材育成の支援、地域移行に向けた取組等を実施することを基幹相談支援センター等機能強化事業といいます。
		③住宅入居等支援事業（居住サポート事業） 賃貸契約による一般住宅（公営住宅及び民間の賃貸住宅）への入居を希望しているが、保証人がいない等の理由により入居が困難な障害者に対し、入居に必要な調整等にかかる支援を行うとともに、家主等への相談・助言を通じて障害者の地域生活を支援する事業です。
	(4)成年後見制度利用支援事業	成年後見制度による支援が必要な知的障害者、精神障害者（発達障害、高次脳機能障害等を含む。）、認知症等の判断能力が十分でない人に対し、制度の利用を支援する事業です。
	(5)成年後見制度法人後見支援事業	成年後見制度における後見等の業務を適正に行うことができる法人を確保できる体制を整備するとともに、市民後見人の活用も含めた法人後見の活動を支援することで、障害者の権利擁護を図る事業です。

区分		名 称	サービス内容
地域支援生活事業	必須事業	(6) 意思疎通支援事業	聴覚、言語機能、音声機能、視覚、高次脳機能その他の障害のため、意思疎通を図ることに支障がある障害者及び障害児に、障害者及び障害児とその他の者との意思疎通を仲介する手話通訳者及び要約筆記者の派遣等を行う事業です。
		(7) 日常生活用具給付等事業	重度障害者に対し、自立生活支援用具等の日常生活用具を給付又は貸与する事業です。
		(8) 手話奉仕員養成研修事業	聴覚障害者等との交流活動の促進、支援者として期待される日常会話程度の手話表現技術を習得した手話奉仕員を養成研修する事業です。
		(9) 移動支援事業	移動支援事業は、屋外での移動が困難な障害者及び障害児に対し、外出のための支援を行うことにより、地域における自立生活及び社会参加を促すことを目的とする事業です。
		(10) 地域活動支援センター事業	障害のある人が通所により、創作活動又は生産活動の等を行い、社会との交流の促進を図ります。地域活動支援センターには基礎的な事業と機能強化事業があります。

【サービス実績及び見込量】

事業名	単位	H30目標 (実績)	R1目標 (実績)	R2目標 (実績)	R3 見込み	R4 見込み	R5 見込み
(1) 理解促進研修・啓発事業		実施 (実施)	実施 (実施)	実施 (実施)	実施	実施	実施
(2) 自発的活動支援事業		実施 (実施)	実施 (実施)	実施 (実施)	実施	実施	実施
(3) 相談支援事業							
①障害者相談支援事業	箇所	3 (3)	3 (3)	3 (3)	3	3	3
基幹相談支援センター		- (-)	- (-)	実施 (-)	実施	実施	実施
②基幹相談支援センター等機能強化事業		実施 (実施)	実施 (実施)	実施 (実施)	実施	実施	実施
③住宅入居等支援事業		実施 (実施)	実施 (実施)	実施 (実施)	実施	実施	実施
(4) 成年後見制度利用支援事業	人	1 (0)	1 (0)	1 (0)	1	1	1
(5) 成年後見制度法人後見支援事業		実施 (実施)	実施 (実施)	実施 (実施)	実施	実施	実施
(6) 意思疎通支援事業							
①手話通訳者・要約筆記者派遣事業	件	1 (2)	1 (5)	1 (5)	5	5	5
②手話通訳者設置事業	人	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0	0	0
(7) 日常生活用具給付等事業							
①介護・訓練支援用具	件	2 (0)	2 (0)	2 (0)	2	2	2
②自立生活支援用具	件	2 (2)	2 (2)	2 (2)	2	2	2
③在宅療養等支援用具	件	1 (1)	1 (0)	1 (0)	1	1	1
④情報・意思疎通支援用具	件	2 (2)	2 (0)	2 (0)	2	2	2
⑤排泄管理支援用具	人	324 (305)	336 (296)	348 (296)	300	300	300
⑥居宅生活動作補助用具（住宅改修費）	件	1 (1)	1 (0)	1 (0)	1	1	1

事業名		単位	H30目標 (実績)	R1目標 (実績)	R2目標 (実績)	R3 見込み	R4 見込み	R5 見込み
(8) 手話奉仕員養成研修事業 実養成講習終了見込者数		人	3 (0)	3 (0)	3 (0)	3	3	3
(9) 移動支援事業実利用見込 み者数/延べ利用見込時間数		人	16 (19)	16 (18)	16 (18)	19	20	20
		時間	720 (703.5)	720 (516.5)	720 (516.5)	720	720	720
(10) 地域活動支援 センター	町内	箇所	1 (1)	1 (1)	1 (1)	1	1	1
		人	18 (14)	18 (15)	18 (15)	18	18	18
	他市町村	箇所	1 (1)	1 (1)	1 (1)	1	1	1
		人	4 (1)	4 (1)	4 (1)	4	4	4

（２）任意事業

【サービス種類及び内容】

名称	サービス内容
福祉ホーム	住居の確保が困難な障害者が生活の場を得るとともに社会復帰と自立のために必要な指導等を受ける施設です。
訪問入浴サービス事業	訪問により居宅において入浴サービスを提供し、身体障害者の身体の清潔の保持、心身機能の維持等を図り、もって福祉の増進を図ります。
知的障害者職親委託支援事業	知的障害者の自立更生を図るため、一定期間職親に預け、生活指導及び技能訓練等を行い、雇用の促進と職場における定着を図ります。
日中一時支援事業	障害者等の日中における活動の場を確保し、障害者等の家族の就労支援及び障害者等を日常的に介護している家族の介護負担の軽減を図ります。
社会参加促進事業	障害者のスポーツ大会への参加、スポーツ・レクリエーション教室の開催、ボランティアによる声の広報の発行事業、自動車運転免許取得・改造助成事業等を実施し社会参加の促進を図ります。

【サービス実績及び見込量】

事業名	単位	H30目標 (実績)	R1目標 (実績)	R2目標 (実績)	R3 見込み	R4 見込み	R5 見込み
福祉ホーム	人/月	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0	0	0
訪問入浴サービス事業	人/月	1 (1)	1 (1)	1 (1)	1	1	1
知的障害者職親委託支援事業	人/月	- (0)	- (0)	- (0)	1	1	1
日中一時支援事業	人/月	10 (7)	10 (8)	10 (8)	10	10	10

第 12 節 その他の福祉サービスについて

障害者の多様化するニーズにきめ細かく対応するため、保健、医療、福祉が相互に連携を図りながら、障害者個人のニーズにあったサービスの提供に努めます。

障害者総合支援法に定められたサービス以外に、今後も継続して以下のサービスを提供します。また、必要に応じサービスの新設、改正等を検討します。

【サービスの種類及び内容】

名称	サービス内容
在宅重度心身障害者手当支給	在宅で重度の心身障害者に手当を支給することにより、経済的負担の軽減を図ります。
重度心身障害者医療費給付	重度心身障害者が医療を受けた場合に医療費の一部負担金を助成します。
福祉タクシー利用料金助成	在宅の心身障害者に対しタクシー利用料金の一部を助成します。
身体障害者手帳等診断書料金の助成	身体障害者手帳交付に係る診断書料金を助成します。
補装具・日常生活用具支給等に伴う自己負担金助成	心身障害者が補装具費及び日常生活用具の支給を受けたとき生じる負担金の一部を助成します。
障害児（者）生活サポート事業	障害児（者）を一時的に預かり、送迎等を行い、家族の介護負担を軽減します。
在宅酸素療法者酸素濃縮装置利用補助	在宅で酸素療法をしている人で、常時酸素濃縮装置を使用している方に対し、酸素濃縮装置にかかる電気料金の一部を助成します。
自動車等燃料費助成	社会参加の促進を図るため、自動車等の燃料費の一部を助成します。
難病患者の通院に要する交通費補助	難病の治療及び人工透析等の通院に要する交通費の一部を助成します。
重度障害者居宅改善整備	重度障害者の日常生活における利便を図るため、居室、トイレ等の一部を改善整備する費用を一部助成します。

第4章 計画の推進に向けて

第1節 計画の推進

【現状と課題】

計画の推進に当たっては、障害者が地域で自立して生活していくための計画であることから、具体的な事業の企画や実施に当たっては、障害者の意見や要望が十分反映されるよう障害者自身が参画できるよう努める必要があります。

また、障害者施策を推進するためには、地域住民の理解と協力が不可欠です。地域の特性を生かしながら、地域福祉を推進する必要があります。

さらに、民生委員・児童委員は、障害者の相談活動、各種福祉サービスの周知など活動場面の増加が予想されることから、地域住民とのパイプ役として、十分な情報交換と連携が図られるよう支援します。

【推進の内容】

■町民参加による福祉活動の展開

- ・社会福祉協議会の充実、ボランティア団体等の育成等に努めます。
- ・障害者が住み慣れた地域社会で、生きがいをもって、安心して暮らすために、住民参加型サービスの充実と担い手の育成に努めます。
- ・障害者団体による福祉向上のための活動を支援するとともに、障害者も含めた町民、地域社会、企業などが役割を分担し、共に力を合わせて地域福祉の推進に取り組んでいける社会づくりに努めます。

■民間団体などとの連携

- ・サービスが総合的・効果的に推進されるよう、社会福祉法人、医療機関、民間事業者、民生委員・児童委員協議会、障害者団体、保護者団体などと連携強化を図ります。

第2節 障害福祉に係る行政などの体制

【現状と課題】

障害福祉サービスを提供する上で、広域的に対応することが望ましい事業や共通する行政課題については、近隣市町と連携して、共同で実施することが必要です。

また、より大きな課題については、国・県との連携のもとに総合的な施策の推進を図る必要があります。

計画内容が町行政の広範な分野にわたっていることから、関係各課からなる庁内推進体制を確立し、効果的なサービスの提供に努める必要があります。

【推進の内容】

■推進体制の確立

- ・計画に定めた各事業の推進に当たっては、国・県との連携を図るとともに、秩父郡市1市4町での協議を進め、連携して総合的な施策の推進に取り組みます。
- ・秩父地域自立支援協議会を活用し、本計画にかかる施策・事業の円滑な推進を図るとともに、相談事業の評価や困難事例への対応等の協議、調整を行います。
- ・計画の推進に当たっては、庁内の推進体制を確立し、計画的、効果的な事業の実施に努めます。

■人材の養成・確保

- ・障害者の福祉・保健・医療にかかるニーズに適切に対応できるよう、保健師、社会福祉士、精神保健福祉士やホームヘルパーなどの専門職員や、スポーツ・芸術活動などの指導を行う人材の育成に努めます。
- ・障害者の多様化するニーズに対応できるサービスを提供するため、職員研修を実施し、資質の向上を図ります。

第3節 達成状況による点検・評価

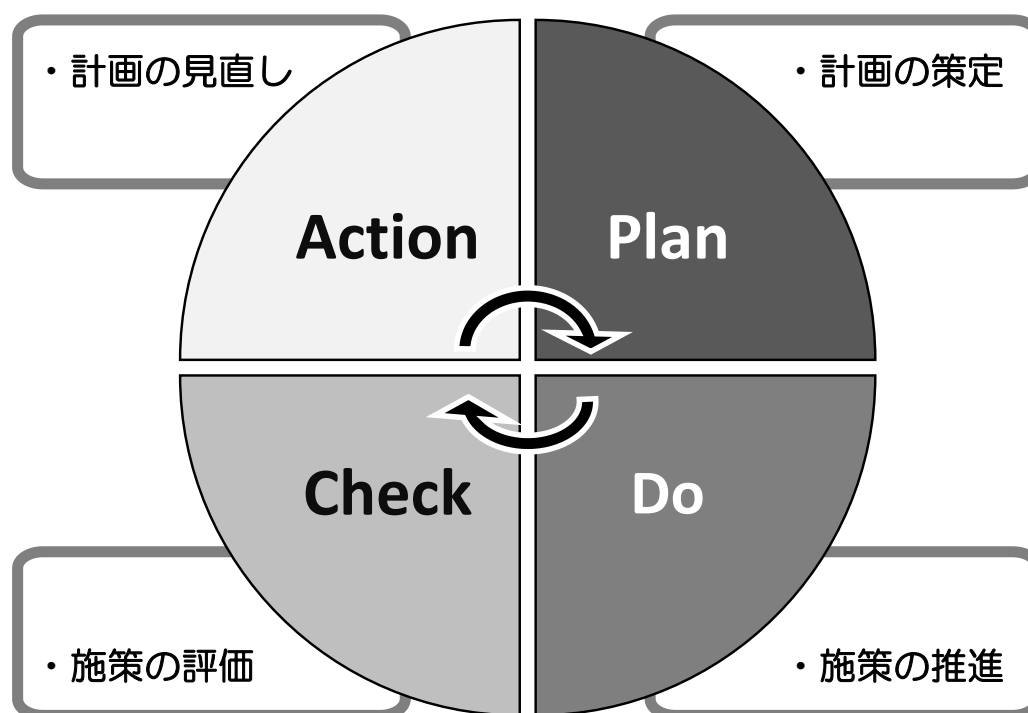
各年度において障害福祉サービスのサービス支給量、地域生活への移行、一般就労への移行の達成状況について点検・評価します。また、3年ごとの計画見直しの際に策定委員会において、計画の点検・評価を行います。

計画策定の際には、アンケート調査などを行い、制度の浸透状況や住民の意向を把握したうえで、策定委員会において計画の点検・評価を行います。

アンケートなどで、把握しきれない詳細部分については、随時聞き取り調査などにより点検・評価を行います。さらに、普段のケースワークの際にも当事者からの声や民生委員・児童委員、ホームヘルパーなどからの情報により、意向の把握に努め、計画を点検・評価し、見直しに努めます。

「計画（Plan）⇒実施（Do）⇒点検・評価（Check）⇒見直し（Action）」のすべての段階に住民が参加できる体制を整備していきます。

PDCA サイクル



資料編

(1) 第3次小鹿野町障害者計画の実施状況

第3次小鹿野町障害者計画の基本理念、基本方針のもとに実施された個別の施策の成果結果を以下に示します。

(1) 実施状況の概要

施策の名称	項目数	A：期待以上の成果をあげた		B：期待どおりの成果をあげた		C：期待どおりの成果をあげていない		D：大幅に取組が遅れている	
		項目数	割合(%)	項目数	割合(%)	項目数	割合(%)	項目数	割合(%)
1 やさしいところのまちづくり	22	18	81.8%	4	18.2%	0	0.0%	0	0.0%
2 いきいきと生活できるまちづくり	36	31	86.1%	2	5.6%	2	5.6%	1	2.8%
3 すこやかに育むまちづくり	24	22	91.7%	2	8.3%	0	0.0%	0	0.0%
4 生きがいのあるまちづくり	8	6	75.0%	2	25.0%	0	0.0%	0	0.0%
5 安心・安全なまちづくり	17	11	64.7%	3	17.6%	2	11.8%	1	5.9%
合 計	107	88	82.2%	13	12.1%	4	3.7%	2	1.9%

(2) 項目ごとの実施状況

(評価 A : 期待以上の成果をあげた / B : 期待どおりの成果をあげた / C : 期待どおりの成果をあげていない / D : 大幅に取組が遅れている)

(今後の方向性 A : 事業の拡充 / B : 事業の継続 / C : 事業の見直し / D : 廃止または記載から削除)

施策1 やさしいところのまちづくり

(1) 基盤整備の推進

計画 Plan			H30～R2 実施状況 Do	評価 Check	今後の 方向性 Action	担当課						
項目	事業名	事業内容										
① 町 民 と 行 政 の 交 流 の 推 進	交 流 の 機 会 の 促 進	懇談会等の開催により、交 流の機会を促進します。	懇談等については障害者団体と直接話 し合いの場を設けることができました。 また障害者団体が行う会議の開催 場所の確保に協力しました。	A	B	福祉課						
② 交 流 拠 点 づ くり	障 害 者 の 交 流 の 拠 点 づ くり	障 害 者 の 交 流 の 拠 点 づ くり	地域活動支援センター（ふれあい作業 所）利用者 <table><tr><td>H30</td><td>R1</td><td>R2</td></tr><tr><td>14 人</td><td>15 人</td><td>15 人</td></tr></table>	H30	R1	R2	14 人	15 人	15 人	A	B	福祉課
H30	R1	R2										
14 人	15 人	15 人										
③ 情 報 提 供 体制の確立	イン ター ネ ッ ト による 町 民 への 情 報 提 供	本町のインターネットのホ ームページに、障害者に必 要と思われる情報を掲載し ていきます。パソコンや携 帯電話からの閲覧が可能と なっており、情報提供の充 実を図ります。	広報おがの及び町ホームページに、燃 料費補助、難病患者通院交通費補助、 在宅酸素療法補助、障害者差別解消、 障害者虐待防止等の情報を掲載してい ます。	B	B	総務課 福祉課						
	障 害 者 向 け の 効果的な 情 報 提 供	情報入手が難しい障害者に は、視覚障害者用拡大読書 器など日常生活用具の給付 や声の広報等の配付によ り、情報の提供に努めます。	・視覚障害者用拡大読書器の給付 <table><tr><td>H30</td><td>R1</td><td>R2</td></tr><tr><td>0 件</td><td>1 件</td><td>0 件</td></tr></table> ・声の広報 年12回発行（小鹿野町社 会福祉協議会）	H30	R1	R2	0 件	1 件	0 件	A	B	福祉課 社会福祉 協議会
H30	R1	R2										
0 件	1 件	0 件										

計画 Plan			H30～R2 実施状況 Do	評価 Check	今後の 方向性 Action	担当課						
項目	事業名	事業内容										
④行政の推進 体制の確立	庁内各課連携 体制の確立	計画の推進を図るため、庁内関係課の連携体制の強化を図ります。	・障害者差別解消職員研修 <table><tr><td>H30</td><td>R1</td><td>R2</td></tr><tr><td>1回</td><td>1回</td><td>1回</td></tr></table> ・町内の障害福祉サービス事業所一覧等を各課に配付。	H30	R1	R2	1回	1回	1回	B	B	総務課 福祉課
	H30	R1	R2									
	1回	1回	1回									
関係機関との 連携体制の確立	計画の総合的な推進を図るため、国・県をはじめ、近隣市町村や保健・医療・福祉等関連分野の各機関との連携体制の確立を図ります。	・包括ケア会議や高齢者見守りネットワーク推進会議等で情報提供・検討を実施。ケース対応等で他課や施設等連携の必要な場合には、随時連携を図っています。専門的な対応の場合には、県の担当者や相談窓口を利用し、支援しています。 ・秩父地域自立支援協議会の開催（1市4町の障害福祉担当、県、相談支援事業所、障害福祉サービス事業所等で構成し、秩父地域の障害福祉に関するシステムづくりの協議の場） （1）全体会 各年度 2回 （2）運営会議 各年度6回 （3）はたらく部会（就労支援）、くらす部会（生活支援）、そだてる部会（療育支援） 各年度5～6回 （4）相談支援連絡会議 各年度12回 （5）サービス管理者と相談支援専門員の連携研修 各年度1回 （6）グループスーパービジョン研修 各年度1回～2回	A	B	福祉課 保健課 町立病院							
	市民のプライバシー保護	本町は、個人情報やプライバシーの保護について慎重に配慮して業務を行っていますが、今後、さらに人権に配慮し、個人情報やプライバシー保護に努めます。	個人情報に関する情報（個人番号に関する情報を含む）については、施錠できる保管庫の管理するとともに電話等による照会に対しては本人確認の上回答することとしています。	A	B	総務課 福祉課						

(2) 福祉の環境づくり

計画 Plan			H30～R2 実施状況 Do	評価 Check	今後の 方向性 Action	担当課																		
項目	事業名	事業内容																						
① 理解と交流 の促進	広報・広聴活動 の充実	町広報紙等に障害者（発達障害者及び高次脳機能障害者を含む。）や難病等患者に関わる情報を順次掲載していく等、広報活動の充実を図ります。施策等の広報に当たっては、専門用語の使用を避けるなど、わかりやすいものとするよう配慮します。また、広聴活動については、機会があるごとに障害者団体等を通じて行うなど障害者の意見・要望を幅広く取り入れることができるよう努めます。	・広報おがの及び町ホームページに、燃料費補助、難病患者通院交通費補助、在宅酸素療法補助、障害者差別解消、障害者虐待防止等の情報を掲載しています。 ・障害者差別解消講演、あいサポーター研修、成年後見制度講演会、精神障害者理解に対する理解啓発研修等について、町内の団体、民間企業等に通知を配付しています。	B	B	総務課 福祉課																		
	啓発・交流活動 の充実	障害者に関する正しい知識の普及や理解に努めるため、啓発活動を推進します。町民一人ひとりが、思いやりをもって必要なときに必要な手助けができる環境となるように交流活動の場を設けます。	・障害者差別解消講演、あいサポーター研修、成年後見制度講演会、精神障害者理解に対する理解啓発研修等について、町内の団体、民間企業等に通知を配付。 ・障害者差別解消講演会（秩父圏域で実施） <table><tr><td>H30</td><td>R1</td><td>R2</td></tr><tr><td>1回</td><td>1回</td><td>1回</td></tr></table> ・あいサポーター研修（秩父圏域で実施） <table><tr><td>H30</td><td>R1</td><td>R2</td></tr><tr><td>10回</td><td>7回</td><td>開催未定</td></tr></table> ・精神障害者理解に対する理解啓発研修 <table><tr><td>H30</td><td>R1</td><td>R2</td></tr><tr><td>1回</td><td>1回</td><td>1回</td></tr></table>	H30	R1	R2	1回	1回	1回	H30	R1	R2	10回	7回	開催未定	H30	R1	R2	1回	1回	1回	A	B	福祉課
	H30	R1	R2																					
1回	1回	1回																						
H30	R1	R2																						
10回	7回	開催未定																						
H30	R1	R2																						
1回	1回	1回																						
障害者週間 における啓発	障害者週間（12月3日～12月9日）を中心に、町民の障害に対する正しい知識の普及を図るために、広報紙やポスターによるPRを進めます。	障害者週間における県の実施する事業等について、広報おがの及びポスターによるPRをしています。	B	B	福祉課																			

計画 Plan			H30～R2 実施状況 Do	評価 Check	今後の 方向性 Action	担当課
項目	事業名	事業内容				
①理解と交流 の促進	一般の方への 理解の推進	身体障害者、知的障害者、 精神障害者（発達障害者及 び高次脳機能障害者を含 む。）や難病等患者への理 解を深め、障害者が差別を されたり、権利を侵害され ることのないように一層 の啓発活動に努めます。	・障害者差別解消講演、あいサポーター 研修、成年後見制度講演会、精神障害者 理解に対する理解啓発研修等につい て、町内の団体、民間企業等に通知を配 付しています。	A	B	福祉課
②福祉教育の 充実	福祉教育の充 実	町では、保育所（園）、幼稚 園、学校教育を通じて、障 害や障害者に対する理解 を広めるための福祉教育 を進めてきました。子ども の頃から年齢に応じた福 祉の心をもてるよう、家庭 を含め地域、学校、行政が 連携し、子どもたちが福祉 について学ぶ機会の提供 に努めます。	・各小学校の総合的な学習の時間の中 で、手話体験教室や特別養護老人ホー ム、デイサービスセンター等の見学、車 椅子体験、アイマスク体験などを行っ ています。 ・中学校で、特別養護老人ホーム、養護 老人ホーム等において、職場体験を行 っています。	A	B	学校教 育課

(3) 支える人づくり

計画 Plan			H30～R2 実施状況 Do	評価 Check	今後の 方向性 Action	担当課											
項目	事業名	事業内容															
①人材の育成	専門的人材の 育成	福祉サービスを実施する ためには、専門的知識のあ る人を育て、確保していく ことが欠かせません。保健 師やホームヘルパー等に 専門的知識を身に付ける ための研修等を行い、資質 の向上に努めます。	・小鹿野町ヘルパーステーションのヘルパー対象の研修、地域包括ケア会議において、精神障害者に対する理解啓発、障害者手帳制度、障害者総合支援法に基づく障害福祉サービス、障害虐待防止、成年後見制度等の研修を行っています。（福祉課） ・小鹿野町ヘルパーステーションは毎月研修会を実施しています。保健師は保健師業務研究会や保健師連絡会、県主催の研修会等に出席し、資質の向上に努めています。（保健課）	A	B	福祉課 保健課											
	町職員研修の 充実	障害について町職員の理 解を促進するために、研修 の充実を図り、町職員の資 質向上に努めます。	・障害者差別解消職員研修、精神障害者への理解不足を解消するための啓発研修を開催し、各課職員が参加しています。 障害者差別解消職員研修 <table><tr><td>H30</td><td>R1</td><td>R2</td></tr><tr><td>1回</td><td>1回</td><td>1回</td></tr></table> 精神障害者への理解不足を解消するための啓発研修 <table><tr><td>H30</td><td>R1</td><td>R2</td></tr><tr><td>1回</td><td>1回</td><td>1回</td></tr></table>	H30	R1	R2	1回	1回	1回	H30	R1	R2	1回	1回	1回	A	B
H30	R1	R2															
1回	1回	1回															
H30	R1	R2															
1回	1回	1回															
②ボランティア活動の支援	ボランティア講座の充実	ボランティアは、個人の自由な意思に基づく活動であり、個人の自発性や創意工夫が期待されます。今後は、社会経験の豊富な、定年退職後の高齢者等の人材の発掘も必要です。ボランティア講座の開催や講座修了者の活動を支援していきます。	・支えあいボランティア研修を社会福祉協議会主催で児童館等で開催。 <table><tr><td>H30</td><td>R1</td><td>R2</td></tr><tr><td>0回</td><td>1回</td><td>0回</td></tr></table>	H30	R1	R2	0回	1回	0回	A	B	福祉課					
	H30	R1	R2														
0回	1回	0回															
	ボランティアに関する情報提供の充実	町のホームページにボランティア支援のページがあり、情報提供をしています。 ボランティアを依頼するとき、ボランティア活動に参加するとき等の情報の充実を図ります。	随時、社会福祉協議会のHPにボランティア情報を掲載。	A	B	福祉課											

(4) 権利擁護の取組

計画 Plan			H30～R2 実施状況 Do	評価 Check	今後の 方向性 Action	担当課						
項目	事業名	事業内容										
① 権利擁護の 推進	権利擁護事業 の普及	社会福祉協議会の事業として、権利擁護事業があります。知的障害者や精神障害者等判断能力が十分でないため、自らの選択により適切なサービスを利用することが困難な人に対して、福祉サービス利用の援助や日常的な金銭管理等を行います。また、窓口等における障害者への配慮について意識の向上を図るとともに障害者虐待防止センターの24時間対応を図ります。	・社会福祉協議会の地域権利擁護事業として第二種社会福祉事業である「日常生活自立支援事業（福祉サービス利用援助事業）」を実施している。福祉サービスの利用援助や日常生活上の手続きや金銭管理の援助、書類の預かり等を専門員と生活支援員で訪問して実施している。（小鹿野町社会福祉協議会） ・障害者虐待防止センターについては、日中は福祉課(TEL75-4109)、夜間是小鹿野庁舎(TEL75-1221)警備委託先が受付け、担当課が24時間対応としています。（福祉課） 障害者虐待件数 <table><tr><td>H30</td><td>R1</td><td>R2</td></tr><tr><td>2 件</td><td>2 件</td><td>1 件</td></tr></table>	H30	R1	R2	2 件	2 件	1 件	A	B	福祉課 社会福祉協議会
	H30	R1	R2									
	2 件	2 件	1 件									
虐待防止など 人権に関する 啓発の推進		障害者に対する虐待防止のため、関係者に対する意識啓発、地域での取組に関する啓発を行います。	障害者の差別や人権に関する啓発の推進としては、障害者差別解消講演会（秩父圏域で実施）を行い、周知をしています。虐待防止のための関係者に対する意識啓発としては、小鹿野町ヘルパーステーション向けの虐待研修等を行っています。	A	B	福祉課						
虐待等への的確な 対応のための体制整備		虐待の早期発見のためのチェック機能の強化と、警察や医療機関、民生委員・児童委員などの関係団体との連携強化による速やかな連絡・連携体制の強化を図ります。	警察や障害福祉サービス事業所等から虐待通報や虐待が疑われる情報提供があった際には、福祉課を始め状況に応じて保健師等にも介入してもらい、事実確認や再発の防止等迅速な対応ができるようにしています。	A	B	福祉課						

計画 Plan			H30～R2 実施状況 Do	評価 Check	今後の 方向性 Action	担当課												
項目	事業名	事業内容																
①権利擁護の 推進	差別の禁止の 周知	障害者に対する差別等について、広報紙での啓発やホームページの活用による情報提供を強化すると共に、各種行事等を活用し積極的な啓発活動に努めます。解決が困難な差別事案については、秩父地域差別解消支援地域協議会に助言を求めて解決に当たります。	障害者差別解消講演会（秩父圏域で実施）を行い、障害者差別の禁止の周知を行っています。ホームページには障害者差別の解消の推進ということで、障害者差別解消法を中心に掲載し、情報提供・啓発等を行っています。困難な差別事案については、秩父地域差別解消支援地域協議会にも助言を求める等の体制を取っています。	A	B	福祉課												
②成年後見制度の普及	成年後見制度の普及	知的障害者や精神障害者等の判断能力が十分でない人の保護（財産管理や身上監護）を行う成年後見制度及び法人後見や市町村長による申立ての制度について、機会があるごとに障害者団体等を通じてPRするとともに町広報等より周知し、普及を図ります。相談窓口である町の関係職員の資質を向上するなどの相談体制の整備等、制度の利用を促進するための体制を整備します。また、成年後見制度利用支援事業を継続して行うとともに、成年後見制度法人後見事業を行い、法人後見人の育成を図ります。	・成年後見制度法人後見講演会を開催。 <table><tr><td>H30</td><td>R1</td><td>R2</td></tr><tr><td>1回</td><td>1回</td><td>0回</td></tr></table> ※R2は、新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止	H30	R1	R2	1回	1回	0回	A	B	福祉課 社会福祉協議会						
	H30	R1	R2															
1回	1回	0回																
	日常生活自立支援事業の充実	契約能力がある場合については、福祉サービス利用に関する手続の援助や日常的な金銭管理や各種申請などを支援します。	日常生活自立支援事業 契約状況（社会福祉協議会） <table><tr><td></td><td>人数</td><td>内訳</td></tr><tr><td>H30</td><td>4名</td><td>同行支援3名 代理支援1名</td></tr><tr><td>R1</td><td>5名</td><td>同行支援4名 代理支援1名</td></tr><tr><td>R2</td><td>5名</td><td>同行支援4名 代理支援1名</td></tr></table>		人数	内訳	H30	4名	同行支援3名 代理支援1名	R1	5名	同行支援4名 代理支援1名	R2	5名	同行支援4名 代理支援1名	A	B	福祉課
	人数	内訳																
H30	4名	同行支援3名 代理支援1名																
R1	5名	同行支援4名 代理支援1名																
R2	5名	同行支援4名 代理支援1名																

施策2 いきいきと生活できるまちづくり

(1) 相談体制の整備

計画 Plan			H30～R2 実施状況 Do	評価 Check	今後の 方向性 Action	担当課
項目	事業名	事業内容				
①相談体制の整備	総合相談窓口の整備	障害者の様々な相談に対応できるよう、相談支援事業者等との連携を図り、相談体制の充実を図ります。 民生委員・児童委員、身体障害者相談員や知的障害者相談員等身近な相談体制の充実を図るとともに障害者による障害者の相談体制も充実させていきます。 特に発達障害や高次脳機能障害については、専門性が高いことから、国・県の専門機関や医療機関と連携するとともに、相談窓口である町の関係職員の資質を向上し、自立支援医療、障害者手帳、障害年金制度の周知、雇用継続等の適切な支援を図ります。また、特定疾病により介護保険制度が適用される第2号被保険者については、介護保険担当と障害福祉担当の連携を強め、切れ目のない支援に取り組めます。 障害者本人や家族の方の希望を丁寧に聞きとり、現在の制度や施設の利用のほか、地域で必要とされていると思われることを秩父地域自立支援協議会に提案するなど、障害者がより暮らしやすい地域になるよう課題の解決に努めます。	・障害者や民生委員・児童委員等からの相談内容に応じ、丁寧な対応を心がけ、必要に応じ相談支援事業所と連携し対応しています。 ・平成27年度から町内の保育所(園)・こども園、子育て支援センターを対象に発達支援巡回事業を実施しています。 ・特定疾病による介護保険制度の適用者も含む介護保険サービス利用者に対する、障害福祉サービスからの切れ目のない支援について、介護保険担当と障害福祉担当の連携を強め、支援しています。	A	B	福祉課

(2) 福祉サービスの充実

計画 Plan			H30～R2 実施状況 Do	評価 Check	今後の 方向性 Action	担当課																															
項目	事業名	事業内容																																			
①日中活動の場の確保(訪問系サービス・日中活動系サービス)	居宅介護(ホームヘルプ)	日常生活に支障のある身体・知的・精神に障害のある人や障害児を対象に自宅で入浴、排せつ、食事の介護等を行う居宅介護の充実を図ります。	目標 <table><tr><td>単位</td><td>H30</td><td>R1</td><td>R2</td></tr><tr><td>時間月</td><td>340</td><td>350</td><td>360</td></tr></table> 実績 <table><tr><td>単位</td><td>H30</td><td>R1</td><td>R2</td></tr><tr><td>時間月</td><td>324</td><td>310</td><td>244</td></tr></table>	単位	H30	R1	R2	時間月	340	350	360	単位	H30	R1	R2	時間月	324	310	244	A	B	福祉課															
	単位	H30	R1	R2																																	
	時間月	340	350	360																																	
	単位	H30	R1	R2																																	
	時間月	324	310	244																																	
	重度訪問介護	重度の肢体不自由者で常に介護を必要とする人に、自宅で、入浴、排せつ、食事の介護、外出時における移動支援等を総合的に行います。	実績 <table><tr><td>単位</td><td>H30</td><td>R1</td><td>R2</td></tr><tr><td>時間月</td><td>324</td><td>310</td><td>244</td></tr></table>	単位	H30	R1	R2	時間月	324	310	244																										
	単位	H30	R1	R2																																	
時間月	324	310	244																																		
同行援護	移動に著しい困難のある視覚障害のある人を対象に、外出時における移動の援護や、移動に必要な情報提供を行います。	目標 <table><tr><td>単位</td><td>H30</td><td>R1</td><td>R2</td></tr><tr><td>人/月</td><td>31</td><td>32</td><td>33</td></tr></table> 実績 <table><tr><td>単位</td><td>H30</td><td>R1</td><td>R2</td></tr><tr><td>人/月</td><td>29</td><td>27</td><td>23</td></tr></table>	単位	H30	R1	R2	人/月	31	32	33	単位	H30	R1	R2	人/月	29	27	23																			
単位	H30	R1	R2																																		
人/月	31	32	33																																		
単位	H30	R1	R2																																		
人/月	29	27	23																																		
行動援護	自己判断能力が制限されている人が行動するときに、危険を回避するために必要な支援や外出支援の充実を図ります。																																				
重度障害者等包括支援	介護の必要性がとて高い人に、居宅介護等複数のサービスを包括的にを行い、支援します。																																				
短期入所(ショートステイ)	自宅で介護する人が病気等の理由で一時的に介護ができない場合に施設で、入浴、排せつ、食事の介護等を行う短期入所の利用促進を図ります。	目標 <table><tr><td>単位</td><td>H30</td><td>R1</td><td>R2</td></tr><tr><td>人日/日</td><td>65</td><td>65</td><td>78</td></tr></table> 実績 <table><tr><td>単位</td><td>H30</td><td>R1</td><td>R2</td></tr><tr><td>人日/日</td><td>47</td><td>78</td><td>55</td></tr></table> 目標 <table><tr><td>単位</td><td>H30</td><td>R1</td><td>R2</td></tr><tr><td>人/月</td><td>5</td><td>5</td><td>6</td></tr></table> 実績 <table><tr><td>単位</td><td>H30</td><td>R1</td><td>R2</td></tr><tr><td>人/月</td><td>5</td><td>6</td><td>3</td></tr></table>	単位	H30	R1	R2	人日/日	65	65	78	単位	H30	R1	R2	人日/日	47	78	55	単位	H30	R1	R2	人/月	5	5	6	単位	H30	R1	R2	人/月	5	6	3	A	B	福祉課
単位	H30	R1	R2																																		
人日/日	65	65	78																																		
単位	H30	R1	R2																																		
人日/日	47	78	55																																		
単位	H30	R1	R2																																		
人/月	5	5	6																																		
単位	H30	R1	R2																																		
人/月	5	6	3																																		

計画 Plan			H30～R2 実施状況 Do	評価 Check	今後の 方向性 Action	担当課											
項目	事業名	事業内容															
①日中活動の場の確保（訪問系サービス・日中活動系サービス）	生活介護	常に介護を必要とする人に障害者支援施設等で、昼間、入浴、排せつ、食事の介護等を行うとともに、創作的活動や生産活動の機会を提供します。	目標				A	B	福祉課								
			<table><tr><td>単位</td><td>H30</td><td>R1</td><td>R2</td></tr><tr><td>人日/日</td><td>1,012</td><td>1,034</td><td>1,056</td></tr></table>							単位	H30	R1	R2	人日/日	1,012	1,034	1,056
			単位	H30	R1	R2											
			人日/日	1,012	1,034	1,056											
			実績														
			<table><tr><td>単位</td><td>H30</td><td>R1</td><td>R2</td></tr><tr><td>人日/日</td><td>947</td><td>1,081</td><td>969</td></tr></table>							単位	H30	R1	R2	人日/日	947	1,081	969
			単位	H30	R1	R2											
			人日/日	947	1,081	969											
			目標														
			<table><tr><td>単位</td><td>H30</td><td>R1</td><td>R2</td></tr><tr><td>人/月</td><td>46</td><td>47</td><td>48</td></tr></table>							単位	H30	R1	R2	人/月	46	47	48
			単位	H30	R1	R2											
			人/月	46	47	48											
実績																	
<table><tr><td>単位</td><td>H30</td><td>R1</td><td>R2</td></tr><tr><td>人/月</td><td>43</td><td>44</td><td>45</td></tr></table>				単位	H30	R1	R2	人/月	43	44	45						
単位	H30	R1	R2														
人/月	43	44	45														
	自立訓練（機能訓練・生活訓練）	自立した日常生活や社会生活ができるよう、一定期間、身体機能や生活能力の向上のために必要な訓練を行い、支援します。	機能訓練				A	B	福祉課								
			目標														
			<table><tr><td>単位</td><td>H30</td><td>R1</td><td>R2</td></tr><tr><td>人日/日</td><td>22</td><td>22</td><td>22</td></tr></table>							単位	H30	R1	R2	人日/日	22	22	22
			単位	H30	R1	R2											
			人日/日	22	22	22											
			実績														
			<table><tr><td>単位</td><td>H30</td><td>R1</td><td>R2</td></tr><tr><td>人日/日</td><td>11</td><td>0</td><td>0</td></tr></table>							単位	H30	R1	R2	人日/日	11	0	0
			単位	H30	R1	R2											
			人日/日	11	0	0											
			目標														
			<table><tr><td>単位</td><td>H30</td><td>R1</td><td>R2</td></tr><tr><td>人/月</td><td>1</td><td>1</td><td>1</td></tr></table>							単位	H30	R1	R2	人/月	1	1	1
			単位	H30	R1	R2											
人/月	1	1	1														
実績																	
<table><tr><td>単位</td><td>H30</td><td>R1</td><td>R2</td></tr><tr><td>人/月</td><td>1</td><td>0</td><td>0</td></tr></table>				単位	H30	R1	R2	人/月	1	0	0						
単位	H30	R1	R2														
人/月	1	0	0														
生活訓練																	
目標																	
<table><tr><td>単位</td><td>H30</td><td>R1</td><td>R2</td></tr><tr><td>人日/日</td><td>66</td><td>66</td><td>66</td></tr></table>				単位	H30	R1	R2	人日/日	66	66	66						
単位	H30	R1	R2														
人日/日	66	66	66														
実績																	
<table><tr><td>単位</td><td>H30</td><td>R1</td><td>R2</td></tr><tr><td>人日/日</td><td>67</td><td>84</td><td>68</td></tr></table>				単位	H30	R1	R2	人日/日	67	84	68						
単位	H30	R1	R2														
人日/日	67	84	68														
目標																	
<table><tr><td>単位</td><td>H30</td><td>R1</td><td>R2</td></tr><tr><td>人/月</td><td>3</td><td>3</td><td>3</td></tr></table>				単位	H30	R1	R2	人/月	3	3	3						
単位	H30	R1	R2														
人/月	3	3	3														
実績																	
<table><tr><td>単位</td><td>H30</td><td>R1</td><td>R2</td></tr><tr><td>人/月</td><td>3</td><td>5</td><td>5</td></tr></table>				単位	H30	R1	R2	人/月	3	5	5						
単位	H30	R1	R2														
人/月	3	5	5														

計画 Plan			H30～R2 実施状況 Do	評価 Check	今後の 方向性 Action	担当課			
項目	事業名	事業内容							
①日中活動の場の確保(訪問系サービス・日中活動系サービス)	就労移行支援	一般企業等への就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行い、雇用への移行に向けた支援を行います。	目標	A	B	福祉課			
			単位				H30	R1	R2
			人日/日				44	66	88
			実績						
			単位						
			人日/日				58	0	0
	目標								
	単位							H30	R1
	人/月	2	3				4		
	実績								
単位	H30							R1	R2
人/月	3	0	0						
就労継続支援 (雇用型・非雇用型)	(1) A型(雇用型)：利用者 と事業者が雇用関係を 結び、知識や能力の向上の ために必要な訓練を行 います。		目標	A	B	福祉課			
			単位				H30	R1	R2
			人日/日				22	22	22
			実績						
			単位						
			人日/日				15	0	0
	目標								
	単位							H30	R1
	人/月	1	1				1		
	実績								
	単位							H30	R1
	人/月	1	0				0		
	(2) B型(非雇用型)：一 般企業等で雇用されるこ とが困難な人に就労の機 会を提供し、支援します。			目標	A	B	福祉課		
				単位				H30	R1
人日/日				660				682	704
実績									
単位									
人日/日				560				619	621
目標									
単位									
人/月				30				31	32
実績									
単位									
人/月				30				31	30

計画 Plan			H30～R2 実施状況 Do	評価 Check	今後の 方向性 Action	担当課
項目	事業名	事業内容				
①日中活動の場の確保（訪問系サービス・日中活動系サービス）	療養介護	医療と常時介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の世話をを行います。	目標 単位 H30 R1 R2 人/月 3 3 3 実績 単位 H30 R1 R2 人/月 3 3 4	A	B	福祉課
	児童発達支援	障害児に、日常生活における基本的な動作の指導、集団生活への適応訓練等を行い、支援します。	目標 単位 H30 R1 R2 人日/日 10 10 10 実績 単位 H30 R1 R2 人日/日 12 10 5 目標 単位 H30 R1 R2 人/月 3 3 3 実績 単位 H30 R1 R2 人/月 4 5 2	A	B	福祉課
②住まいの場の確保（居住系サービス）	施設入所支援（障害者支援施設での夜間ケア等）	施設に入所している人に、夜間や休日に入浴、排せつ、食事の介護等を行い、支援します。	目標 単位 H30 R1 R2 人/月 22 21 20 実績 単位 H30 R1 R2 人/月 24 23 21	A	B	福祉課
	共同生活援助（グループホーム）	介護を必要とする障害者が夜間や休日、共同生活を行う住居で、入浴、排せつ、食事の介護等日常生活上の援助を行います。また、地域での生活を支援するためにグループホームの整備を広域的に促進します。	目標 単位 H30 R1 R2 人/月 22 23 24 実績 単位 H30 R1 R2 人/月 21 22 21	A	B	福祉課

計画 Plan			H30～R2 実施状況 Do	評価 Check	今後の 方向性 Action	担当課							
項目	事業名	事業内容											
③地域生活支援の充実	相談支援事業	在宅の障害者やその家族の地域における生活を支援するため、障害のある人、その保護者、介護者等からの相談に応じ、必要な情報提供や権利擁護のために必要な援助を行います。	相談支援事業所数 <table><tr><td>H30</td><td>R1</td><td>R2</td></tr><tr><td>3 箇所</td><td>3 箇所</td><td>3 箇所</td></tr></table>		H30	R1	R2	3 箇所	3 箇所	3 箇所	A	B	福祉課
	H30	R1	R2										
	3 箇所	3 箇所	3 箇所										
	移動支援事業	屋外での移動が困難な障害者等に外出のための支援を行うことにより、地域における自立生活、社会参加を促進します。	実利用者数 <table><tr><td>H30</td><td>R1</td><td>R2</td></tr><tr><td>19 人</td><td>18 人</td><td>18 人</td></tr></table>		H30	R1	R2	19 人	18 人	18 人	A	B	福祉課
	H30	R1	R2										
	19 人	18 人	18 人										
	意思疎通支援事業（コミュニケーション支援事業から名称変更）	聴覚、言語機能、音声機能、視覚、高次脳機能等の障害のため、意思疎通を図ることに支障がある人その他の人の意思疎通を仲介するために、手話通訳や要約筆記等を行う人の派遣等を行い、意思疎通の円滑化を図ります。	実利用者数 <table><tr><td>H30</td><td>R1</td><td>R2</td></tr><tr><td>2 人</td><td>1 人</td><td>1 人</td></tr></table>		H30	R1	R2	2 人	1 人	1 人	A	B	福祉課
H30	R1	R2											
2 人	1 人	1 人											
日常生活用具給付等事業	重度障害のある人等に対し、日常生活用具等の給付を行い、日常生活の便宜を図ります。	実利用者数 <table><tr><td>H30</td><td>R1</td><td>R2</td></tr><tr><td>35 人</td><td>27 人</td><td>25 人</td></tr></table>		H30	R1	R2	35 人	27 人	25 人	A	B	福祉課	
H30	R1	R2											
35 人	27 人	25 人											
福祉ホーム	住居を必要としている障害者に、低額な料金で居室等を提供するとともに、日常生活に必要な支援を行います。	利用者数 <table><tr><td>H30</td><td>R1</td><td>R2</td></tr><tr><td>0 人</td><td>0 人</td><td>0 人</td></tr></table>		H30	R1	R2	0 人	0 人	0 人	C	B	福祉課	
H30	R1	R2											
0 人	0 人	0 人											
地域活動支援センター事業	障害のある人に対して、通所による創作的活動や生産活動の機会を提供するほか、社会との交流の促進等により、障害のある人の地域生活支援に努めます。	地域活動支援センターアクセス 利用者数 <table><tr><td>H30</td><td>R1</td><td>R2</td></tr><tr><td>1 人</td><td>1 人</td><td>1 人</td></tr></table>		H30	R1	R2	1 人	1 人	1 人	A	B	福祉課	
H30	R1	R2											
1 人	1 人	1 人											
訪問入浴サービス事業	看護師等と介護職員が、重度の身体障害等により家庭での入浴が困難な人の家を訪問し、入浴サービスを提供します。	利用者数 <table><tr><td>H30</td><td>R1</td><td>R2</td></tr><tr><td>1 人</td><td>1 人</td><td>1 人</td></tr></table>		H30	R1	R2	1 人	1 人	1 人	A	B	福祉課	
H30	R1	R2											
1 人	1 人	1 人											

計画 Plan			H30～R2 実施状況 Do	評価 Check	今後の 方向性 Action	担当課											
項目	事業名	事業内容															
③地域生活支援の充実	更生訓練費 給付事業	更生訓練を効果的に受けるために必要な文房具、参考書等を購入する費用を支給し、支援します。	利用者数 <table><tr><td>H30</td><td>R1</td><td>R2</td></tr><tr><td>0人</td><td>0人</td><td>0人</td></tr></table>	H30	R1	R2	0人	0人	0人	D	D	福祉課					
	H30	R1	R2														
	0人	0人	0人														
	日中一時支援事業	在宅の障害児(者)を、障害福祉サービス事業所、地域の社会資源等を活用して一時的に預かり、家族の就労支援や介護負担の軽減を図ります。	実利用者数 <table><tr><td>H30</td><td>R1</td><td>R2</td></tr><tr><td>10人</td><td>10人</td><td>10人</td></tr></table>	H30	R1	R2	10人	10人	10人	A	B	福祉課					
	H30	R1	R2														
	10人	10人	10人														
自動車運転免許取得・改造費助成事業	重度身体障害者が就労等に伴い、自動車運転免許の取得及び自動車の改造に要する経費の一部を助成し、社会復帰の促進を図ります。	利用者数 自動車運転免許取得 <table><tr><td>H30</td><td>R1</td><td>R2</td></tr><tr><td>1人</td><td>0人</td><td>0人</td></tr></table> 自動車改造費 <table><tr><td>H30</td><td>R1</td><td>R2</td></tr><tr><td>0人</td><td>0人</td><td>0人</td></tr></table>	H30	R1	R2	1人	0人	0人	H30	R1	R2	0人	0人	0人	A	B	福祉課
H30	R1	R2															
1人	0人	0人															
H30	R1	R2															
0人	0人	0人															
芸術・文化講座開催等事業	障害者の文化・芸術活動を振興するため、障害者の作品展や音楽会等文化・芸術活動の発表の場を設けるとともに、障害者の創作意欲を助長するための環境の整備や必要な支援を行います。	手話サークル等の活動について、健康ふれあいフェスティバルへの参加、広報による活動の周知等を支援しています。	B	B	福祉課												
声の広報等発行事業	小鹿野町社会福祉協議会では、毎月「広報おがの」をボランティアが朗読した声の広報を作成し、視覚障害者に配付しています。今後も、障害者の方が地域生活を送る上で必要度の高い情報等を定期的に提供します。	年12回発行（小鹿野町社会福祉協議会）	A	B	福祉課												
手話奉仕員養成研修事業	手話奉仕員養成研修の実施について、秩父定住自立圏など広域的な事業としての実施を検討します。	手話奉仕員の養成講座を、ちちぶ定住自立圏事業として、平成27年度から実施しています。 手話奉仕員登録者数（小鹿野町） <table><tr><td>H30</td><td>R1</td><td>R2</td></tr><tr><td>9人</td><td>9人</td><td>9人</td></tr></table> ※R2は入門編のみ実施	H30	R1	R2	9人	9人	9人	A	B	福祉課						
H30	R1	R2															
9人	9人	9人															
④補装具費の支給	補装具費の支給促進	障害者の暮らしを容易にするために、失われた身体機能を補完又は代償するために必要な補装具費の支給を行っています。今後も、広報紙等を通じて制度の周知を図ります。	支給者数 <table><tr><td>H30</td><td>R1</td><td>R2</td></tr><tr><td>22人</td><td>26人</td><td>7人</td></tr></table> ・町ホームページに掲載していますが、広報紙には掲載できていません。	H30	R1	R2	22人	26人	7人	B	B	福祉課					
H30	R1	R2															
22人	26人	7人															

計画 Plan			H30～R2 実施状況 Do	評価 Check	今後の 方向性 Action	担当課						
項目	事業名	事業内容										
⑤各種福祉サ ービスの支援	障害児（者）生 活サポート事 業の充実	障害児（者）生活サポート 事業は、障害者の地域生活 を支援するため、身近な場 所で、障害児（者）やその 家族の必要に応じて、障害 児（者）の一時預かり、送 迎サービス、外出援助等を行 う事業です。障害児（者） の実状を考慮し、より一層 のサービスの充実を図りま す。	実利用者数 <table><tr><td>H30</td><td>R1</td><td>R2</td></tr><tr><td>40 人</td><td>38 人</td><td>38 人</td></tr></table>	H30	R1	R2	40 人	38 人	38 人	A	B	福祉課
	H30	R1	R2									
	40 人	38 人	38 人									
	緊急通報シス テムの整備促 進	在宅のひとり暮らし高齢 者及び重度の障害者の家 庭に、緊急通報システムを 設置し、緊急事態に備える 制度です。引き続き、緊急 通報装置の設置に努めま す。	緊急通報システムの利用者数 <table><tr><td>H30</td><td>R1</td><td>R2</td></tr><tr><td>82 人</td><td>81 人</td><td>82 人</td></tr></table>	H30	R1	R2	82 人	81 人	82 人	A	B	福祉課
	H30	R1	R2									
82 人	81 人	82 人										
難病患者への 支援	難病患者の通院に要する 交通費補助はもちろん、難 病患者が各種福祉サービ スを利用できるよう整備 していきます。指定難病の ほか障害者総合支援法に 基づく難病についても対 象となることを案内しま す。	難病患者については、障害者手帳がなく ても障害福祉サービスを利用できる 旨を相談者に案内しており、実際に障 害福祉サービスを利用していただい ています。 難病交通費支給実績（単位：千円） <table><tr><td>H30</td><td>R1</td><td>R2</td></tr><tr><td>2,410</td><td>2,845</td><td>2,400</td></tr></table>	H30	R1	R2	2,410	2,845	2,400	A	B	福祉課	
H30	R1	R2										
2,410	2,845	2,400										
地域活動支援 センターへの 支援	おがのふれあい作業所は、 在宅の精神障害者が活動 を通じて病気の再発を防 ぐとともに社会適応能力 の向上を図り、社会復帰 を目指す施設です。	地域活動支援センター（ふれあい作業 所）利用者 <table><tr><td>H30</td><td>R1</td><td>R2</td></tr><tr><td>14 人</td><td>15 人</td><td>15 人</td></tr></table>	H30	R1	R2	14 人	15 人	15 人	A	B	福祉課	
H30	R1	R2										
14 人	15 人	15 人										
福祉の店への 支援	おがのふれあい作業所で 作ったものを販売する福 祉の店の充実を図ります。 現在は小鹿野町長寿ハウ スで週4回、店を開いてい ますが、商品の販売だけ でなく、町民と障害者のふ れあいの拠点として充実 を図ります。	おがのふれあい作業所で作ったものを ふれあいキッチンで月曜から木曜の週 4回販売しており、地域の人との交流 の場となっています。また、職員と一緒 に弁当の配達に出かけ、配達先での交 流もあります。地域の人達の理解も深 まっています。	A	B	福祉課							

計画 Plan			H30～R2 実施状況 Do	評価 Check	今後の 方向性 Action	担当課
項目	事業名	事業内容				
◎財政援助の 周知	各種軽減・年 金・手当制度 等の周知	障害者手帳の等級に応じた公的なサービスには、JR・私鉄・タクシー運賃等の割引や、税金の控除、NHK受信料の免除等、様々な割引制度があります。町では関係機関と協力してPRを行い、周知を図ります。また、公的年金制度、各種手当制度等の周知を図ります。	障害者手帳の交付時や問合せがあった際に、障害の内容、等級に応じて利用できる制度について、案内しています。	A	B	福祉課

(3) 住宅環境の整備促進

計画 Plan			H30～R2 実施状況 Do	評価 Check	今後の 方向性 Action	担当課												
項目	事業名	事業内容																
①住宅環境の 整備促進	住宅改修費給 付事業の周知	下肢又は体幹に障害のある身体障害者手帳所持者3級以上で住宅の改修が必要な人を対象に、居宅内での移動を円滑にするために、小規模な住宅改修を行う場合に資金の一部を給付します。(日常生活用具給付事業 平成25年度実績1件) 下肢又は体幹に障害のある身体障害者手帳所持者2級以上で住宅の改修が必要な人を対象に、日常生活の環境改善と自立を促進するために、居宅の一部を障害に応じて使いやすく改造する場合に、資金の一部を給付します。	・日常生活用具給付事業（住宅改修）利用者数 <table><tr><td>H30</td><td>R1</td><td>R2</td></tr><tr><td>1人</td><td>0人</td><td>0人</td></tr></table> ・居宅改善整備費補助金 <table><tr><td>H30</td><td>R1</td><td>R2</td></tr><tr><td>0人</td><td>0人</td><td>0人</td></tr></table>	H30	R1	R2	1人	0人	0人	H30	R1	R2	0人	0人	0人	A	B	福祉課
	H30	R1	R2															
	1人	0人	0人															
	H30	R1	R2															
0人	0人	0人																
	障害者住宅資 金事業の周知	身体障害者と知的障害者を対象に、住宅の新築・改築について、住宅資金の貸付を行っています。社会福祉協議会とともに周知を図ります。(埼玉県障害者福祉資金)	埼玉県社会福祉協議会が実施主体のため、申請や相談窓口として町社会福祉協議会が県社会福祉協議会と連携し、随時対応、必要時案内をしています。H30～R2現時点まで相談 0件。	A	B	福祉課 社会福祉協議会												
	町営住宅等の 整備	本町には町営住宅がありますが、昭和40年代に建築されたものが多く、建て替えが必要となってきています。建て替えの際には、障害者や高齢者に配慮した住宅の整備を推進していきます。	長寿命化計画に沿って改修を行っています。 なお、建て替えの際には、バリアフリーに配慮した住宅を整備します。	A	B	建設課												
	民間住宅等の 整備支援	障害者が暮らしやすい民間住宅の整備を促進するため、身体障害者や高齢者に配慮した住宅建設・改造について相談できる体制の整備を検討していきます。	住宅建設・改造について相談できる体制は、まだ整備できていません。	C	B	福祉課												

施策3 すこやかに育むまちづくり
(1) 保健・療育・医療体制の整備

計画 Plan			H30～R2 実施状況 Do	評価 Check	今後の 方向性 Action	担当課
項目	事業名	事業内容				
① 健康診査の 充実	乳幼児健康診 査の充実	発達のつまずきを早期に 発見し、早期治療により児 童の健全育成を図ることを 目的として乳幼児健康 診査を実施しています。要 経過観察児に対しては、言 語聴覚士による言語相談、 理学療法士によるリハビ リ相談を行っています。ま た、医療でのフォローを必 要とする乳幼児に対して は、適切な医療機関を紹介 しています。 今後も、健診の重要性を啓 発し、受診率の向上を図り ます。また、要経過観察児 に対しては、フォロー体制 を充実していきます。	要経過観察児に対しては、子育てここ ろの相談や、はぐくみ相談（言語相談・ 運動発達相談）を実施しています。令和 元年度から、言語相談やリハビリ相談 は町の単独事業になり、町内の方が利 用しやすくなっています。利用者数は 年々微増しています。（H30 25 人 →R1 29 人）（住民生活課）	A	B	保健課
	障害の発生予 防・早期発見・ 早期治療	障害（発達障害、高次脳機 能障害等を含む。）の発生 予防・早期発見・早期治療 のために、各種健康診査、 がん検診、健康相談、健康 教育、機能訓練、食生活改 善推進運動による町民への 健康づくり・障害への理 解促進の啓発活動等、きめ 細かな保健サービスの提 供を図るとともに、健康管 理システムの充実に努め ます。 特に発達障害や高次脳機 能障害については、専門性 が高いことから、国・県の 専門機関や医療機関とよ り密接な連携を図ります。	・特定健診（集団・個別）、（胃・子宮・ 乳）がん検診（集団・個別）、人間ドッ ク、小児生活習慣病予防健診（中2対 象）等各種検診を実施。健診後の生活習 慣改善のための保健指導や再検査・精 密検査の受診の有無の確認や受診勧奨 を実施。必要に応じて、主治医や相談員 と連携を図り、医療の継続支援や生活 改善のアドバイスをしています。（保健 課） ・町内の保育所（園）・こども園、子育て 支援センターを対象に発達支援巡回 事業を実施しています。（福祉課） ・支援を必要とする保護者や子どもに 専門的な機関と連携をとりながら必要 に応じて対応しています。	A	B	福祉課 保健課

計画 Plan			H30～R2 実施状況 Do	評価 Check	今後の 方向性 Action	担当課
項目	事業名	事業内容				
②地域療育体制の整備	乳幼児訪問指導の充実	乳幼児に対し、発育・栄養・生活環境・疾病予防等育児上必要な事項について適切な訪問指導を実施するとともに、異常の早期発見や治療について助言します。 また、疾病や障害のある乳幼児と保護者に対しても、療育上の支援を行います。	保健師や子育て支援センター保育士による新生児・乳児全戸訪問を行っており、未熟児訪問指導事業は継続して訪問指導を行い、発育や発達に応じて相談を受けています。(住民生活課)	A	B	保健課
	障害児の療育相談の充実	障害児の親が抱えている様々な悩みの専門相談を行い、関係機関との連携を図り、療育上の支援を行います。また、秩父市の「星の子教室（児童発達支援）」との連携により、発達につまずきなどのある未就学児童やその保護者に対する支援、療育指導などの充実に努めます。	発達障害児等の相談に保健師、障害福祉担当で対応し、必要に応じて児童発達支援事業所の利用を勧めています。 (福祉課・住民生活課)	A	B	福祉課 保健課
	児童館・子育て支援センターでの支援の充実	乳幼児を持つ親子を対象に親子教室や相談事業を行っています。障害の発生予防として親子教室の中で、発達につまずきのある乳幼児への支援を関係機関と連携しながら行っていきます。	R2年度から親子教室「ちびっこサロン」を個別相談へと変更しました。子育て支援センター事業の中に保健師や管理栄養士が入り、発育・発達相談を実施しています。(住民生活課)	A	B	福祉課 保健課
	機能訓練・保育の充実	障害児の自立のために、集団指導等様々な保育を通して、障害がある子どもたちの日常生活能力の発達や集団生活への適応の訓練を支援します。	必要時、理学療法士・言語聴覚士等の専門指導に同席し、保育の中に取り入れ発達を促している。(住民生活課) ・保育所(園)・こども園では発達支援を要する子も一緒にサーキット遊びや平均台・トランポリン・固定遊具遊びなどを行っています。 ・関節が柔らかい児童は、足首を保護するハイカット靴を使用しています。	A	B	福祉課 保健課

計画 Plan			H30～R2 実施状況 Do	評価 Check	今後の 方向性 Action	担当課
項目	事業名	事業内容				
②地域療育体制の整備	障害児保育の充実	障害のある子どもに対する保育サービスをさらに充実し、集団保育が可能で保育に欠ける児童について、特別保育事業の充実を図ります。また、障害児保育を促進するため、保育士の研修を行う等受入れ体制の充実を図ります。障害児の放課後における学童保育については、関係機関と連携を図りながら受入れ体制の充実を図ります。（特別保育事業実施支援）	障害のある子どもを積極的に受け入れています。状態により加配の職員をつけ、集団活動を可能な限り行っています。（住民生活課） ・必要に応じ、保健師、PT（理学療法士）などと呼んで対応を検討しています。 ・発達支援の研修を保育所（園）・こども園の職員が積極的に参加しています。 ・小学校に就学する際に、必要に応じて児童の様子を引き継ぎしています。	A	B	住民課
	秩父地域療育センターなどの周知	育児や発達の相談などに応じる秩父地域療育センターなど県事業の周知を図ります。	県事業である地域医療センターについては、秩父郡市内で1箇所（秩父地域療育センター）設置されています。内容としては作業療法士、理学療法士、言語聴覚士、臨床心理士、臨床発達心理士などの専門職が、アセスメントにより子どもの特性を把握し、その子に合った個別療育を提供することによって子どもの発達を促すことを目的としており、必要に応じ案内をしています。	A	B	福祉課
③機能訓練の推進	機能訓練事業の充実	国保町立小鹿野中央病院の訪問リハビリテーションの活用を促進する等、機能訓練の充実を図ります。	デイサービス（小鹿野・倉尾・両神）にPT（理学療法士）、OT（作業療法士）が、月1回訪問し、リハビリやアドバイスを行っています。	A	B	町立病院
④医療環境の充実	地域ケア体制の整備	本町では、国保町立小鹿野中央病院と保健福祉センターが一体となり「地域包括ケアシステム」の推進をしています。保健・医療・福祉が一体となり、健康維持・増進、治療、介護等の包括ケア体制の充実を図ります。	・地域ケア会議、包括ケア会議（各月2回）を開催し、国保町立小鹿野中央病院と保健福祉センターと連携し、国保町立小鹿野中央病院や訪問看護ステーション、在宅介護支援センターから提示された事例について今後の方針や対応等について検討しています。また、随時ご本人やご家族・主治医をはじめ医療スタッフと連携を図り、継続した保健・医療の支援を実施しています。障害のケースについても高齢者のシステムを活用し、本人が希望する自立した生活の実現について検討しています。	A	B	福祉課 保健課 町立病院

計画 Plan			H30～R2 実施状況 Do	評価 Check	今後の 方向性 Action	担当課																		
項目	事業名	事業内容																						
④医療環境の 充実	障害者医療体制の充実	医師会、歯科医師会や関係機関の理解と協力を得ながら、障害者が気軽に受診できる地域医療体制の整備を促進します。また、医療機関との連携による健康管理の充実を促進します。	・健康管理と重症化予防のために特定健診、がん検診・精密検査等の受診勧奨をしたり、必要な医療が継続できるよう主治医をはじめ医療スタッフと連携を図っています。訪問看護ステーションによる訪問看護を行っています。	A	B	保健課 町立病院																		
	在宅医療体制の充実	医療機関による障害者への訪問診療、訪問看護の充実を医師会や関係機関の理解を得ながら、促進します。 また、往診による歯科診療の充実を図るため、歯科医師会と連携を密にし、その充実を図ります。	・訪問歯科診療の必要な方には、手続きや利用のご案内をしています。また、年1回歯科医師会の医師2名によるふれあい作業所利用者の歯科検診を実施していますが、令和2年はコロナウイルス感染対策のため、中止になりました。	A	B	保健課 町立病院																		
	自立支援医療の促進	自立支援医療は、更生医療、育成医療、精神通院医療の3つで構成されています。自立支援医療の周知を図り、その円滑な利用を促進するとともに、適正な給付に努めます。	更生医療 <table><tr><td>H30</td><td>R1</td><td>R2</td></tr><tr><td>4人</td><td>4人</td><td>4人</td></tr></table> 育成医療 <table><tr><td>H30</td><td>R1</td><td>R2</td></tr><tr><td>0人</td><td>3人</td><td>1人</td></tr></table> 精神通院医療 <table><tr><td>H30</td><td>R1</td><td>R2</td></tr><tr><td>155人</td><td>149人</td><td>149人</td></tr></table>	H30	R1	R2	4人	4人	4人	H30	R1	R2	0人	3人	1人	H30	R1	R2	155人	149人	149人	A	B	福祉課
	H30	R1	R2																					
4人	4人	4人																						
H30	R1	R2																						
0人	3人	1人																						
H30	R1	R2																						
155人	149人	149人																						
医療費公費負担制度の推進	本町では、障害者の経済的支援を図るため、重度心身障害者医療費助成（1～3級の身体障害者手帳所持者、㊤～Bの療育手帳所持者、1級の精神保健福祉手帳所持者のうち65歳未満で重度心身障害者となった人）を実施しています。医療費公費負担制度の周知に努め、障害者への医療費負担に対する経済的支援を、引き続き行います。	受給者数 <table><tr><td>H30</td><td>R1</td><td>R2</td></tr><tr><td>381人</td><td>366人</td><td>366人</td></tr></table>	H30	R1	R2	381人	366人	366人	A	B	福祉課													
H30	R1	R2																						
381人	366人	366人																						
⑤精神保健活動の推進	精神障害者社会復帰事業の推進	精神障害者の社会復帰を進めるため、県で実施している精神障害者地域移行支援事業等について周知を図ります。	・秩父保健所主催の精神障害者地域移行支援連絡会議に参加し、情報共有をしています。 ・平成29年度から精神障害者に対する理解啓発研修を希望する事業所等に対して行っています。	B	B	福祉課																		

(2) 特別支援教育の充実

計画 Plan			H30～R2 実施状況 Do	評価 Check	今後の 方向性 Action	担当課
項目	事業名	事業内容				
① 就学前教育の充実	保育所、幼稚園における障害のある幼児の受入れの促進	障害のある幼児の教育は、発育段階に応じた、きめ細やかな支援や援助が大切です。また、集団生活における友達とのふれあいの中から、人との関わりを広げることも大切です。今後も、障害のある幼児の受入れ体制の充実を図ります。	・障害のある子どもを積極的に受け入れています。状態により加配の職員をつけ、集団活動を可能な限り行っています。（住民生活課・学校教育課） ・これまでに保育所（園）・こども園、子育て支援センターを対象に専門的知識を有する職員と保健師などにより発達支援巡回を行い、保育士・保育教諭や保護者に対するアドバイスを実施しました。（住民生活課・学校教育課）	A	B	住民課 学校教育課
② 学校教育の充実	教職員の資質の向上	教職員が様々な障害及び障害者に対する理解と認識を一層深めるとともに児童生徒一人ひとり一人に応じた適切な指導ができるように、研修体制を充実し教職員の資質の向上に努めます。	・就学支援委員会の中で、個々の障害により特別な支援を要する子どもとの関わり方、どういふところと繋がりを持つて対応するのがよいかなどについて、医師や教職員、関係する行政職員等と共に情報共有を行っています。 ・特別支援教育の担当者を集めて、支援学校を中心とする秩父地域の支援チームに入っている大学教授を講師に招くなど年に1回程度研修会を行っています。	A	B	学校教育課
	就学・教育相談の充実	就学相談や教育相談において、障害のある幼児児童生徒の障害の特性や程度を的確に把握し、保護者に情報を提供して指導・助言を行っています。今後も、早期から相談に応じ、その子に適した教育が受けられるよう就学相談等の活動の充実を図っていきます。	・保護者からの相談や申し出があった場合、特別支援学校と連携し、就学・転学・高等部入学選考等に係る情報提供や学校見学等についても教育委員会の指導主事が支援しています。 ・就学支援委員会の中で、個々の障害により特別な支援を要する子どもとの関わり方、どういふところと繋がりを持つて対応するのがいいかなどについて、医師や教職員、関係する行政職員等と共に情報共有を行っています。	A	B	学校教育課

計画 Plan			H30～R2 実施状況 Do	評価 Check	今後の 方向性 Action	担当課						
項目	事業名	事業内容										
②学校教育の 充実	特別支援教育 の充実	障害のある児童生徒の教育は、自立や社会参加に向けて、一人ひとりの教育的ニーズを把握し、その可能性や能力を最大限に高め、生活や学習上の困難を改善・克服するために、特別支援学級の設置等適切な教育的支援を行うという考えに基づいて推進していきます。各学校においては、在籍するLD（学習障害）、ADHD（注意欠陥多動性障害）、高機能自閉症等を含め障害のある児童生徒については、校内委員会を設置し、特別支援教育のコーディネーターを校務分掌に位置付ける等、校内の支援体制の充実を図り、特別支援学校とも緊密に連携するなどして、一人ひとりの教育的ニーズに応じた支援を進めていきます。	・特別支援担当者を対象とした研修を行っています。 ・小中学校に生活指導補助員を配置して、きめ細かな指導を行っています。また、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーが各学校を巡回し、特別支援教育の面で教師に対する指導面のアドバイスや相談に応じています。 ・特別支援学校のコーディネーターに来てもらい、子どもの相談、教師の相談を受けてもらっています。 ・県教育委員会から特別支援教育推進専門員を派遣してもらい、特別支援教育の経験が浅い教員を対象に年3回程度指導を受けています。	A	B	学校教育課						
	交流及び共同 学習の推進	支援籍の制度を活用し、小中学校と特別支援学校の児童生徒が「ともに」活動し、「ともに」学ぶ機会を設けることは、豊かな人間性や社会性を育む上で大きな意義があります。今後も、関係機関との連携強化を図り、心豊かな思いやりのある児童生徒の育成を目指し、幅広い交流及び共同学習を推進します。	・特別支援学校の児童が学期に3～4回程度町内の小学校に来て一緒に学習し、地域との繋がりを持つ機会を作っています。 また、町内の小中学校の特別支援学級に在籍する児童生徒が、特別支援学校で行われる合同学習発表会に参加しています。 合同学習発表会（特別支援学校） <table><tr><td>H30</td><td>R1</td><td>R2</td></tr><tr><td>実施</td><td>中止</td><td>中止</td></tr></table>	H30	R1	R2	実施	中止	中止	A	B	学校教育課
	H30	R1	R2									
	実施	中止	中止									
学童保育の支援	障害のある児童生徒が豊かな放課後の時間を過ごし、地域の中で成長していくため、学童保育を支援していきます。	小学校区ごとに8支援設置し、待機児童もない状況です。また、状態により加配職員を配置し、障害のある子どもの受け入れを実施しています。（住民生活課）	A	B	住民課							
学校施設のバ リアフリー化 の促進	町内の小中学校に通う障害のある児童生徒が、校内で不自由なく快適に過ごせるように、学校施設的环境整備に努めます。障害のある保護者についても、配慮がなされるよう施設整備を図ります。	小中学校のスロープ設置については整備がすでに完了しているため新たな整備は行っていないが、今後も適宜必要に応じた整備を検討していきます。	A	B	学校教育課							

計画 Plan			H30～R2 実施状況 Do	評価 Check	今後の 方向性 Action	担当課
項目	事業名	事業内容				
③ 社会教育の 充実	図書館サービスの充実	埼玉県立図書館等の大活字本、点字図書、字幕入りビデオ、朗読テープ等を活用するための周知を図り、利用を促進します。	図書館として、大活字本や点字付き図書、朗読CD、バリアフリー字幕付きのDVDなどの蔵書を増やした。令和2年度中に障害者等への郵送貸出サービスを開始予定です。(図書館)	A	B	社会教育課
	生涯学習講座の充実	町内では、手話サークルが活動しています。今後、障害者の生涯学習講座の開設に向けて検討していきます。	手話講座（H30～R2）（中央公民館）	B	B	社会教育課

施策4 生きがいのあるまちづくり

(1) 就労の場の確保

計画 Plan			H30～R2 実施状況 Do	評価 Check	今後の 方向性 Action	担当課
項目	事業名	事業内容				
①就労支援	雇用の場の拡大	障害者の適性や能力に応じた就労の場の確保のために、ハローワークや障がい者就労支援センターキャップ等と連携を図り、秩父郡市で協力しながら事業主へ働きかけを行います。また、障害者雇用の啓発活動を行い、障害者が働きやすい職場環境づくりを推進します。 町における物品等の調達については、障害者優先調達推進方針に基づき障害者就労支援施設等からの調達を推進します。	- 就労を希望する相談者に対し、障害者就労支援センター等と連携して支援しています。事業主への働きかけについては実施できていません。 - 障害者優先調達推進方針に基づき町における物品等の調達に当たり、障害者就労支援施設等から調達をしています。	B	B	福祉課
	就労相談の充実	障害のある人が就労し、生きがいを持って生活できるように、秩父障がい者就労支援センターキャップ等と連携して、障害者等から相談を受けるとともに、就労希望者の適性によるきめ細かな対応により職場が得られるよう支援に努めます。	就労を希望する相談者に対し、障害者就労支援センター等と連携して支援しています。	B	B	福祉課
	町内企業への雇用促進及び啓発	一人でも多くの障害者の雇用が促進されるよう、ハローワーク（公共職業安定所）等の関係機関と連携をとりながら、障害者雇用促進のための啓発活動、PR活動を進めていきます。	ハローワーク（公共職業安定所）を中心に秩父地域障害者就労面接会の開催に当たり、町でも秩父地域（1市4町）の障害者雇用促進のため、啓発活動や支援を行ってきました。	A	B	福祉課

(2) 社会参加の促進

計画 Plan			H30～R2 実施状況 Do	評価 Check	今後の 方向性 Action	担当課											
項目	事業名	事業内容															
① 社会参加への支援	障害者の社会参加への支援	福祉有償運送等の行動範囲拡大のための福祉サービスや手話通訳者等の派遣制度などの周知を図り、社会参加への支援を行います。日常会話程度の手話表現技術を習得する手話奉仕員養成研修事業を行います。	・福祉有償運送については、ちらしを福祉課窓口で配付。意思疎通支援事業の周知は、広報で実施。 ・手話奉仕員の養成講座を、ちちぶ定住自立圏事業として、平成27年度から実施しています。 手話奉仕員登録者数（小鹿野町） <table><tr><td>H30</td><td>R1</td><td>R2</td></tr><tr><td>9人</td><td>9人</td><td>9人</td></tr></table> ※R2 は入門編のみ実施	H30	R1	R2	9人	9人	9人	A	B	福祉課 社会福祉協議会					
	H30	R1	R2														
	9人	9人	9人														
	町主催のイベントにおける障害者参加の促進	本町が主催するイベントに、障害者が誰でも参加しやすいよう、会場を整備する等、障害者への配慮に努めます。また、障害者や障害者団体のニーズをふまえながら、障害者が気軽に参加できる事業の実施を検討します。	町で主催しているイベントである「健康ふれあいまつり」では、町内で障害福祉サービス事業を運営している団体のお店の出店や手話学習会の団体による手話学習コーナーを設けて事業を実施しました。（福祉課・保健課）	A	B	福祉課											
	スポーツ・レクリエーション大会の支援	障害のある人が各種のスポーツ・レクリエーション大会等に参加し、楽しむことができるよう支援します。	令和元年12月には、秩父地域1市4町と郡市内の事業者、特別支援学校、県障害者スポーツ協会などが共同開催した「ふれあいレクリエーションちちぶFUNピック」が行われ小鹿野町民の方も参加しました。	A	B	福祉課											
障害者スポーツの推進	障害者のスポーツ大会等への参加を呼びかけ、障害者がスポーツを通して多くの人と交流できるよう、支援します。また障害者スポーツを推進するに当たって、ボランティアの協力について、働きかけていきます。	令和元年度は、ふれあいピックさいたま（開催地熊谷市）に小鹿野町身体障害者福祉会で参加。 令和元年12月には、秩父地域1市4町と郡市内の事業者、特別支援学校、県障害者スポーツ協会などが共同開催した「ふれあいレクリエーションちちぶFUNピック」が行われ小鹿野町民の方も参加しました。	A	A	福祉課 社会教育課												
障害者の文化活動支援	障害者団体の文化活動に対して、情報を提供する等支援していきます。また、障害者が積極的に文化活動に参加できるよう、支援します。	・小鹿野ときめき生活推進大学（中央公民館）（H30～R2 実施） ・手話講座等公民館講座（中央公民館） <table><tr><td></td><td>H30</td><td>R1</td><td>R2</td></tr><tr><td>講座数</td><td>19</td><td>14</td><td>8</td></tr><tr><td>回数（計）</td><td>41</td><td>33</td><td>19</td></tr></table>		H30	R1	R2	講座数	19	14	8	回数（計）	41	33	19	A	B	福祉課 社会教育課
	H30	R1	R2														
講座数	19	14	8														
回数（計）	41	33	19														

施策5 安心・安全なまちづくり
(1) みんなにやさしいまちづくり

計画 Plan			H30～R2 実施状況 Do	評価 Check	今後の 方向性 Action	担当課
項目	事業名	事業内容				
①生活空間の整備	住みやすいまちづくりの総合的推進	まちづくりは、すべての人にとって、安全で住みやすい環境と実感されるように進めなければなりません。すべての町民に安全で快適に使いやすい施設となるようなまちづくりに努めます。	町有施設、集会所等については、随時、他目的トイレ、スロープ、点字ブロック、てすり等を設置しています。(福祉課・建設課)	B	B	福祉課
	歩道等の整備	新たに整備を行う歩道については、段差解消や点字ブロックの整備など障害者等に配慮した歩道の整備に努めます。	道路を改修を行う際は段差が無くなるよう努めています。	B	B	福祉課 建設課
	バリアフリーの商店街づくりの推進	障害者、高齢者、児童等が安心して買い物を楽しめるように、ドアの改善、駐車場での車椅子スペースの確保等のハード面、陳列表示、販売方法等のソフト面の充実を、商工会等に要望していきます。	商工会を通じ、店舗改修の際に取り入れていただくようお願いしています。	C	B	福祉課 おもてなし課
②公共建築物の整備	町の施設のバリアフリー化の推進	利用しやすい公共施設にするため、多目的トイレ、スロープ、点字ブロック等の整備に努め、バリアフリー化、ユニバーサルデザイン化を図ります。障害者用駐車場の適正利用を図るため全面青色塗装を推進します。	町有施設、集会所等については、随時、多目的トイレ、スロープ、点字ブロック、てすり等を設置しています。(総務課・福祉課・建設課)	B	B	総務課 福祉課

(2) 移動しやすい環境の整備

計画 Plan			H30～R2 実施状況 Do	評価 Check	今後の 方向性 Action	担当課											
項目	事業名	事業内容															
①交通機関の 利用促進	人にやさしい バスの整備要 請	誰もが利用しやすいバス にするため、ノンステップ バス、わかりやすい案内表 示装置や音声案内等の導 入、屋根付きバス停留所の 整備等を、関係機関に要請 していきます。	民間事業者は既にノンステップバス等 進めているが、町営バスについては無 しとなっています。	D	D	福祉課 おもて なし課											
②外出支援と 移動手段の利 用促進	福祉タクシー 制度・自動車等 燃料費給付制 度の周知	障害者の生活圏の拡大と 社会参加を図るための移 動手段として必要な、福祉 タクシー利用料金助成制 度及び心身障害者自動車 等燃料費給付制度等につ いて、広報紙等で周知を図 ります。	年2回広報おがのに心身障害者自動車 等燃料費給付制度、難病患者通院交通 費補助制度、福祉タクシー利用料金助 成制度について掲載しているほか、障 害者手帳交付時等に該当者に案内して います。	A	B	福祉課											
	福祉有償運送 制度等の周知	小鹿野町社会福祉協議会 では、障害者等の通院、買 い物、レジャー等の移動の 利便を図るために、平成 19年2月から福祉有償運 送（ハッピー・パートナ ー）を実施しています。よ り多くの人に利用してい ただくために周知に努め るとともに、予約受付期 間の変更など福祉有償運 送制度がより利用しやす くなるよう社会福祉協議 会に求めてまいります。 また、障害者の地域生活 を支援するため、身近な 場所で障害児（者）やそ の家族の必要に応じて、 送迎サービス、外出援 助等を行う障害児（者） 生活サポート事業につ いても周知を図ります。	・福祉有償運送（ハッピーパートナー） 登録者数・利用件数（小鹿野町社会福祉 協議会） <table><tr><td></td><td>人数</td><td>件数</td></tr><tr><td>H30</td><td>509</td><td>2,610</td></tr><tr><td>R1</td><td>518</td><td>2,769</td></tr><tr><td>R2</td><td>410</td><td>2,800</td></tr></table> ・障害者手帳の交付時等に、障害児（者） 生活サポート事業についても案内して います。（福祉課）		人数	件数	H30	509	2,610	R1	518	2,769	R2	410	2,800	A	B
	人数	件数															
H30	509	2,610															
R1	518	2,769															
R2	410	2,800															

(3) 防災・防犯体制の整備

計画 Plan			H30～R2 実施状況 Do	評価 Check	今後の 方向性 Action	担当課
項目	事業名	事業内容				
① 在宅の障害者への対策	在宅の障害者の把握及び支援	災害時要援護者名簿への登録を促進することにより、在宅の障害者及びその居住地の安全性について把握し、必要な支援や防災知識の普及・啓発に努め、災害発生時に地域住民による協力体制を確立し、適切な行動がとれるよう努めます。 人工呼吸器療法利用者、在宅酸素療法利用者及び人工透析患者等の災害発生時の支援を図ります。	人工呼吸器療法利用者、在宅酸素療法利用者及び人工透析患者の名簿及びマップを随時更新し、地震、豪雨、豪雪、停電等の際に、安否確認を行っています。	A	B	福祉課
	防災知識の普及・啓発	広報紙等により、防災知識の普及・啓発に努めます。	令和元年度、令和2年度に広報紙において、町が発令する避難情報、日頃の備えなど防災知識の啓発を行いました。	A	B	総務課 福祉課
	障害者に配慮した防災基盤の整備	災害時に避難する道路や避難所の出入口等に、障害者の避難の妨げになるようなものを無くし、避難しやすくなるよう努めます。 また、被災の地域、内容及び対象者による支援方法等を記載した災害時障害者避難支援マニュアルを作成するとともに福祉避難所の設置を拡大します。	福祉避難所については、これまで町有施設1箇所を指定してきたが、令和2年度新たに民間団体の福祉施設を福祉避難所として使用することを定めた災害協定を締結しました。	A	B	総務課 福祉課

計画 Plan			H30～R2 実施状況 Do	評価 Check	今後の 方向性 Action	担当課					
項目	事業名	事業内容									
② 社会福祉施設・民間福祉施設への対策	防災計画の策定	福祉施設は、入所者や利用者の安全な避難を確保するため、防災計画が必要です。計画の充実を関係機関と連携しながら働きかけていきます。	平成29年度の小鹿野町地域防災計画改定時に当該計画へ記載した土砂災害警戒区域内の要配慮者施設8施設に対して、災害時における避難行動を定めた「避難確保計画」の作成を依頼し、現在4施設が作成済です。	C	B	総務課 福祉課					
	防災教育・防災訓練の実施	災害時に防災計画が有効に機能するためには、入所者や利用者への防災教育や、定期的な防災訓練が欠かせません。施設管理者に対し、防災教育・防災訓練の充実を関係機関と連携しながら働きかけていきます。	毎年度、町主催の防災訓練を実施しており、要配慮者利用施設利用者に対しても訓練参加を依頼しており、令和元年度の防災訓練においても、町内5施設が参加しました。	A	B	総務課 福祉課					
	社会福祉施設と地域の連携	災害時にすみやかに避難するためには、施設関係者だけではなく、地域の協力が欠かせません。普段から災害時を想定した連携体制の整備に努めるよう、施設管理者に対して働きかけていきます。	平成28年10月に小鹿野町土砂災害ハザードマップを作成し、町内の土砂災害警戒区域内に立地する障害福祉サービス事業所等に配付し、継続的な配慮を依頼しています。また、町主催防災訓練への参加を通じて地域住民との連携体制整備の促進を図っています。	A	B	総務課 福祉課					
	被災した在宅障害者の受入体制の整備	施設管理者に対し、在宅の重度障害者や寝たきりの高齢者の受け入れ体制の整備を進めるよう、働きかけていきます。また、生活上特別な配慮が必要な重度障害者に対しては、関係機関と連携をとり、補装具、生活用具、手話通訳等について、適切な対応がとれるよう努めます。	・人工呼吸器療法利用者、在宅酸素療法利用者及び人工透析患者の名簿及びマップを随時更新し、地震、豪雨、豪雪、停電等の際に、安否確認、訪問等を行っています。 ・手話奉仕員を養成講座を開催し、町の手話奉仕員に9人が登録しています。	A	B	福祉課					
	障害者に対する医療対策	災害によるショックや避難先の長期にわたる不自由な生活は、障害者や難病等患者の心身に大きな影響をもたらします。このため、それぞれの障害に配慮した医療対策が必要です。在宅療養者には巡回相談等を行い、心身の安定に努めます。また、医療機関と協議し、透析患者等の情報を整備して、必要な医療が受けられる体制を検討します。	災害時に的確な支援ができるよう人工呼吸器療法利用者、在宅酸素療法利用者及び人工透析患者の名簿及びマップを随時更新しています。また生活や治療状況等情報共有を行いながら地震、豪雨、豪雪、停電等の際に、安否確認、訪問等を行っています。	A	B	福祉課 保健課					
	障害者に対する広報・広聴体制	避難所等で障害者への情報提供や、相談に対応するための支援体制を検討します。	・令和元年度ちちぶ定住自立圏において、災害時被災者支援のための相談業務を相互協力することを定めた協定を埼玉県行政書士会と締結した。 ・聴覚障害者への情報伝達を支援する手話奉仕員の養成講座を、ちちぶ定住自立圏事業として、平成27年度から開催しています。 手話奉仕員登録者数（小鹿野町） <table><tr><td>H30</td><td>R1</td><td>R2</td></tr><tr><td>9人</td><td>9人</td><td>9人</td></tr></table> ※R2 は入門編のみ実施	H30	R1	R2	9人	9人	9人	A	B
H30	R1	R2									
9人	9人	9人									

計画 Plan			H30～R2 実施状況 Do	評価 Check	今後の 方向性 Action	担当課
項目	事業名	事業内容				
③ 防犯対策の整備	防犯対策の整備	小鹿野警察署と町内4箇所の駐在所、地域住民の連携により、地域防犯活動を推進します。防犯教室等を開催し、犯罪に応じた防犯指導や、啓発広報活動を推進し、防犯知識の普及に努めます。	青色防犯パトロールにより防犯広報の定期活動を実施している。警察要請に基づく防災行政無線放送による防犯放送を実施している。また、防犯カメラの設置も行っている。(住民生活課)	A	B	住民課 福祉課

(2) 前回計画の数値目標の結果

第5期小鹿野町障害福祉計画・第1期小鹿野町障害児福祉計画で設定された数値目標の結果を以下に示します。

(評価 A：期待以上の成果をあげた / B：期待どおりの成果をあげた
/ C：期待どおりの成果をあげていない / D：大幅に取組が遅れている)
(今後の方向性 A：事業の拡充 / B：事業の継続
/ C：事業の見直し / D：廃止または記載から削除)

①福祉施設入所者の地域生活への移行

項目	H28年度末 現状	R2年度末 目標値	R2年度末 実績 (見込み)	評価 Check	今後の 方向性 Action
地域生活移行者数(人)	-	3	3	C	B
施設入所者数(人)	23	20	21	C	B
施設入所者の削減数(人)	-	3	2	C	B

②精神障害者にも対応した地域包括ケアシステムの構築

項目	H28年度末 現状	R2年度末 目標値	R2年度末 実績 (見込み)	評価 Check	今後の 方向性 Action
精神障害者（発達障害者及び 高次脳機能障害者等を含 む。）にも対応した地域包括 ケアシステムの構築	-	構築	構築	C	B

③地域生活支援拠点等の整備

項目	H28年度末 現状	R2年度末 目標値	R2年度末 実績 (見込み)	評価 Check	今後の 方向性 Action
地域生活支援拠点等の整備 数(箇所)	-	1	1	C	B

④福祉施設から一般就労への移行

項目	H28年度末 現状	R2年度末 目標値	R2年度末 実績 (見込み)	評価 Check	今後の 方向性 Action
一般就労移行者数(人)	0	4	1	C	B
就労移行支援事業の利用者 数(人)	2	4	0	C	B

⑤障害児支援の提供体制の整備等

項目	H28年度末 現状	R2年度末 目標値	R2年度末 実績 (見込み)	評価 Check	今後の 方向性 Action
児童発達支援センターの設 置数(箇所)	-	1	0	C	C
児童発達支援事業所及び放 課後等デイサービス事業所 数(箇所)	-	1	0	C	C

(補足)

児童発達支援センターの設置数は、令和3年度以降、圏域での対応の目標とします。

児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所数は、民間福祉施設への働きかけも考慮した検討の目標とします。

(3) 障害者計画等アンケート調査結果

本計画の策定に当たって、町民の方々に小鹿野町の障害者福祉についてのご意見を伺いました。調査の概要と主な調査結果は次のとおりです。

【調査の概要】

項 目	内 容
対象者	町内に在住する身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、自立支援医療受給者証（精神通院医療）又は特定疾患医療受給者証をお持ちの方
調査方法	郵送による配布、回収
実施時期	令和2年7月9日（木）～7月31日（金）
配布数/有効回収数	715名/319名
有効回収率	44.6%

- ・本報告書では、回答すべき箇所が回答されていないものは「無回答」として扱います。
- ・本報告書では、回答する必要のない箇所及び回答すべき箇所でないところを回答している場合は「非該当」として扱います。
- ・設問の構成比は、回答者数（該当設問での該当者数）を基数として百分率（％）で示している。したがって、非該当者数は、構成比に含まれません。
- ・比率はすべて百分率（％）で表し、小数点以下第二位を四捨五入し算出しているため合計が100%にならない場合があります。
- ・複数回答については、回答者数を基数として百分率（％）で示しています。したがって、合計値は100%にならない場合もあります。
- ・本報告書では、回答合計の表記を単一（○は一つ）回答は「合計」、複数（○はいくつでも）回答は「回答者数」としています。非該当処理が含まれる設問は「回答者数」と表記しています。

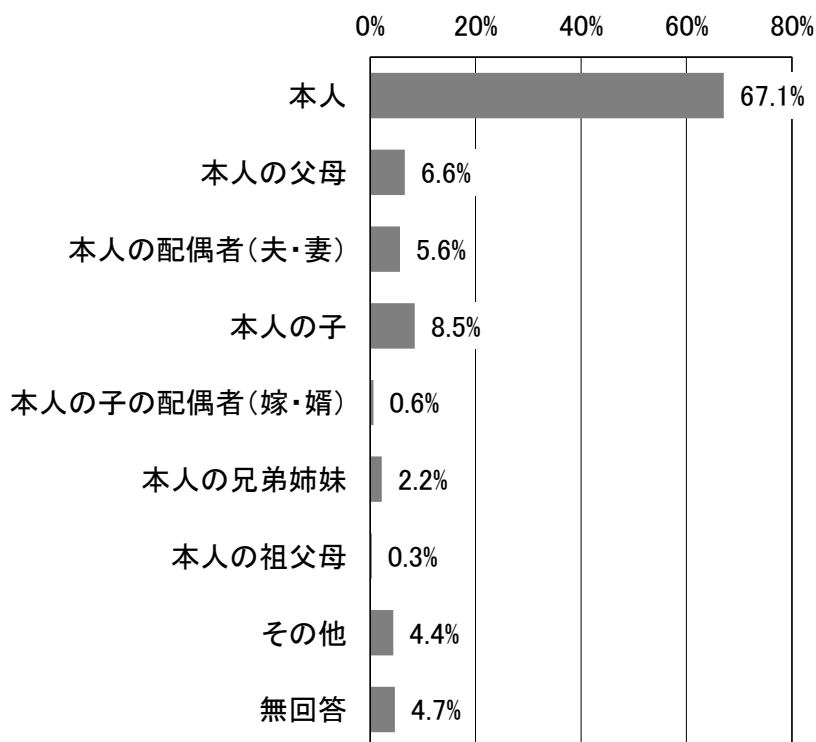
なお、調査結果は、前回の計画策定時の結果と今回の結果を比較している項目を一部含みます。前回の調査の実施時期、回収状況は以下のとおりです。

項 目	内 容
実施時期	平成29年7月14日（金）～7月28日（金）
配布数/有効回収数	758名/377名
有効回収率	49.7%

【主な調査結果】

この調査は、どなたが記入されましたか。宛名のご本人からみた関係でお答えください。（1つに○）

調査を記入された方は、「本人」が67.1%と最も多く、次いで「本人の子」が8.5%、「本人の父母」が6.6%となっています。

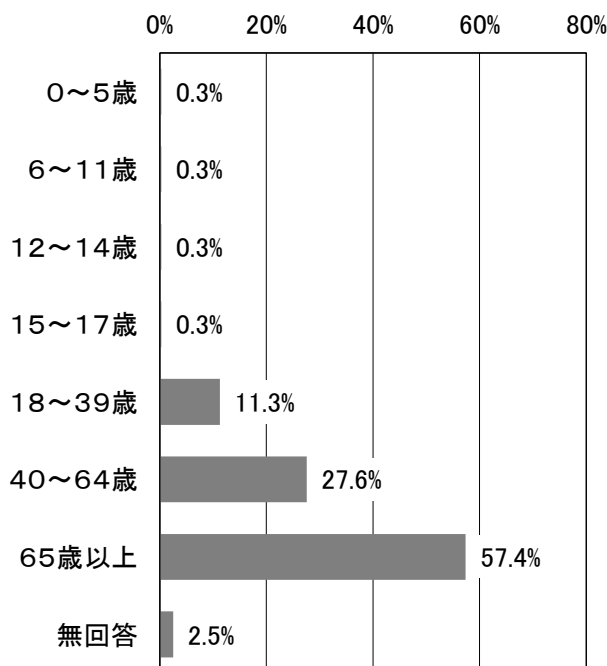


項目	度数	構成比
本人	214	67.1%
本人の父母	21	6.6%
本人の配偶者(夫・妻)	18	5.6%
本人の子	27	8.5%
本人の子の配偶者(嫁・婿)	2	0.6%
本人の兄弟姉妹	7	2.2%
本人の祖父母	1	0.3%
その他	14	4.4%
無回答	15	4.7%
合計	319	100.0%

あなた自身のことについて

問1 あなたの年齢をお答えください。(令和2年7月1日現在)(1つに○)

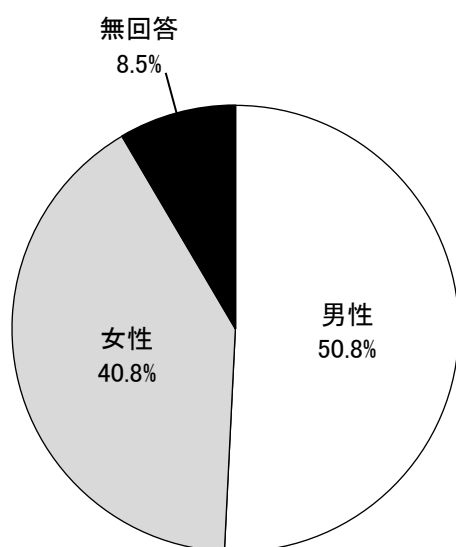
年齢については、「65歳以上」が57.4%と最も多く、次いで「40～64歳」が27.6%、「18～39歳」が11.3%となっています。



項目	度数	構成比
0～5歳	1	0.3%
6～11歳	1	0.3%
12～14歳	1	0.3%
15～17歳	1	0.3%
18～39歳	36	11.3%
40～64歳	88	27.6%
65歳以上	183	57.4%
無回答	8	2.5%
合計	319	100.0%

問1-2 あなたの性別はどちらですか。(1つに○)

性別については、「男性」が50.8%、「女性」が40.8%となっています。



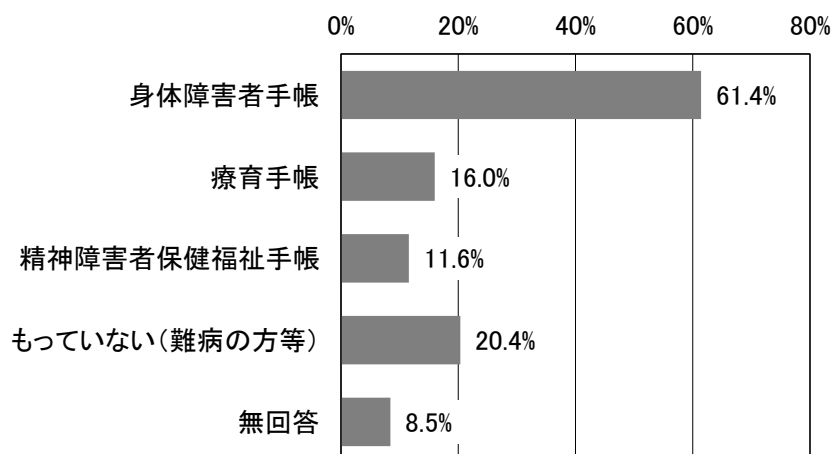
項目	度数	構成比
男性	162	50.8%
女性	130	40.8%
無回答	27	8.5%
合計	319	100.0%

問2-（1） 現在お持ちの（1）障害者手帳の種類と、（2）手帳の等級についてお答えください。複数
数の手帳をお持ちの方は、お持ちの手帳すべてについてお答えください。

（1）障害者手帳の種類（〇はいくつでも）

障害者手帳の種類については、「身体障害者手帳」が61.4%と最も多く、次いで「療育手帳」が16.0%、「精神障害者保健福祉手帳」が11.6%となっています。

また、「もっていない（難病の方等）」は、20.4%となっています。

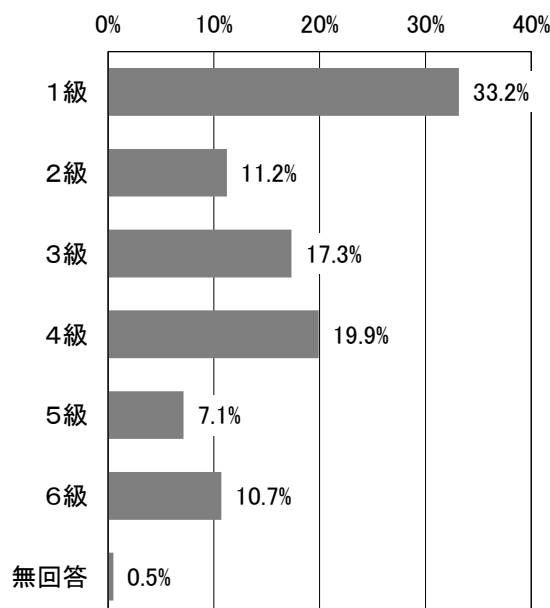


項目	度数	構成比
身体障害者手帳	196	61.4%
療育手帳	51	16.0%
精神障害者保健福祉手帳	37	11.6%
もっていない(難病の方等)	65	20.4%
無回答	27	8.5%
回答者数	319	

（2）手帳の等級（〇はそれぞれ1つだけ）

■身体障害者手帳

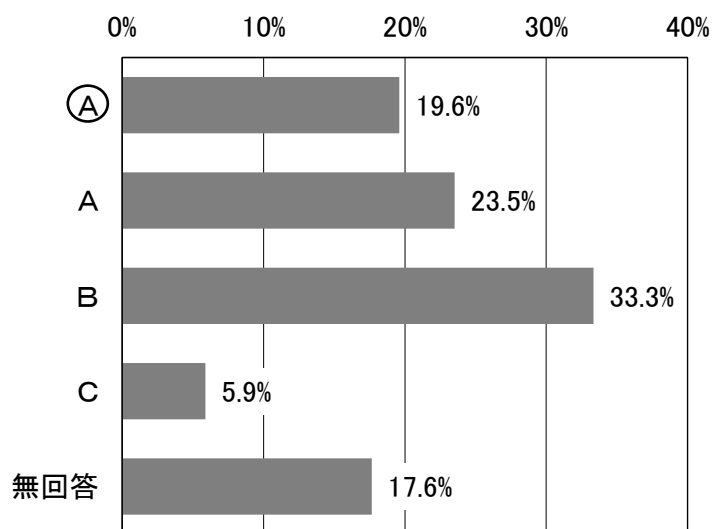
身体障害者手帳の等級については、「1級」が33.2%と最も多く、次いで「4級」が19.9%、「3級」が17.3%となっています。



項目	度数	構成比
1級	65	33.2%
2級	22	11.2%
3級	34	17.3%
4級	39	19.9%
5級	14	7.1%
6級	21	10.7%
無回答	1	0.5%
回答者数	196	100.0%
非該当	123	
合計	319	

■療育手帳

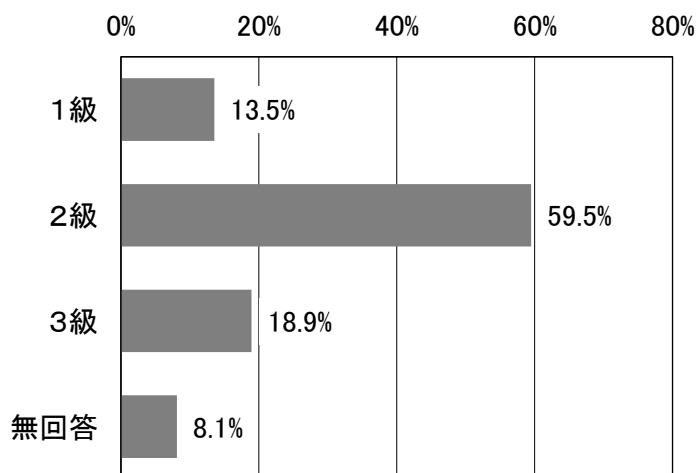
療養手帳の等級については、「B」が33.3%と最も多く、次いで「A」が23.5%、「㊤」が19.6%となっています。



項目	度数	構成比
㊤	10	19.6%
A	12	23.5%
B	17	33.3%
C	3	5.9%
無回答	9	17.6%
回答者数	51	100.0%
非該当	268	
合計	319	

■精神障害者保健福祉手帳

精神障害者保健福祉手帳については、「2級」が59.5%と最も多く、次いで「3級」が18.9%、「1級」が13.5%となっています。

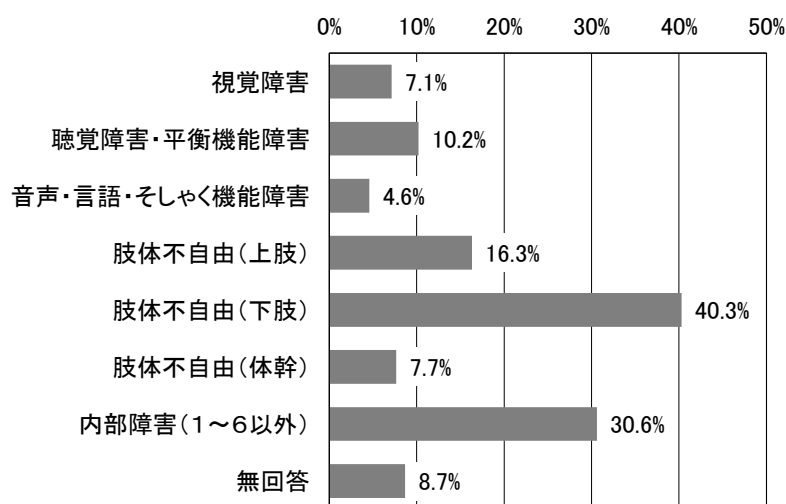


項目	度数	構成比
1級	5	13.5%
2級	22	59.5%
3級	7	18.9%
無回答	3	8.1%
回答者数	37	100.0%
非該当	282	
合計	319	

【問2-①から問2-③は、身体障害者手帳をお持ちの方がお答えください。】

問2-① 主な障害をお答えください。(〇はいくつでも)

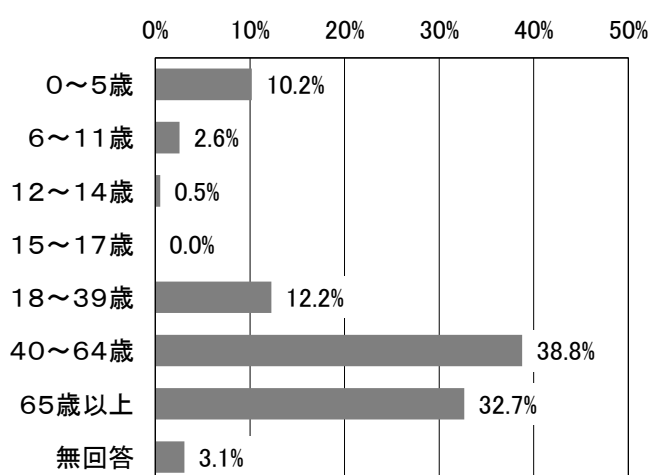
主な障害については、「肢体不自由(下肢)」が40.3%と最も多く、次いで「内部障害(1～6以外)」が30.6%、「肢体不自由(上肢)」が16.3%となっています。



項目	度数	構成比
視覚障害	14	7.1%
聴覚障害・平衡機能障害	20	10.2%
音声・言語・そしゃく機能障害	9	4.6%
肢体不自由(上肢)	32	16.3%
肢体不自由(下肢)	79	40.3%
肢体不自由(体幹)	15	7.7%
内部障害(1～6以外)	60	30.6%
無回答	17	8.7%
回答者数	196	
非該当	123	
合計	319	

問2-② 障害者手帳をお持ちの方にお聞きます。障害が分かったのはいつ頃ですか。(1つに〇)

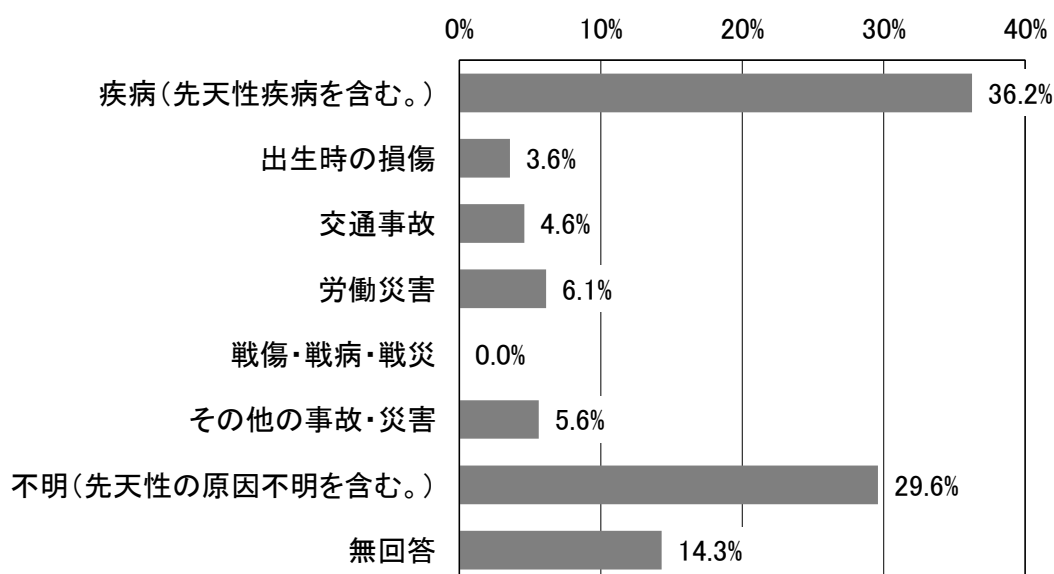
障害が分かった時期については、「40～64歳」が38.8%と最も多く、次いで「65歳以上」が32.7%、「18～39歳」が12.2%となっています。



項目	度数	構成比
0～5歳	20	10.2%
6～11歳	5	2.6%
12～14歳	1	0.5%
15～17歳	0	0.0%
18～39歳	24	12.2%
40～64歳	76	38.8%
65歳以上	64	32.7%
無回答	6	3.1%
回答者数	196	100.0%
非該当	123	
合計	319	

問2-③ 障害の原因は、次のうちどれにあたりますか。（1つに○）

障害の原因については、「疾病（先天性疾病を含む。）」が36.2%と最も多く、次いで「不明（先天性の原因不明を含む。）」が29.6%、「労働災害」が6.1%となっています。



項目	度数	構成比
疾病（先天性疾病を含む。）	71	36.2%
出生時の損傷	7	3.6%
交通事故	9	4.6%
労働災害	12	6.1%
戦傷・戦病・戦災	0	0.0%
その他の事故・災害	11	5.6%
不明（先天性の原因不明を含む。）	58	29.6%
無回答	28	14.3%
回答者数	196	100.0%
非該当	123	
合計	319	

【問3は、18歳未満の方のみお答えください】

問3 あなたは重症心身障害※に該当しますか。（1つに○）

重症心身障害に該当するかについては、「該当する」が4件中0件、「該当しない」が4件中2件となっています。

項目	度数	構成比
該当する	0	0.0%
該当しない	2	50.0%
無回答	2	50.0%
回答者数	4	100.0%
非該当	315	
合計	319	

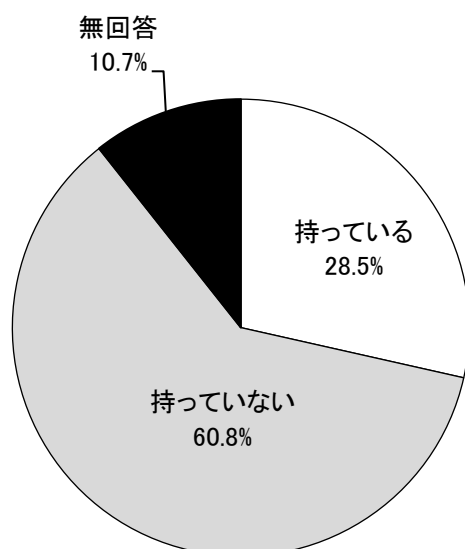
※回答者数が少ない為、表のみ掲載（以下同様）

※ 重症心身障害とは、重度の肢体不自由（座れるが歩行できない）と重度の知的障害（療育手帳のⒶまたはA）とが重複した状態のことを言います。

【すべての方にお聞きます。】

問4 あなたは自立支援医療制度（精神通院医療）※受給者証をお持ちですか。（1つに○）

自立支援医療制度（精神通院医療）受給者証の所持では、「持っている」が28.5%、「持っていない」が60.8%となっています。

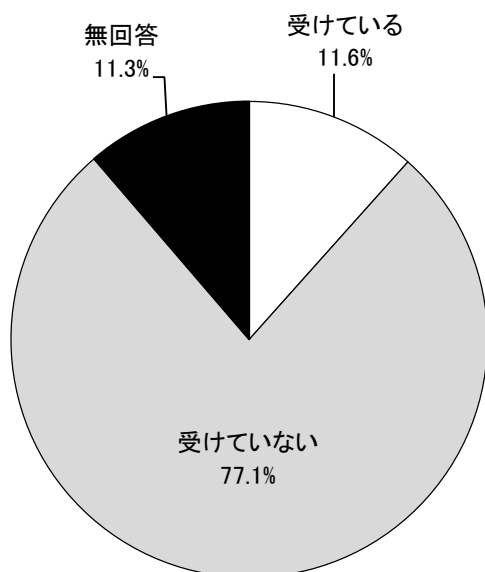


項目	度数	構成比
持っている	91	28.5%
持っていない	194	60.8%
無回答	34	10.7%
合計	319	100.0%

※ 自立支援医療制度（精神通院医療）とは、精神疾患に必要な治療が続けられるように医療費の軽減を図る制度です。

問5 あなたは難病（特定疾患）※の認定を受けていますか。（1つに○）

難病（特定疾患）の認定を受けているかでは、「受けている」が11.6%、「受けていない」が77.1%となっています。

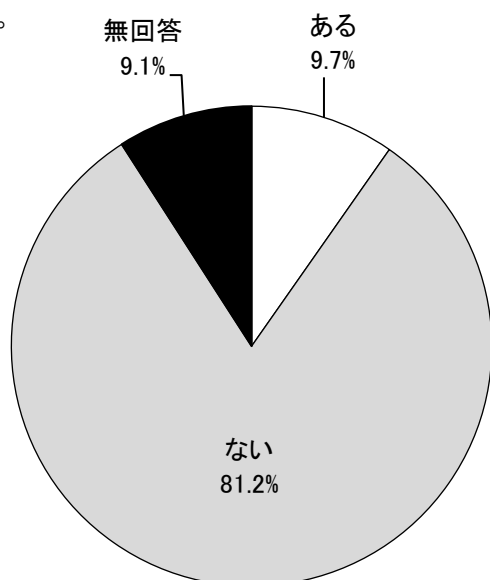


項目	度数	構成比
受けている	37	11.6%
受けていない	246	77.1%
無回答	36	11.3%
合計	319	100.0%

※ 難病（特定疾患）とは、重症筋無力症、多発性硬化症などの治療法が確立していない疾病、その他の特殊な疾病をいいます。

問6 あなたは発達障害※として診断されたことがありますか。（1つに○）

発達障害として診断されたことがあるかでは、「ある」が9.7%、「ない」が81.2%となっています。

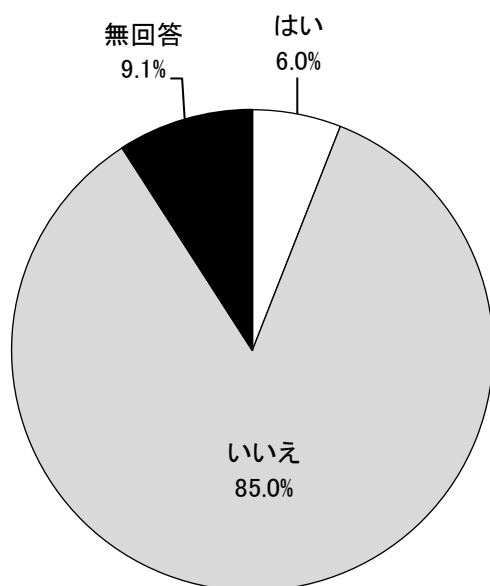


項目	度数	構成比
ある	31	9.7%
ない	259	81.2%
無回答	29	9.1%
合計	319	100.0%

※ 発達障害とは、自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害、その他これに類する脳機能の障害であって、その症状が通常低年齢において発現するものとして政令で定めるものをいいます。

問7 あなたは高次脳機能障害※として診断されたことがありますか。（1つに○）

高次脳機能障害として診断されたことがあるかでは、「はい」が6.0%、「いいえ」が85.0%となっています。



項目	度数	構成比
はい	19	6.0%
いいえ	271	85.0%
無回答	29	9.1%
合計	319	100.0%

※ 高次脳機能障害とは、一般に、外傷性脳損傷、脳血管障害等により脳に損傷を受けその後遺症等として生じた記憶障害、注意障害、社会的行動障害などの認知障害等を指すものとされており、具体的には「会話がうまくかみ合わない」等の症状があります。

【問7で「1. はい」を選択した方】

問7-1 関連障害があればお答えください。（○はいくつでも）

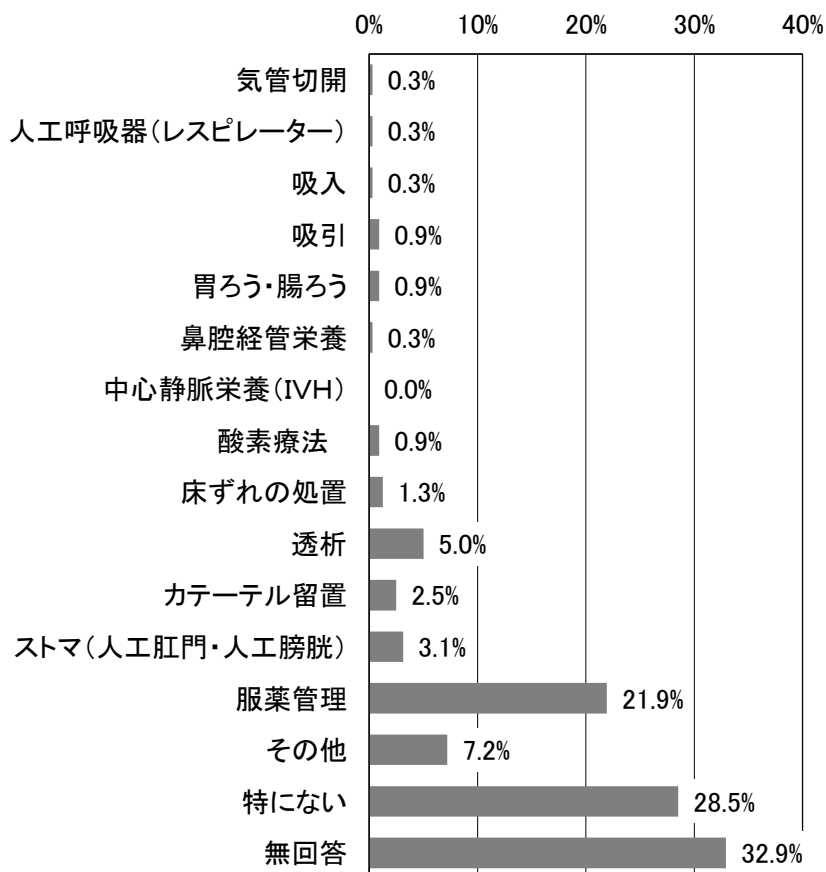
高次脳機能障害の関連障害では、「肢体不自由（上肢）」が8件、「肢体不自由（下肢）」が8件、「音声・言語・そしゃく機能障害」が5件となっています。

項目	度数	構成比
視覚障害	3	15.8%
聴覚障害・平衡機能障害	3	15.8%
音声・言語・そしゃく機能障害	5	26.3%
肢体不自由（上肢）	8	42.1%
肢体不自由（下肢）	8	42.1%
肢体不自由（体幹）	1	5.3%
内部障害（1～6以外）	2	10.5%
無回答	1	5.3%
回答者数	19	
非該当	300	
合計	319	

問8 あなたが現在受けている医療的ケアをご回答ください。(〇はいくつでも)

現在受けている医療的ケアでは、「服薬管理」が21.9%と最も多く、次いで「透析」が5.0%、「ストマ（人工肛門・人工膀胱）」が3.1%となっています。

また、「特にない」が28.5%となっています。

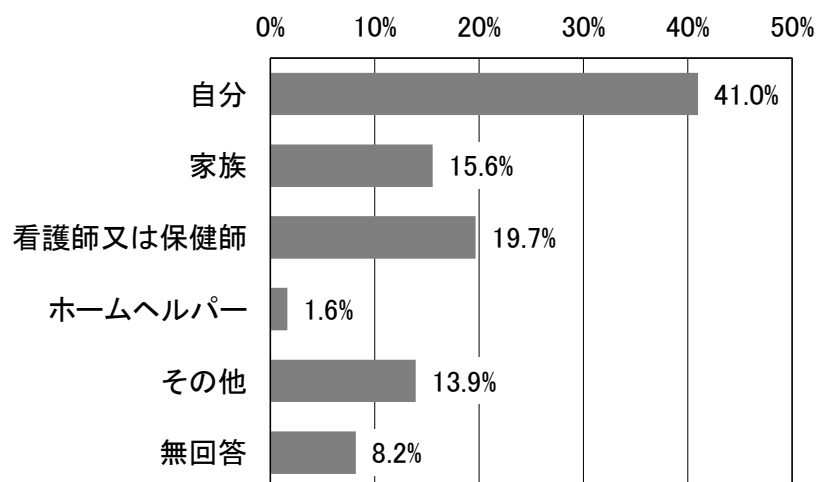


項目	度数	構成比
気管切開	1	0.3%
人工呼吸器(レスピレーター)	1	0.3%
吸入	1	0.3%
吸引	3	0.9%
胃ろう・腸ろう	3	0.9%
鼻腔経管栄養	1	0.3%
中心静脈栄養(IVH)	0	0.0%
酸素療法	3	0.9%
床ずれの処置	4	1.3%
透析	16	5.0%
カテーテル留置	8	2.5%
ストマ(人工肛門・人工膀胱)	10	3.1%
服薬管理	70	21.9%
その他	23	7.2%
特にない	91	28.5%
無回答	105	32.9%
回答者数	319	

【問8で「2. 人工呼吸器（レスピレーター）」～「14. その他」を選択した方】

問8-1 上記の医療的ケアを主に行う方はどなたですか。（1つに○）

医療的ケアを主に行う方については、「自分」が41.0%と最も多く、次いで「看護師又は保健師」が19.7%、「家族」が15.6%となっています。



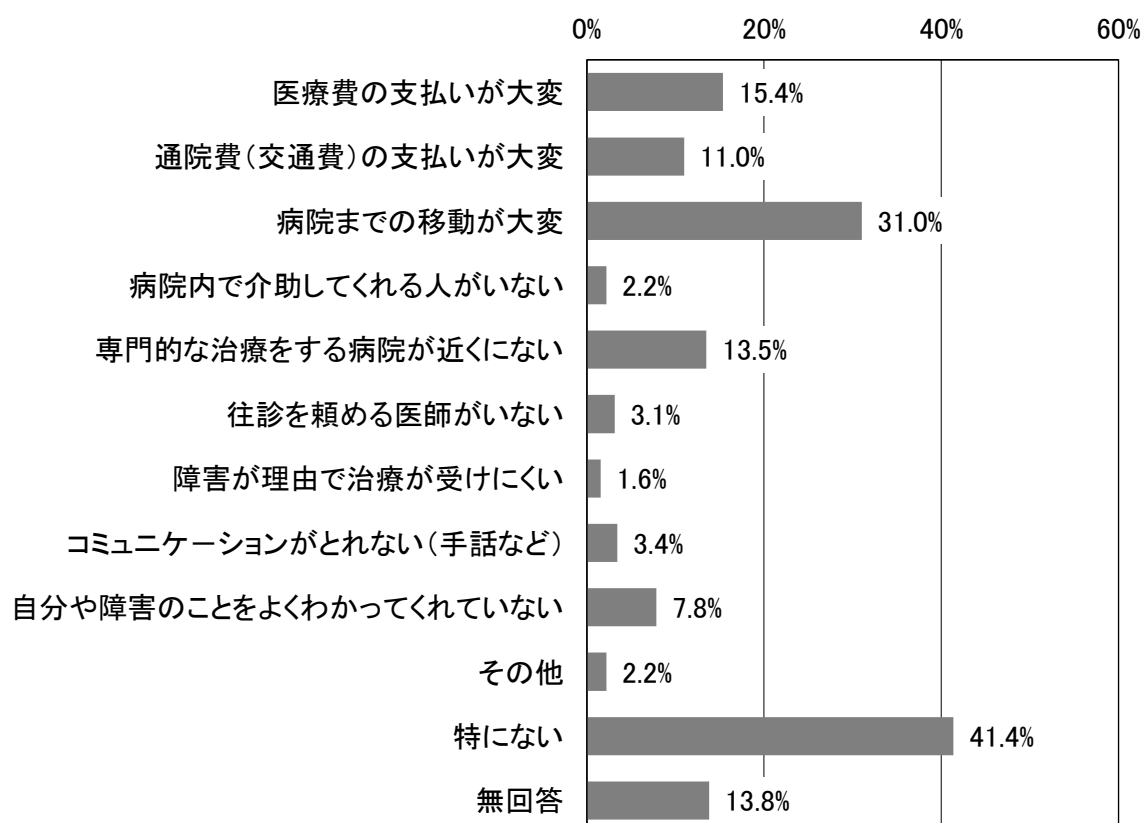
項目	度数	構成比
自分	50	41.0%
家族	19	15.6%
看護師又は保健師	24	19.7%
ホームヘルパー	2	1.6%
その他	17	13.9%
無回答	10	8.2%
回答者数	122	100.0%
非該当	197	
合計	319	

【すべての方にお聞きます。】

問9 医療を受けるうえで困ることはありますか。(〇はいくつでも)

医療を受けるうえで困ることについては、「病院までの移動が大変」が31.0%と最も多く、次いで「医療費の支払いが大変」が15.4%、「専門的な治療をする病院が近くにない」が13.5%となっています。

また、「特にない」が41.4%となっています。

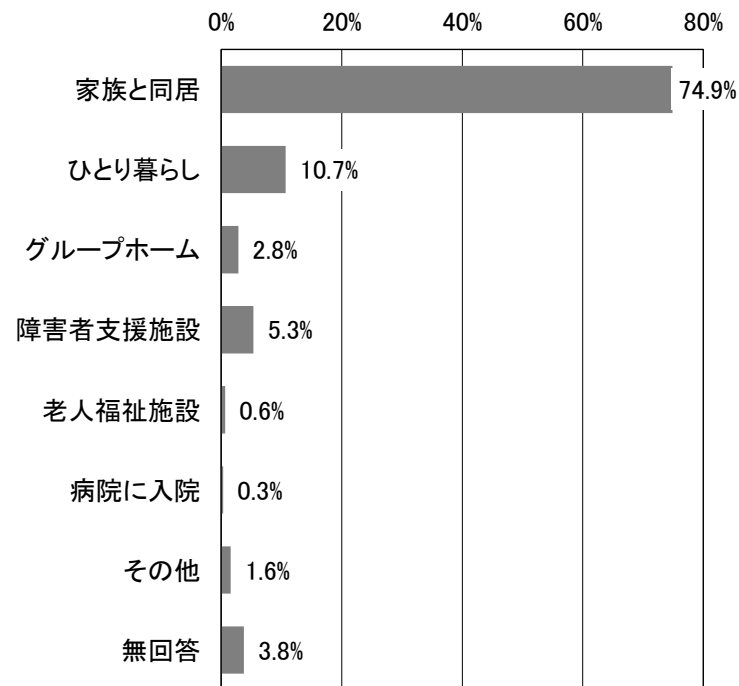


項目	度数	構成比
医療費の支払いが大変	49	15.4%
通院費(交通費)の支払いが大変	35	11.0%
病院までの移動が大変	99	31.0%
病院内で介助してくれる人がいない	7	2.2%
専門的な治療をする病院が近くにない	43	13.5%
往診を頼める医師がいない	10	3.1%
障害が理由で治療が受けにくい	5	1.6%
コミュニケーションがとれない(手話など)	11	3.4%
自分や障害のことをよくわかってもらえていない	25	7.8%
その他	7	2.2%
特にない	132	41.4%
無回答	44	13.8%
回答者数	319	

住まいや暮らしについて

問10 あなたは現在どのように暮らしていますか。(1つに○)

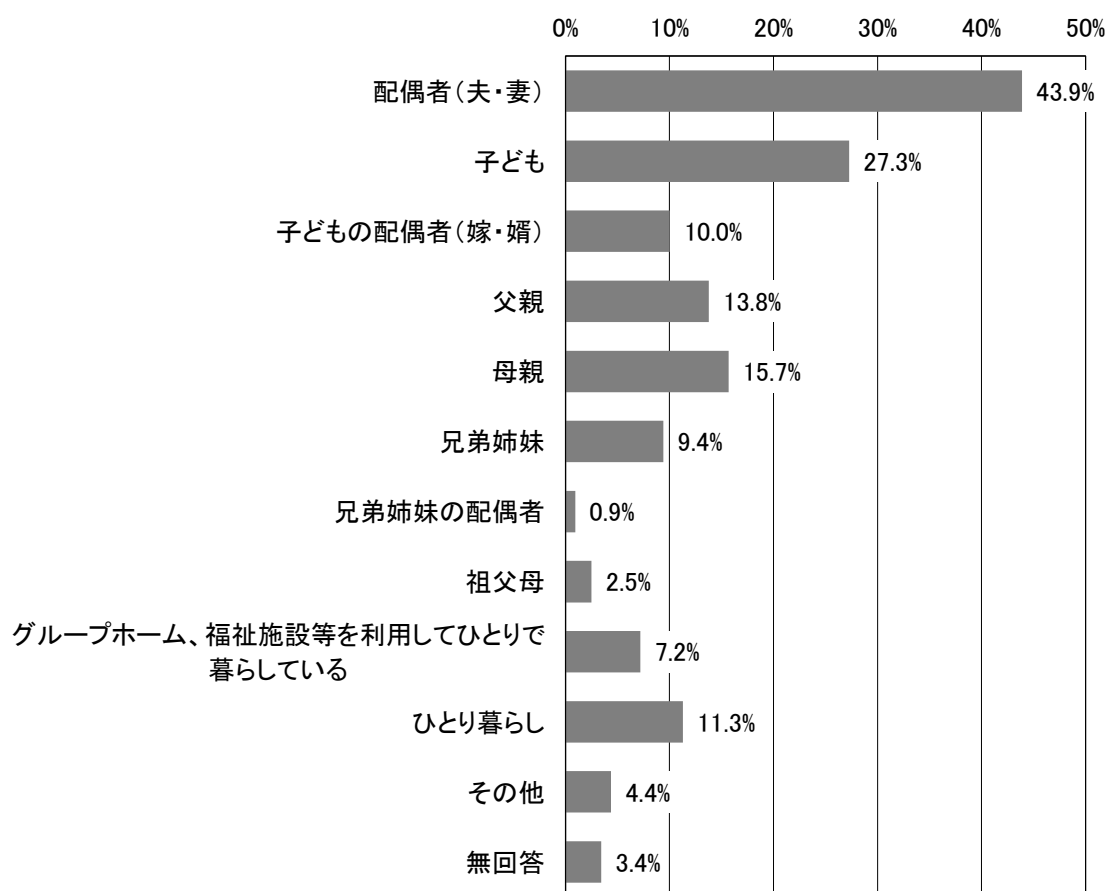
現在の暮らしについては、「家族と同居」が74.9%と最も多く、次いで「ひとり暮らし」が10.7%、「障害者支援施設」が5.3%となっています。



項目	度数	構成比
家族と同居	239	74.9%
ひとり暮らし	34	10.7%
グループホーム	9	2.8%
障害者支援施設	17	5.3%
老人福祉施設	2	0.6%
病院に入院	1	0.3%
その他	5	1.6%
無回答	12	3.8%
合計	319	100.0%

問１１ あなたは現在誰と暮らしていますか。（〇はいくつでも）

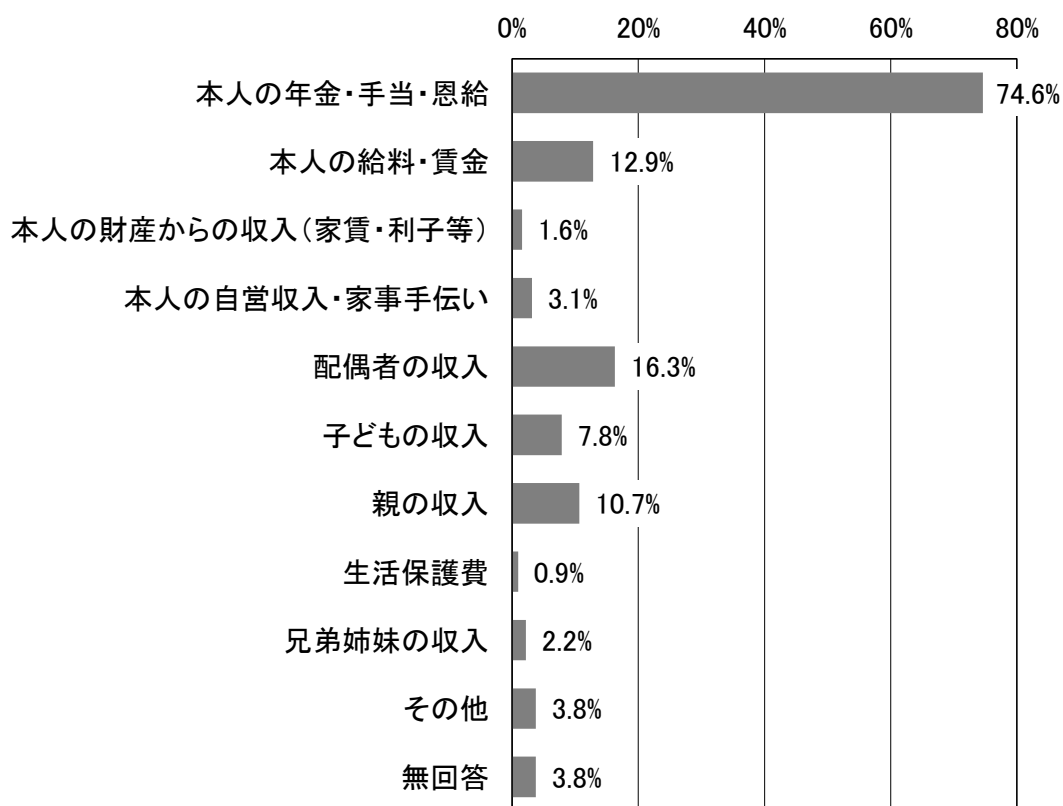
現在暮らしている人については、「配偶者（夫・妻）」が43.9%と最も多く、次いで「子ども」が27.3%、「母親」が15.7%となっています。



項目	度数	構成比
配偶者（夫・妻）	140	43.9%
子ども	87	27.3%
子どもの配偶者（嫁・婿）	32	10.0%
父親	44	13.8%
母親	50	15.7%
兄弟姉妹	30	9.4%
兄弟姉妹の配偶者	3	0.9%
祖父母	8	2.5%
グループホーム、福祉施設等を利用してひとりで暮らしている	23	7.2%
ひとり暮らし	36	11.3%
その他	14	4.4%
無回答	11	3.4%
回答者数	319	

問12 あなたが現在暮らしていくうえでの主な収入は何ですか。（〇はいくつでも）

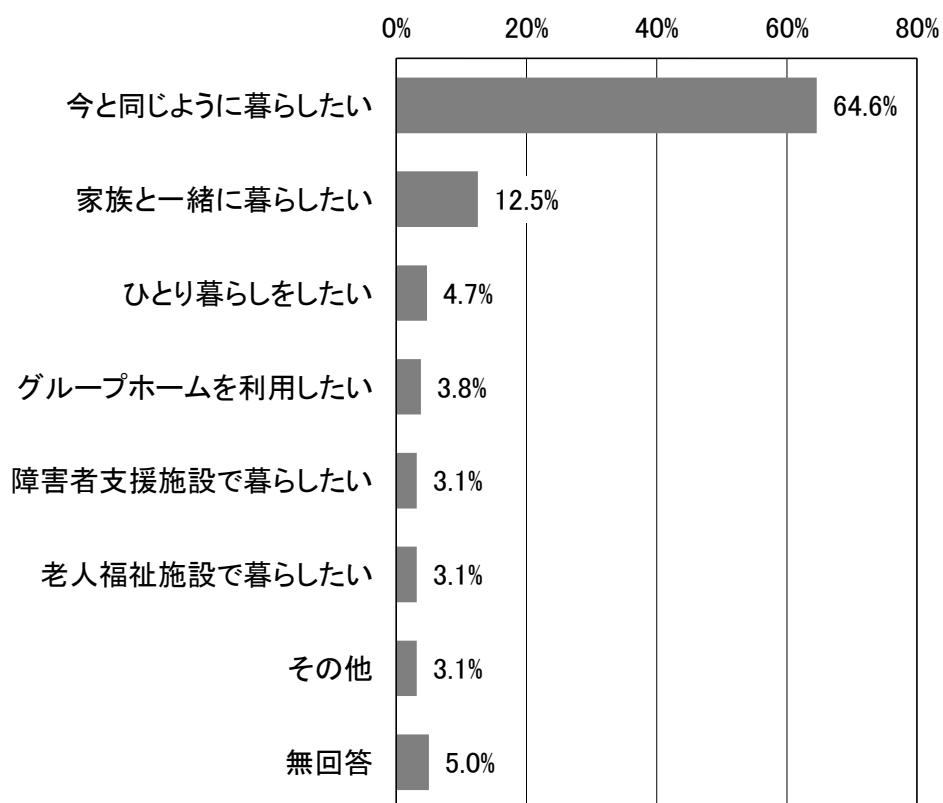
現在の暮らしの主な収入については、「本人の年金・手当・恩給」が74.6%と最も多く、次いで「配偶者の収入」が16.3%、「本人の給料・賃金」が12.9%となっています。



項目	度数	構成比
本人の年金・手当・恩給	238	74.6%
本人の給料・賃金	41	12.9%
本人の財産からの収入(家賃・利子等)	5	1.6%
本人の自営収入・家事手伝い	10	3.1%
配偶者の収入	52	16.3%
子どもの収入	25	7.8%
親の収入	34	10.7%
生活保護費	3	0.9%
兄弟姉妹の収入	7	2.2%
その他	12	3.8%
無回答	12	3.8%
回答者数	319	

問13 あなたは将来、どのように暮らしたいですか。(1つに○)

将来、どのように暮らしたいかでは、「今と同じように暮らしたい」が64.6%と最も多く、次いで「家族と一緒に暮らしたい」が12.5%、「ひとり暮らしをしたい」が4.7%となっています。

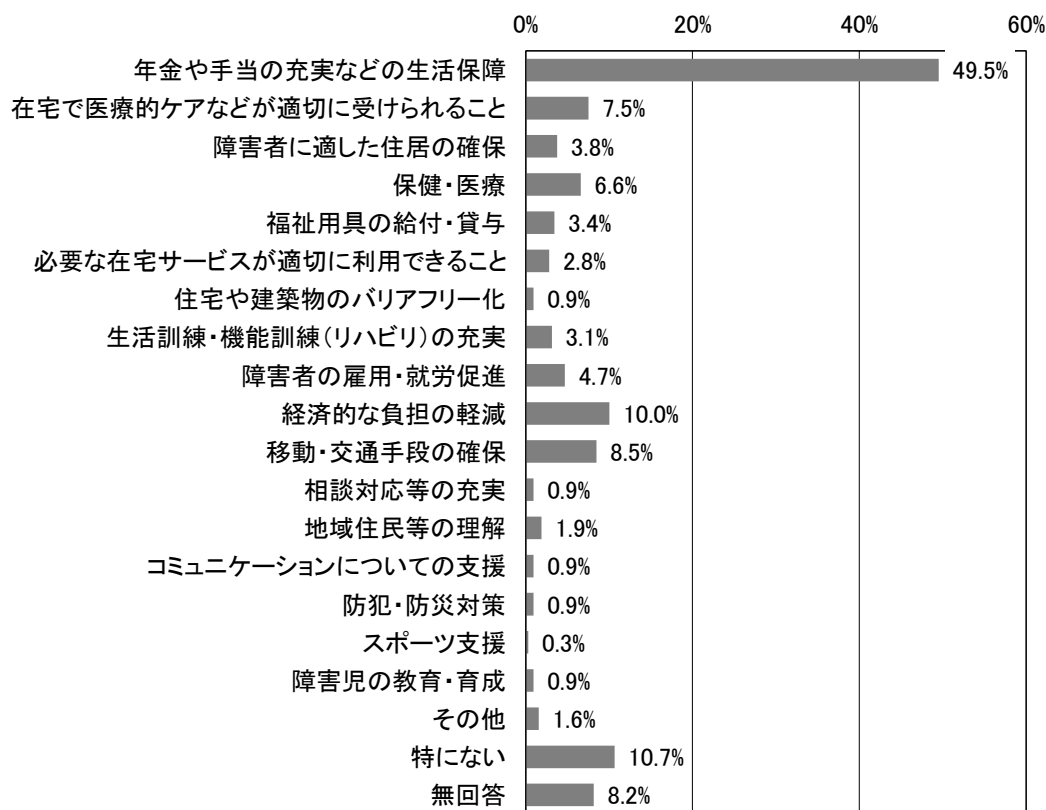


項目	度数	構成比
今と同じように暮らしたい	206	64.6%
家族と一緒に暮らしたい	40	12.5%
ひとり暮らしをしたい	15	4.7%
グループホームを利用したい	12	3.8%
障害者支援施設で暮らしたい	10	3.1%
老人福祉施設で暮らしたい	10	3.1%
その他	10	3.1%
無回答	16	5.0%
合計	319	100.0%

問１４ 地域で生活するためには、どのような支援があればよいと思いますか。（〇はいくつでも）

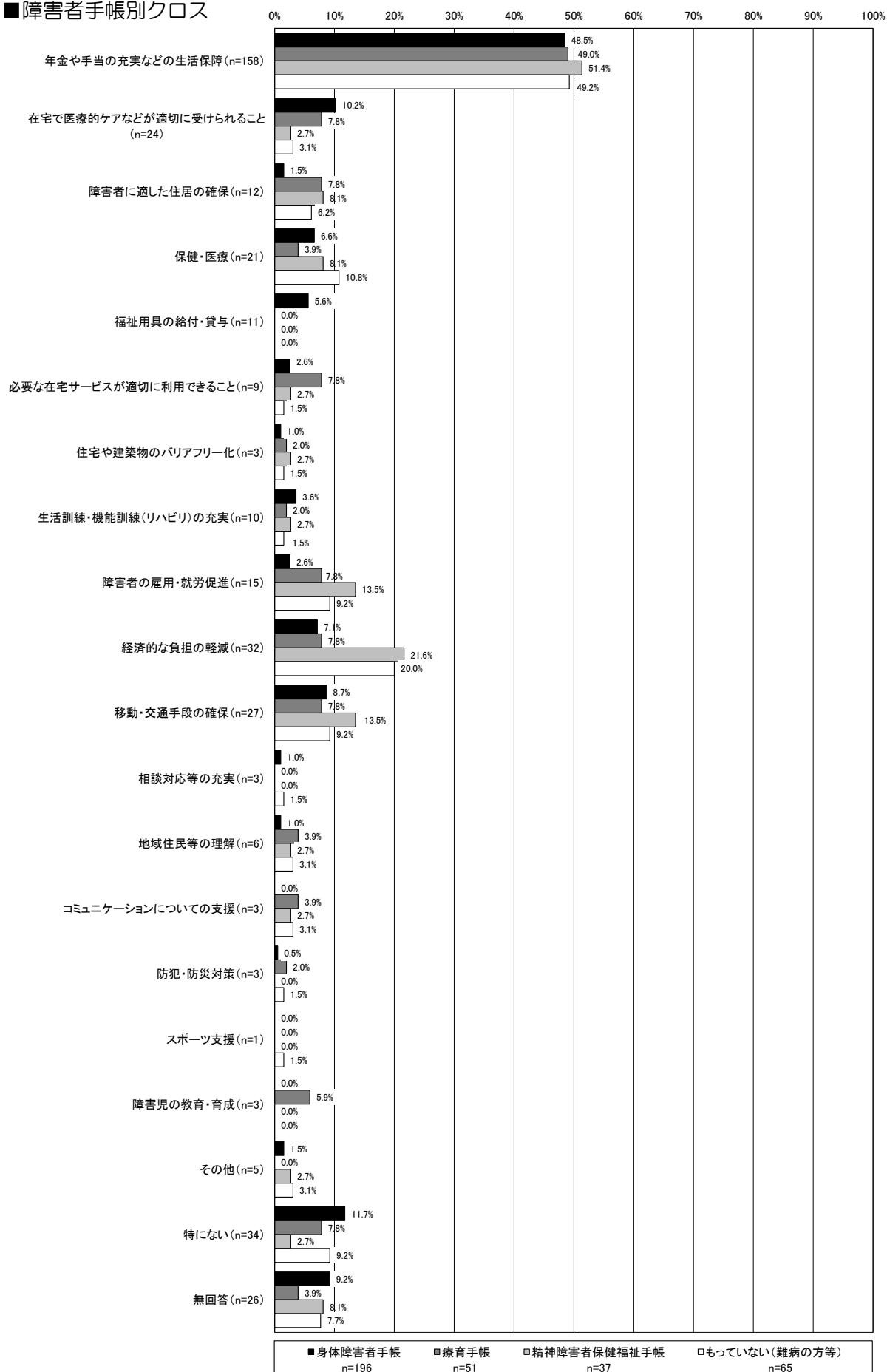
地域で生活するために必要な支援については、「年金や手当の充実などの生活保障」が49.5%と最も多く、次いで「経済的な負担の軽減」が10.0%、「移動・交通手段の確保」が8.5%となっています。

また、「特にない」が10.7%となっています。



項目	度数	構成比
年金や手当の充実などの生活保障	158	49.5%
在宅で医療的ケアなどが適切に受けられること	24	7.5%
障害者に適した住居の確保	12	3.8%
保健・医療	21	6.6%
福祉用具の給付・貸与	11	3.4%
必要な在宅サービスが適切に利用できること	9	2.8%
住宅や建築物のバリアフリー化	3	0.9%
生活訓練・機能訓練(リハビリ)の充実	10	3.1%
障害者の雇用・就労促進	15	4.7%
経済的な負担の軽減	32	10.0%
移動・交通手段の確保	27	8.5%
相談対応等の充実	3	0.9%
地域住民等の理解	6	1.9%
コミュニケーションについての支援	3	0.9%
防犯・防災対策	3	0.9%
スポーツ支援	1	0.3%
障害児の教育・育成	3	0.9%
その他	5	1.6%
特にない	34	10.7%
無回答	26	8.2%
回答者数	319	

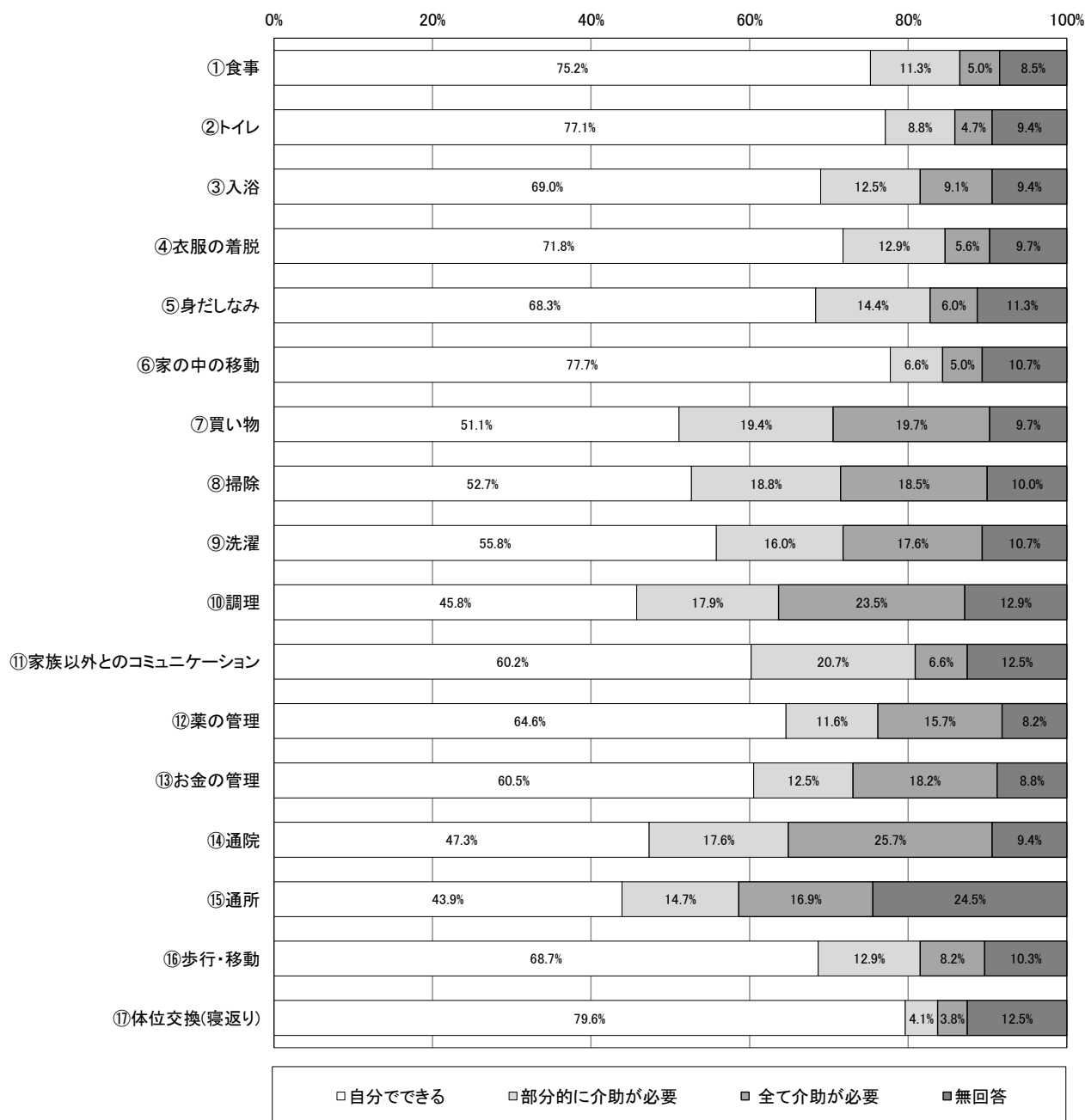
■障害者手帳別クロス



問15 普段の生活では、どのようなことに介助を必要としていますか。項目ごとにあてはまるものを1つずつ選んでください。

普段の生活に必要な介護では、「すべて介助が必要」の項目で多いのは、「⑦買い物」「⑧掃除」「⑩調理」「⑬お金の管理」「⑭通院」となっています。

また、「自分でできる」の項目で多いのは、「①食事」「②トイレ」「④衣服の着脱」「⑥家の中の移動」「⑰体位交換（寝返り）」となっています。



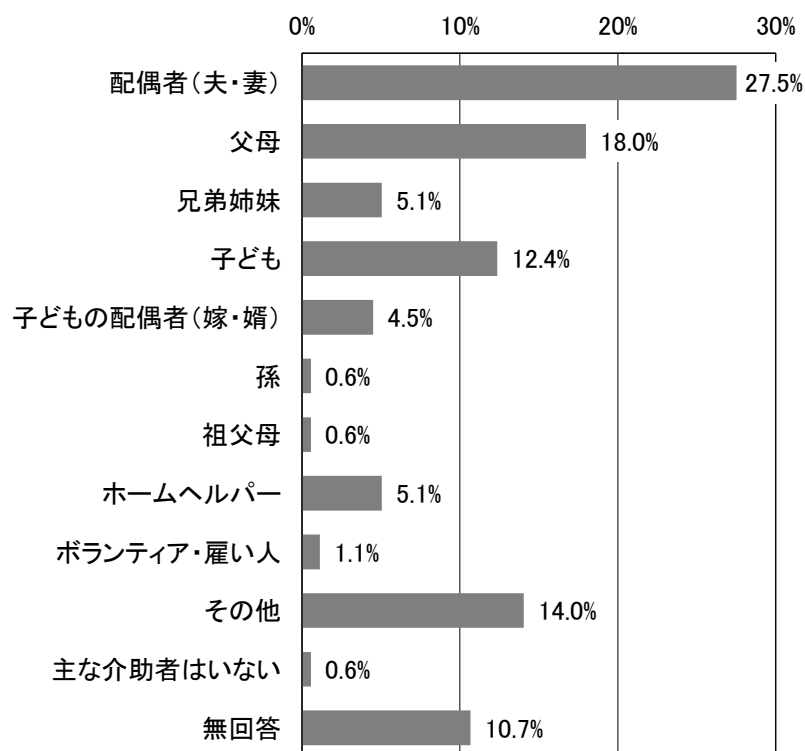
項目(度数)	自分ができる	部分的に介 助が必要	全て介助が 必要	無回答	合計
①食事	240	36	16	27	319
②トイレ	246	28	15	30	319
③入浴	220	40	29	30	319
④衣服の着脱	229	41	18	31	319
⑤身だしなみ	218	46	19	36	319
⑥家の中の移動	248	21	16	34	319
⑦買い物	163	62	63	31	319
⑧掃除	168	60	59	32	319
⑨洗濯	178	51	56	34	319
⑩調理	146	57	75	41	319
⑪家族以外とのコミュニケーション	192	66	21	40	319
⑫薬の管理	206	37	50	26	319
⑬お金の管理	193	40	58	28	319
⑭通院	151	56	82	30	319
⑮通所	140	47	54	78	319
⑯歩行・移動	219	41	26	33	319
⑰体位交換(寝返り)	254	13	12	40	319

項目(構成比)	自分ができる	部分的に介 助が必要	全て介助が 必要	無回答	合計
①食事	75.2%	11.3%	5.0%	8.5%	100.0%
②トイレ	77.1%	8.8%	4.7%	9.4%	100.0%
③入浴	69.0%	12.5%	9.1%	9.4%	100.0%
④衣服の着脱	71.8%	12.9%	5.6%	9.7%	100.0%
⑤身だしなみ	68.3%	14.4%	6.0%	11.3%	100.0%
⑥家の中の移動	77.7%	6.6%	5.0%	10.7%	100.0%
⑦買い物	51.1%	19.4%	19.7%	9.7%	100.0%
⑧掃除	52.7%	18.8%	18.5%	10.0%	100.0%
⑨洗濯	55.8%	16.0%	17.6%	10.7%	100.0%
⑩調理	45.8%	17.9%	23.5%	12.9%	100.0%
⑪家族以外とのコミュニケーション	60.2%	20.7%	6.6%	12.5%	100.0%
⑫薬の管理	64.6%	11.6%	15.7%	8.2%	100.0%
⑬お金の管理	60.5%	12.5%	18.2%	8.8%	100.0%
⑭通院	47.3%	17.6%	25.7%	9.4%	100.0%
⑮通所	43.9%	14.7%	16.9%	24.5%	100.0%
⑯歩行・移動	68.7%	12.9%	8.2%	10.3%	100.0%
⑰体位交換(寝返り)	79.6%	4.1%	3.8%	12.5%	100.0%

【問15で「2. 部分的に介助が必要」または「3. すべて介助が必要」を選択した方は、次の問15-①と問15-②にお答えください】

問15-① 主に介助してくれる方はどなたですか。（1つに○）

主に介助してくれる方では、「配偶者(夫・妻)」が27.5%と最も多く、次いで「父母」が18.0%、「子ども」が12.4%となっています。

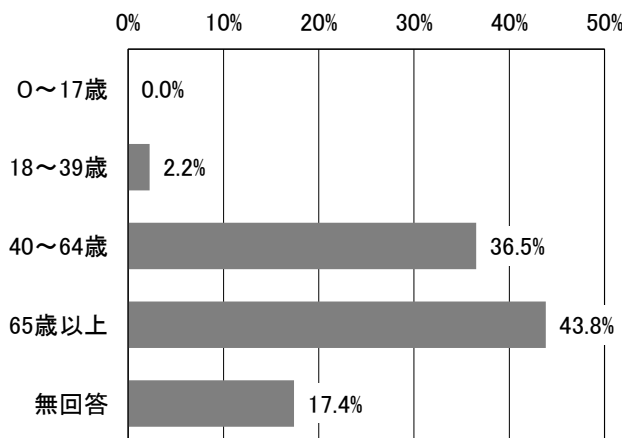


項目	度数	構成比
配偶者(夫・妻)	49	27.5%
父母	32	18.0%
兄弟姉妹	9	5.1%
子ども	22	12.4%
子どもの配偶者(嫁・婿)	8	4.5%
孫	1	0.6%
祖父母	1	0.6%
ホームヘルパー	9	5.1%
ボランティア・雇い人	2	1.1%
その他	25	14.0%
主な介助者はいない	1	0.6%
無回答	19	10.7%
回答者数	178	100.0%
非該当	141	
合計	319	

問 15-② 主に介助してくれる家族で、特に中心となっている方の年齢、性別、健康状態をお答えください。

(1) 年齢（令和 2 年 7 月 1 日現在）（1 つに○）

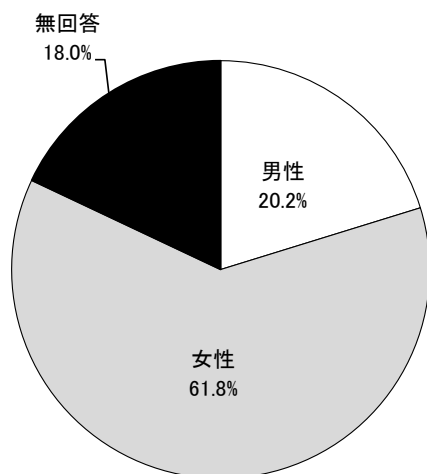
年齢については、「65 歳以上」が 43.8%と最も多く、次いで「40～64 歳」が 36.5%、「18～39 歳」が 2.2%となっています。



項目	度数	構成比
0～17歳	0	0.0%
18～39歳	4	2.2%
40～64歳	65	36.5%
65歳以上	78	43.8%
無回答	31	17.4%
回答者数	178	100.0%
非該当	141	
合計	319	

(2) 性別（1 つに○）

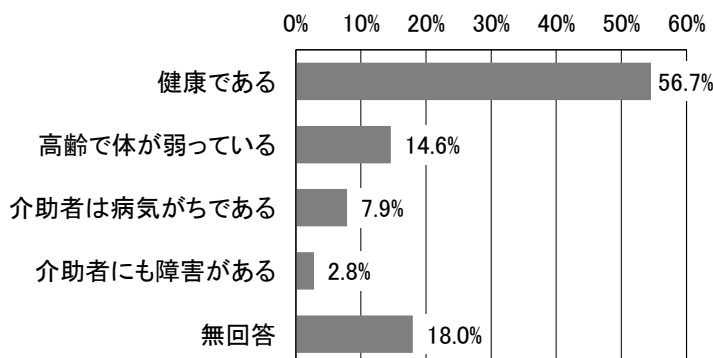
性別については、「男性」が 20.2%、「女性」が 61.8%となっています。



項目	度数	構成比
男性	36	20.2%
女性	110	61.8%
無回答	32	18.0%
回答者数	178	100.0%
非該当	141	
合計	319	

(3) 健康状態（1 つに○）

健康状態については、「健康である」が 56.7%と最も多く、次いで「高齢で体が弱っている」が 14.6%、「介助者は病気がちである」が 7.9%となっています。

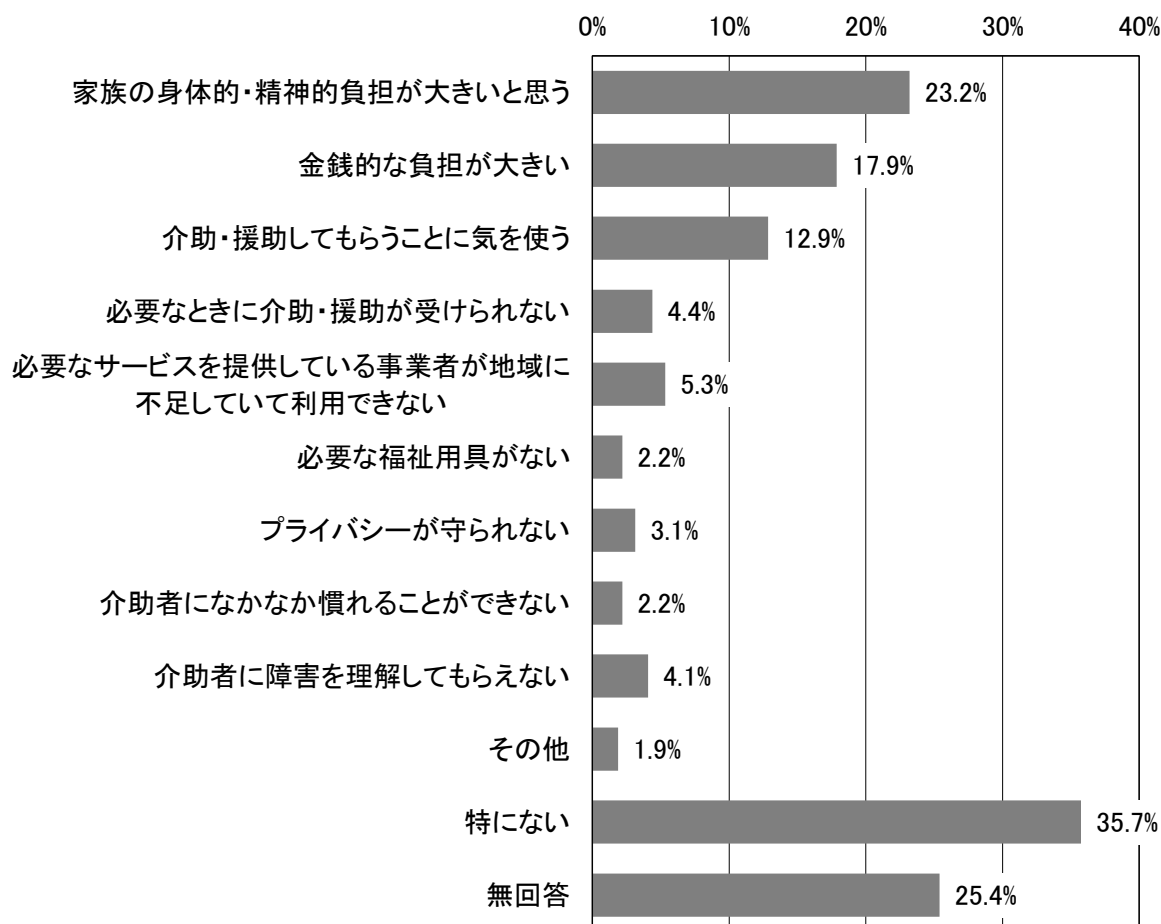


項目	度数	構成比
健康である	101	56.7%
高齢で体が弱っている	26	14.6%
介助者は病気がちである	14	7.9%
介助者にも障害がある	5	2.8%
無回答	32	18.0%
回答者数	178	100.0%
非該当	141	
合計	319	

問 16 介助・援助を受ける上で困ったことはありませんか。(〇はいくつでも)

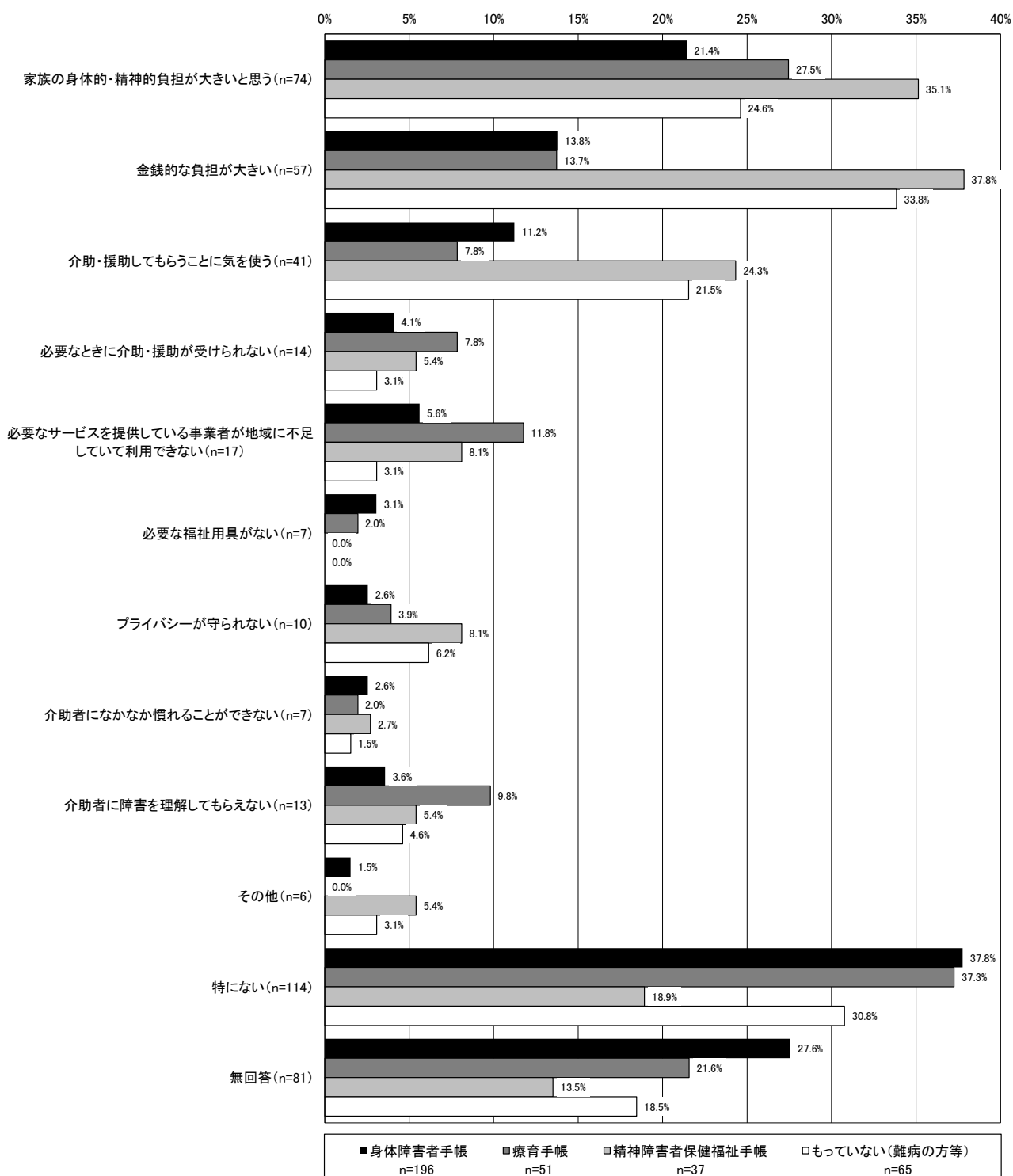
介助・援助を受ける上で困ったことについては、「家族の身体的・精神的負担が大きいと思う」が23.2%と最も多く、次いで「金銭的な負担が大きい」が17.9%、「介助・援助してもらうことに気を使う」が12.9%となっています。

また、「特にない」が35.7%となっています。



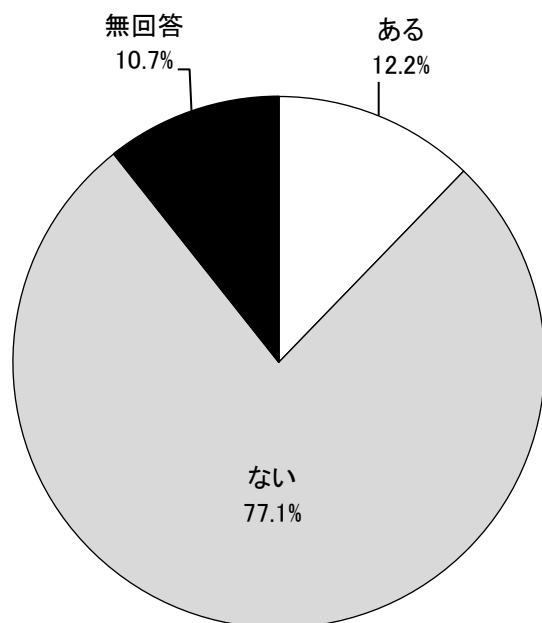
項目	度数	構成比
家族の身体的・精神的負担が大きいと思う	74	23.2%
金銭的な負担が大きい	57	17.9%
介助・援助してもらうことに気を使う	41	12.9%
必要なときに介助・援助が受けられない	14	4.4%
必要なサービスを提供している事業者が地域に不足していて利用できない	17	5.3%
必要な福祉用具がない	7	2.2%
プライバシーが守られない	10	3.1%
介助者になかなか慣れることができない	7	2.2%
介助者に障害を理解してもらえない	13	4.1%
その他	6	1.9%
特にない	114	35.7%
無回答	81	25.4%
回答者数	319	

■障害者手帳別クロス



問17 最近1年間に、あなたの病気で緊急に入院を必要とされたことがありますか。(1つに○)

最近1年間に、あなたの病気で緊急に入院を必要とされたことがあったかでは、「ある」が12.2%、「ない」が77.1%となっています。

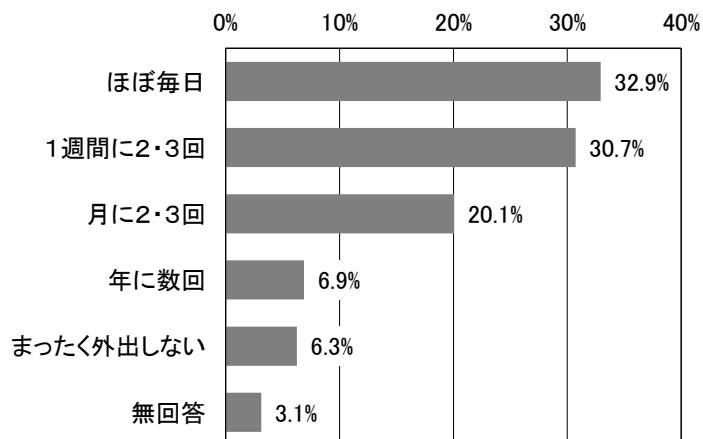


項目	度数	構成比
ある	39	12.2%
ない	246	77.1%
無回答	34	10.7%
合計	319	100.0%

日中活動や就労について

問18 新型コロナウイルスが問題になる前、あなたは、ふだん外出をどのくらいしていましたか。（1つに○）

ふだんの外出の頻度では、「ほぼ毎日」が32.9%と最も多く、次いで「1週間に2・3回」が30.7%、「月に2・3回」が20.1%となっています。

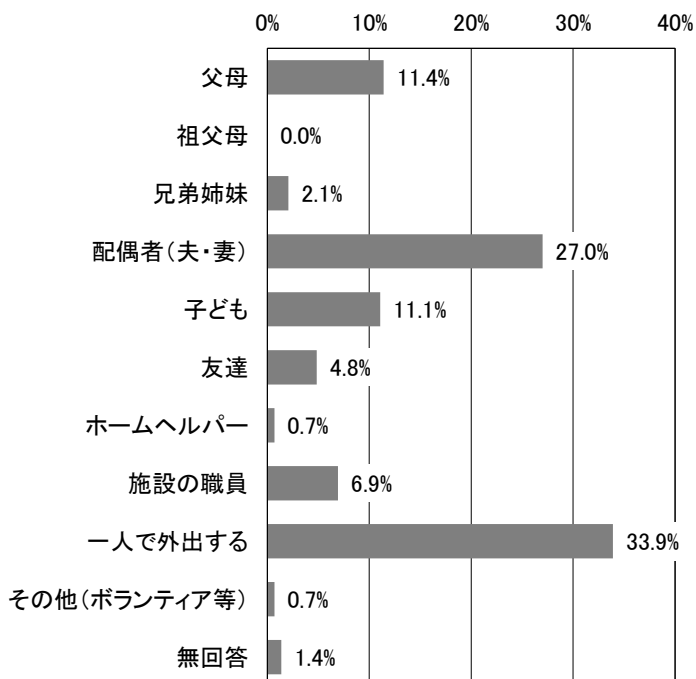


項目	度数	構成比
ほぼ毎日	105	32.9%
1週間に2・3回	98	30.7%
月に2・3回	64	20.1%
年に数回	22	6.9%
まったく外出しない	20	6.3%
無回答	10	3.1%
合計	319	100.0%

【問18で「1. ほぼ毎日」～「4. 年に数回」を選択した方】

問18-① あなたが外出するときは、主にどなたと外出しますか。（1つに○）

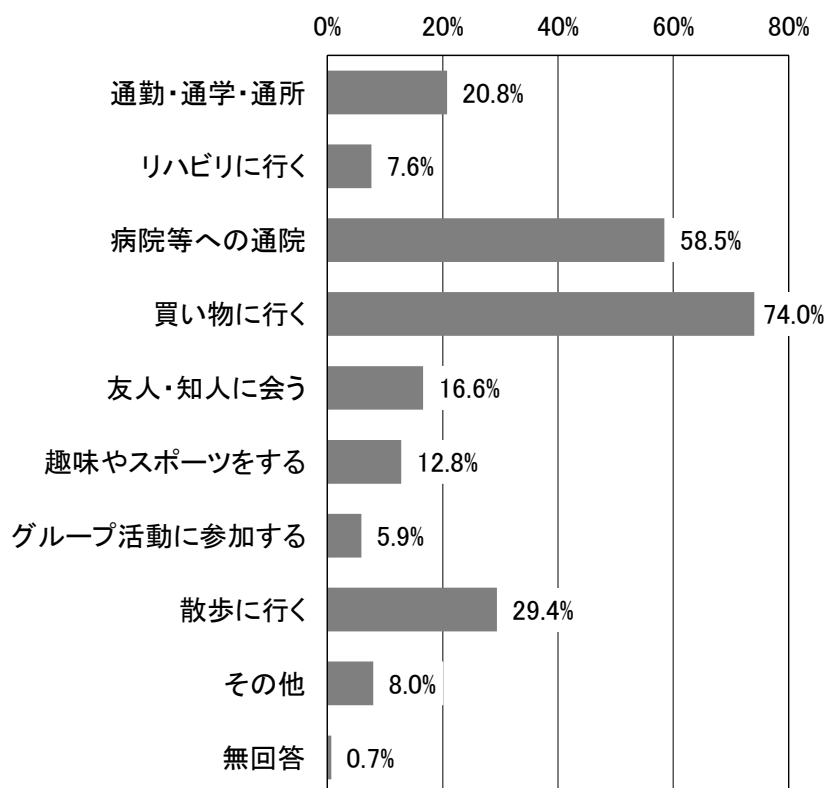
外出するときは、主にどなたと外出するかでは、「一人で外出する」が33.9%と最も多く、次いで「配偶者（夫・妻）」が27.0%、「父母」が11.4%となっています。



項目	度数	構成比
一人で外出する	98	33.9%
配偶者(夫・妻)	78	27.0%
父母	33	11.4%
子ども	32	11.1%
祖父母	0	0.0%
兄弟姉妹	6	2.1%
友達	14	4.8%
ホームヘルパー	2	0.7%
施設の職員	20	6.9%
その他(ボランティア等)	2	0.7%
無回答	4	1.4%
回答者数	289	100.0%
非該当	30	
合計	319	

問18-② あなたは、どのような目的で外出することが多いですか。(〇はいくつでも)

外出する目的については、「買い物に行く」が74.0%と最も多く、次いで「病院等への通院」が58.5%、「散歩に行く」が29.4%となっています。

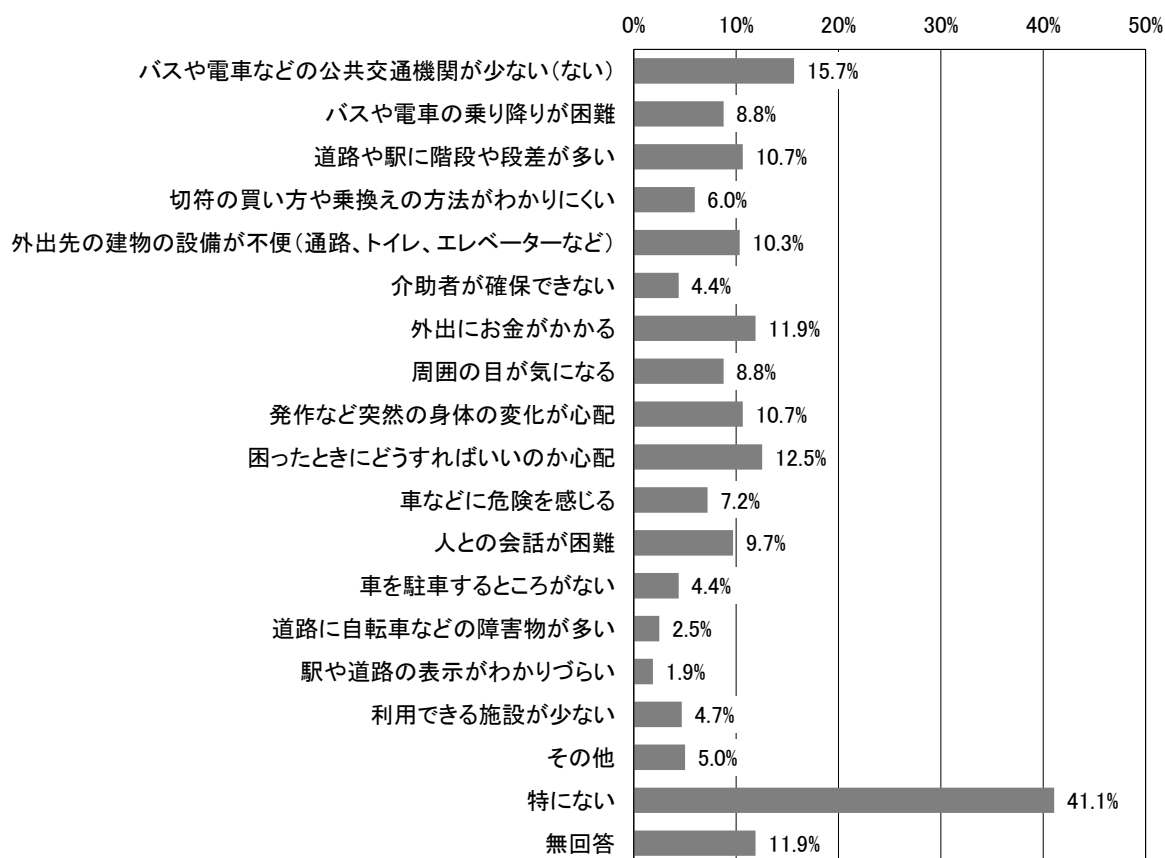


項目	度数	構成比
通勤・通学・通所	60	20.8%
リハビリに行く	22	7.6%
病院等への通院	169	58.5%
買い物に行く	214	74.0%
友人・知人に会う	48	16.6%
趣味やスポーツをする	37	12.8%
グループ活動に参加する	17	5.9%
散歩に行く	85	29.4%
その他	23	8.0%
無回答	2	0.7%
回答者数	289	
非該当	30	
合計	319	

問19 外出するときに困ることは何ですか。(〇はいくつでも)

外出するときに困ることでは、「バスや電車などの公共交通機関が少ない(ない)」が15.7%と最も多く、次いで「困ったときにどうすればいいのか心配」が12.5%、「外出にお金がかかる」が11.9%となっています。

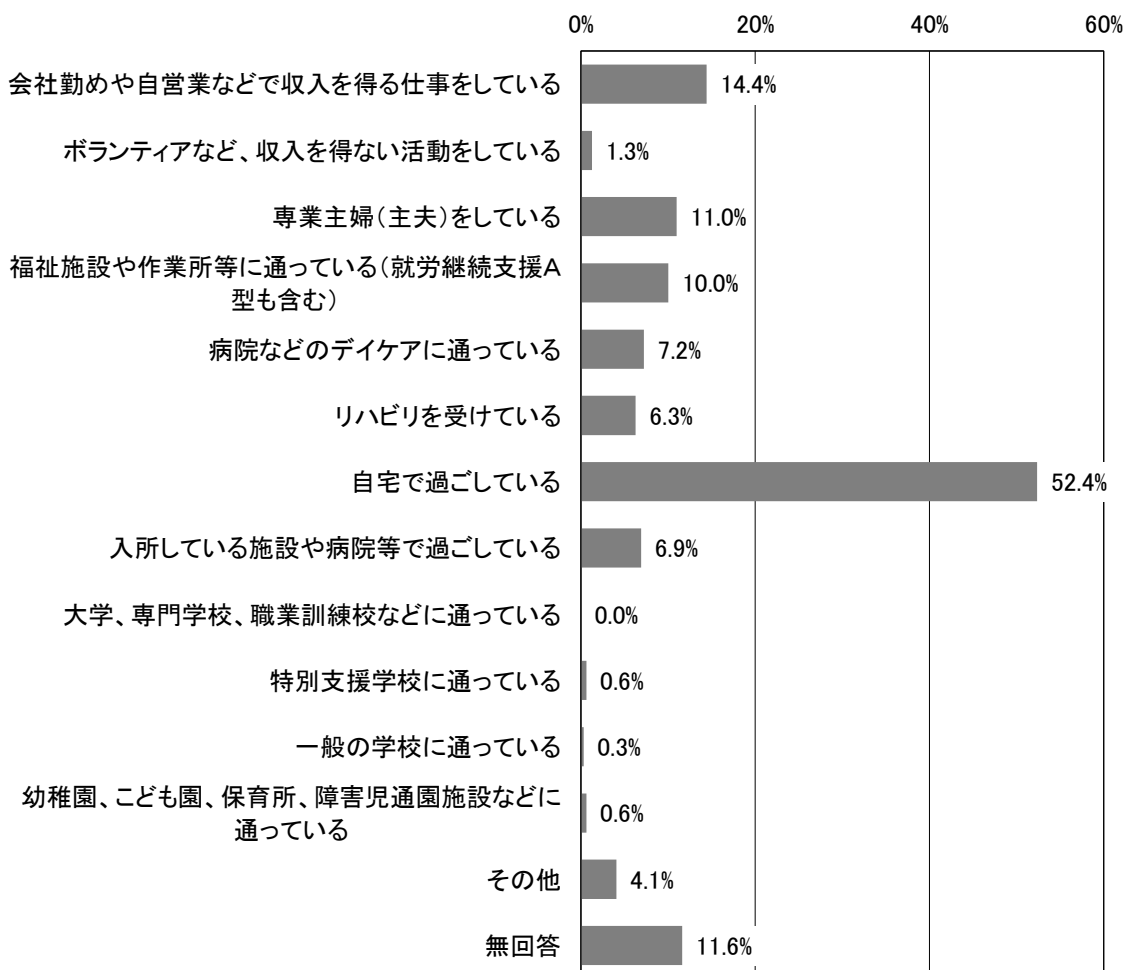
また、「特にない」が41.1%となっています。



項目	度数	構成比
バスや電車などの公共交通機関が少ない(ない)	50	15.7%
バスや電車の乗り降りが困難	28	8.8%
道路や駅に階段や段差が多い	34	10.7%
切符の買い方や乗換えの方法がわかりにくい	19	6.0%
外出先の建物の設備が不便(通路、トイレ、エレベーターなど)	33	10.3%
介助者が確保できない	14	4.4%
外出にお金がかかる	38	11.9%
周囲の目が気になる	28	8.8%
発作など突然の身体の変化が心配	34	10.7%
困ったときにどうすればいいのか心配	40	12.5%
車などに危険を感じる	23	7.2%
人との会話が困難	31	9.7%
車を駐車するところがない	14	4.4%
道路に自転車などの障害物が多い	8	2.5%
駅や道路の表示がわかりづらい	6	1.9%
利用できる施設が少ない	15	4.7%
その他	16	5.0%
特にない	131	41.1%
無回答	38	11.9%
回答者数	319	

問20 あなたは、平日の日中をどのように過ごしていますか。(〇はいくつでも)

平日の日中の過ごし方では、「自宅で過ごしている」が52.4%と最も多く、次いで「会社勤めや自営業などで収入を得る仕事をしている」が14.4%、「専業主婦(主夫)をしている」が11.0%となっています。

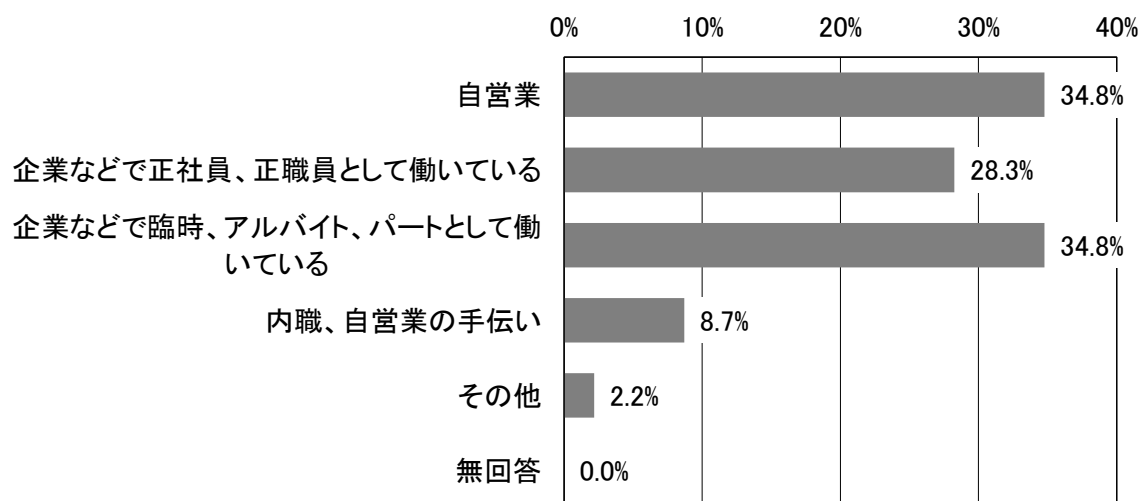


項目	度数	構成比
会社勤めや自営業などで収入を得る仕事をしている	46	14.4%
ボランティアなど、収入を得ない活動をしている	4	1.3%
専業主婦(主夫)をしている	35	11.0%
福祉施設や作業所等に通っている(就労継続支援A型も含む)	32	10.0%
病院などのデイケアに通っている	23	7.2%
リハビリを受けている	20	6.3%
自宅で過ごしている	167	52.4%
入所している施設や病院等で過ごしている	22	6.9%
大学、専門学校、職業訓練校などに通っている	0	0.0%
特別支援学校に通っている	2	0.6%
一般の学校に通っている	1	0.3%
幼稚園、こども園、保育所、障害児通園施設などに通っている	2	0.6%
その他	13	4.1%
無回答	37	11.6%
回答者数	319	

【問 20 で「1. 会社勤めや自営業などで収入を得る仕事をしている」を選択した方にお聞きします】

問20-① どこで働いていますか。(〇はいくつでも)

働いているところでは、「自営業」が 34.8%、「企業などで臨時、アルバイト、パートとして働いている」が 34.8%と最も多く、次いで「企業などで正社員、正職員として働いている」が 28.3%となっています。

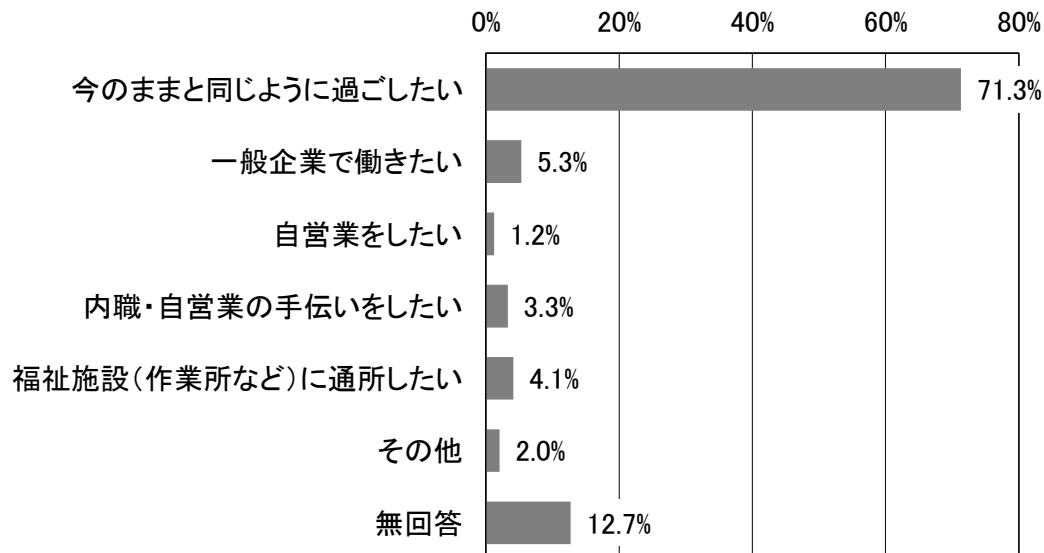


項目	度数	構成比
自営業	16	34.8%
企業などで正社員、正職員として働いている	13	28.3%
企業などで臨時、アルバイト、パートとして働いている	16	34.8%
内職、自営業の手伝い	4	8.7%
その他	1	2.2%
無回答	0	0.0%
回答者数	46	
非該当	273	
合計	319	

【問 20 で「2. ボランティアなど、収入を得ない活動をしている」～「13. その他」を選択した方にお聞きます】

問20-② あなたは、今後平日の日中をどのように過ごしたいですか。（1つに○）

今後、平日の日中をどのように過ごしたいかでは、「今のままと同じように過ごしたい」が71.3%と最も多く、次いで「一般企業で働きたい」が5.3%、「福祉施設（作業所など）に通所したい」が4.1%となっています。



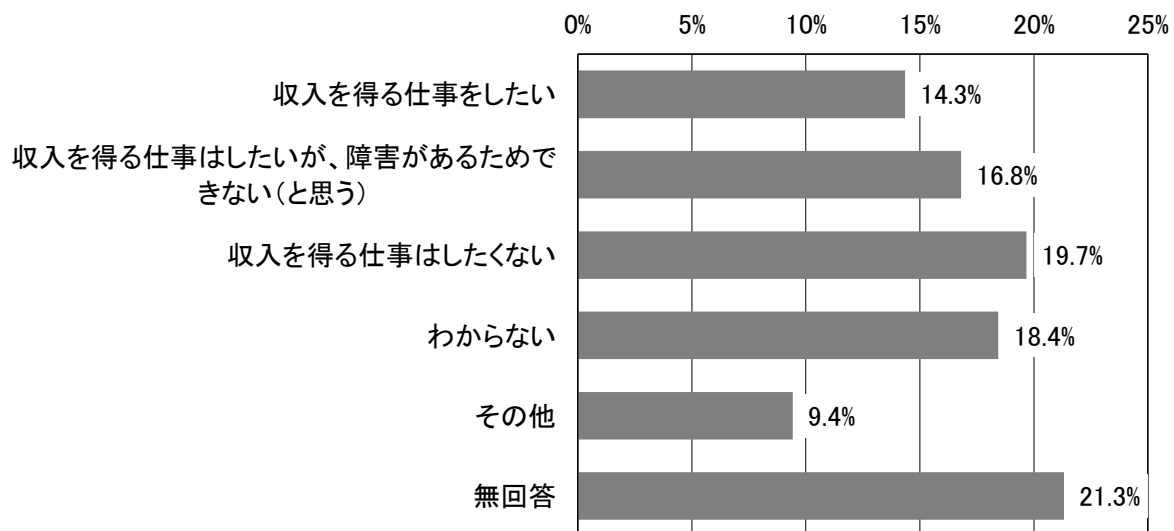
項目	度数	構成比
今のままと同じように過ごしたい	174	71.3%
一般企業で働きたい	13	5.3%
自営業をしたい	3	1.2%
内職・自営業の手伝いをしたい	8	3.3%
福祉施設（作業所など）に通所したい	10	4.1%
その他	5	2.0%
無回答	31	12.7%
回答者数	244	100.0%
非該当	75	
合計	319	

【問 20 で「2. ボランティアなど、収入を得ない活動をしている」 ～ 「13. その他」を選択した方にお聞きます】

問 20-③ あなたは今後、収入を得る仕事をしたいと思いますか。（1 つに○）

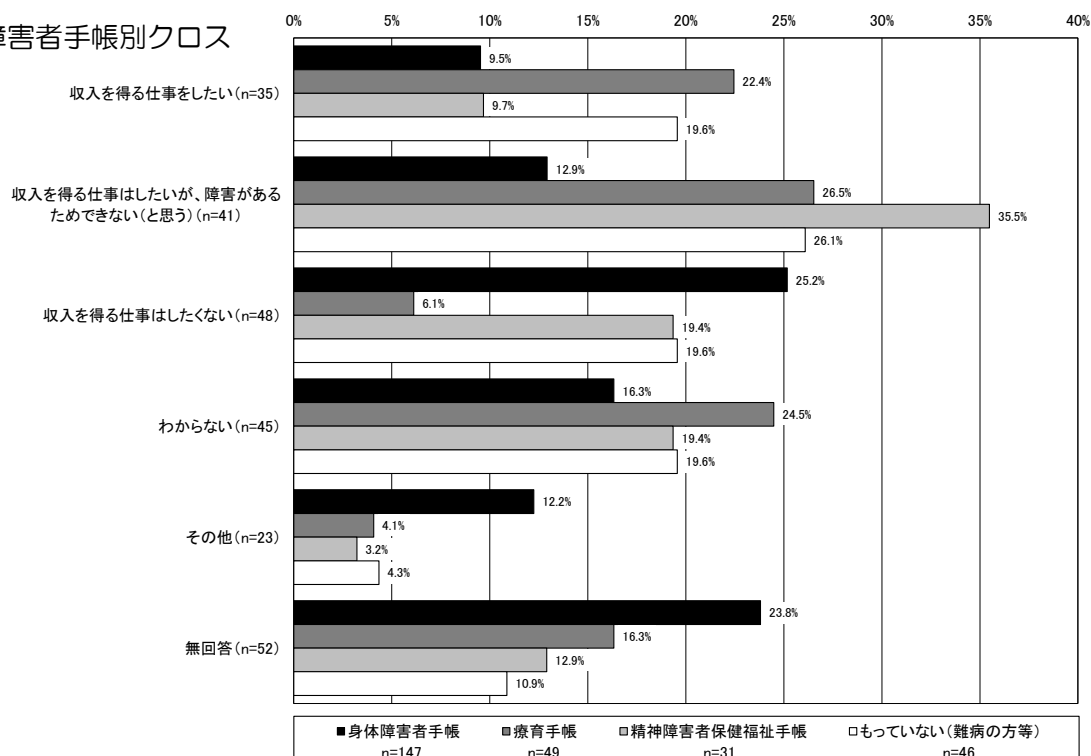
今後、収入を得る仕事をしたいと思うかでは、「収入を得る仕事はしたくない」が 19.7%と最も多く、次いで「収入を得る仕事はしたいが、障害があるためできない（と思う）」が 16.8%、「収入を得る仕事をしたい」が 14.3%となっています。

また、「わからない」が 18.4%となっています。



項目	度数	構成比
収入を得る仕事をしたい	35	14.3%
収入を得る仕事はしたいが、障害があるためできない（と思う）	41	16.8%
収入を得る仕事はしたくない	48	19.7%
わからない	45	18.4%
その他	23	9.4%
無回答	52	21.3%
回答者数	244	100.0%
非該当	75	
合計	319	

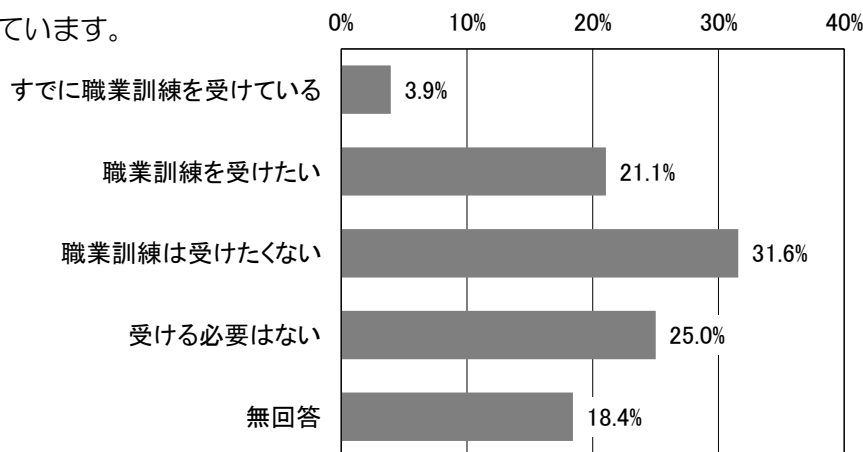
■障害者手帳別クロス



【問20-③で「1. 収入を得る仕事をしたい」または「2. 収入を得る仕事をしたいが、障害があるためできない(と思う)」を選択した方】

問20-④ 収入を得る仕事をするために、職業訓練を受けたいと思いますか。(1つに○)

収入を得る仕事をするために、職業訓練を受けたいと思うかでは、「職業訓練は受けたくない」が31.6%と最も多く、次いで「受ける必要はない」が25.0%、「職業訓練を受けたい」が21.1%となっています。

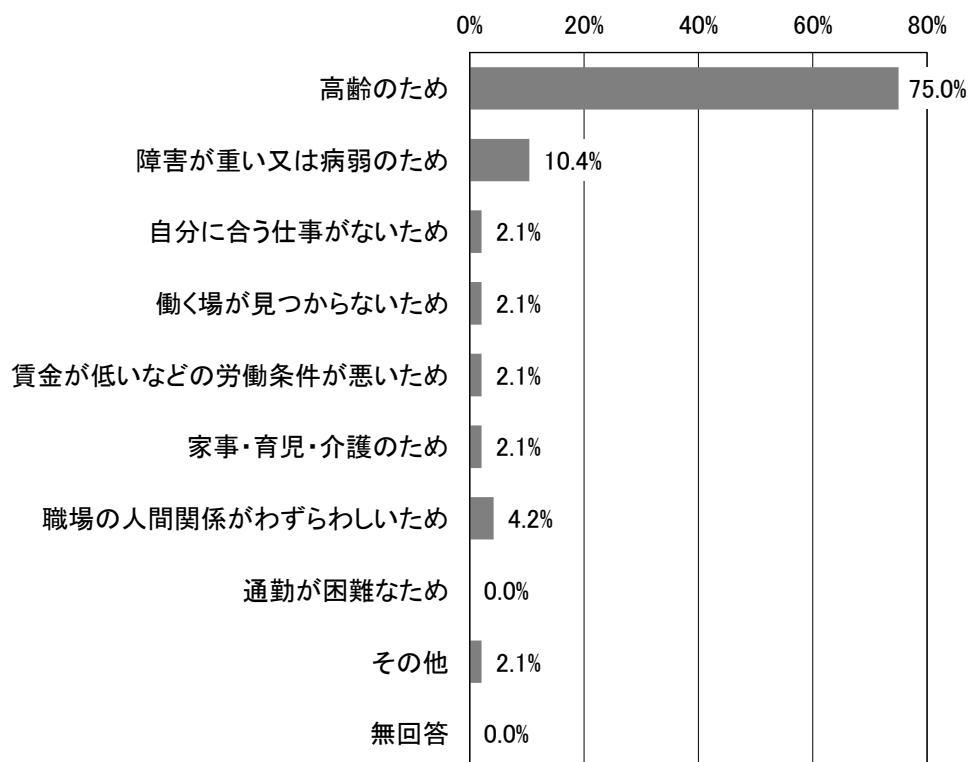


項目	度数	構成比
すでに職業訓練を受けている	3	3.9%
職業訓練を受けたい	16	21.1%
職業訓練は受けたくない	24	31.6%
受ける必要はない	19	25.0%
無回答	14	18.4%
回答者数	76	100.0%
非該当	243	
合計	319	

【問20-③で「3. 収入を得る仕事はしたくない」を選択した方】

問20-⑤ 収入を得る仕事はしたくない理由は何ですか。（1つに○）

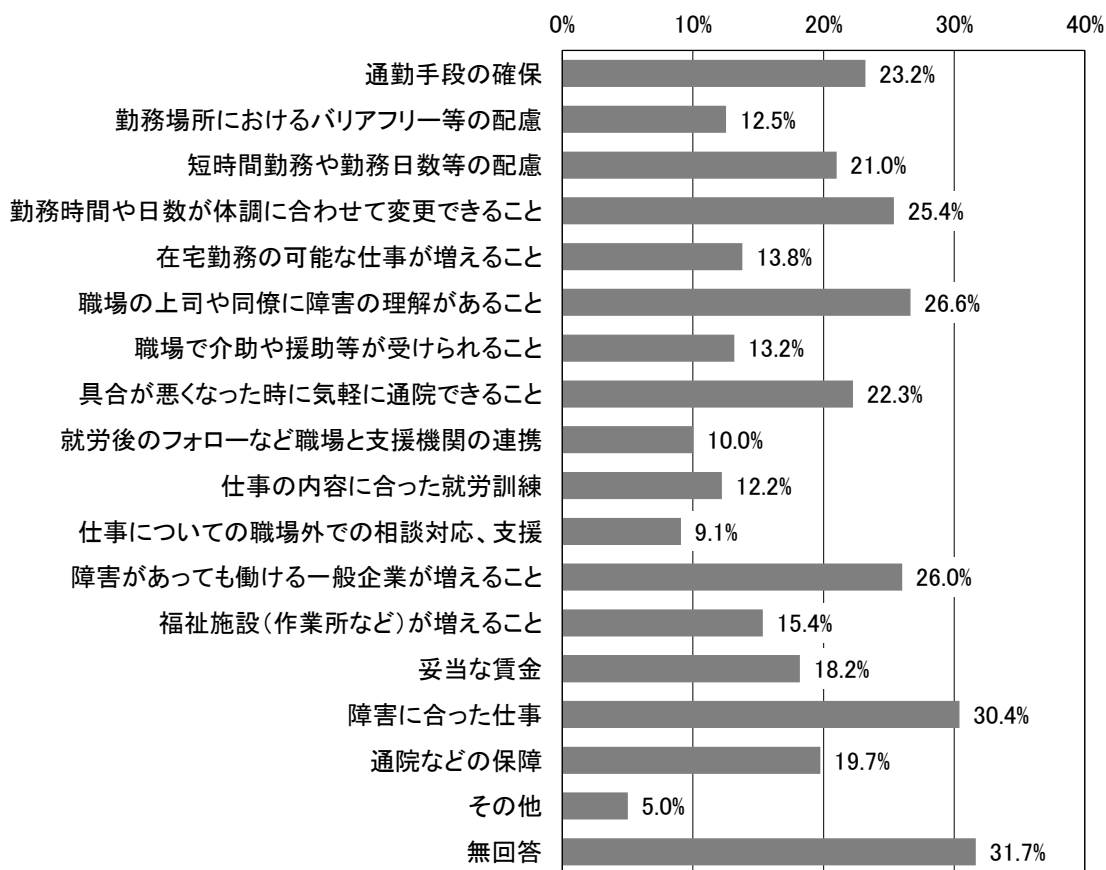
収入を得る仕事はしたくない理由では、「高齢のため」が75.0%と最も多く、次いで「障害が重い又は病弱のため」が10.4%、「職場の人間関係がわずらわしいため」が4.2%となっています。



項目	度数	構成比
高齢のため	36	75.0%
障害が重い又は病弱のため	5	10.4%
自分に合う仕事がないため	1	2.1%
働く場が見つからないため	1	2.1%
賃金が低いなどの労働条件が悪い	1	2.1%
家事・育児・介護のため	1	2.1%
職場の人間関係がわずらわしいため	2	4.2%
通勤が困難なため	0	0.0%
その他	1	2.1%
無回答	0	0.0%
回答者数	48	100.0%
非該当	271	
合計	319	

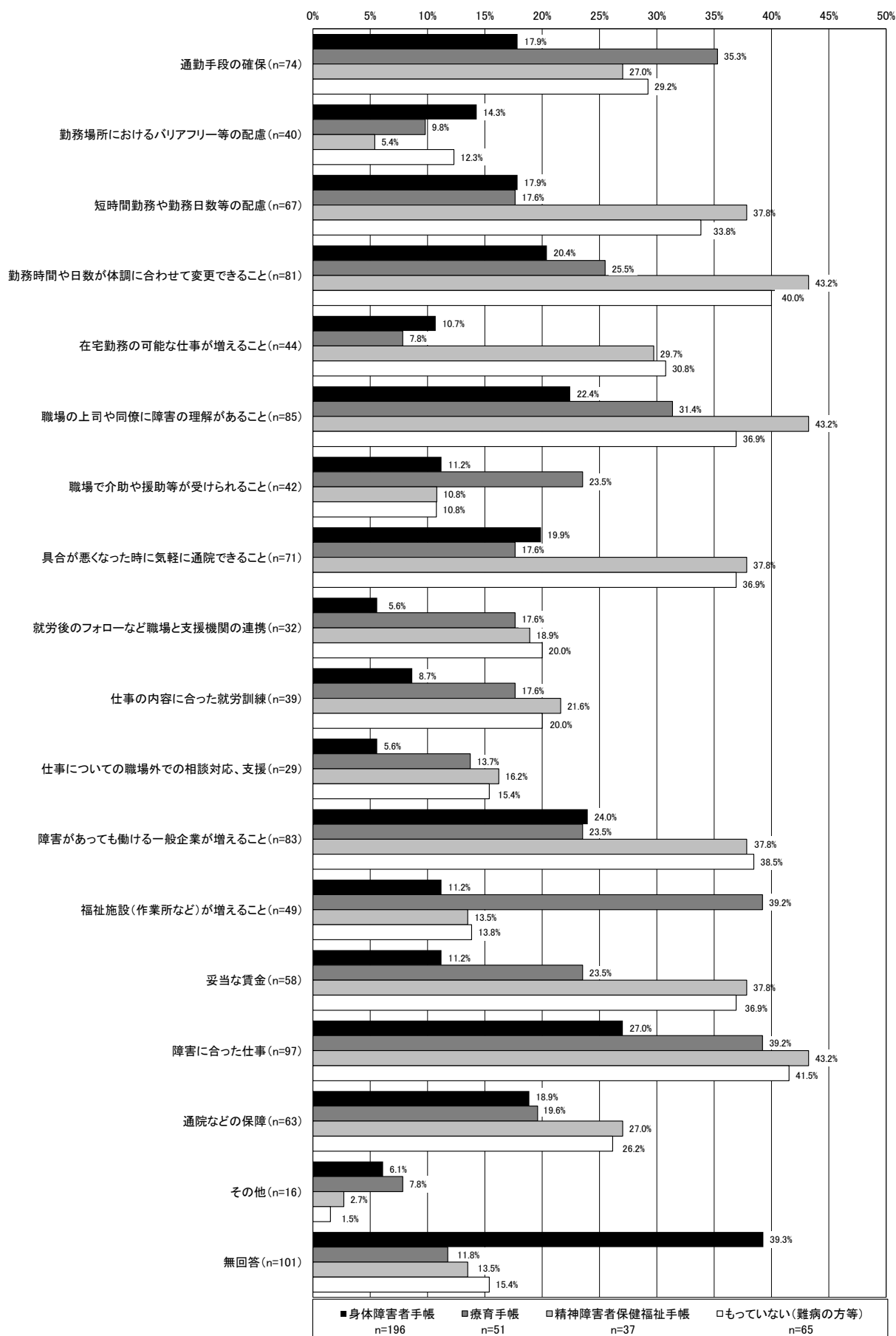
問21 あなたは、障害者の就労支援として、どのようなことが必要だと思いますか。(〇はいくつでも)

障害者の就労支援として、必要なことでは、「障害に合った仕事」が30.4%と最も多く、次いで「職場の上司や同僚に障害の理解があること」が26.6%、「障害があっても働ける一般企業が増えること」が26.0%となっています。



項目	度数	構成比
通勤手段の確保	74	23.2%
勤務場所におけるバリアフリー等の配慮	40	12.5%
短時間勤務や勤務日数等の配慮	67	21.0%
勤務時間や日数が体調に合わせて変更できること	81	25.4%
在宅勤務の可能な仕事が増えること	44	13.8%
職場の上司や同僚に障害の理解があること	85	26.6%
職場で介助や援助等が受けられること	42	13.2%
具合が悪くなった時に気軽に通院できること	71	22.3%
就労後のフォローなど職場と支援機関の連携	32	10.0%
仕事の内容に合った就労訓練	39	12.2%
仕事についての職場外での相談対応、支援	29	9.1%
障害があっても働ける一般企業が増えること	83	26.0%
福祉施設(作業所など)が増えること	49	15.4%
妥当な賃金	58	18.2%
障害に合った仕事	97	30.4%
通院などの保障	63	19.7%
その他	16	5.0%
無回答	101	31.7%
回答者数	319	

■障害者手帳別クロス

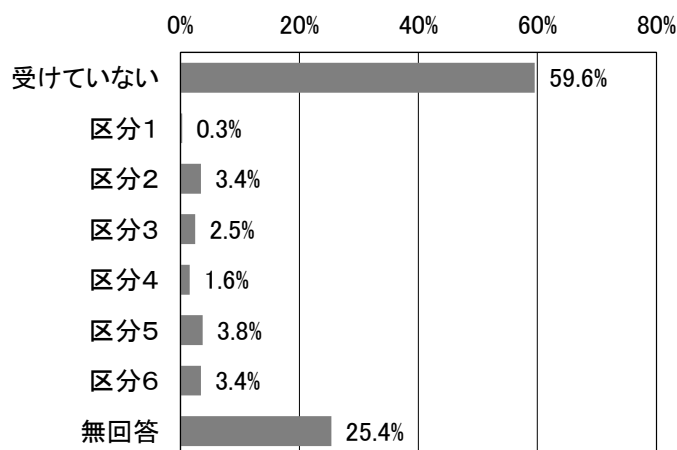


障害福祉サービスについて

問22 あなたは障害支援区分の認定を受けていますか。(1つに○)

障害者支援区分の認定を受けているかでは、「区分5」が3.8%と最も多く、次いで「区分2」が3.4%、「区分6」が3.4%となっています。

また、「受けていない」が59.6%となっています。

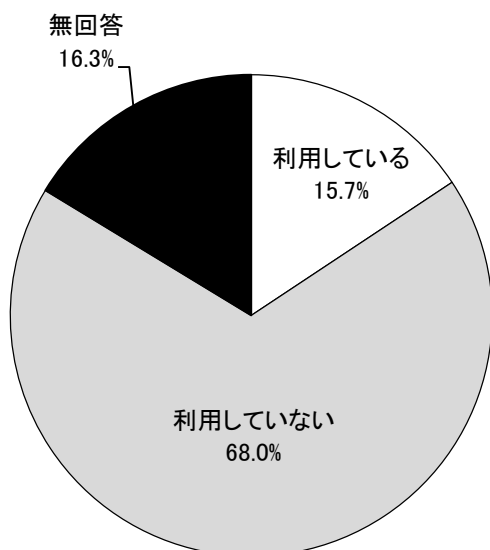


項目	度数	構成比
受けていない	190	59.6%
区分1	1	0.3%
区分2	11	3.4%
区分3	8	2.5%
区分4	5	1.6%
区分5	12	3.8%
区分6	11	3.4%
無回答	81	25.4%
合計	319	100.0%

※「福祉サービス受給者証」をお持ちの方は、受給者証の障害支援区分の欄をご覧ください。

問23 あなたは介護保険によるサービスを利用していますか。(1つに○)

介護保険によるサービスを利用しているかでは、「利用している」が15.7%、「利用していない」が68.0%となっています。

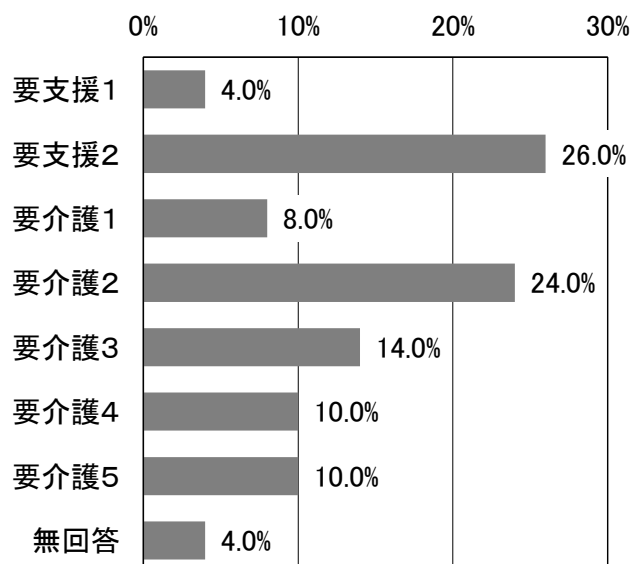


項目	度数	構成比
利用している	50	15.7%
利用していない	217	68.0%
無回答	52	16.3%
合計	319	100.0%

【問23で「1. 利用している」を選択した方】

問23-① あなたは介護保険の要介護度の認定を受けていますか。(1つに○)

介護保険の要介護度の認定については、「要支援2」が26.0%と最も多く、次いで「要介護2」が24.0%、「要介護3」が14.0%となっています。



項目	度数	構成比
要支援1	2	4.0%
要支援2	13	26.0%
要介護1	4	8.0%
要介護2	12	24.0%
要介護3	7	14.0%
要介護4	5	10.0%
要介護5	5	10.0%
無回答	2	4.0%
回答者数	50	100.0%
非該当	269	
合計	319	

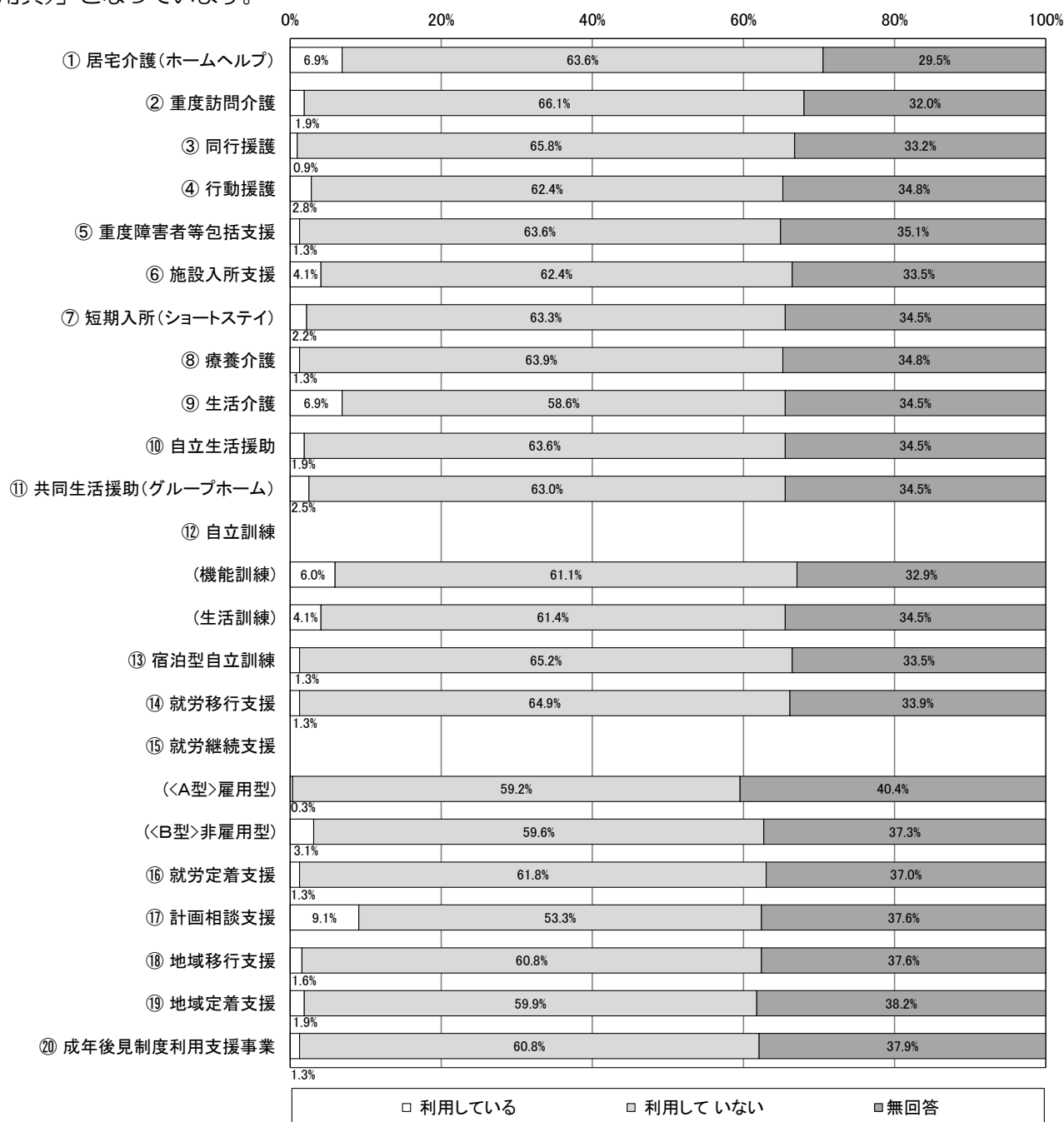
問24 あなたは次の表にあるサービスを利用していますか。また、これから利用する予定はありますか。

①から⑳のサービスごとに、「現在」と「今後3年以内の利用予定」の両方をお答えください（番号に○をしてください）。なお、③から⑳のサービスは、宛名の方が18歳未満の場合、お答えください。

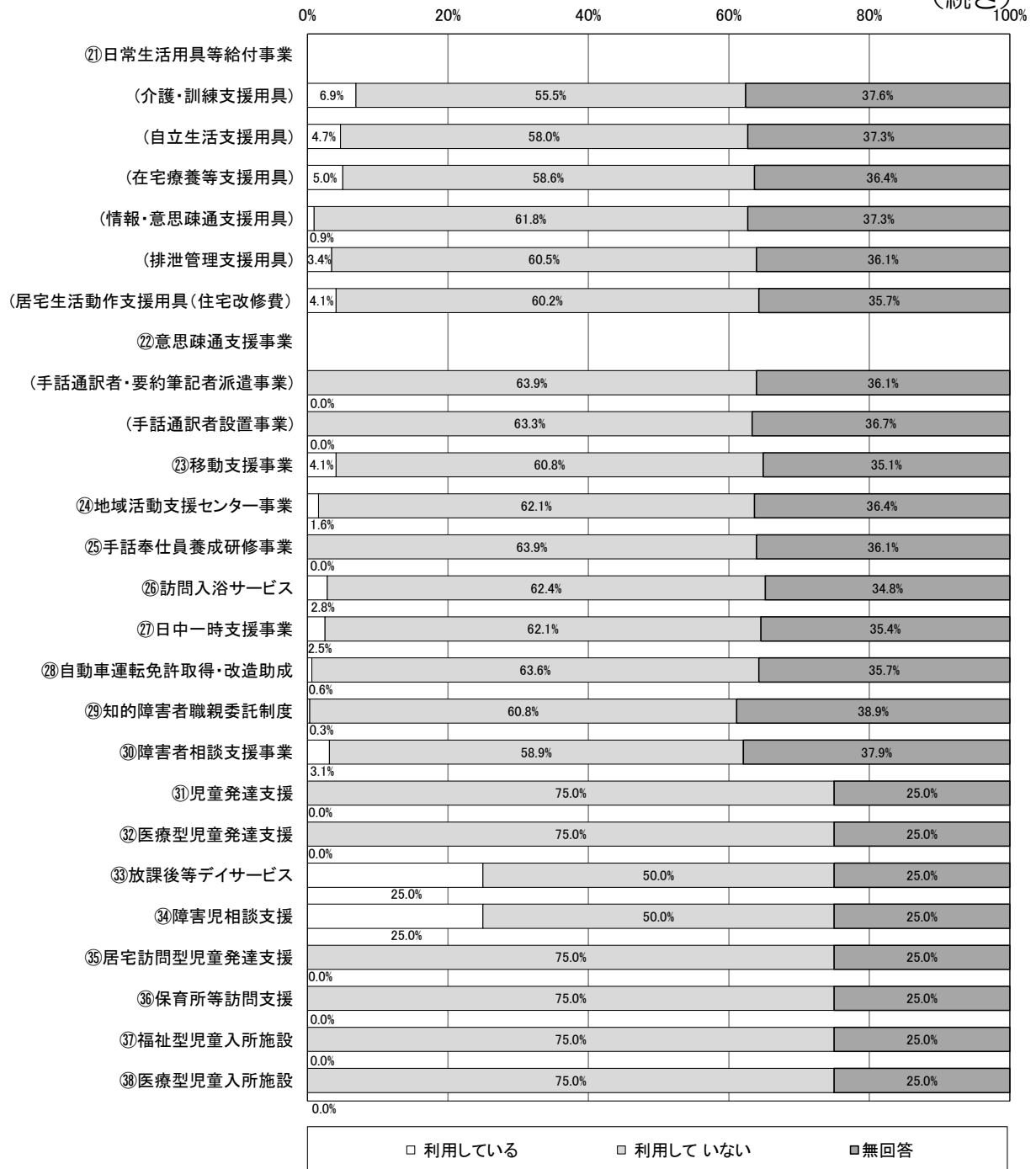
また、「現在の理由」で「利用していない」と答えた場合、さらに、「今後3年以内の利用予定」で「利用予定ない」と答えた場合、その理由をそれぞれお答えください。

■現在の利用

現在の障害福祉サービスの利用について、「利用している」の項目で多いのは、「① 居宅介護（ホームヘルプ）」「⑨ 生活介護」「⑰計画相談支援」「㉑日常生活用具等給付事業（介護・訓練支援用具）」となっています。



(続き)



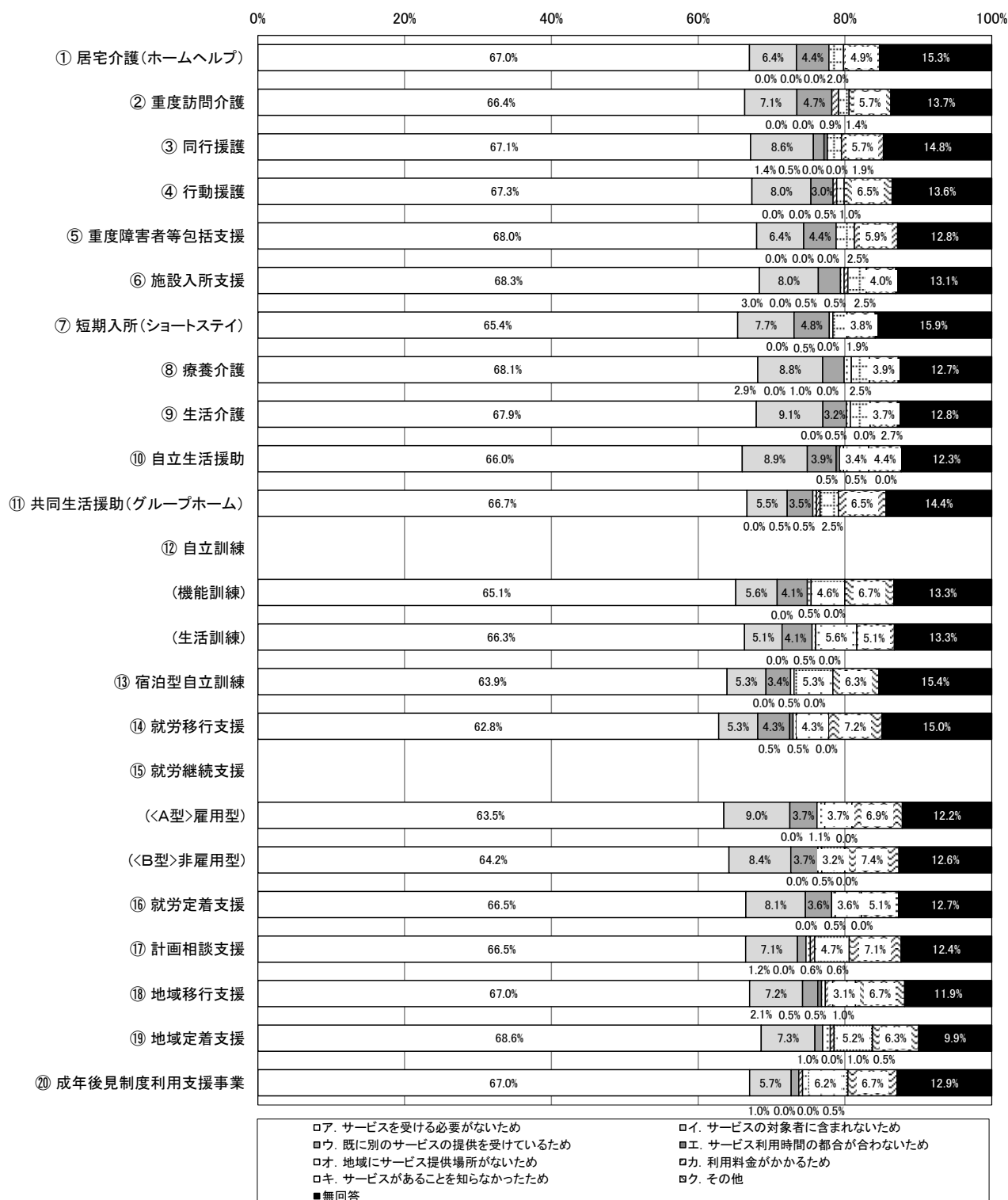
項目(度数)		利用して いる	利用して いない	無回答	回答者数	非該当	回答計
① 居宅介護(ホームヘルプ)		22	203	94	319	0	319
② 重度訪問介護		6	211	102	319	0	319
③ 同行援護		3	210	106	319	0	319
④ 行動援護		9	199	111	319	0	319
⑤ 重度障害者等包括支援		4	203	112	319	0	319
⑥ 施設入所支援		13	199	107	319	0	319
⑦ 短期入所(ショートステイ)		7	202	110	319	0	319
⑧ 療養介護		4	204	111	319	0	319
⑨ 生活介護		22	187	110	319	0	319
⑩ 自立生活援助		6	203	110	319	0	319
⑪ 共同生活援助(グループホーム)		8	201	110	319	0	319
⑫ 自立訓練	(機能訓練)	19	195	105	319	0	319
	(生活訓練)	13	196	110	319	0	319
⑬ 宿泊型自立訓練		4	208	107	319	0	319
⑭ 就労移行支援		4	207	108	319	0	319
⑮ 就労継続支援	(＜A型＞雇用型)	1	189	129	319	0	319
	(＜B型＞非雇用型)	10	190	119	319	0	319
⑯ 就労定着支援		4	197	118	319	0	319
⑰ 計画相談支援		29	170	120	319	0	319
⑱ 地域移行支援		5	194	120	319	0	319
⑲ 地域定着支援		6	191	122	319	0	319
⑳ 成年後見制度利用支援事業		4	194	121	319	0	319
㉑ 日常生活用具等給付事業	(介護・訓練支援用具)	22	177	120	319	0	319
	(自立生活支援用具)	15	185	119	319	0	319
	(在宅療養等支援用具)	16	187	116	319	0	319
	(情報・意思疎通支援用具)	3	197	119	319	0	319
	(排泄管理支援用具)	11	193	115	319	0	319
	(居宅生活動作支援用具(住宅改修費))	13	192	114	319	0	319
㉒ 意思疎通支援事業	(手話通訳者・要約筆記者派遣事業)	0	204	115	319	0	319
	(手話通訳者設置事業)	0	202	117	319	0	319
㉓ 移動支援事業		13	194	112	319	0	319
㉔ 地域活動支援センター事業		5	198	116	319	0	319
㉕ 手話奉仕員養成研修事業		0	204	115	319	0	319
㉖ 訪問入浴サービス		9	199	111	319	0	319
㉗ 日中一時支援事業		8	198	113	319	0	319
㉘ 自動車運転免許取得・改造助成		2	203	114	319	0	319
㉙ 知的障害者職親委託制度		1	194	124	319	0	319
㉚ 障害者相談支援事業		10	188	121	319	0	319
㉛ 児童発達支援		0	3	1	4	315	319
㉜ 医療型児童発達支援		0	3	1	4	315	319
㉝ 放課後等デイサービス		1	2	1	4	315	319
㉞ 障害児相談支援		1	2	1	4	315	319
㉟ 居宅訪問型児童発達支援		0	3	1	4	315	319
㊱ 保育所等訪問支援		0	3	1	4	315	319
㊲ 福祉型児童入所施設		0	3	1	4	315	319
㊳ 医療型児童入所施設		0	3	1	4	315	319

項目（構成比）		利用して いる	利用して いない	無回答	回答者数	非該当	回答計
① 居宅介護（ホームヘルプ）		6.9%	63.6%	29.5%			
② 重度訪問介護		1.9%	66.1%	32.0%			
③ 同行援護		0.9%	65.8%	33.2%			
④ 行動援護		2.8%	62.4%	34.8%			
⑤ 重度障害者等包括支援		1.3%	63.6%	35.1%			
⑥ 施設入所支援		4.1%	62.4%	33.5%			
⑦ 短期入所（ショートステイ）		2.2%	63.3%	34.5%			
⑧ 療養介護		1.3%	63.9%	34.8%			
⑨ 生活介護		6.9%	58.6%	34.5%			
⑩ 自立生活援助		1.9%	63.6%	34.5%			
⑪ 共同生活援助（グループホーム）		2.5%	63.0%	34.5%			
⑫ 自立訓練	（機能訓練）	6.0%	61.1%	32.9%			
	（生活訓練）	4.1%	61.4%	34.5%			
⑬ 宿泊型自立訓練		1.3%	65.2%	33.5%			
⑭ 就労移行支援		1.3%	64.9%	33.9%			
⑮ 就労継続支援	（＜A型＞雇用型）	0.3%	59.2%	40.4%			
	（＜B型＞非雇用型）	3.1%	59.6%	37.3%			
⑯ 就労定着支援		1.3%	61.8%	37.0%			
⑰ 計画相談支援		9.1%	53.3%	37.6%			
⑱ 地域移行支援		1.6%	60.8%	37.6%			
⑲ 地域定着支援		1.9%	59.9%	38.2%			
⑳ 成年後見制度利用支援事業		1.3%	60.8%	37.9%			
㉑ 日常生活用具等給付事業	（介護・訓練支援用具）	6.9%	55.5%	37.6%			
	（自立生活支援用具）	4.7%	58.0%	37.3%			
	（在宅療養等支援用具）	5.0%	58.6%	36.4%			
	（情報・意思疎通支援用具）	0.9%	61.8%	37.3%			
	（排泄管理支援用具）	3.4%	60.5%	36.1%			
㉒ 意思疎通支援事業	（居宅生活動作支援用具（住宅改修費））	4.1%	60.2%	35.7%			
	（手話通訳者・要約筆記者派遣事業）	0.0%	63.9%	36.1%			
㉓ 意思疎通支援事業	（手話通訳者設置事業）	0.0%	63.3%	36.7%			
㉔ 移動支援事業		4.1%	60.8%	35.1%			
㉕ 地域活動支援センター事業		1.6%	62.1%	36.4%			
㉖ 手話奉仕員養成研修事業		0.0%	63.9%	36.1%			
㉗ 訪問入浴サービス		2.8%	62.4%	34.8%			
㉘ 日中一時支援事業		2.5%	62.1%	35.4%			
㉙ 自動車運転免許取得・改造助成		0.6%	63.6%	35.7%			
㉚ 知的障害者職親委託制度		0.3%	60.8%	38.9%			
㉛ 障害者相談支援事業		3.1%	58.9%	37.9%			
㉜ 児童発達支援		0.0%	75.0%	25.0%			
㉝ 医療型児童発達支援		0.0%	75.0%	25.0%			
㉞ 放課後等デイサービス		25.0%	50.0%	25.0%			
㉟ 障害児相談支援		25.0%	50.0%	25.0%			
㊱ 居宅訪問型児童発達支援		0.0%	75.0%	25.0%			
㊲ 保育所等訪問支援		0.0%	75.0%	25.0%			
㊳ 福祉型児童入所施設		0.0%	75.0%	25.0%			
㊴ 医療型児童入所施設		0.0%	75.0%	25.0%			

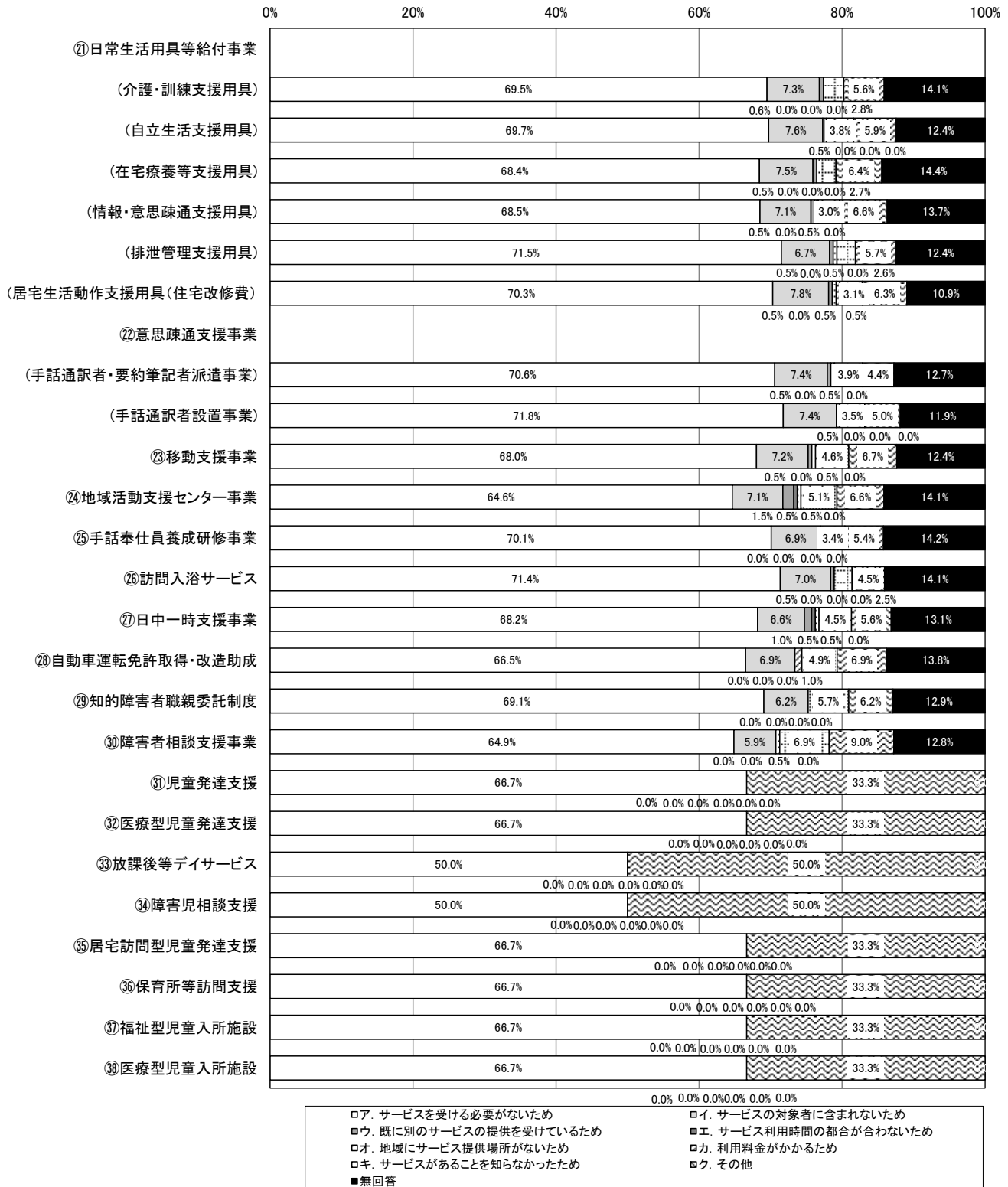
【問24『現在の利用』で「2. 利用していない」を選択した方】

■利用していない理由

現在、障害福祉サービスを利用していない理由では、どの項目においても「サービスを受ける必要がないため」が最も多くなっています。



(続き)



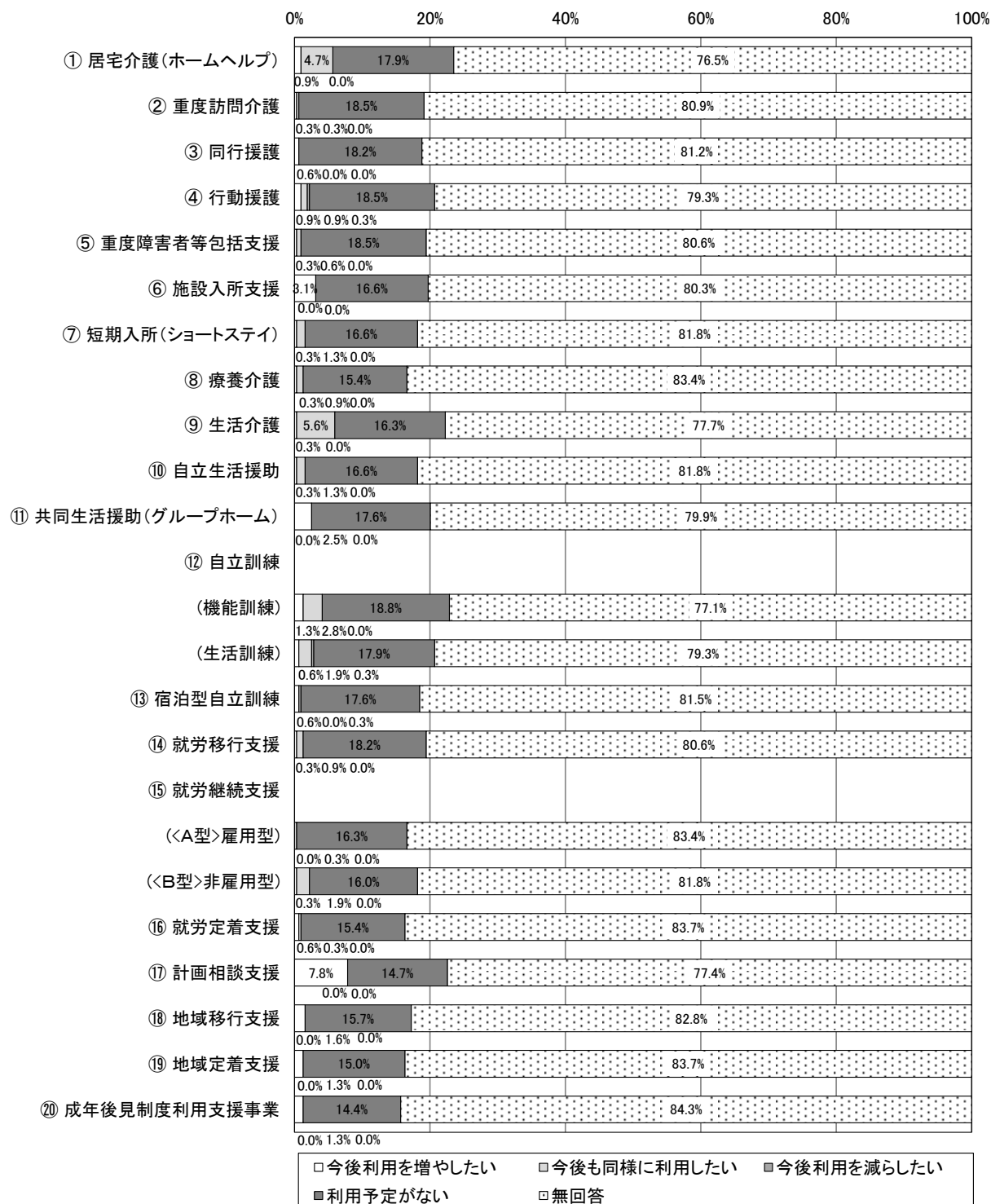
項目(度数)	ア. サービスを受ける 必要がないため	イ. サービスの 対象者に含ま れないため	ウ. 既に別 のサービスの 提供を受けて いるため	エ. サービス 利用時間の都 合が合わない ため	オ. 地域に サービス提供 場所がないた め	カ. 利用料 金がかかるた め	キ. サービス があることを 知らなかった ため	ク. その他	無回答	回答者数	非該当	合計
① 居宅介護(ホームヘルプ)	136	13	9	0	0	0	4	10	31	203	116	319
② 重度訪問介護	140	15	10	0	0	2	3	12	29	211	108	319
③ 同行支援	141	18	3	1	0	0	4	12	31	210	109	319
④ 行動支援	134	16	6	0	0	1	2	13	27	199	120	319
⑤ 重度障害者等包括支援	138	13	9	0	0	0	5	12	26	203	116	319
⑥ 施設入所支援	136	16	6	0	1	1	5	8	26	199	120	319
⑦ 短期入所(ショートステイ)	136	16	10	0	1	0	4	8	33	208	111	319
⑧ 療養介護	139	18	6	0	2	0	5	8	26	204	115	319
⑨ 生活介護	127	17	6	0	1	0	5	7	24	187	132	319
⑩ 自立生活援助	134	18	8	1	1	0	7	9	25	203	116	319
⑪ 共同生活援助(グループホーム)	134	11	7	0	1	1	5	13	29	201	118	319
⑫ 自立訓練	127	11	8	0	1	0	9	13	26	195	124	319
⑬ 宿泊型自立訓練	130	10	8	0	1	0	11	10	26	196	123	319
⑭ 就労移行支援	133	11	7	0	1	0	11	13	32	208	111	319
⑮ 就労継続支援	130	11	9	1	1	0	9	15	31	207	112	319
⑯ 就労定着支援	120	17	7	0	2	0	7	13	23	189	130	319
⑰ 計画相談支援	122	16	7	0	1	0	6	14	24	190	129	319
⑱ 地域移行支援	131	16	7	0	1	0	7	10	25	197	122	319
⑲ 地域定着支援	113	12	2	0	1	1	8	12	21	170	149	319
⑳ 成年後見制度利用支援事業	130	14	4	1	1	2	6	13	23	194	125	319
㉑ 日常生活用具等給付事業	131	14	2	0	2	1	10	12	19	191	128	319
㉒ 意思疎通支援事業	130	11	2	0	0	1	12	13	25	194	125	319
㉓ 移動支援事業	123	13	1	0	0	0	5	10	25	177	142	319
㉔ 地域活動支援センター事業	129	14	1	0	0	0	7	11	23	185	134	319
㉕ 手話奉仕員養成研修事業	128	14	1	0	0	0	5	12	27	187	132	319
㉖ 訪問入浴サービス	135	14	1	0	1	0	6	13	27	197	122	319
㉗ 日中一時支援事業	138	13	1	0	1	0	5	11	24	193	126	319
㉘ 自動車運転免許取得・改造助成	135	15	1	0	1	1	6	12	21	192	127	319
㉙ 知的障害者職親委託制度	144	15	1	0	1	0	8	9	26	204	115	319
㉚ 障害者相談支援事業	145	15	1	0	0	0	7	10	24	202	117	319
㉛ 児童発達支援	132	14	1	0	1	0	9	13	24	194	125	319
㉜ 医療型児童発達支援	128	14	3	1	1	0	10	13	28	198	121	319
㉝ 放課後等デイサービス	143	14	0	0	0	0	7	11	29	204	115	319
㉞ 障害児相談支援	142	14	1	0	0	0	5	9	28	199	120	319
㉟ 居宅訪問型児童発達支援	135	13	2	1	1	0	9	11	26	198	121	319
㊱ 保育所等訪問支援	135	14	0	0	0	2	10	14	28	203	116	319
㊲ 福祉型児童入所施設	134	12	0	0	0	0	11	12	25	194	125	319
㊳ 医療型児童入所施設	122	11	0	0	1	0	13	17	24	188	131	319
㊴ 療養型児童入所施設	2	0	0	0	0	0	0	1	0	3	316	319
㊵ 療養型児童入所施設	2	0	0	0	0	0	0	1	0	3	316	319
㊶ 療養型児童入所施設	1	0	0	0	0	0	0	1	0	2	317	319
㊷ 療養型児童入所施設	1	0	0	0	0	0	0	1	0	2	317	319
㊸ 療養型児童入所施設	2	0	0	0	0	0	0	1	0	3	316	319
㊹ 療養型児童入所施設	2	0	0	0	0	0	0	1	0	3	316	319
㊺ 療養型児童入所施設	2	0	0	0	0	0	0	1	0	3	316	319

項目(構成比)	ア. サービスを受ける 必要がないため	イ. サービスの 対象者に含ま れないため	ウ. 既に別 のサービスの 提供を受けて いるため	エ. サービス 利用時間の都 合が合わない ため	オ. 地域に サービス提供 場所がないた め	カ. 利用料 金がかかるた め	キ. サービス があることを 知らなかった ため	ク. その他	無回答	回答者数	非該当	回答計
① 居宅介護(ホームヘルプ)	67.0%	6.4%	4.4%	0.0%	0.0%	0.0%	2.0%	4.9%	15.3%			
② 重度訪問介護	66.4%	7.1%	4.7%	0.0%	0.0%	0.9%	1.4%	5.7%	13.7%			
③ 同行支援	67.1%	8.6%	1.4%	0.5%	0.0%	0.0%	1.9%	5.7%	14.8%			
④ 行動支援	67.3%	8.0%	3.0%	0.0%	0.0%	0.5%	1.0%	6.5%	13.6%			
⑤ 重度障害者等包括支援	68.0%	6.4%	4.4%	0.0%	0.0%	0.0%	2.5%	5.9%	12.8%			
⑥ 施設入所支援	68.3%	8.0%	3.0%	0.0%	0.5%	0.5%	2.5%	4.0%	13.1%			
⑦ 短期入所(ショートステイ)	65.4%	7.7%	4.8%	0.0%	0.5%	0.0%	1.9%	3.8%	15.9%			
⑧ 療養介護	68.1%	8.8%	2.9%	0.0%	1.0%	0.0%	2.5%	3.9%	12.7%			
⑨ 生活介護	67.9%	9.1%	3.2%	0.0%	0.5%	0.0%	2.7%	3.7%	12.8%			
⑩ 自立生活援助	66.0%	8.9%	3.9%	0.5%	0.5%	0.0%	3.4%	4.4%	12.3%			
⑪ 共同生活援助(グループホーム)	66.7%	5.5%	3.5%	0.0%	0.5%	0.5%	2.5%	6.5%	14.4%			
⑫ 自立訓練	65.1%	5.6%	4.1%	0.0%	0.5%	0.0%	4.6%	6.7%	13.3%			
⑬ 宿泊型自立訓練	66.3%	5.1%	4.1%	0.0%	0.5%	0.0%	5.6%	5.1%	13.3%			
⑭ 就労移行支援	63.9%	5.3%	3.4%	0.0%	0.5%	0.0%	5.3%	6.3%	15.4%			
⑮ 就労継続支援	62.8%	5.3%	4.3%	0.5%	0.5%	0.0%	4.3%	7.2%	15.0%			
⑯ 就労定着支援	63.5%	9.0%	3.7%	0.0%	1.1%	0.0%	3.7%	6.9%	12.2%			
⑰ 計画相談支援	64.2%	8.4%	3.7%	0.0%	0.5%	0.0%	3.2%	7.4%	12.6%			
⑱ 地域移行支援	66.5%	8.1%	3.6%	0.0%	0.5%	0.0%	3.6%	5.1%	12.7%			
⑲ 地域定着支援	66.5%	7.1%	1.2%	0.0%	0.6%	0.6%	4.7%	7.1%	12.4%			
㉑ 日常生活用具等給付事業	67.0%	7.2%	2.1%	0.5%	0.5%	1.0%	3.1%	6.7%	11.9%			
㉒ 意思疎通支援事業	68.6%	7.3%	1.0%	0.0%	1.0%	0.5%	5.2%	6.3%	9.9%			
㉓ 移動支援事業	67.0%	5.7%	1.0%	0.0%	0.0%	0.5%	6.2%	6.7%	12.9%			
㉔ 地域活動支援センター事業	69.5%	7.3%	0.6%	0.0%	0.0%	0.0%	2.8%	5.6%	14.1%			
㉕ 手話奉仕員養成研修事業	69.7%	7.6%	0.5%	0.0%	0.0%	0.0%	3.8%	5.9%	12.4%			
㉖ 訪問入浴サービス	68.4%	7.5%	0.5%	0.0%	0.0%	0.0%	2.7%	6.4%	14.4%			
㉗ 日中一時支援事業	68.5%	7.1%	0.5%	0.0%	0.5%	0.0%	3.0%	6.6%	13.7%			
㉘ 自動車運転免許取得・改造助成	71.5%	6.7%	0.5%	0.0%	0.5%	0.0%	2.6%	5.7%	12.4%			
㉙ 知的障害者職親委託制度	70.3%	7.8%	0.5%	0.0%	0.5%	0.5%	3.1%	6.3%	10.9%			
㉚ 障害者相談支援事業	70.6%	7.4%	0.5%	0.0%	0.5%	0.0%	3.9%	4.4%	12.7%			
㉛ 児童発達支援	71.8%	7.4%	0.5%	0.0%	0.0%	0.0%	3.5%	5.0%	11.9%			
㉜ 医療型児童発達支援	68.0%	7.2%	0.5%	0.0%	0.5%	0.0%	4.6%	6.7%	12.4%			
㉝ 放課後等デイサービス	64.6%	7.1%	1.5%	0.5%	0.5%	0.0%	5.1%	6.6%	14.1%			
㉞ 障害児相談支援	70.1%	6.9%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	3.4%	5.4%	14.2%			
㉟ 居宅訪問型児童発達支援	71.4%	7.0%	0.5%	0.0%	0.0%	0.0%	2.5%	4.5%	14.1%			
㊱ 保育所等訪問支援	68.2%	6.6%	1.0%	0.5%	0.5%	0.0%	4.5%	5.6%	13.1%			
㊲ 福祉型児童入所施設	66.5%	6.9%	0.0%	0.0%	0.0%	1.0%	4.9%	6.9%	13.8%			
㊳ 医療型児童入所施設	69.1%	6.2%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	5.7%	6.2%	12.9%			
㊴ 療養型児童入所施設	64.9%	5.9%	0.0%	0.0%	0.5%	0.0%	6.9%	9.0%	12.8%			
㊵ 療養型児童入所施設	66.7%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	33.3%	0.0%			
㊶ 療養型児童入所施設	66.7%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	33.3%	0.0%			
㊷ 療養型児童入所施設	66.7%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	33.3%	0.0%			
㊸ 療養型児童入所施設	66.7%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	33.3%	0.0%			
㊹ 療養型児童入所施設	66.7%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	33.3%	0.0%			
㊺ 療養型児童入所施設	66.7%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	33.3%	0.0%			
㊻ 療養型児童入所施設	66.7%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	33.3%	0.0%			
㊼ 療養型児童入所施設	66.7%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	33.3%	0.0%			
㊽ 療養型児童入所施設	66.7%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	33.3%	0.0%			
㊾ 療養型児童入所施設	66.7%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	33.3%	0.0%			
㊿ 療養型児童入所施設	66.7%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	33.3%	0.0%			

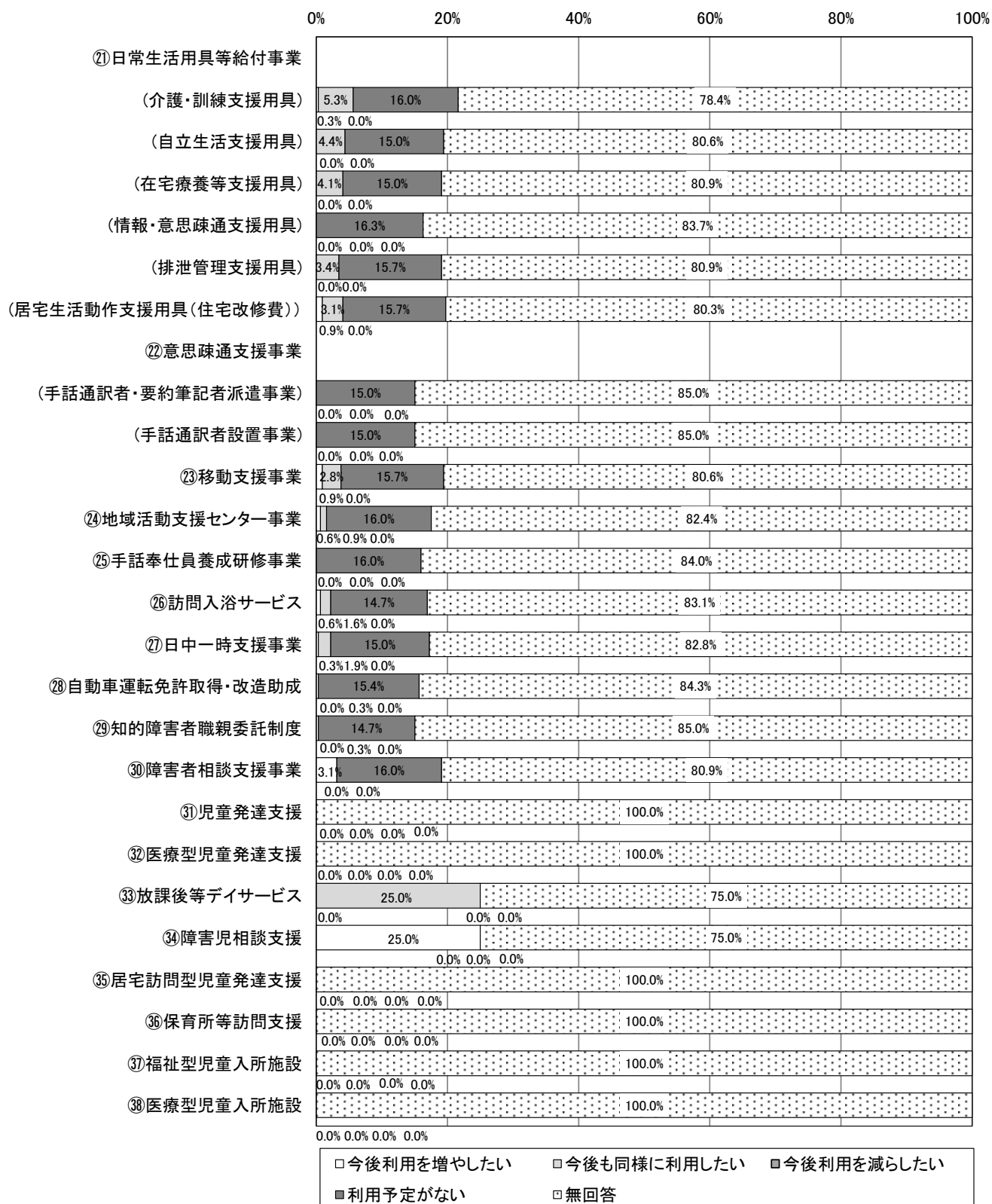
【問24『現在の利用』で「1. 利用している」を選択した方】

■今後3年以内の利用予定

今後3年以内の障害福祉サービスの利用予定で、「今後利用を増やしたい」の項目で多いのは、「⑰ 計画相談支援」「⑳ 障害者相談支援事業」となっています。



(続き)



項目(度数)		今後利用を 増やしたい	今後も同様 に利用した い	今後利用を 減らしたい	利用予定が ない	無回答	回答者数	非該当	回答計
① 居宅介護(ホームヘルプ)		3	15	0	57	244	319	0	319
② 重度訪問介護		1	1	0	59	258	319	0	319
③ 同行援護		2	0	0	58	259	319	0	319
④ 行動援護		3	3	1	59	253	319	0	319
⑤ 重度障害者等包括支援		1	2	0	59	257	319	0	319
⑥ 施設入所支援		10	0	0	53	256	319	0	319
⑦ 短期入所(ショートステイ)		1	4	0	53	261	319	0	319
⑧ 療養介護		1	3	0	49	266	319	0	319
⑨ 生活介護		1	18	0	52	248	319	0	319
⑩ 自立生活援助		1	4	0	53	261	319	0	319
⑪ 共同生活援助(グループホーム)		8	0	0	56	255	319	0	319
⑫ 自立訓練	(機能訓練)	4	9	0	60	246	319	0	319
	(生活訓練)	2	6	1	57	253	319	0	319
⑬ 宿泊型自立訓練		2	0	1	56	260	319	0	319
⑭ 就労移行支援		1	3	0	58	257	319	0	319
⑮ 就労継続支援	(＜A型＞雇用型)	0	1	0	52	266	319	0	319
	(＜B型＞非雇用型)	1	6	0	51	261	319	0	319
⑯ 就労定着支援		2	1	0	49	267	319	0	319
⑰ 計画相談支援		25	0	0	47	247	319	0	319
⑱ 地域移行支援		5	0	0	50	264	319	0	319
⑲ 地域定着支援		4	0	0	48	267	319	0	319
⑳ 成年後見制度利用支援事業		4	0	0	46	269	319	0	319
㉑ 日常生活用具等給付事業	(介護・訓練支援用具)	1	17	0	51	250	319	0	319
	(自立生活支援用具)	0	14	0	48	257	319	0	319
	(在宅療養等支援用具)	0	13	0	48	258	319	0	319
	(情報・意思疎通支援用具)	0	0	0	52	267	319	0	319
	(排泄管理支援用具)	0	11	0	50	258	319	0	319
	(居宅生活動作支援用具(住宅改修費))	3	10	0	50	256	319	0	319
㉒ 意思疎通支援事業	(手話通訳者・要約筆記者派遣事業)	0	0	0	48	271	319	0	319
	(手話通訳者設置事業)	0	0	0	48	271	319	0	319
㉓ 移動支援事業		3	9	0	50	257	319	0	319
㉔ 地域活動支援センター事業		2	3	0	51	263	319	0	319
㉕ 手話奉仕員養成研修事業		0	0	0	51	268	319	0	319
㉖ 訪問入浴サービス		2	5	0	47	265	319	0	319
㉗ 日中一時支援事業		1	6	0	48	264	319	0	319
㉘ 自動車運転免許取得・改造助成		1	0	0	49	269	319	0	319
㉙ 知的障害者職親委託制度		1	0	0	47	271	319	0	319
㉚ 障害者相談支援事業		10	0	0	51	258	319	0	319
㉛ 児童発達支援		0	0	0	0	4	4	315	319
㉜ 医療型児童発達支援		0	0	0	0	4	4	315	319
㉝ 放課後等デイサービス		0	1	0	0	3	4	315	319
㉞ 障害児相談支援		1	0	0	0	3	4	315	319
㉟ 居宅訪問型児童発達支援		0	0	0	0	4	4	315	319
㊱ 保育所等訪問支援		0	0	0	0	4	4	315	319
㊲ 福祉型児童入所施設		0	0	0	0	4	4	315	319
㊳ 医療型児童入所施設		0	0	0	0	4	4	315	319

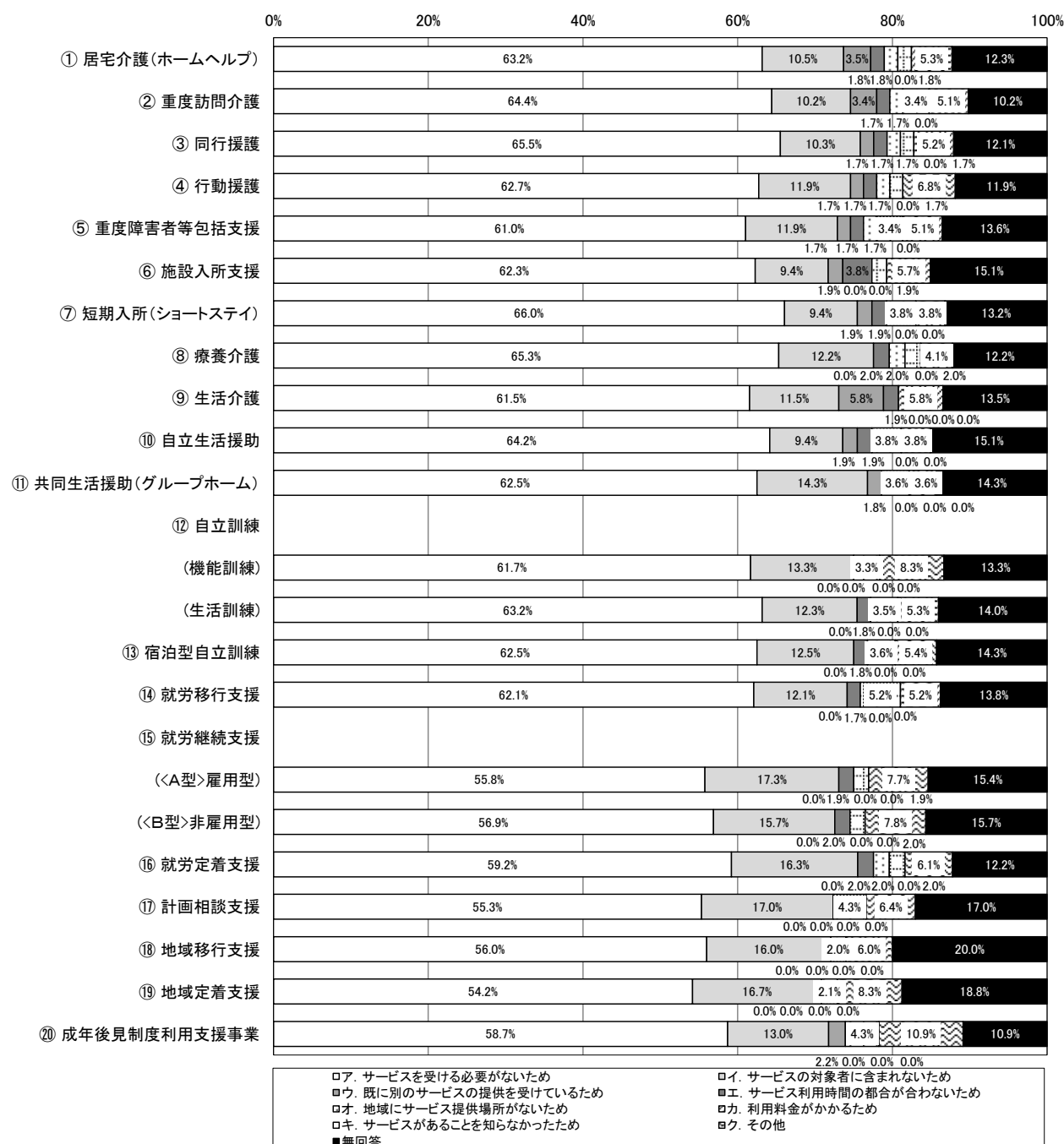
項目(構成比)	今後利用を増やしたい	今後も同様に利用したい	今後利用を減らしたい	利用予定がない	無回答	回答者数	非該当	回答計
① 居宅介護(ホームヘルプ)	0.9%	4.7%	0.0%	17.9%	76.5%			
② 重度訪問介護	0.3%	0.3%	0.0%	18.5%	80.9%			
③ 同行援護	0.6%	0.0%	0.0%	18.2%	81.2%			
④ 行動援護	0.9%	0.9%	0.3%	18.5%	79.3%			
⑤ 重度障害者等包括支援	0.3%	0.6%	0.0%	18.5%	80.6%			
⑥ 施設入所支援	3.1%	0.0%	0.0%	16.6%	80.3%			
⑦ 短期入所(ショートステイ)	0.3%	1.3%	0.0%	16.6%	81.8%			
⑧ 療養介護	0.3%	0.9%	0.0%	15.4%	83.4%			
⑨ 生活介護	0.3%	5.6%	0.0%	16.3%	77.7%			
⑩ 自立生活援助	0.3%	1.3%	0.0%	16.6%	81.8%			
⑪ 共同生活援助(グループホーム)	2.5%	0.0%	0.0%	17.6%	79.9%			
⑫ 自立訓練	(機能訓練)	1.3%	2.8%	0.0%	18.8%			
	(生活訓練)	0.6%	1.9%	0.3%	17.9%			
⑬ 宿泊型自立訓練		0.6%	0.0%	0.3%	17.6%			
⑭ 就労移行支援		0.3%	0.9%	0.0%	18.2%			
⑮ 就労継続支援	(＜A型＞雇用型)	0.0%	0.3%	0.0%	16.3%			
	(＜B型＞非雇用型)	0.3%	1.9%	0.0%	16.0%			
⑯ 就労定着支援		0.6%	0.3%	0.0%	15.4%			
⑰ 計画相談支援		7.8%	0.0%	0.0%	14.7%			
⑱ 地域移行支援		1.6%	0.0%	0.0%	15.7%			
⑲ 地域定着支援		1.3%	0.0%	0.0%	15.0%			
⑳ 成年後見制度利用支援事業		1.3%	0.0%	0.0%	14.4%			
㉑ 日常生活用具等給付事業	(介護・訓練支援用具)	0.3%	5.3%	0.0%	16.0%			
	(自立生活支援用具)	0.0%	4.4%	0.0%	15.0%			
	(在宅療養等支援用具)	0.0%	4.1%	0.0%	15.0%			
	(情報・意思疎通支援用具)	0.0%	0.0%	0.0%	16.3%			
	(排泄管理支援用具)	0.0%	3.4%	0.0%	15.7%			
	(居宅生活動作支援用具(住宅改修費))	0.9%	3.1%	0.0%	15.7%			
㉒ 意思疎通支援事業	(手話通訳者・要約筆記者派遣事業)	0.0%	0.0%	0.0%	15.0%			
	(手話通訳者設置事業)	0.0%	0.0%	0.0%	15.0%			
㉓ 移動支援事業		0.9%	2.8%	0.0%	15.7%			
㉔ 地域活動支援センター事業		0.6%	0.9%	0.0%	16.0%			
㉕ 手話奉仕員養成研修事業		0.0%	0.0%	0.0%	16.0%			
㉖ 訪問入浴サービス		0.6%	1.6%	0.0%	14.7%			
㉗ 日中一時支援事業		0.3%	1.9%	0.0%	15.0%			
㉘ 自動車運転免許取得・改造助成		0.3%	0.0%	0.0%	15.4%			
㉙ 知的障害者職親委託制度		0.3%	0.0%	0.0%	14.7%			
㉚ 障害者相談支援事業		3.1%	0.0%	0.0%	16.0%			
㉛ 児童発達支援		0.0%	0.0%	0.0%	0.0%			
㉜ 医療型児童発達支援		0.0%	0.0%	0.0%	0.0%			
㉝ 放課後等デイサービス		0.0%	25.0%	0.0%	0.0%			
㉞ 障害児相談支援		25.0%	0.0%	0.0%	0.0%			
㉟ 居宅訪問型児童発達支援		0.0%	0.0%	0.0%	0.0%			
㊱ 保育所等訪問支援		0.0%	0.0%	0.0%	0.0%			
㊲ 福祉型児童入所施設		0.0%	0.0%	0.0%	0.0%			
㊳ 医療型児童入所施設		0.0%	0.0%	0.0%	0.0%			

【問24『現在の利用』で「1. 利用している」を選択し、『今後3年以内の利用予定』で「4. 利用予定がない」を選択した方】

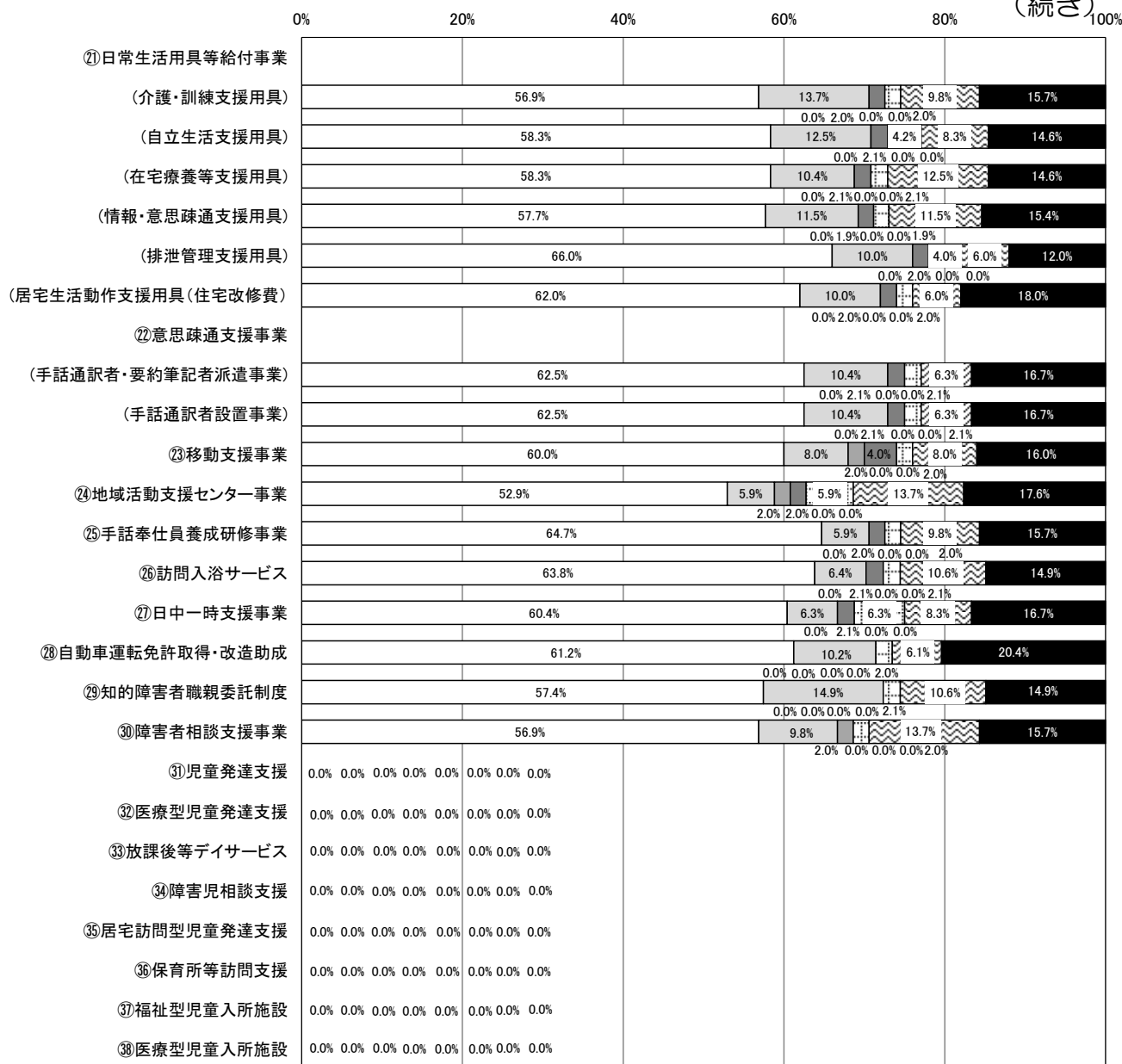
■利用予定がない理由

今後3年以内に障害福祉サービスを利用する予定がない理由では、「①居宅介護(ホームヘルプ)」から「⑩障害者相談支援事業」の項目において「サービスを受ける必要がないため」が多くなっています。

また、「サービスの対象者に含まれないため」の項目で多いのは、「⑮就労継続支援 (<A型>雇用型)」「⑰計画相談支援」となっています。



(続き)_{100%}



- | | |
|-------------------------|------------------------|
| ロア. サービスを受ける必要がないため | ロイ. サービスの対象者に含まれないため |
| ロウ. 既に別のサービスの提供を受けているため | ロエ. サービス利用時間の都合が合わないため |
| ロオ. 地域にサービス提供場所がないため | ロカ. 利用料金がかかるため |
| ロキ. サービスがあることを知らなかったため | ロク. その他 |
| ■無回答 | |

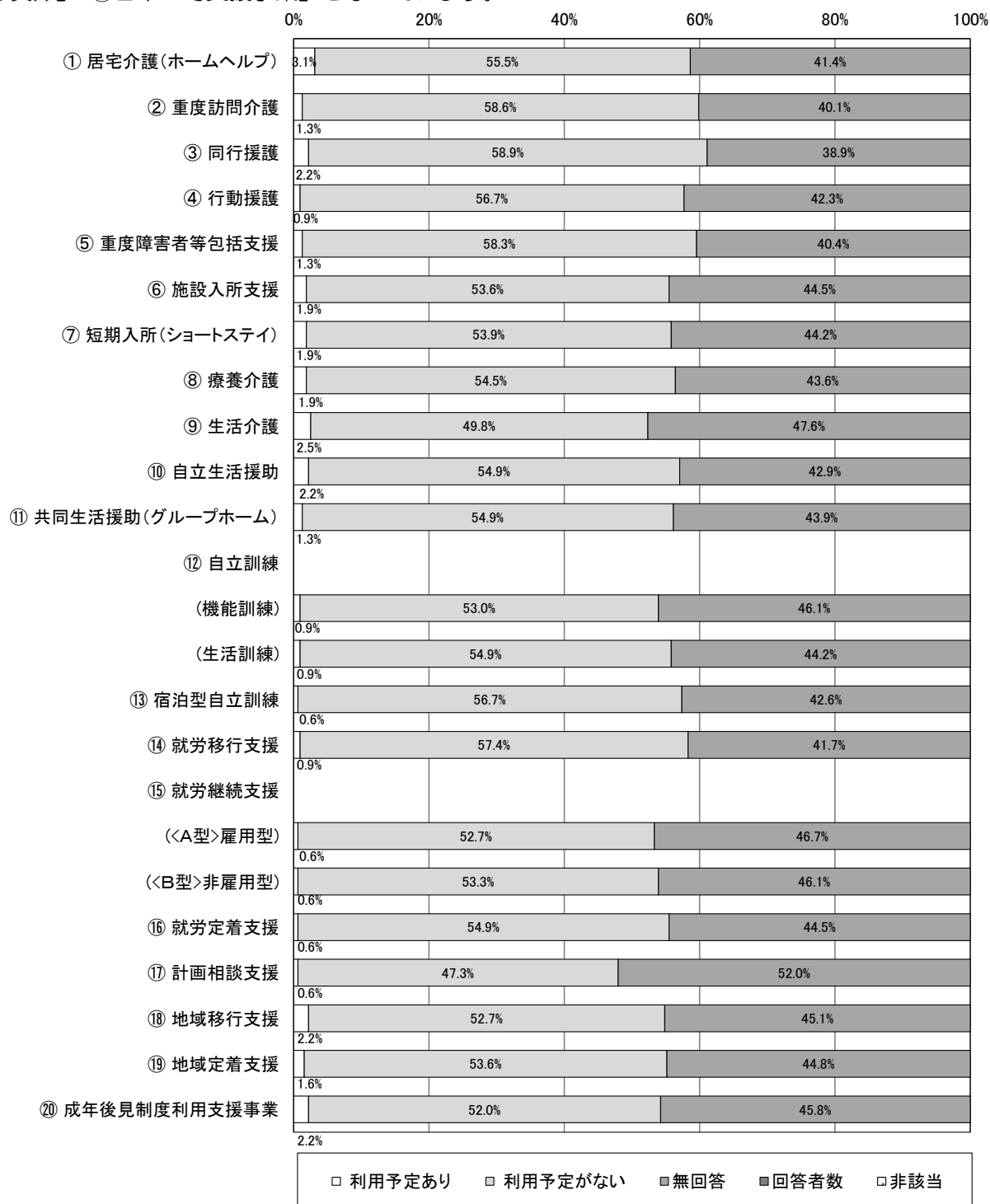
項目(度数)	ア. サービスを受ける必要がなかったため	イ. サービスの対象者に含まれていないため	ウ. 既に別のサービスの提供を受けているため	エ. サービス利用時間の都合が合わないため	オ. 地域にサービス提供場所がないため	カ. 利用料金がかるため	キ. サービスがあることを知らなかったため	ク. その他	無回答	回答者数	非該当	回答計	
① 居宅介護(ホームヘルプ)	36	6	2	1	1	0	1	3	7	57	262	319	
② 重度訪問介護	38	6	2	1	1	0	2	3	6	59	260	319	
③ 同行支援	38	6	1	1	1	0	1	3	7	58	261	319	
④ 行動支援	37	7	1	1	1	0	1	4	7	59	260	319	
⑤ 重度障害者等包括支援	36	7	1	1	1	0	2	3	8	59	260	319	
⑥ 施設入所支援	33	5	1	2	0	0	1	3	8	53	266	319	
⑦ 短期入所(ショートステイ)	35	5	1	1	0	0	2	2	7	53	266	319	
⑧ 療養介護	32	6	0	1	1	0	1	2	6	49	270	319	
⑨ 生活介護	32	6	3	1	0	0	0	3	7	52	267	319	
⑩ 自立生活援助	34	5	1	1	0	0	2	2	8	53	266	319	
⑪ 共同生活援助(グループホーム)	35	8	1	0	0	0	2	2	8	56	263	319	
⑫ 自立訓練	37	8	0	0	0	0	2	5	8	60	259	319	
	機能訓練												
	生活訓練	36	7	0	1	0	0	2	3	8	57	262	319
⑬ 宿泊型自立訓練	35	7	0	1	0	0	2	3	8	56	263	319	
⑭ 就労移行支援	36	7	0	1	0	0	3	3	8	58	261	319	
⑮ 就労継続支援	29	9	0	1	0	0	1	4	8	52	267	319	
	<<A型>雇用型)												
	<<B型>非雇用型)	29	8	0	1	0	0	1	4	8	51	268	319
⑯ 就労定着支援	29	8	0	1	1	0	1	3	6	49	270	319	
⑰ 計画相談支援	26	8	0	0	0	0	2	3	8	47	272	319	
⑱ 地域移行支援	28	8	0	0	0	0	1	3	10	50	269	319	
⑲ 地域定着支援	26	8	0	0	0	0	1	4	9	48	271	319	
⑳ 成年後見制度利用支援事業	27	6	1	0	0	0	2	5	5	46	273	319	
	介護・訓練支援用具)	29	7	0	1	0	0	1	5	8	51	268	319
	(自立生活支援用具)	28	6	0	1	0	0	2	4	7	48	271	319
㉑ 日常生活用具等給付事業													
	(在宅療養等支援用具)	28	5	0	1	0	0	1	6	7	48	271	319
	(情報・意思疎通支援用具)	30	6	0	1	0	0	1	6	8	52	267	319
	(排泄管理支援用具)	33	5	0	1	0	0	2	3	6	50	269	319
	(居宅生活動作支援用具(住宅改修費))	31	5	0	1	0	0	1	3	9	50	269	319
㉒ 意思疎通支援事業													
	(手話通訳者・要約筆記者派遣事業)	30	5	0	1	0	0	1	3	8	48	271	319
	(手話通訳者設置事業)	30	5	0	1	0	0	1	3	8	48	271	319
㉓ 移動支援事業	30	4	1	2	0	0	0	1	4	8	50	269	319
㉔ 地域活動支援センター事業	27	3	1	1	0	0	3	7	9	51	268	319	
㉕ 手話奉仕員養成研修事業	33	3	0	1	0	0	1	5	8	51	268	319	
㉖ 訪問入浴サービス	30	3	0	1	0	0	1	5	7	47	272	319	
㉗ 日中一時支援事業	29	3	0	1	0	0	3	4	8	48	271	319	
㉘ 自動車運転免許取得・改造助成	30	5	0	0	0	0	1	3	10	49	270	319	
㉙ 知的障害者職親委託制度	27	7	0	0	0	0	1	5	7	47	272	319	
㉚ 障害者相談支援事業	29	5	1	0	0	0	1	7	8	51	268	319	
㉛ 児童発達支援	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	319	319	
㉜ 医療型児童発達支援	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	319	319	
㉝ 放課後等デイサービス	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	319	319	
㉞ 障害児相談支援	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	319	319	
㉟ 居宅訪問型児童発達支援	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	319	319	
㊱ 保育所等訪問支援	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	319	319	
㊲ 福祉型児童入所施設	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	319	319	
㊳ 医療型児童入所施設	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	319	319	

項目(構成比)	ア. サービスを受ける必要がなかったため	イ. サービスの対象者に含まれていないため	ウ. 既に別のサービスの提供を受けているため	エ. サービス利用時間の都合が合わないため	オ. 地域にサービス提供場所がないため	カ. 利用料金がかるため	キ. サービスがあることを知らなかったため	ク. その他	無回答	回答者数	非該当	回答計
① 居宅介護(ホームヘルプ)	63.2%	10.5%	3.5%	1.8%	1.8%	0.0%	1.8%	5.3%	12.3%			
② 重度訪問介護	64.4%	10.2%	3.4%	1.7%	1.7%	0.0%	3.4%	5.1%	10.2%			
③ 同行支援	65.5%	10.3%	1.7%	1.7%	1.7%	0.0%	1.7%	5.2%	12.1%			
④ 行動支援	62.7%	11.9%	1.7%	1.7%	1.7%	0.0%	1.7%	6.8%	11.9%			
⑤ 重度障害者等包括支援	61.0%	11.9%	1.7%	1.7%	1.7%	0.0%	3.4%	5.1%	13.6%			
⑥ 施設入所支援	62.3%	9.4%	1.9%	3.8%	0.0%	0.0%	1.9%	5.7%	15.1%			
⑦ 短期入所(ショートステイ)	66.0%	9.4%	1.9%	1.9%	0.0%	0.0%	3.8%	3.8%	13.2%			
⑧ 療養介護	65.3%	12.2%	0.0%	2.0%	2.0%	0.0%	2.0%	4.1%	12.2%			
⑨ 生活介護	61.5%	11.5%	5.8%	1.9%	0.0%	0.0%	0.0%	5.8%	13.5%			
⑩ 自立生活援助	64.2%	9.4%	1.9%	1.9%	0.0%	0.0%	3.8%	3.8%	15.1%			
⑪ 共同生活援助(グループホーム)	62.5%	14.3%	1.8%	0.0%	0.0%	0.0%	3.6%	3.6%	14.3%			
⑫ 自立訓練	61.7%	13.3%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	3.3%	8.3%	13.3%			
	(機能訓練)											
	(生活訓練)	63.2%	12.3%	0.0%	1.8%	0.0%	0.0%	3.5%	14.0%			
⑬ 宿泊型自立訓練	62.5%	12.5%	0.0%	1.8%	0.0%	0.0%	3.6%	5.4%	14.3%			
⑭ 就労移行支援	62.1%	12.1%	0.0%	1.7%	0.0%	0.0%	5.2%	5.2%	13.8%			
⑮ 就労継続支援	55.8%	17.3%	0.0%	1.9%	0.0%	0.0%	1.9%	7.7%	15.4%			
	<<A型>雇用型)											
	<<B型>非雇用型)	56.9%	15.7%	0.0%	2.0%	0.0%	2.0%	7.8%	15.7%			
⑯ 就労定着支援	59.2%	16.3%	0.0%	2.0%	2.0%	0.0%	2.0%	6.1%	12.2%			
⑰ 計画相談支援	55.3%	17.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	4.3%	6.4%	17.0%			
⑱ 地域移行支援	56.0%	16.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	2.0%	6.0%	20.0%			
⑲ 地域定着支援	54.2%	16.7%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	2.1%	8.3%	18.8%			
⑳ 成年後見制度利用支援事業	58.7%	13.0%	2.2%	0.0%	0.0%	0.0%	4.3%	10.9%	10.9%			
㉑ 日常生活用具等給付事業												
	(介護・訓練支援用具)	56.9%	13.7%	0.0%	2.0%	0.0%	2.0%	9.8%	15.7%			
	(自立生活支援用具)	58.3%	12.5%	0.0%	2.1%	0.0%	4.2%	8.3%	14.6%			
	(在宅療養等支援用具)	58.3%	10.4%	0.0%	2.1%	0.0%	2.1%	12.5%	14.6%			
	(情報・意思疎通支援用具)	57.7%	11.5%	0.0%	1.9%	0.0%	1.9%	11.5%	15.4%			
	(排泄管理支援用具)	66.0%	10.0%	0.0%	2.0%	0.0%	4.0%	6.0%	12.0%			
	(居宅生活動作支援用具(住宅改修費))	62.0%	10.0%	0.0%	2.0%	0.0%	2.0%	6.0%	18.0%			
㉒ 意思疎通支援事業												
	(手話通訳者・要約筆記者派遣事業)	62.5%	10.4%	0.0%	2.1%	0.0%	2.1%	6.3%	16.7%			
	(手話通訳者設置事業)	62.5%	10.4%	0.0%	2.1%	0.0%	2.1%	6.3%	16.7%			
㉓ 移動支援事業	60.0%	8.0%	2.0%	4.0%	0.0%	0.0%	2.0%	8.0%	16.0%			
㉔ 地域活動支援センター事業	52.9%	5.9%	2.0%	2.0%	0.0%	0.0%	5.9%	13.7%	17.6%			
㉕ 手話奉仕員養成研修事業	64.7%	5.9%	0.0%	2.0%	0.0%	0.0%	2.0%	9.8%	15.7%			
㉖ 訪問入浴サービス	63.8%	6.4%	0.0%	2.1%	0.0%	0.0%	2.1%	10.6%	14.9%			
㉗ 日中一時支援事業	60.4%	6.3%	0.0%	2.1%	0.0%	0.0%	6.3%	8.3%	16.7%			
㉘ 自動車運転免許取得・改造助成	61.2%	10.2%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	2.0%	6.1%	20.4%			
㉙ 知的障害者職親委託制度	57.4%	14.9%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	2.1%	10.6%	14.9%			
㉚ 障害者相談支援事業	56.9%	9.8%	2.0%	0.0%	0.0%	0.0%	2.0%	13.7%	15.7%			
㉛ 児童発達支援	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%			
㉜ 医療型児童発達支援	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%			
㉝ 放課後等デイサービス	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%			
㉞ 障害児相談支援	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%			
㉟ 居宅訪問型児童発達支援	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%			
㊱ 保育所等訪問支援	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%			
㊲ 福祉型児童入所施設	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%			
㊳ 医療型児童入所施設	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%			

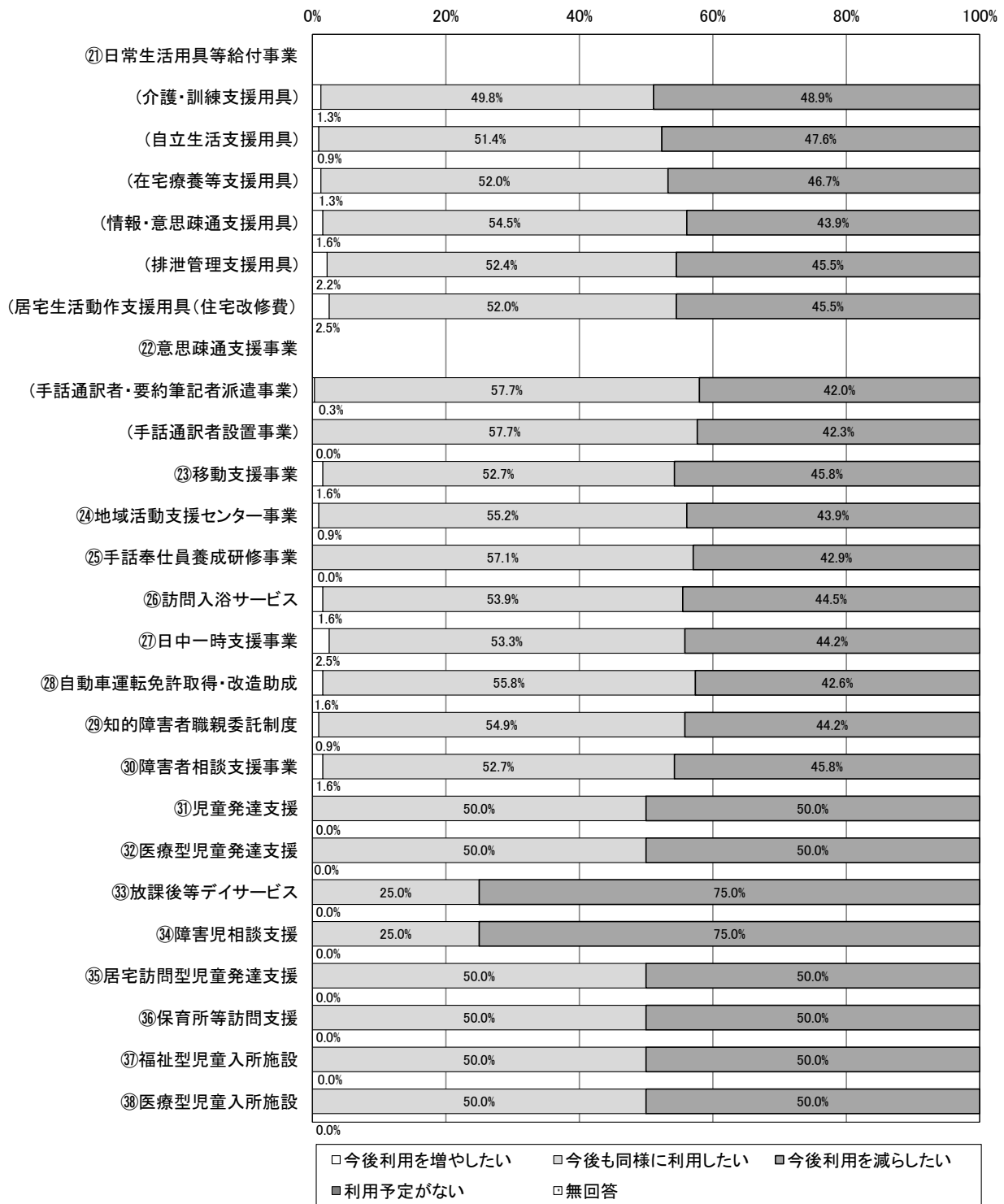
【問24『現在の利用』で「2. 利用していない」を選択した方】

■現在、利用していない方で、今後3年以内の利用予定

今後3年以内の障害福祉サービスの利用について、「利用している」の項目で多いのは、「①居宅介護（ホームヘルプ）」「⑨生活介護」「⑪日常生活用具等給付事業（居宅生活動作支援用具（在宅改修費））」「⑳日中一時支援事業」となっています。



(続き)



項目(度数)		利用予定あり	利用予定がない	無回答	回答者数	非該当	回答計
① 居宅介護(ホームヘルプ)		10	177	132	319	0	319
② 重度訪問介護		4	187	128	319	0	319
③ 同行援護		7	188	124	319	0	319
④ 行動援護		3	181	135	319	0	319
⑤ 重度障害者等包括支援		4	186	129	319	0	319
⑥ 施設入所支援		6	171	142	319	0	319
⑦ 短期入所(ショートステイ)		6	172	141	319	0	319
⑧ 療養介護		6	174	139	319	0	319
⑨ 生活介護		8	159	152	319	0	319
⑩ 自立生活援助		7	175	137	319	0	319
⑪ 共同生活援助(グループホーム)		4	175	140	319	0	319
⑫ 自立訓練	(機能訓練)	3	169	147	319	0	319
	(生活訓練)	3	175	141	319	0	319
⑬ 宿泊型自立訓練		2	181	136	319	0	319
⑭ 就労移行支援		3	183	133	319	0	319
⑮ 就労継続支援	(＜A型＞雇用型)	2	168	149	319	0	319
	(＜B型＞非雇用型)	2	170	147	319	0	319
⑯ 就労定着支援		2	175	142	319	0	319
⑰ 計画相談支援		2	151	166	319	0	319
⑱ 地域移行支援		7	168	144	319	0	319
⑲ 地域定着支援		5	171	143	319	0	319
⑳ 成年後見制度利用支援事業		7	166	146	319	0	319
㉑ 日常生活用具等給付事業	(介護・訓練支援用具)	4	159	156	319	0	319
	(自立生活支援用具)	3	164	152	319	0	319
	(在宅療養等支援用具)	4	166	149	319	0	319
	(情報・意思疎通支援用具)	5	174	140	319	0	319
	(排泄管理支援用具)	7	167	145	319	0	319
	(居宅生活動作支援用具(住宅改修費))	8	166	145	319	0	319
㉒ 意思疎通支援事業	(手話通訳者・要約筆記者派遣事業)	1	184	134	319	0	319
	(手話通訳者設置事業)	0	184	135	319	0	319
㉓ 移動支援事業		5	168	146	319	0	319
㉔ 地域活動支援センター事業		3	176	140	319	0	319
㉕ 手話奉仕員養成研修事業		0	182	137	319	0	319
㉖ 訪問入浴サービス		5	172	142	319	0	319
㉗ 日中一時支援事業		8	170	141	319	0	319
㉘ 自動車運転免許取得・改造助成		5	178	136	319	0	319
㉙ 知的障害者職親委託制度		3	175	141	319	0	319
㉚ 障害者相談支援事業		5	168	146	319	0	319
㉛ 児童発達支援		0	2	2	4	315	319
㉜ 医療型児童発達支援		0	2	2	4	315	319
㉝ 放課後等デイサービス		0	1	3	4	315	319
㉞ 障害児相談支援		0	1	3	4	315	319
㉟ 居宅訪問型児童発達支援		0	2	2	4	315	319
㊱ 保育所等訪問支援		0	2	2	4	315	319
㊲ 福祉型児童入所施設		0	2	2	4	315	319
㊳ 医療型児童入所施設		0	2	2	4	315	319

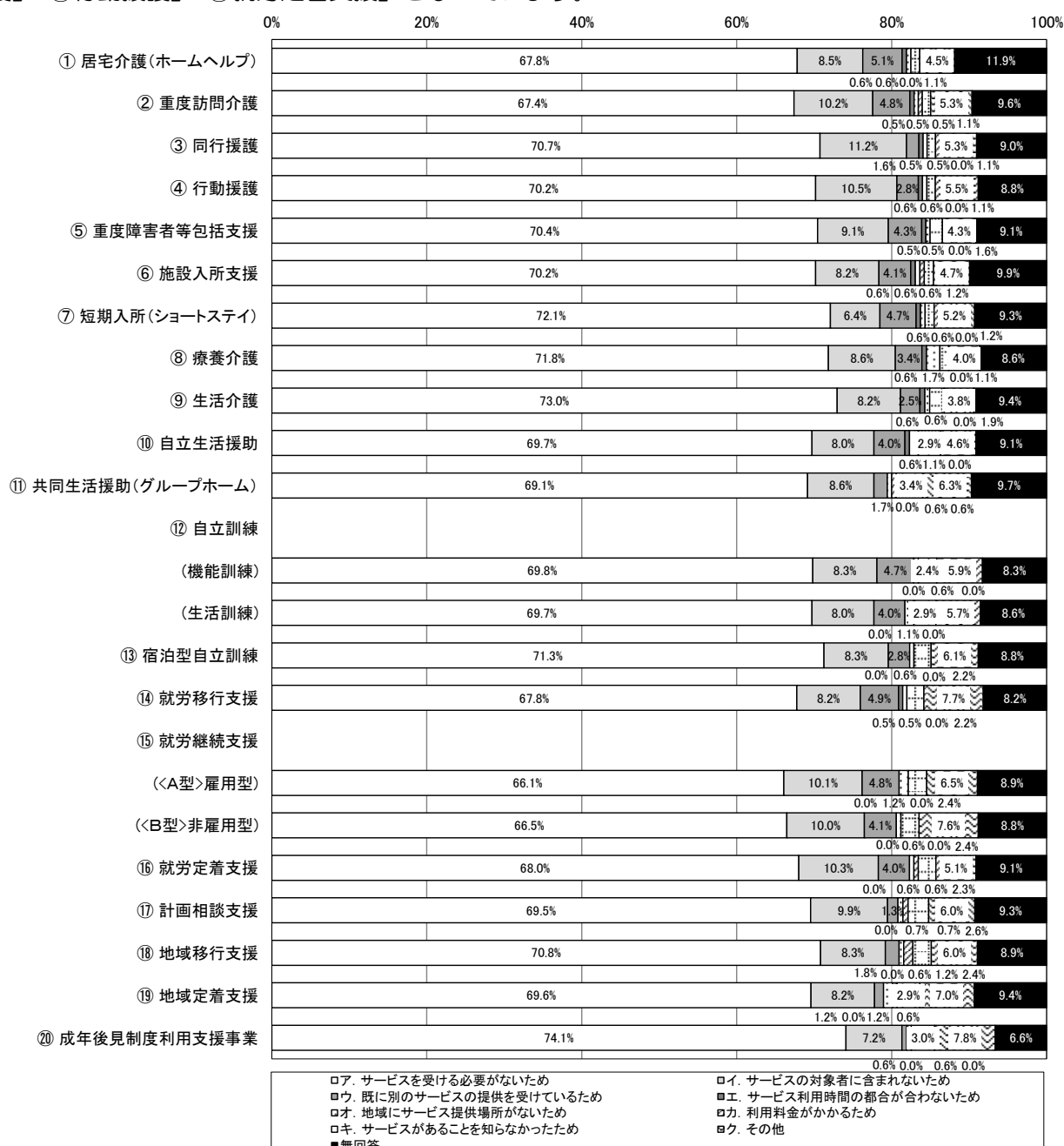
項目(構成比)		利用予定あり	利用予定がない	無回答	回答者数	非該当	回答計
① 居宅介護(ホームヘルプ)		3.1%	55.5%	41.4%			
② 重度訪問介護		1.3%	58.6%	40.1%			
③ 同行援護		2.2%	58.9%	38.9%			
④ 行動援護		0.9%	56.7%	42.3%			
⑤ 重度障害者等包括支援		1.3%	58.3%	40.4%			
⑥ 施設入所支援		1.9%	53.6%	44.5%			
⑦ 短期入所(ショートステイ)		1.9%	53.9%	44.2%			
⑧ 療養介護		1.9%	54.5%	43.6%			
⑨ 生活介護		2.5%	49.8%	47.6%			
⑩ 自立生活援助		2.2%	54.9%	42.9%			
⑪ 共同生活援助(グループホーム)		1.3%	54.9%	43.9%			
⑫ 自立訓練	(機能訓練)	0.9%	53.0%	46.1%			
	(生活訓練)	0.9%	54.9%	44.2%			
⑬ 宿泊型自立訓練		0.6%	56.7%	42.6%			
⑭ 就労移行支援		0.9%	57.4%	41.7%			
⑮ 就労継続支援	(＜A型＞雇用型)	0.6%	52.7%	46.7%			
	(＜B型＞非雇用型)	0.6%	53.3%	46.1%			
⑯ 就労定着支援		0.6%	54.9%	44.5%			
⑰ 計画相談支援		0.6%	47.3%	52.0%			
⑱ 地域移行支援		2.2%	52.7%	45.1%			
⑲ 地域定着支援		1.6%	53.6%	44.8%			
⑳ 成年後見制度利用支援事業		2.2%	52.0%	45.8%			
㉑ 日常生活用具等給付事業	(介護・訓練支援用具)	1.3%	49.8%	48.9%			
	(自立生活支援用具)	0.9%	51.4%	47.6%			
	(在宅療養等支援用具)	1.3%	52.0%	46.7%			
	(情報・意思疎通支援用具)	1.6%	54.5%	43.9%			
	(排泄管理支援用具)	2.2%	52.4%	45.5%			
	(居宅生活動作支援用具(住宅改修費))	2.5%	52.0%	45.5%			
㉒ 意思疎通支援事業	(手話通訳者・要約筆記者派遣事業)	0.3%	57.7%	42.0%			
	(手話通訳者設置事業)	0.0%	57.7%	42.3%			
㉓ 移動支援事業		1.6%	52.7%	45.8%			
㉔ 地域活動支援センター事業		0.9%	55.2%	43.9%			
㉕ 手話奉仕員養成研修事業		0.0%	57.1%	42.9%			
㉖ 訪問入浴サービス		1.6%	53.9%	44.5%			
㉗ 日中一時支援事業		2.5%	53.3%	44.2%			
㉘ 自動車運転免許取得・改造助成		1.6%	55.8%	42.6%			
㉙ 知的障害者職親委託制度		0.9%	54.9%	44.2%			
㉚ 障害者相談支援事業		1.6%	52.7%	45.8%			
㉛ 児童発達支援		0.0%	50.0%	50.0%			
㉜ 医療型児童発達支援		0.0%	50.0%	50.0%			
㉝ 放課後等デイサービス		0.0%	25.0%	75.0%			
㉞ 障害児相談支援		0.0%	25.0%	75.0%			
㉟ 居宅訪問型児童発達支援		0.0%	50.0%	50.0%			
㊱ 保育所等訪問支援		0.0%	50.0%	50.0%			
㊲ 福祉型児童入所施設		0.0%	50.0%	50.0%			
㊳ 医療型児童入所施設		0.0%	50.0%	50.0%			

【問24『現在の利用』で「2. 利用していない」を選択し、『今後3年以内の利用予定』で「2. 利用予定がない」を選択した方】

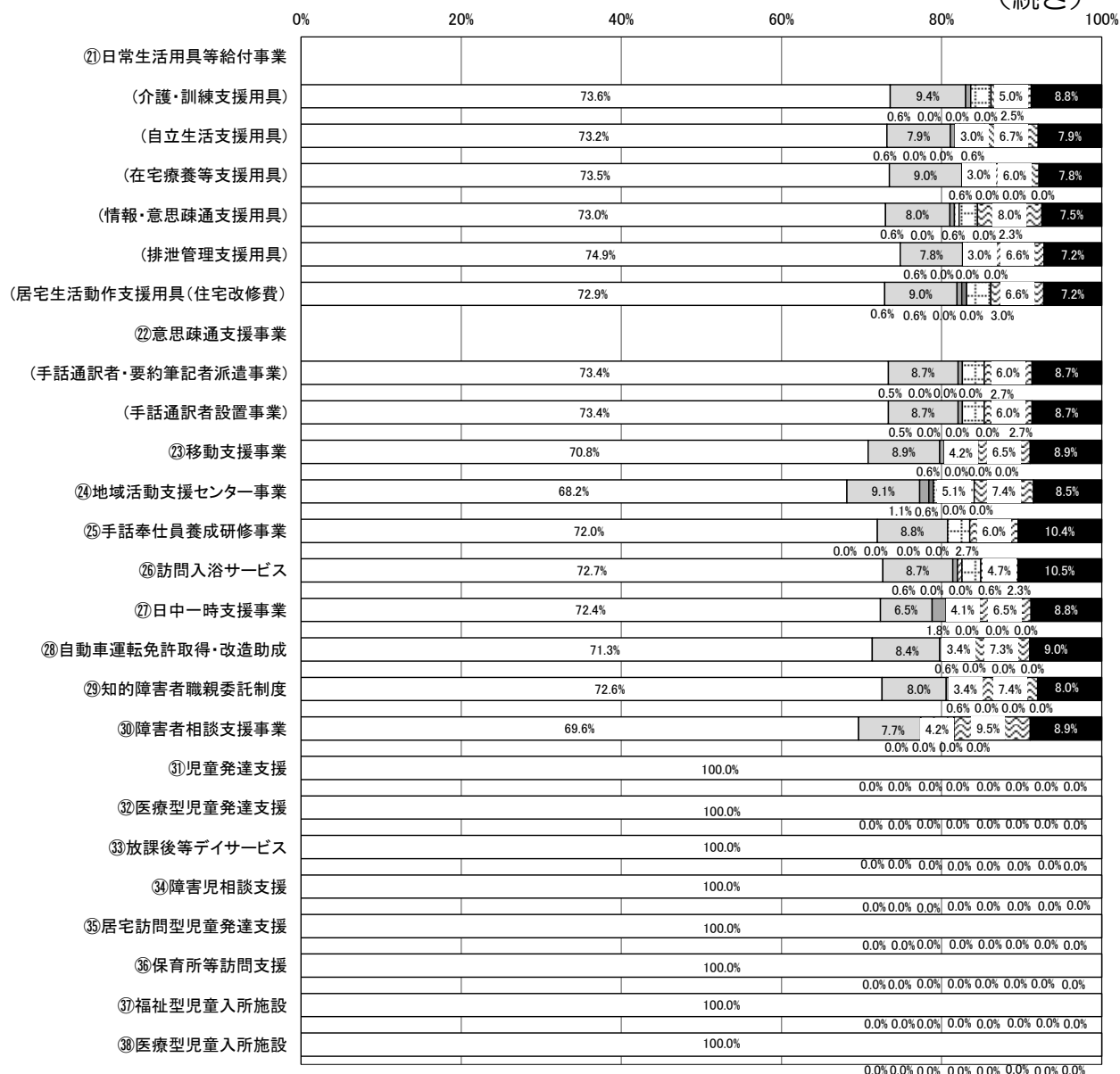
■現在、利用していない方で、今後も利用予定がない理由

今後3年以内に障害福祉サービスを利用する予定がない理由では、どの項目においても「サービスを受ける必要がないため」が多くなっています。

また、「サービスの対象者に含まれないため」の項目で多いのは、「②重度訪問介護」「③同行援護」「④行動援護」「⑩就労定着支援」となっています。



(続き)



- ア. サービスを受ける必要がないため
- ウ. 既に別のサービスの提供を受けているため
- オ. 地域にサービス提供場所がないため
- キ. サービスがあることを知らなかったため
- 無回答

- ロイ. サービスの対象者に含まれないため
- ロエ. サービス利用時間の都合が合わないため
- ロカ. 利用料金がかかるため
- ロク. その他

項目(度数)	ア. サービスを受ける 必要がないため	イ. サービスの対象 者に含ま れないた め	ウ. 既に別 のサービ スの提供 を受けて いるため	エ. サービス利用時 間の都合 が合わない ため	オ. 地域に サービス 提供場所 がないた め	カ. 利用料 金がかか るため	キ. サービスがあるこ とを知らな かったた め	ク. その他	無回答	回答者数	非該当	回答計
① 居宅介護(ホームヘルプ)	120	15	9	1	1	0	2	8	21	177	142	319
② 重度訪問介護	126	19	9	1	1	1	2	10	18	187	132	319
③ 同行援護	133	21	3	1	1	0	2	10	17	188	131	319
④ 行動援護	127	19	5	1	1	0	2	10	16	181	138	319
⑤ 重度障害者等包括支援	131	17	8	1	1	0	3	8	17	186	133	319
⑥ 施設入所支援	120	14	7	1	1	1	2	8	17	171	148	319
⑦ 短期入所(ショートステイ)	124	11	8	1	1	0	2	9	16	172	147	319
⑧ 療養介護	125	15	6	1	3	0	2	7	15	174	145	319
⑨ 生活介護	116	13	4	1	1	0	3	6	15	159	160	319
⑩ 自立生活援助	122	14	7	1	2	0	5	8	16	175	144	319
⑪ 共同生活援助(グループホーム)	121	15	3	0	1	1	6	11	17	175	144	319
⑫ 自立訓練	118	14	8	0	1	0	4	10	14	169	150	319
	122	14	7	0	2	0	5	10	15	175	144	319
⑬ 宿泊型自立訓練	129	15	5	0	1	0	4	11	16	181	138	319
⑭ 就労移行支援	124	15	9	1	1	0	4	14	15	183	136	319
⑮ 就労継続支援	111	17	8	0	2	0	4	11	15	168	151	319
	113	17	7	0	1	0	4	13	15	170	149	319
⑯ 就労定着支援	119	18	7	0	1	1	4	9	16	175	144	319
⑰ 計画相談支援	105	15	2	0	1	1	4	9	14	151	168	319
⑱ 地域移行支援	119	14	3	0	1	2	4	10	15	168	151	319
⑲ 地域定着支援	119	14	2	0	2	1	5	12	16	171	148	319
⑳ 成年後見制度利用支援事業	123	12	1	0	1	0	5	13	11	166	153	319
㉑ 日常生活用具等給付事業	117	15	1	0	0	0	4	8	14	159	160	319
	120	13	1	0	0	1	5	11	13	164	155	319
	122	15	1	0	0	0	5	10	13	166	153	319
	127	14	1	0	1	0	4	14	13	174	145	319
	125	13	1	0	0	0	5	11	12	167	152	319
	121	15	1	1	0	0	5	11	12	166	153	319
㉒ 意思疎通支援事業	135	16	1	0	0	0	5	11	16	184	135	319
	135	16	1	0	0	0	5	11	16	184	135	319
㉓ 移動支援事業	119	15	1	0	0	0	7	11	15	168	151	319
㉔ 地域活動支援センター事業	120	16	2	1	0	0	9	13	15	176	143	319
㉕ 手話奉仕員養成研修事業	131	16	0	0	0	0	5	11	19	182	137	319
㉖ 訪問入浴サービス	125	15	1	0	0	1	4	8	18	172	147	319
㉗ 日中一時支援事業	123	11	3	0	0	0	7	11	15	170	149	319
㉘ 自動車運転免許取得・改造助成	127	15	1	0	0	0	6	13	16	178	141	319
㉙ 知的障害者職親委託制度	127	14	1	0	0	0	6	13	14	175	144	319
㉚ 障害者相談支援事業	117	13	0	0	0	0	7	16	15	168	151	319
㉛ 児童発達支援	2	0	0	0	0	0	0	0	0	2	317	319
㉜ 医療型児童発達支援	2	0	0	0	0	0	0	0	0	2	317	319
㉝ 放課後等デイサービス	1	0	0	0	0	0	0	0	0	1	318	319
㉞ 障害児相談支援	1	0	0	0	0	0	0	0	0	1	318	319
㉟ 居宅訪問型児童発達支援	2	0	0	0	0	0	0	0	0	2	317	319
㊱ 保育所等訪問支援	2	0	0	0	0	0	0	0	0	2	317	319
㊲ 福祉型児童入所施設	2	0	0	0	0	0	0	0	0	2	317	319
㊳ 医療型児童入所施設	2	0	0	0	0	0	0	0	0	2	317	319

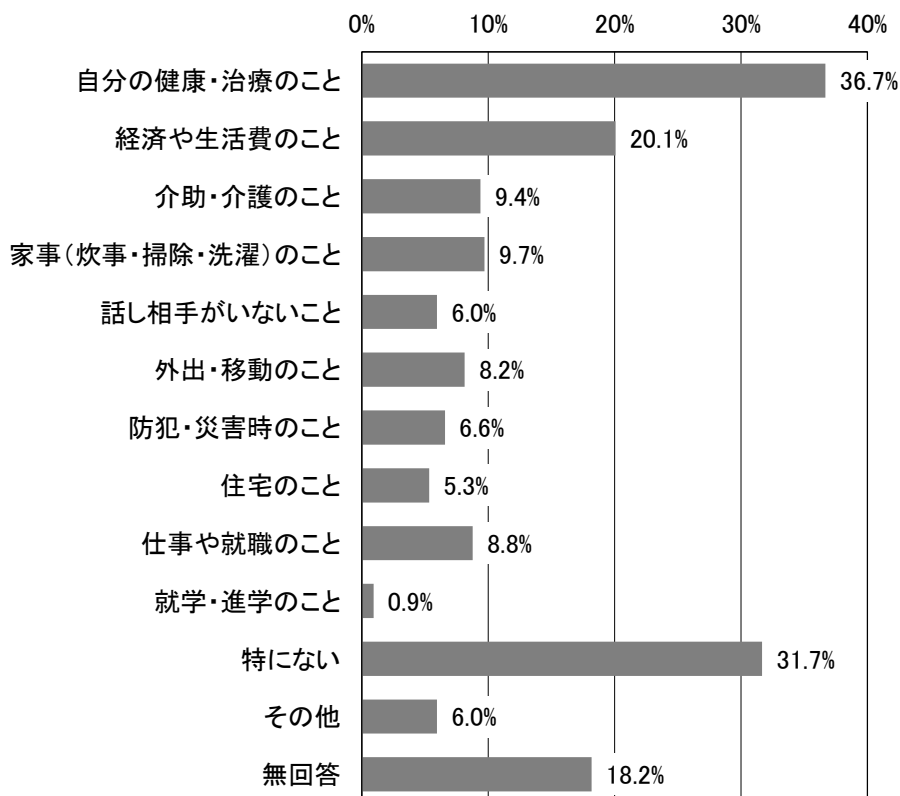
項目(構成比)	ア. サービスを受ける 必要がないため	イ. サービスの対象 者に含ま れないた め	ウ. 既に別 のサービ スの提供 を受けて いるため	エ. サービス利用時 間の都合 が合わない ため	オ. 地域に サービス 提供場所 がないた め	カ. 利用料 金がかか るため	キ. サービスがあるこ とを知らな かったた め	ク. その他	無回答	回答者数	非該当	回答計
① 居宅介護(ホームヘルプ)	67.8%	8.5%	5.1%	0.6%	0.6%	0.0%	1.1%	4.5%	11.9%			
② 重度訪問介護	67.4%	10.2%	4.8%	0.5%	0.5%	0.5%	1.1%	5.3%	9.6%			
③ 同行援護	70.7%	11.2%	1.6%	0.5%	0.5%	0.0%	1.1%	5.3%	9.0%			
④ 行動援護	70.2%	10.5%	2.8%	0.6%	0.6%	0.0%	1.1%	5.5%	8.8%			
⑤ 重度障害者等包括支援	70.4%	9.1%	4.3%	0.5%	0.5%	0.0%	1.6%	4.3%	9.1%			
⑥ 施設入所支援	70.2%	8.2%	4.1%	0.6%	0.6%	0.6%	1.2%	4.7%	9.9%			
⑦ 短期入所(ショートステイ)	72.1%	6.4%	4.7%	0.6%	0.6%	0.0%	1.2%	5.2%	9.3%			
⑧ 療養介護	71.8%	8.6%	3.4%	0.6%	1.7%	0.0%	1.1%	4.0%	8.6%			
⑨ 生活介護	73.0%	8.2%	2.5%	0.6%	0.6%	0.0%	1.9%	3.8%	9.4%			
⑩ 自立生活援助	69.7%	8.0%	4.0%	0.6%	1.1%	0.0%	2.9%	4.6%	9.1%			
⑪ 共同生活援助(グループホーム)	69.1%	8.6%	1.7%	0.0%	0.6%	0.6%	3.4%	6.3%	9.7%			
⑫ 自立訓練	69.8%	8.3%	4.7%	0.0%	0.6%	0.0%	2.4%	5.9%	8.3%			
	69.7%	8.0%	4.0%	0.0%	1.1%	0.0%	2.9%	5.7%	8.6%			
⑬ 宿泊型自立訓練	71.3%	8.3%	2.8%	0.0%	0.6%	0.0%	2.2%	6.1%	8.8%			
⑭ 就労移行支援	67.8%	8.2%	4.9%	0.5%	0.5%	0.0%	2.2%	7.7%	8.2%			
⑮ 就労継続支援	66.1%	10.1%	4.8%	0.0%	1.2%	0.0%	2.4%	6.5%	8.9%			
	66.5%	10.0%	4.1%	0.0%	0.6%	0.0%	2.4%	7.6%	8.8%			
⑯ 就労定着支援	68.0%	10.3%	4.0%	0.0%	0.6%	0.6%	2.3%	5.1%	9.1%			
⑰ 計画相談支援	69.5%	9.9%	1.3%	0.0%	0.7%	0.7%	2.6%	6.0%	9.3%			
⑱ 地域移行支援	70.8%	8.3%	1.8%	0.0%	0.6%	1.2%	2.4%	6.0%	8.9%			
⑲ 地域定着支援	69.6%	8.2%	1.2%	0.0%	1.2%	0.6%	2.9%	7.0%	9.4%			
⑳ 成年後見制度利用支援事業	74.1%	7.2%	0.6%	0.0%	0.6%	0.0%	3.0%	7.8%	6.6%			
㉑ 日常生活用具等給付事業	73.6%	9.4%	0.6%	0.0%	0.0%	0.0%	2.5%	5.0%	8.8%			
	73.2%	7.9%	0.6%	0.0%	0.0%	0.6%	3.0%	6.7%	7.9%			
	73.5%	9.0%	0.6%	0.0%	0.0%	0.0%	3.0%	6.0%	7.8%			
	73.0%	8.0%	0.6%	0.0%	0.6%	0.0%	2.3%	8.0%	7.5%			
	74.9%	7.8%	0.6%	0.0%	0.0%	0.0%	3.0%	6.6%	7.2%			
㉒ 意思疎通支援事業	72.9%	9.0%	0.6%	0.6%	0.0%	0.0%	3.0%	6.6%	7.2%			
	73.4%	8.7%	0.5%	0.0%	0.0%	0.0%	2.7%	6.0%	8.7%			
	73.4%	8.7%	0.5%	0.0%	0.0%	0.0%	2.7%	6.0%	8.7%			
㉓ 移動支援事業	70.8%	8.9%	0.6%	0.0%	0.0%	0.0%	4.2%	6.5%	8.9%			
㉔ 地域活動支援センター事業	68.2%	9.1%	1.1%	0.6%	0.0%	0.0%	5.1%	7.4%	8.5%			
㉕ 手話奉仕員養成研修事業	72.0%	8.8%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	2.7%	6.0%	10.4%			
㉖ 訪問入浴サービス	72.7%	8.7%	0.6%	0.0%	0.0%	0.6%	2.3%	4.7%	10.5%			
㉗ 日中一時支援事業	72.4%	6.5%	1.8%	0.0%	0.0%	0.0%	4.1%	6.5%	8.8%			
㉘ 自動車運転免許取得・改造助成	71.3%	8.4%	0.6%	0.0%	0.0%	0.0%	3.4%	7.3%	9.0%			
㉙ 知的障害者職親委託制度	72.6%	8.0%	0.6%	0.0%	0.0%	0.0%	3.4%	7.4%	8.0%			
㉚ 障害者相談支援事業	69.6%	7.7%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	4.2%	9.5%	8.9%			
㉛ 児童発達支援	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%			
㉜ 医療型児童発達支援	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%			
㉝ 放課後等デイサービス	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%			
㉞ 障害児相談支援	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%			
㉟ 居宅訪問型児童発達支援	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%			
㊱ 保育所等訪問支援	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%			
㊲ 福祉型児童入所施設	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%			
㊳ 医療型児童入所施設	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%			

相談ごと・相談相手について

問25 あなたは、悩んでいることや誰かに相談したいことがありますか。(〇はいくつでも)

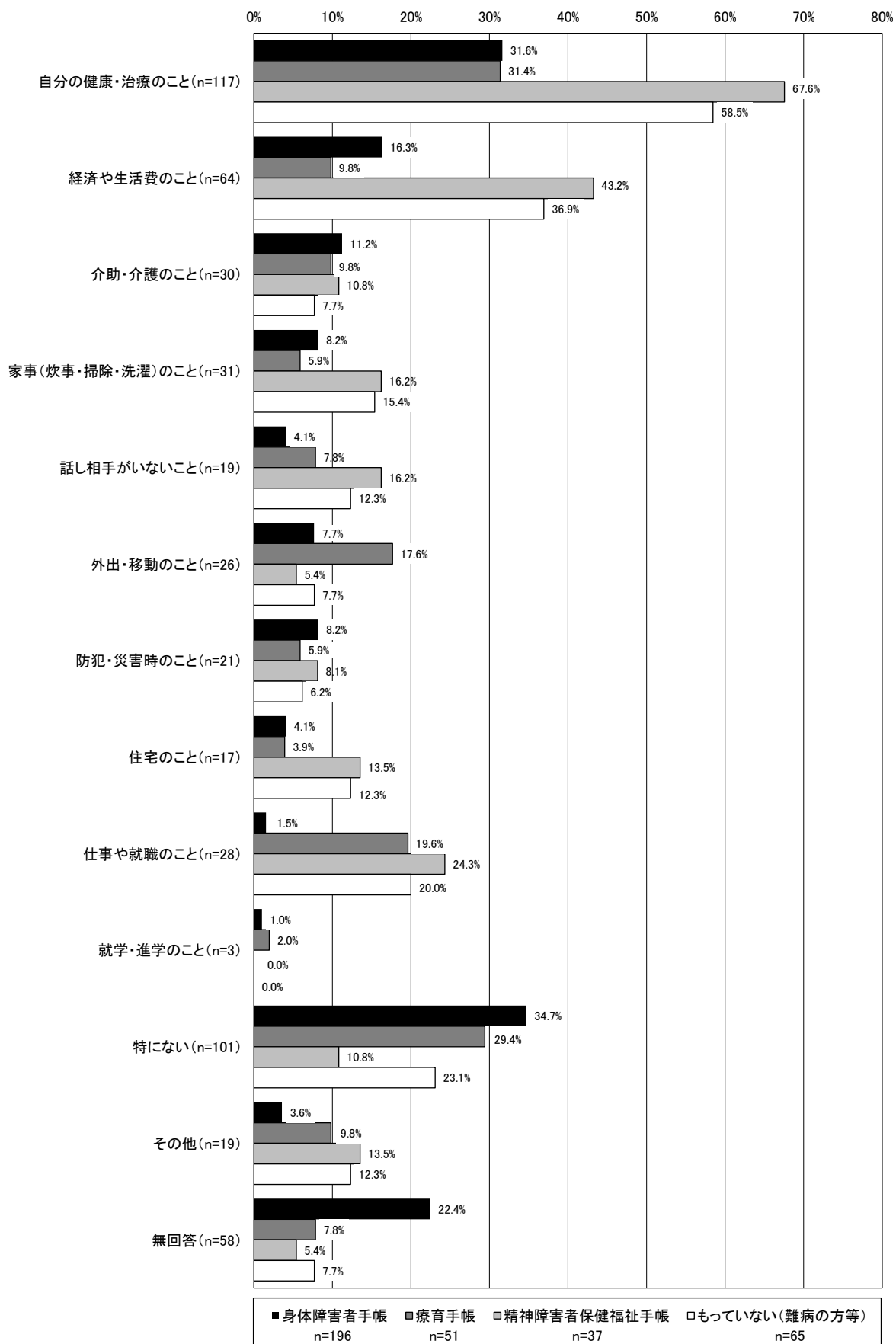
悩んでいることや誰かに相談したいことでは、「自分の健康・治療のこと」が36.7%と最も多く、次いで「経済や生活費のこと」が20.1%、「家事（炊事・掃除・洗濯）のこと」が9.7%となっています。

また、「特にない」が31.7%となっています。



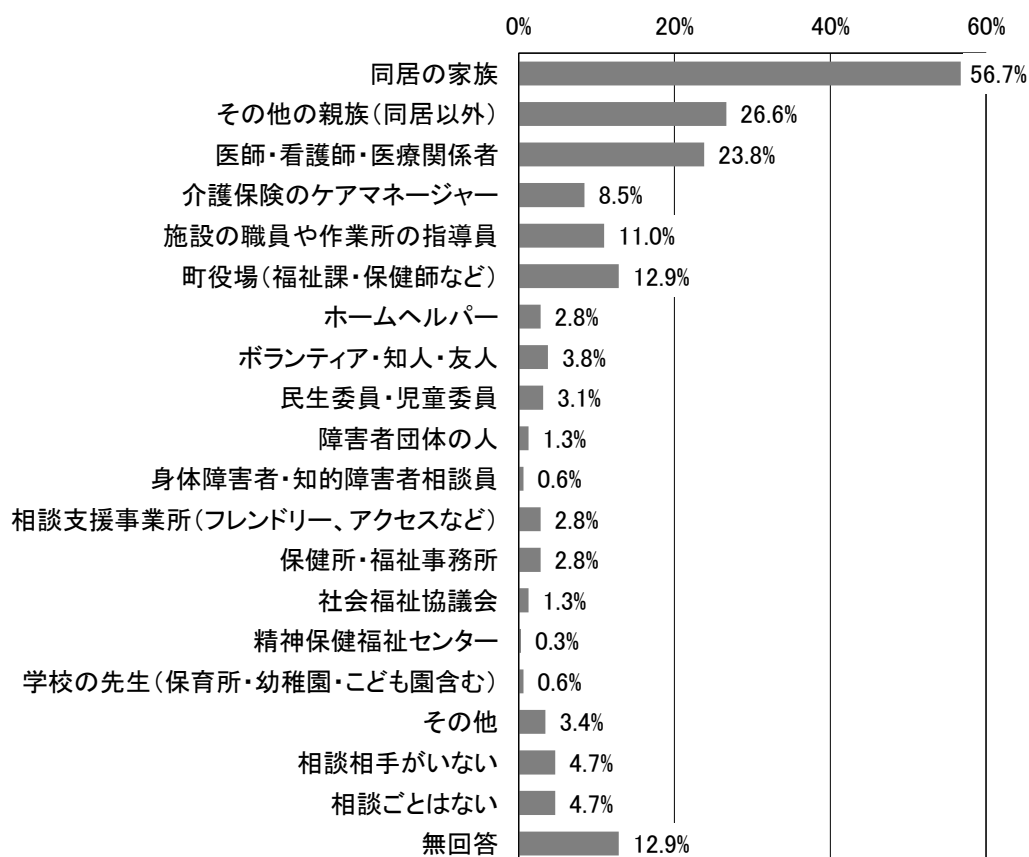
項目	度数	構成比
自分の健康・治療のこと	117	36.7%
経済や生活費のこと	64	20.1%
介助・介護のこと	30	9.4%
家事（炊事・掃除・洗濯）のこと	31	9.7%
話し相手がいらないこと	19	6.0%
外出・移動のこと	26	8.2%
防犯・災害時のこと	21	6.6%
住宅のこと	17	5.3%
仕事や就職のこと	28	8.8%
就学・進学のこと	3	0.9%
特にない	101	31.7%
その他	19	6.0%
無回答	58	18.2%
回答者数	319	

■障害者手帳別クロス



問26 あなたは、普段、悩みや困ったことをどなたに相談しますか。(〇はいくつでも)

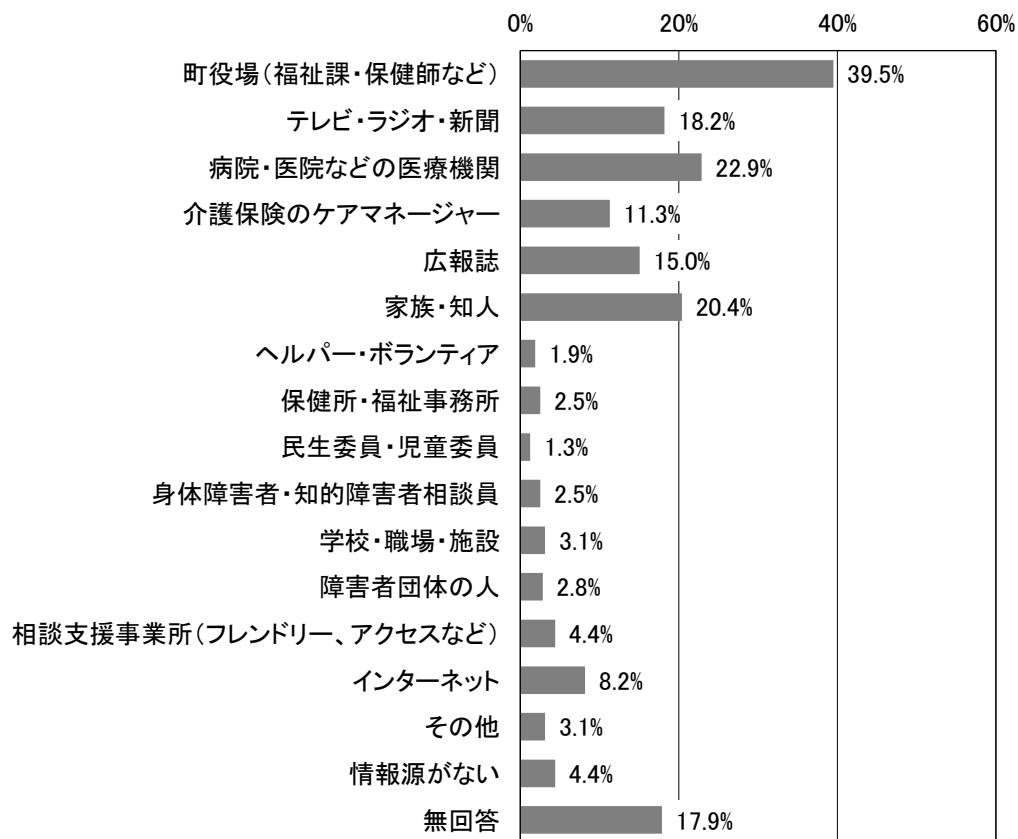
普段、悩みや困ったことを誰に相談するかでは、「同居の家族」が56.7%と最も多く、次いで「その他の親族(同居以外)」が26.6%、「医師・看護師・医療関係者」が23.8%となっています。



項目	度数	構成比
同居の家族	181	56.7%
その他の親族(同居以外)	85	26.6%
医師・看護師・医療関係者	76	23.8%
介護保険のケアマネージャー	27	8.5%
施設の職員や作業所の指導員	35	11.0%
町役場(福祉課・保健師など)	41	12.9%
ホームヘルパー	9	2.8%
ボランティア・知人・友人	12	3.8%
民生委員・児童委員	10	3.1%
障害者団体の人	4	1.3%
身体障害者・知的障害者相談員	2	0.6%
相談支援事業所(フレンドリー、アクセスなど)	9	2.8%
保健所・福祉事務所	9	2.8%
社会福祉協議会	4	1.3%
精神保健福祉センター	1	0.3%
学校の先生(保育所・幼稚園・こども園含む)	2	0.6%
その他	11	3.4%
相談相手がいない	15	4.7%
相談ごとはない	15	4.7%
無回答	41	12.9%
回答者数	319	

問27 あなたは障害のことや福祉サービスなどに関する情報を、どこから知ることが多いですか。
(〇はいくつでも)

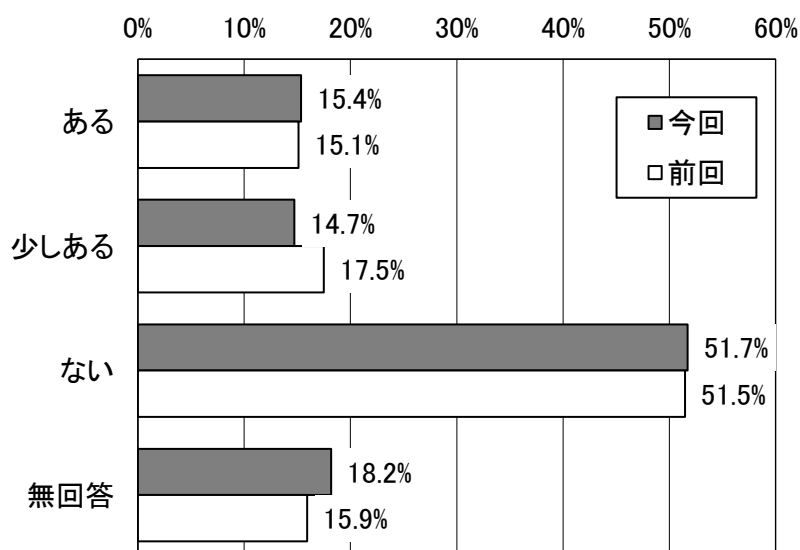
障害のことや福祉サービスなどに関する情報源では、「町役場（福祉課・保健師など）」が39.5%と最も多く、次いで「病院・医院などの医療機関」が22.9%、「家族・知人」が20.4%となっています。



項目	度数	構成比
町役場(福祉課・保健師など)	126	39.5%
テレビ・ラジオ・新聞	58	18.2%
病院・医院などの医療機関	73	22.9%
介護保険のケアマネージャー	36	11.3%
広報誌	48	15.0%
家族・知人	65	20.4%
ヘルパー・ボランティア	6	1.9%
保健所・福祉事務所	8	2.5%
民生委員・児童委員	4	1.3%
身体障害者・知的障害者相談員	8	2.5%
学校・職場・施設	10	3.1%
障害者団体の人	9	2.8%
相談支援事業所(フレンドリー、アクセスなど)	14	4.4%
インターネット	26	8.2%
その他	10	3.1%
情報源がない	14	4.4%
無回答	57	17.9%
回答者数	319	

問28 あなたは、障害があることで差別や嫌な思いをする（した）ことがありますか。（1つに○）

障害があることで差別や嫌な思いをする（した）ことがあるかでは、「ある」が15.4%、「少しある」が14.7%、「ない」が51.7%となっています。

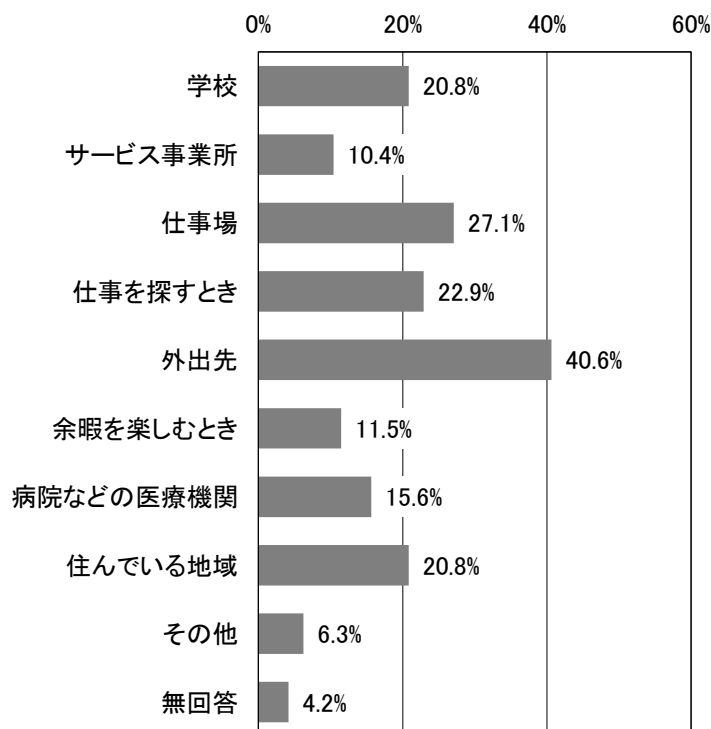


項目	度数	構成比
ある	49	15.4%
少しある	47	14.7%
ない	165	51.7%
無回答	58	18.2%
合計	319	100.0%

【問28で「1. ある」または「2. 少しある」を選択した方】

問28-① どのような場所で差別や嫌な思いをしましたか。（○はいくつでも）

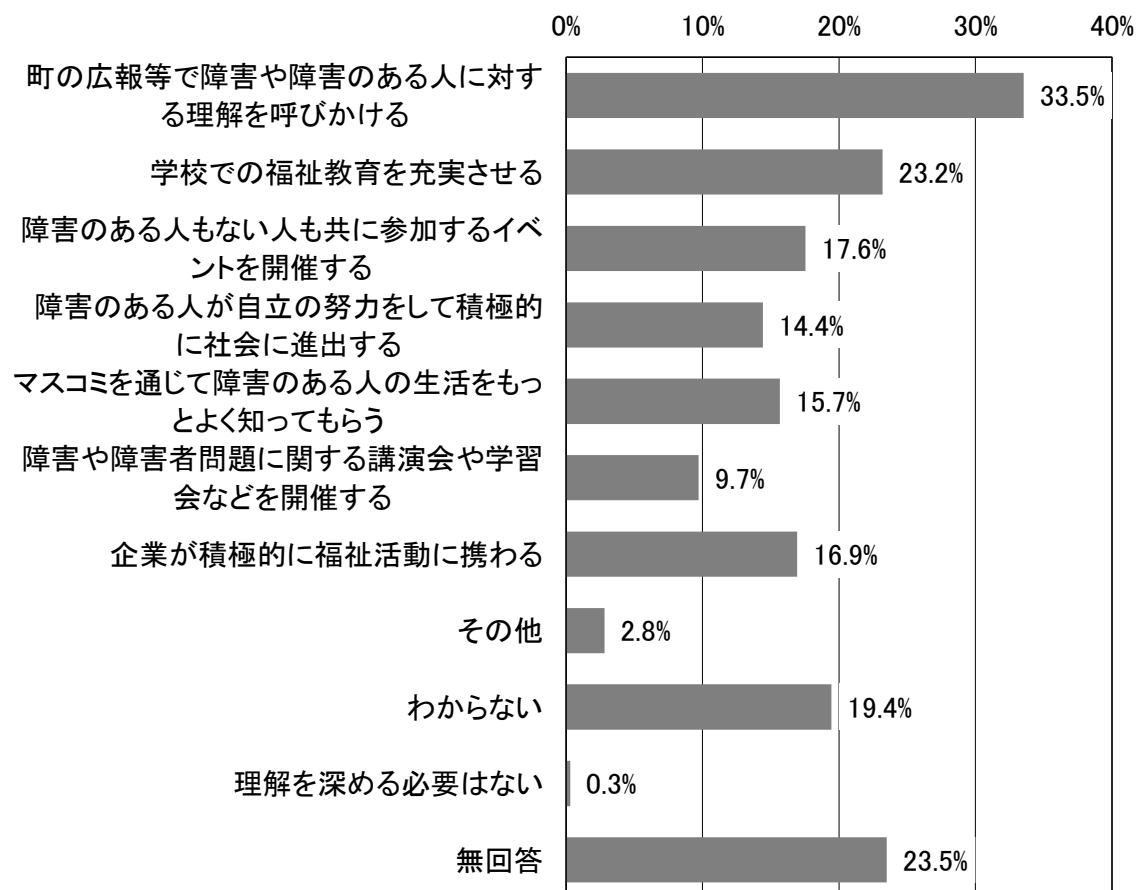
どのような場所で差別や嫌な思いをしたかでは、「外出先」が40.6%と最も多く、次いで「仕事場」が27.1%、「仕事を探すとき」が22.9%となっています。



項目	度数	構成比
学校	20	20.8%
サービス事業所	10	10.4%
仕事場	26	27.1%
仕事を探すとき	22	22.9%
外出先	39	40.6%
余暇を楽しむとき	11	11.5%
病院などの医療機関	15	15.6%
住んでいる地域	20	20.8%
その他	6	6.3%
無回答	4	4.2%
回答者数	96	
非該当	223	
合計	319	

問29 障害のある人への理解を深めるためには、何が必要だと考えますか。(〇はいくつでも)

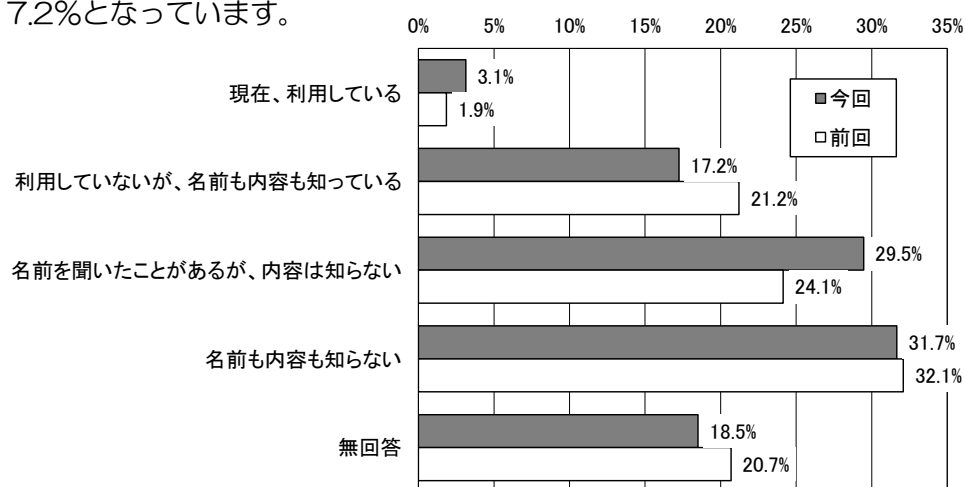
障害のある人への理解を深めるために必要なことでは、「町の広報等で障害や障害のある人に対する理解を呼びかける」が33.5%と最も多く、次いで「学校での福祉教育を充実させる」が23.2%、「障害のある人もない人も共に参加するイベントを開催する」が17.6%となっています。



項目	度数	構成比
町の広報等で障害や障害のある人に対する理解を呼びかける	107	33.5%
学校での福祉教育を充実させる	74	23.2%
障害のある人もない人も共に参加するイベントを開催する	56	17.6%
障害のある人が自立の努力をして積極的に社会に進出する	46	14.4%
マスコミを通じて障害のある人の生活をもっとよく知ってもらう	50	15.7%
障害や障害者問題に関する講演会や学習会などを開催する	31	9.7%
企業が積極的に福祉活動に携わる	54	16.9%
その他	9	2.8%
わからない	62	19.4%
理解を深める必要はない	1	0.3%
無回答	75	23.5%
回答者数	319	

問30 「成年後見制度」についてご存じですか。(1つに○)

成年後見制度についての周知では、「名前も内容も知らない」が31.7%と最も多く、次いで「名前を聞いたことがあるが、内容は知らない」が29.5%、「利用していないが、名前も内容も知っている」が17.2%となっています。

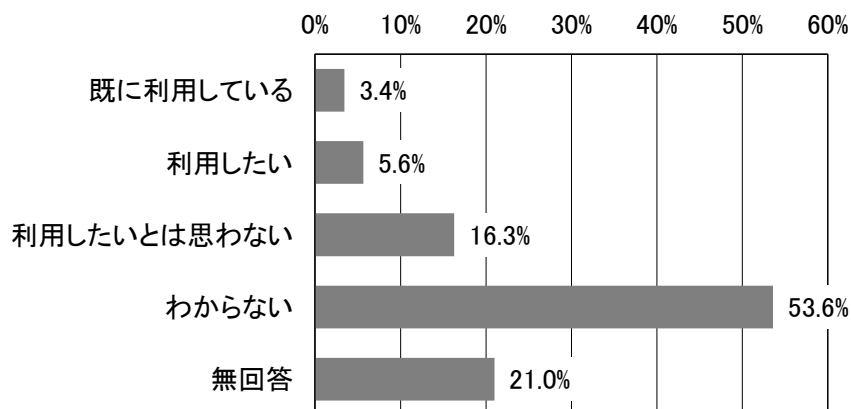


項目	度数	構成比
現在、利用している	10	3.1%
利用していないが、名前も内容も知っている	55	17.2%
名前を聞いたことがあるが、内容は知らない	94	29.5%
名前も内容も知らない	101	31.7%
無回答	59	18.5%
合計	319	100.0%

問31 あなたは「成年後見制度」を利用したいと思いますか。(1つに○)

成年後見制度を利用したいと思うかでは、「利用したいとは思わない」が16.3%と最も多く、次いで「利用したい」が5.6%、「既に利用している」が3.4%となっています。

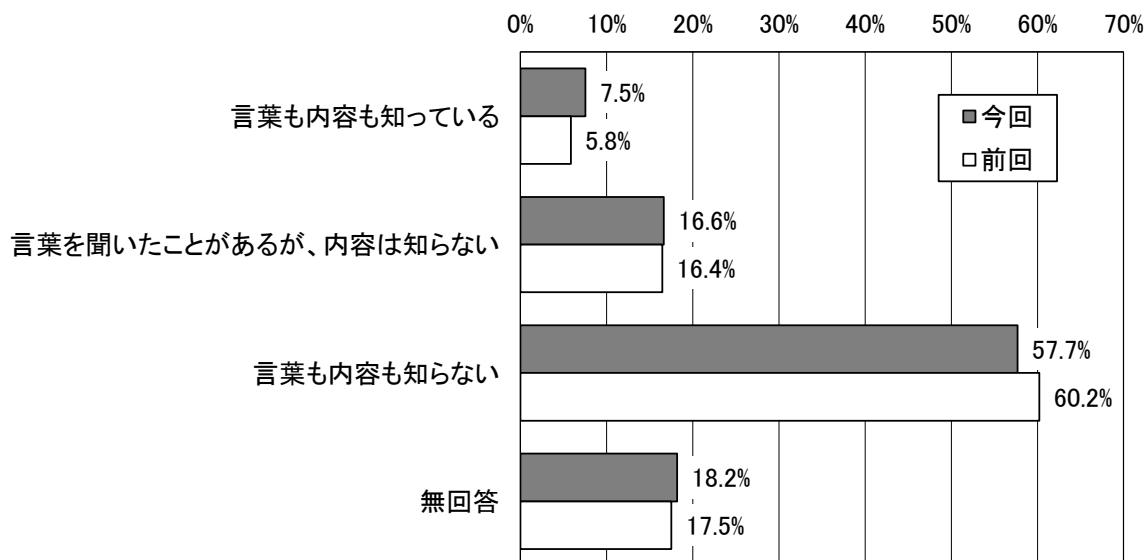
また、「わからない」が53.6%となっています。



項目	度数	構成比
既に利用している	11	3.4%
利用したい	18	5.6%
利用したいとは思わない	52	16.3%
わからない	171	53.6%
無回答	67	21.0%
合計	319	100.0%

問32 あなたは、平成28年4月1日に施行された「障害者差別解消法」で規定されている「合理的配慮」※という言葉を知っていますか。（1つに○）

「合理的配慮」という言葉の周知では、「言葉も内容も知らない」が57.7%と最も多く、次いで「言葉を聞いたことがあるが、内容は知らない」が16.6%、「言葉も内容も知っている」が7.5%となっています。



項目	度数	構成比
言葉も内容も知っている	24	7.5%
言葉を聞いたことがあるが、内容は知らない	53	16.6%
言葉も内容も知らない	184	57.7%
無回答	58	18.2%
合計	319	100.0%

※ 合理的配慮とは、障害のある人が日常生活や社会生活を送る上で妨げとなる社会的障壁＊を取り除くために、状況に応じて行われる配慮のことをいいます。例えば、筆談や読み上げによる意思の疎通、車いすでの移動の手助け、学校・公共施設などのバリアフリー化などをいい、過度の負担にならない範囲で提供されるべきものをいいます。

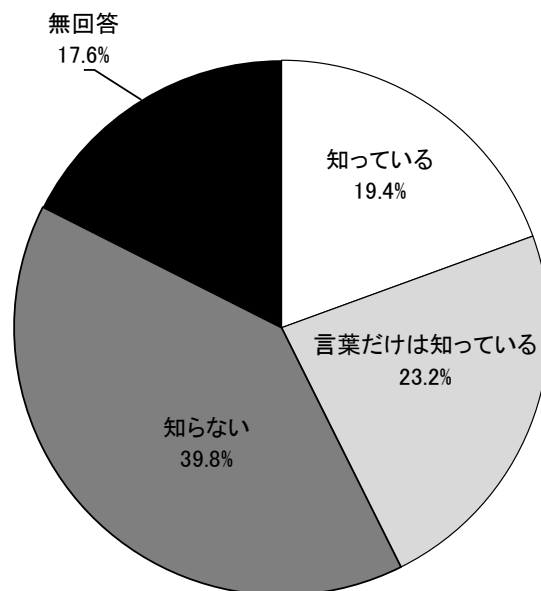
＊ 社会的障壁：歩道の段差などの物理的障壁、音声案内や表示がないなどの情報面での障壁など。

問33 あなたは、どのような場面で合理的配慮が必要だと思いますか。（必要と思われる場面をご自由にお書きください。）

（省略）

問34 あなたは、「障害のある・なしにかかわらず、誰もが社会の一員としてお互いを尊重し、支えあって暮らす」ことを目指す「共生社会」という考え方を知っていますか。（1 つに○）

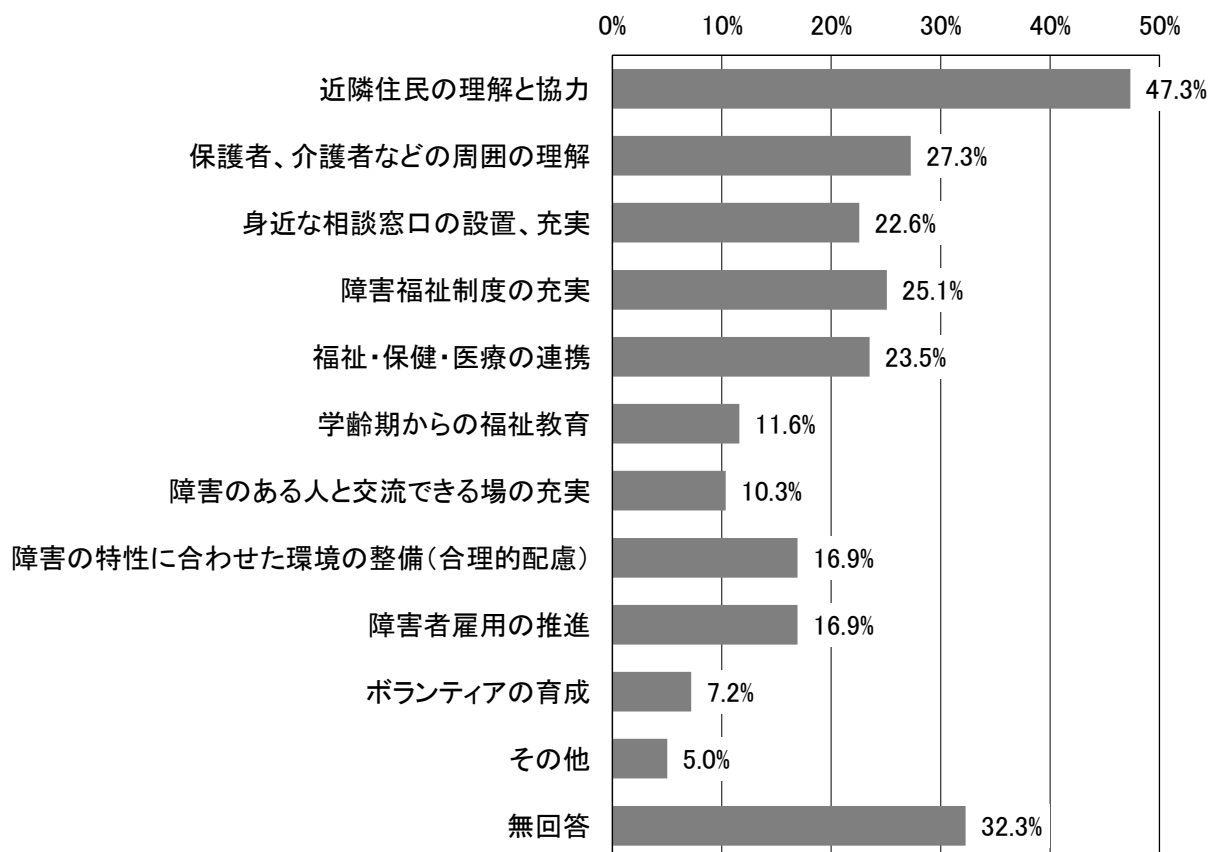
「共生社会」という考え方を知っているかでは、「知らない」が39.8%と最も多く、次いで「言葉だけは知っている」が23.2%、「知っている」が19.4%となっています。



項目	度数	構成比
知っている	62	19.4%
言葉だけは知っている	74	23.2%
知らない	127	39.8%
無回答	56	17.6%
合計	319	100.0%

問35 あなたは、「共生社会」を実現するために、どのようなことが必要だと思いますか。（〇はいくつでも）

「共生社会」の実現に必要なことでは、「近隣住民の理解と協力」が47.3%と最も多く、次いで「保護者、介護者などの周囲の理解」が27.3%、「障害福祉制度の充実」が25.1%となっています。

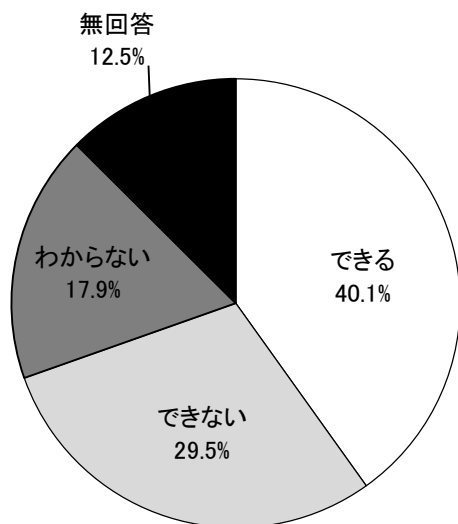


項目	度数	構成比
近隣住民の理解と協力	151	47.3%
保護者、介護者などの周囲の理解	87	27.3%
身近な相談窓口の設置、充実	72	22.6%
障害福祉制度の充実	80	25.1%
福祉・保健・医療の連携	75	23.5%
学齢期からの福祉教育	37	11.6%
障害のある人と交流できる場の充実	33	10.3%
障害の特性に合わせた環境の整備（合理的配慮）	54	16.9%
障害者雇用の推進	54	16.9%
ボランティアの育成	23	7.2%
その他	16	5.0%
無回答	103	32.3%
回答者数	319	

災害時の避難等について

問36 あなたは、火事や地震等の災害時に一人で避難できますか。(1つに○)

火事や地震等の災害時に一人で避難できるかでは、「できる」が40.1%、「できない」が29.5%となっています。

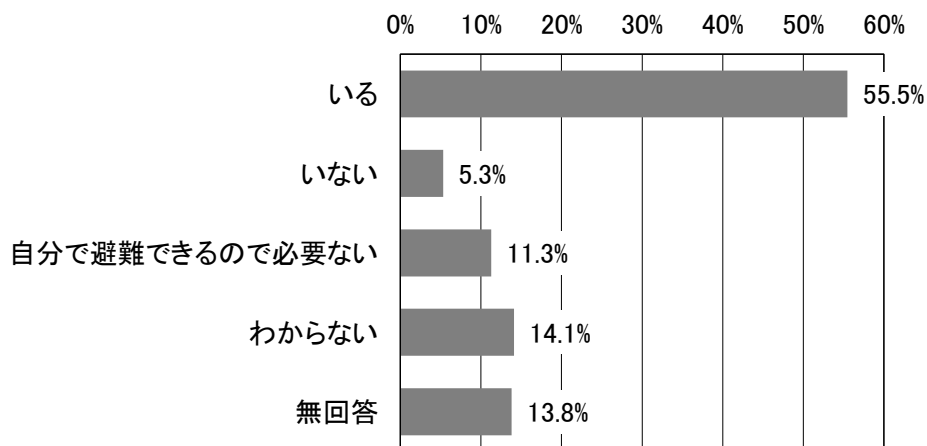


項目	度数	構成比
できる	128	40.1%
できない	94	29.5%
わからない	57	17.9%
無回答	40	12.5%
合計	319	100.0%

問37 あなたは、災害時に、あなたの避難を手助けしてくれる人はいますか。(1つに○)

災害時に、あなたの避難を手助けしてくれる人はいるかでは、「いる」が55.5%と最も多く、次いで「自分で避難できるので必要ない」が11.3%、「いない」が5.3%となっています。

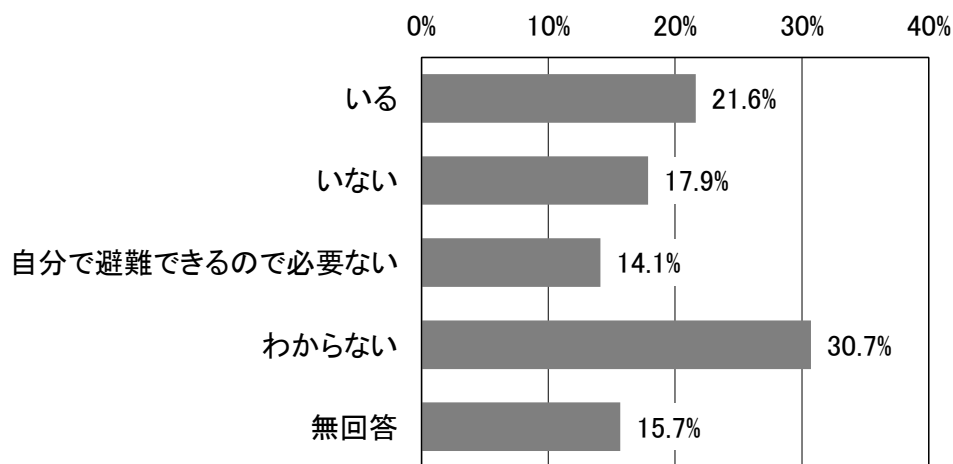
また、「わからない」が14.1%となっています。



項目	度数	構成比
いる	177	55.5%
いない	17	5.3%
自分で避難できるので必要ない	36	11.3%
わからない	45	14.1%
無回答	44	13.8%
合計	319	100.0%

問38 家族が不在の場合やひとり暮らしの場合、近所にあなたを助けてくれる人はいますか。（1つに○）

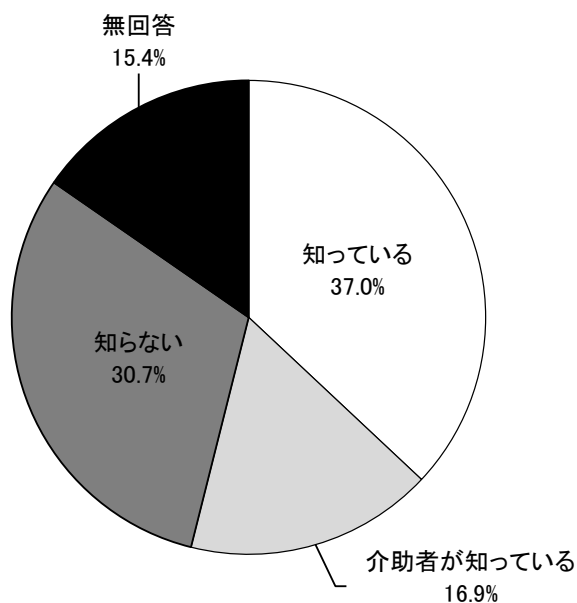
家族が不在の場合やひとり暮らしの場合、近所にあなたを助けてくれる人はいるかでは、「いる」が21.6%、「いない」が17.9%、「自分で避難できるので必要ない」が14.1%となっています。また、「わからない」が30.7%となっています。



項目	度数	構成比
いる	69	21.6%
いない	57	17.9%
自分で避難できるので必要ない	45	14.1%
わからない	98	30.7%
無回答	50	15.7%
合計	319	100.0%

問39 災害が起こった場合に、どこへどのようにして避難すればよいか知っていますか。（1つに○）

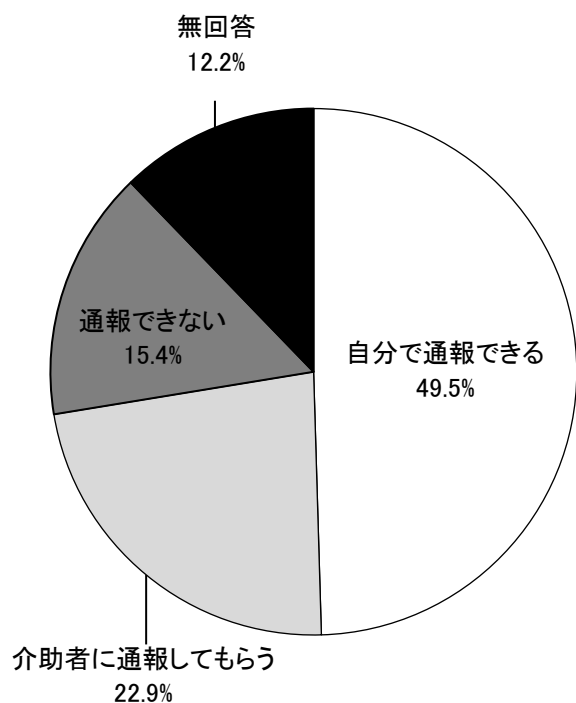
災害が起こった場合に、どこへどのようにして避難すればよいか知っているかでは、「知っている」が37.0%と最も多く、次いで「知らない」が30.7%、「介助者が知っている」が16.9%となっています。



項目	度数	構成比
知っている	118	37.0%
介助者が知っている	54	16.9%
知らない	98	30.7%
無回答	49	15.4%
合計	319	100.0%

問40 緊急の場合に、すぐに消防署や警察へ通報することができますか。(1 つに○)

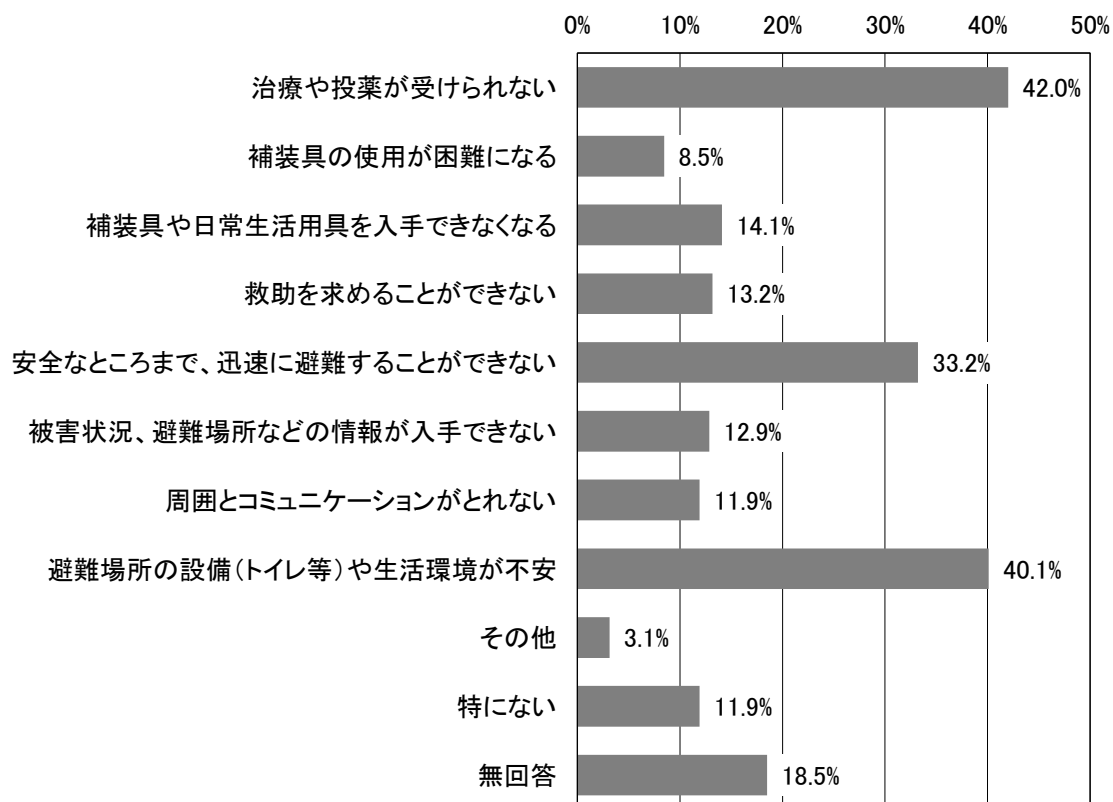
緊急の場合に、すぐに消防署や警察へ通報することができるかでは、「自分で通報できる」が49.5%と最も多く、次いで「介助者に通報してもらおう」が22.9%、「通報できない」が15.4%となっています。



項目	度数	構成比
自分で通報できる	158	49.5%
介助者に通報してもらおう	73	22.9%
通報できない	49	15.4%
無回答	39	12.2%
合計	319	100.0%

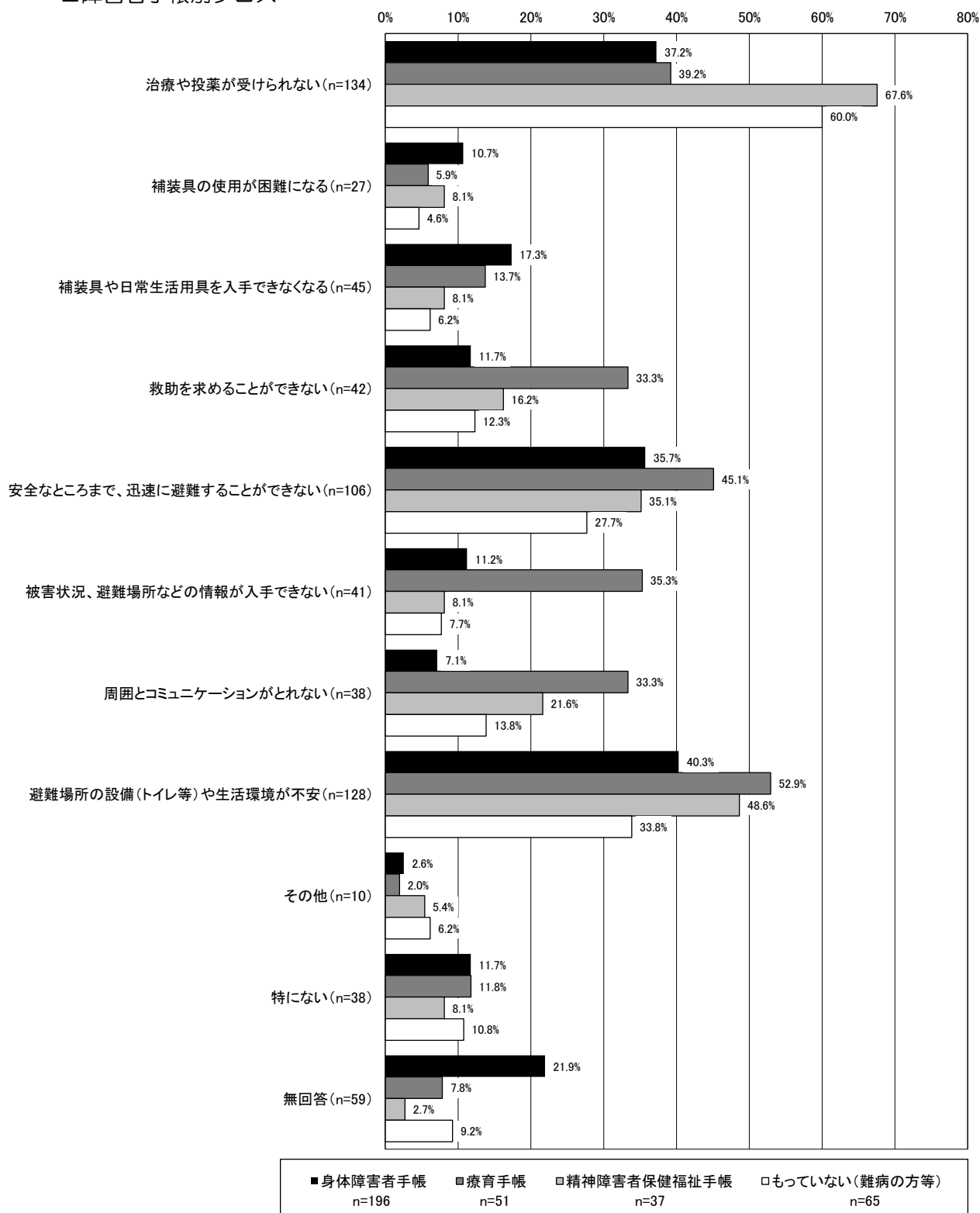
問4 1 火事や地震等の災害時に困ることは何ですか。(〇はいくつでも)

火事や地震等の災害時に困ることについては、「治療や投薬が受けられない」が42.0%と最も多く、次いで「避難場所の設備（トイレ等）や生活環境が不安」が40.1%、「安全なところまで、迅速に避難することができない」が33.2%となっています。



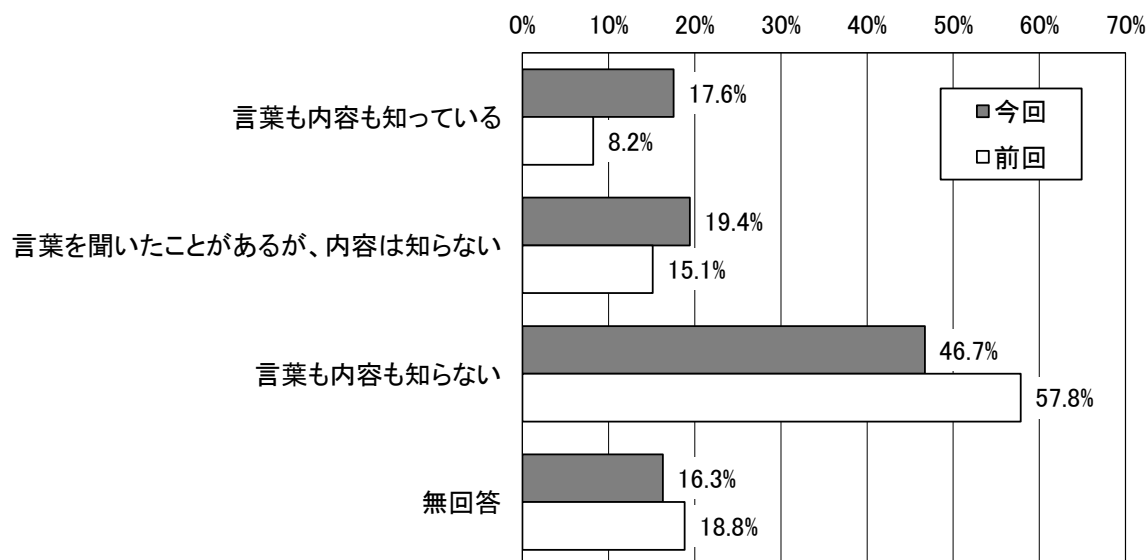
項目	度数	構成比
治療や投薬が受けられない	134	42.0%
補装具の使用が困難になる	27	8.5%
補装具や日常生活用具を入手できなくなる	45	14.1%
救助を求めることができない	42	13.2%
安全なところまで、迅速に避難することができない	106	33.2%
被害状況、避難場所などの情報が入手できない	41	12.9%
周囲とコミュニケーションがとれない	38	11.9%
避難場所の設備(トイレ等)や生活環境が不安	128	40.1%
その他	10	3.1%
特にない	38	11.9%
無回答	59	18.5%
回答者数	319	

■障害者手帳別クロス



問４２ 「災害時避難行動要支援者登録制度」※を知っていますか。（１つに○）

「災害時避難行動要支援者登録制度」を知っているかでは、「言葉も内容も知らない」が46.7%と最も多く、次いで「言葉を聞いたことがあるが、内容は知らない」が19.4%、「言葉も内容も知っている」が17.6%となっています。



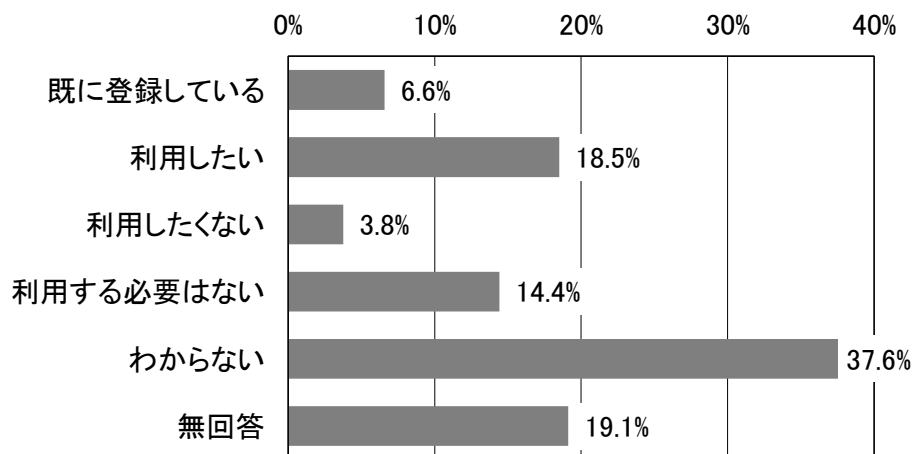
項目	度数	構成比
言葉も内容も知っている	56	17.6%
言葉を聞いたことがあるが、内容は知らない	62	19.4%
言葉も内容も知らない	149	46.7%
無回答	52	16.3%
合計	319	100.0%

※ 災害時避難行動要支援者登録制度とは、災害が起きた時に一人で避難することが困難な方に登録していただき、地域の人々の協力により安否確認や、避難支援が速やかに行える体制づくりをする制度です。

問43 「災害時避難行動要支援者登録制度」を利用したいですか。（1つに○）

「災害時避難行動要支援者登録制度」を利用したいかでは、「利用したい」が18.5%と最も多く、次いで「利用する必要はない」が14.4%、「既に登録している」が6.6%となっています。

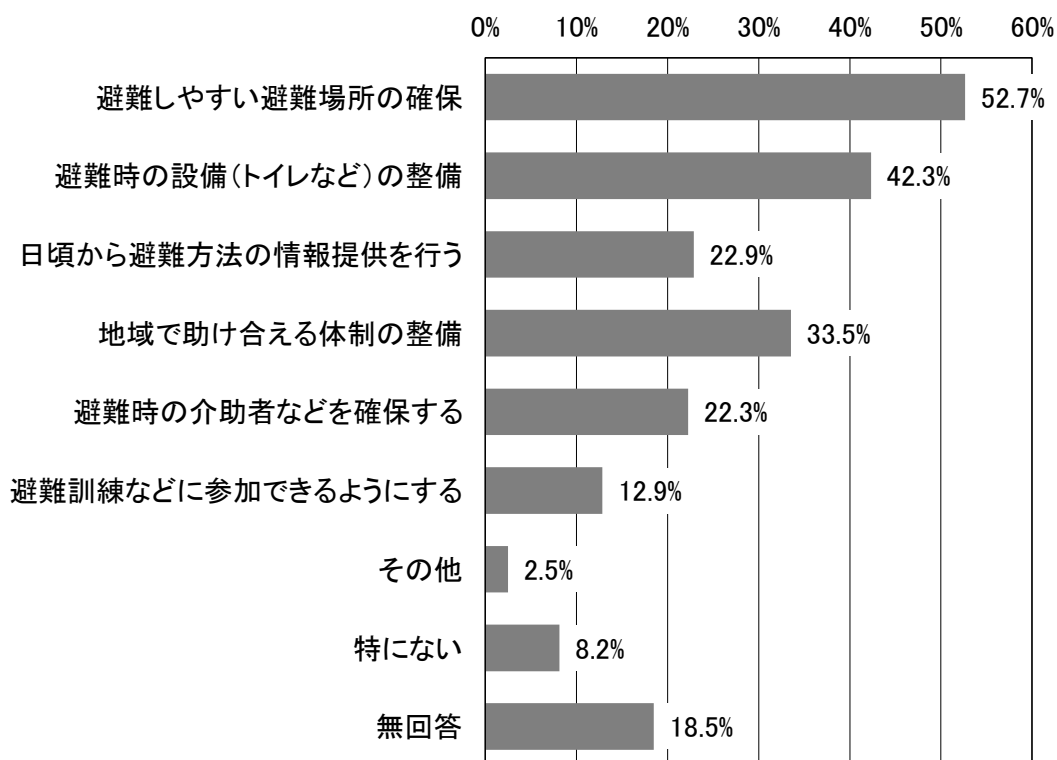
また、「わからない」が37.6%となっています。



項目	度数	構成比
既に登録している	21	6.6%
利用したい	59	18.5%
利用したくない	12	3.8%
利用する必要はない	46	14.4%
わからない	120	37.6%
無回答	61	19.1%
合計	319	100.0%

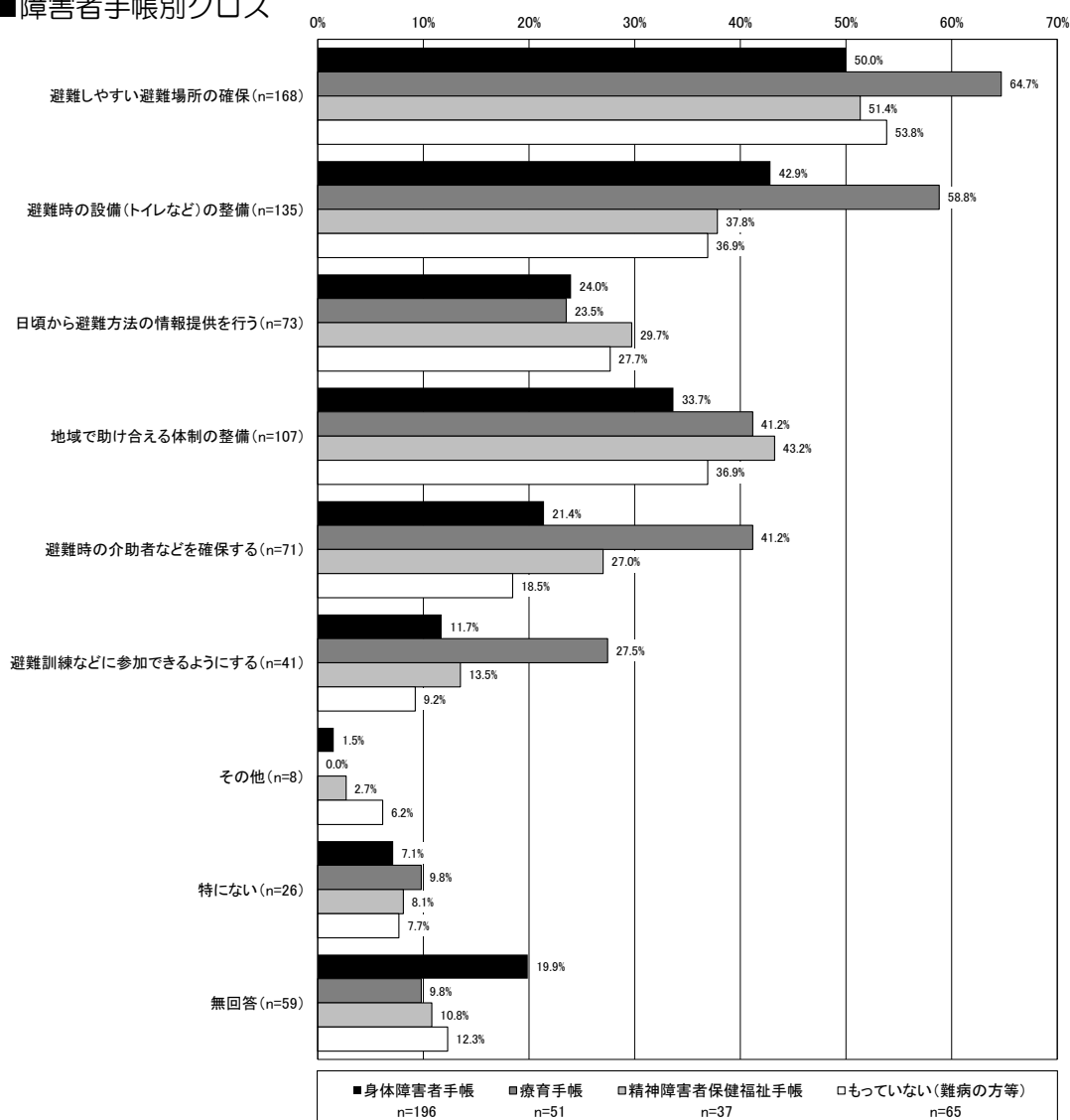
問４４ 災害時など、緊急に避難しなければならなくなったときに備えて、今後どのような対策が必要だと思いますか。（〇はいくつでも）

災害時など、緊急に避難しなければならなくなったときに必要な対策については、「避難しやすい避難場所の確保」が52.7%と最も多く、次いで「避難時の設備（トイレなど）の整備」が42.3%、「地域で助け合える体制の整備」が33.5%となっています。



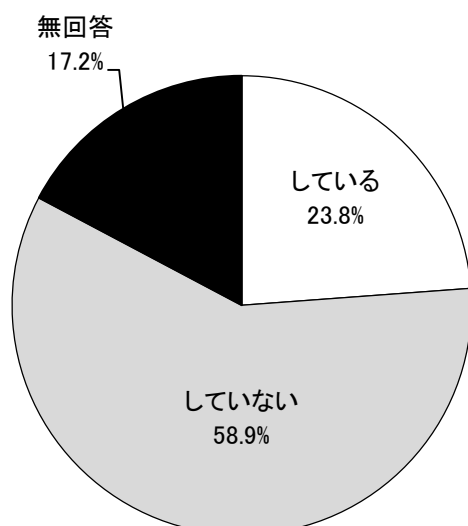
項目	度数	構成比
避難しやすい避難場所の確保	168	52.7%
避難時の設備(トイレなど)の整備	135	42.3%
日頃から避難方法の情報提供を行う	73	22.9%
地域で助け合える体制の整備	107	33.5%
避難時の介助者などを確保する	71	22.3%
避難訓練などに参加できるようにする	41	12.9%
その他	8	2.5%
特にない	26	8.2%
無回答	59	18.5%
回答者数	319	

■障害者手帳別クロス



問45 あなたは現在、何か趣味やスポーツ、レクリエーションをしていますか。(1つに○)

現在、何か趣味やスポーツ、レクリエーションをしているかでは、「している」が23.8%、「していない」が58.9%となっています。

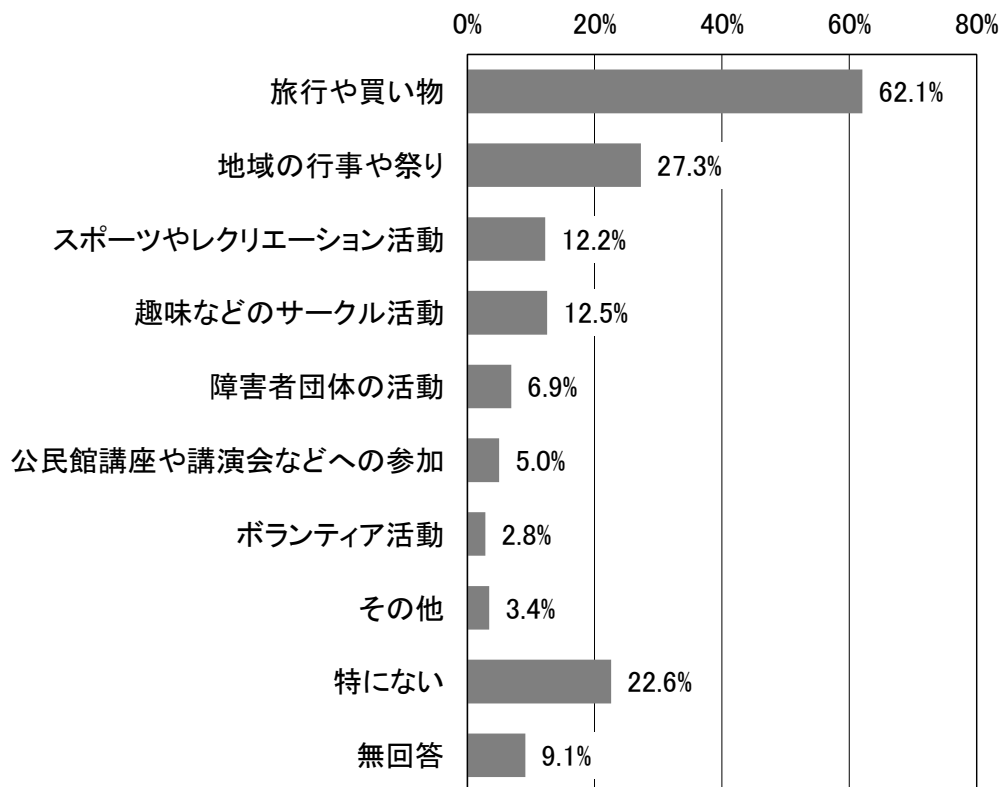


項目	度数	構成比
している	76	23.8%
していない	188	58.9%
無回答	55	17.2%
合計	319	100.0%

問46 あなたは過去1年間に次のようなことをしましたか。(〇はいくつでも)

過去1年間にした趣味やスポーツでは、「旅行や買い物」が62.1%と最も多く、次いで「地域の行事や祭り」が27.3%、「趣味などのサークル活動」が12.5%となっています。

また、「特にない」が22.6%となっています。

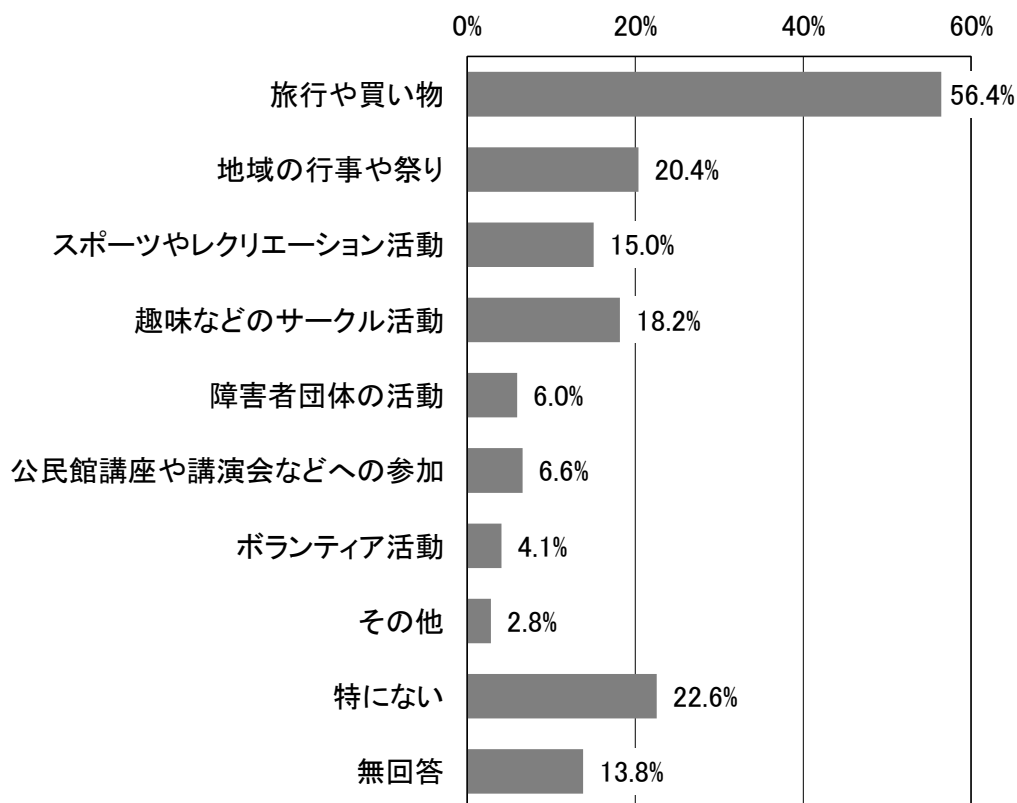


項目	度数	構成比
旅行や買い物	198	62.1%
地域の行事や祭り	87	27.3%
スポーツやレクリエーション活動	39	12.2%
趣味などのサークル活動	40	12.5%
障害者団体の活動	22	6.9%
公民館講座や講演会などへの参加	16	5.0%
ボランティア活動	9	2.8%
その他	11	3.4%
特にない	72	22.6%
無回答	29	9.1%
回答者数	319	

問４７ あなたは今後どのようなことをしたいですか。（〇はいくつでも）

今後どのような趣味やサークルをしたいかでは、「旅行や買い物」が56.4%と最も多く、次いで「地域の行事や祭り」が20.4%、「趣味などのサークル活動」が18.2%となっています。

また、「特にない」が22.6%となっています。



項目	度数	構成比
旅行や買い物	180	56.4%
地域の行事や祭り	65	20.4%
スポーツやレクリエーション活動	48	15.0%
趣味などのサークル活動	58	18.2%
障害者団体の活動	19	6.0%
公民館講座や講演会などへの参加	21	6.6%
ボランティア活動	13	4.1%
その他	9	2.8%
特にない	72	22.6%
無回答	44	13.8%
回答者数	319	

(4) 団体ヒアリング

本計画の策定に当たって、関係事業所に対し、障害や障害者に関するご意見等を伺うヒアリング調査を実施しました。

調査の概要及び主な調査結果は次のとおりです。

(1) 調査対象者

秩父郡市内の障害福祉サービス事業所、相談支援事業所、地域活動支援センター10事業所を対象に実施しました。

(2) 実施方法及び実施時期

- 実施方法：返信用封筒を同封し、郵送配布、郵送回収
- 実施時期：発送 令和2年7月9日（木）
回収 令和2年8月7日（金）

(3) 回収状況

配布数	有効回収数	有効回収率
10	9	90.0%

(4) 調査結果

① 日常生活に関すること

気になることなど	意見・希望など
本人・家族が病気に対しての理解が乏しいため、改善になかなかつながらない。	病気に関しては医療を切り離すことはできないので、医療と福祉の連携が一層求められます。
小鹿野町町営バス利用にあたって。	町営バス職員（運転手）の方々は面倒見が良く、また優しいので我々利用者を安心して送り出し、利用させて頂く事が出来ます。 今後とも宜しくお願いしたいと思います。
日用品などを購入するお店が限られてしまっています。	徒歩圏内で日用品などの買い物ができるお店があれば利用者様自身で物を買う練習ができる機会が増えます。
主に酒類を出す飲食店（居酒屋）へ行き、1万5千円くらい支払うとのこと。適正価格を知らない知的障害の人が多く集まる所がある。	
その飲食店（居酒屋）で知り合った人にほぼ監禁状態にされ、工賃、生活保護費を全て渡し、それでも足りなく、社協で借りて渡した。その時の主犯はまだ小鹿野にいたので心配。	警察は監禁状態の時しか動く事ができないそうである。その時は逃げ出して生保の係りの方が動いてくださった。その様に迅速に対応できる職員であってほしい。 社協は簡単にお金を貸さないでほしい。取り立てにも来ない（こちらで言ったので返金済）。原資はどこから？町民への報告書からは不明。
頭痛が主訴で月に5～6回しか通所できない利用者さんがいるので病院に引率することがある。心療内科を本人が希望、医師も手続きをしてくれるが、毎回キャンセルされてしまう。受診を勧めると「強迫ですか？」と言われてしまう。薬が合えば楽になるのに母親の同意が得られない。	以前、保健師さんに頼んで家庭訪問したいと言ったら「強迫ですか？」と言われた。行政としてどうかかわるか検討して頂きたい。
障害者の高齢化に関する日常生活支援。	1人暮らし等在宅への見守り体制強化を。
自立して生活できるように基本的な生活習慣を身につけさせること。	
町にあるボランティアグループの情報が知りたい。	
交通手段が不便な面がある。（公用車による移動が多い）	
イベント、情報交換の場をもちたい。	

② 雇用・就労に関すること

気になることなど	意見・希望など
障害者の施設外就労について。	御理解と御協力を頂ける地元企業があるため、実践的な支援を行う事が出来、有り難いと感じています。
障害のある方が働ける企業様が少なく感じます。	障害者枠のある企業様が増える事を願っております。
小鹿野町役場職員は何人いるかわかりませんが、45.5人以上の企業では障害者手帳を持っている人を2.2%以上雇用しないと月1人当たり5万円納付しなければいけない制度がある。官公庁は2.3%である。秩父市では肢体不自由の方が何人も事務にいるが小鹿野町では1人も見たことがない。	障害の有無にかかわらず公平・公正な採用をしてほしい。
今般の新型コロナの影響でもわかるように相変わらず障害者雇用の基盤は脆弱であること。	緊急事態時や不況時はやはり民間セクターのみでは不十分であり、パブリックセンターでの雇用もしくは障害者施設への優先発注などで対応していただきたい。
地域内の就労継続B型事業所の収入源は相変わらず不安定であり平均工賃が上げにくい。	上記の優先発注のみならず別紙の記事(2020年7月14日埼玉新聞)のような取り組みを推進する際、仲をとりもつなどの対応をお願いしたい。
最近はキャップに相談に来る方の中には就労準備が整っておらず、すぐに就労は困難と思われる人ばかりである。	療育手帳が取得できそうな方であれば秩父市では事業化されている知的障害者職親委託制度を整備し経営的に最賃を支払うのが厳しい農家のような零細事業所での就労が可能になるよう取り図っていただきたい。
精神障害者は短時間であれば仕事ができるため、企業の理解と制度の改正を。	障害があっても普通に働ける社会を。
知的障害者で一般就労を1日2時間でも勤務できるようにならないものか。	
雇用先の情報が障害者まで届きづらい。	雇用を増やしてほしい。
	就労の体験などが、協力していただける企業があると良いと思います。

③ 障害福祉サービスに関すること

気になることなど	意見・希望など
就労施設の必修工事について。	補助金を利用させて頂く事が出来るようになり、安全面等の確保をするためには施設の運営上ありがたく思っており、また次年度もぜひ活用させていただきたい。
いつも小鹿野町の福祉サービスには大変お世話になっております。	今回アンゴラ王国の改修工事につきまして助成金を頂きましてありがとうございました。利用者様が安全に暮らせますようにぜひ次年度もよろしくお願い致します。
生活介護の事務所がない。生活介護の希望があっても遠い事業所になってしまう。	
土・日も入ってもらえるヘルパーさんが増えてほしい。	
障害者に対するサービスが少ない気がする。	
障害者手帳を所持している人の内、89人が家にいるとのこと。8050問題もあり障害福祉サービス事業所へ通所していれば次の繋がりが持てるのにこのままでいいのでしょうか？	行政にやる気のある人がいれば家から出せる（別紙参照）。実際7年ほど前にはいた。福祉課だけで無理なら役割として障害者の実態把握、相談などがある民生委員へ依頼。
引きこもりもかなりいそうである。30代高卒、大卒、身近で5人いる。	区長、民生委員などが調査し、町で把握すべき。 次のステップを踏む。 医療が必要な人もいるだろう。 就労へ結びつけ、税金を払ってもらう。
軽度の障害者への福祉サービスの充実を。	重度の障害者へのサービスは充実しているが、中軽度者に対する適切なサービスが不足していると思われる。
保護者が少しでも休養できるような事が必要。	
どのようなサービスが利用できるのか知りたい。	サービスについての分かりやすい情報を発信してほしい。

④ 医療ケアに関すること

気になることなど	意見・希望など
精神科の病気にならないための予防、学習が必要である。特に現在はネット依存などの依存の病気もあり、自分が病気であることについて認識しづらい。	なるべく多くの方に聞いていただく機会が必要であると考えます。
地元医療機関について	病院の数も多く充実していて有難いです。
現在、小鹿野町に精神科の病院が無い事です。	小鹿野町にあれば利用者様が秩父市まで行く事なく負担が減りますので助かります。
医療機関が少ない気がする。	
医療ケアを受けている人が自粛期間中どうしていたか気になる。特別支援学校も休校が続いたので保護者が看るしかなかったと思う。	支援の方向で今後考えてほしい。
作業所に通所している方はそれなりにケアができているが、それ以外の方はどこまでケアできているか？	精神障害者の精神科医療は秩父に1つで入院施設がない状況である。受診等安心してできる体制づくりが必要である。
本人が自分の病気の怖さが理解できないので薬の服用など細かい助言が必要。	
緊急入院体制が心配。	
障害者の高齢化。	訪問医療、訪問リハビリ。
	保健師による定期的な健康のアドバイスをしてほしい。

⑤ 地域生活に関すること

気になることなど	意見・希望など
精神障害者に対しての偏見や差別を解消していく必要があります。	偏見や差別を解消していくための講習を今後も継続をお願いします。（精神障害者を理解するための講習）
農産物について。	直売店などで地元野菜が手に入り、栄養バランスの取れた食事が提供出来る。
小鹿野町民の方々から大変親切にして頂いています。	土・日などで町民の方達とお茶やコーヒーを飲む、またはお話ができる交流会があれば幸いです。
公共交通機関を充実。	
障害者手帳所持者は町営バス・乗り合いタクシーを無料で利用できる。たいへんありがたいことであるので有料化へ向かうか心配である。	存続を希望！なにがなんでも…。
盆明けに作業所から100mに1機、200mに1機の爆音機が2～7分に1度交互に轟く（75dB）。特に自閉症の人は敏感で通所しなくなるのではと心配でたまらない。	昨年、役場へお願いしに行ったが、今年はガイドラインを作っただけで当事者に言いに行きたくないという。（産業振興課→怒鳴られるからイヤだ！とのこと）地域おこし協力隊に網をかけるよう頼めと言われたが、こちらでやるものなのですか？役場で全く動いてもらえないのなら県・マスコミ・ネット上で訴えるしかないのですか？事業所ではもちろん昨年も当事者に言いに行っていますが、午前5時前を6時20分へ、午後7時を6時20分に変えただけで音の大きさ、間隔は同じだった。お願いの2週間後、役場の方・県の方が騒音計で測定して75dBだったので、当事者に話したら音が少々低くなり間隔が5～7分に1度になった。しかし今回のガイドラインには午前6時からOKととれる書き方、音についてもdBなど具体的な記述がないので不安です。7/20行政相談へ。
精神障害者が地域で暮らすために行政役員（区長・班長とか）がまわり番で来たとき相当な負担がある。	そうした時の支援はどこまで、だれができるか？地域支援員制度等必要ではないか。
家の中にばかりいないで積極的に出向いていく支援。	
交通手段が不便な面がある。	
地域行事への参加の情報が少ない。地域との関係を深められる機会を増やしたい。	地域との関係を深められると良いと思います。
地域との関わる機会が少なく、障害者施設がどのような状態か知らない方もいます。	イベント等、交流する機会が必要だと思います。

⑥ 保育・教育に関すること

気になることなど	意見・希望など
学校でも精神科の病気について学習する機会を設けていただけると良いと思います。	生徒、先生、家族の方が少しでも知識があれば病気になる人も少なくなる（予防できる）と思われます。
教育について。	今現在、難しい状況にあると思いますが、今後、職員での情報交換の場を設けて頂けると良いかと思います。
毎回、両神図書館を利用させて頂きありがとうございます。	漢字や算数など教えていただけるボランティアの方が居れば利用者様の人生を豊かにする事が可能です。
特学・特別支援学校を卒業したことを親が周囲に知られないようにしようとする風潮がある。小鹿野町では特に…。	意識改革を学校中心に行うことが緊急課題である。そうしないといつまでたっても変わらない。インクルーシブ教育に取り組んでほしい。
2歳のころから集団生活が必要。子どもの頃から健常児との交流をする。	養護支援と普通の小中学校との児童・生徒の交流が必要であり、こういう活動を通して障害者のことを知ってもらい、理解してもらえることが大事だと思います。
障害のある方への理解。	小中高での教育の拡充 地域の方と交流できる場を増やし、地域の方が障害のある方への理解を深められると良いと思います。 障害のある方を支援するボランティア等の交流の機会。 福祉教育の推進、人材育成、若い後継者、専門技術。

⑦ 差別の解消、合理的配慮※、権利擁護に関すること

※合理的配慮とは、障害のある人が日常生活や社会生活を送る上で妨げとなる社会的障壁を取り除くために、状況に応じて行われる配慮のことをいいます。

気になることなど	意見・希望など
障害者が地域で堂々と暮らせるような地域が理想です。	障害者と地域住民が接触できる機会を持つことがとても大切だと思います。障害者について知らない方の方が多いと思います。
グループホーム近隣の人々について。	挨拶や声掛けをして頂き、有り難く思っています。我々利用者との顔見知りの方々も多い。
障害のある方を理解していただける方は増えてきていますが、まだ偏見を持った方は一定数いらっしゃいます。	障害を持った方は「特性やこだわり」を持った方達です。その「特性やこだわり」がときに失礼にあたるかもしれません。その点を理解して頂きたいです。
障害者権利条約が 2014 年に日本でも批准されたが、本人の工賃・年金・定額給付金は主に親に使われてしまっている（経済的虐待）。	当人を抜きにして決めてはいけないという啓発活動が必要である。
特別支援学校を卒業後の進路を本人でなく親が決めてしまっている。	当人を抜きにして決めてはいけないという啓発活動が必要である。
障害に対する理解を深めるための事業をしていく	講演会等で理解をしてもらう。
小学生・中学生位の年齢の子に変な人という障害者に対する見方があり、きたないとか近よらないという見方がある。特に生活や活動を共にしていないので普通学校の支援学級にいる障害者に対してはみんなと分けこめるが養護学校の子とはキモイという感じを持っている。	
権利擁護の制度、周知に向けた取組。	町広報に載せるなど、周知の徹底。 権利擁護について小中高で学べる機会があると良いと思います。 身体に障害のある方にも使いやすい施設が多くなれば、外で過ごすこと、地域の方との交流する機会が多くなると思います。
地域のバリアフリー化。	障害のある方もともに参加できる交流の機会があると良いと思います。 権利擁護を担う専門的人材の育成と確保

⑧ 町の災害対策に関すること

気になることなど	意見・希望など
防災無線について。	現在防災無線機を申請中です。有事の際にタイムリーな情報を得る事が出来、またすばやく行動に移せる事が出来ます。
今回、防災ラジオを頂きましてありがとうございました。活用させていただきます。	災害などの緊急時に避難所までの移動に関し、どうしても時間がかかってしまう為、ささいな情報でも一早く連絡を頂きたいです。
この町では、避難所へ行くまでの道のりが大変である。	自発的に住民が動くしかないのが現状。移動をどうするか具体的に示してほしい。
聴覚障害者、視覚障害者等は災害の際に特別の支援が必要である。	専門家による地域、家施への災害時対応について話し合うことも必要と思われる。
災害弱者に対する配慮。	災害時に配慮した避難対策や災害時、要援護者対策の充実。 定期的な訓練等の視察。

⑨ その他（行政への意見など）

気になることなど	意見・希望など
新型コロナウイルスについて。	マスク、消毒液の配布を頂き助かります。今後も同様をお願いをしたいと思います。
福祉従事者の高齢化。	
障害者手帳を持っている人にもアンケートが来た。ふりがなはふってあるが意味がわからないからと福祉課へ聞きに行ったがすぐ帰られた。	よく話を聞き対応してほしい。その中で障害を持っている人の事がわかってくる。パソコンに向かうだけでなく、人に向かうのが福祉の仕事だと思う（合理的配慮）。
アンケートはふりがなだけでなくわかりやすい言葉で書く必要がある。	中学校の特学の先生が知的障害の多い作業所へ相談して作成した方が良い。
10万円の給付金の申請書類の書き方がわからないので、聞きに行ったが受けてもらえなかった。	知的障害者にもわかる表示の仕方（合理的配慮）をしてほしかった。
就労支援会議、はたらく部会への出席は小鹿野町では「きづな」だけ。就労へつなげる気がないと思われる。	各事業所へ行政から出席をうながすよう希望します。
1市4町の中で地域包括支援センターを設置しているのは小鹿野町だけです。以前車の免許を取った人2名、福祉課職員がつれて来て通所。2名とも1年以内に一般就労へ。	つれて来なかったらそのままふれあい作業所へ何年も通所していただろう。アンテナを立てて掘り起こしをする職員は今、必要です。
今後益々災害（大雨、大雪、台風）など＋感染症等頻繁に起こると思われる。障害者が地域で安心して暮らすためには日頃からの対応マニュアルなど必要ではないか。	地区別、地域別等きめ細やかな支援体制の構築（民生委員・区長など）。
成年後見人制度について知らない方もいると思います。	

(5) 諮問及び答申

小鹿福第 1029 号
令和2年11月20日

小鹿野町障害者計画等策定協議会
会 長 小 林 真 由 美 様

小鹿野町長 森 真 太 郎

第4次小鹿野町障害者計画等（案）について（諮問）

小鹿野町障害者計画等策定協議会条例第1条の規定に基づき、下記の件について貴協議会の意見を求めます。

記

第4次小鹿野町障害者計画及び第6期小鹿野町障害福祉計画・第2期小鹿野町障害児福祉計画（案）

令和3年2月16日

小鹿野町長 森 真 太 郎 様

小鹿野町障害者計画等策定協議会
会 長 小 林 真 由 美

第4次小鹿野町障害者計画等（案）について（答申）

令和2年11月20日付け小鹿福第1029号で諮問のあった下記の件について、本協議会として慎重に協議を行った結果、別紙のとおり答申いたします。

記

第4次小鹿野町障害者計画及び第6期小鹿野町障害福祉計画・第2期小鹿野町障害児福祉計画（案）

答 申 書

小鹿野町では、障害者基本法に基づく第3次小鹿野町障害者計画及び障害者総合支援法に基づく第5期小鹿野町障害福祉計画・児童福祉法に基づく第1期小鹿野町障害児福祉計画に基づき、障害者をとりまく現状の変化に対応しながら町の障害者福祉施策を推進してきたところです。

本協議会において、第4次小鹿野町障害者計画及び第6期小鹿野町障害福祉計画・第2期小鹿野町障害児福祉計画（案）について慎重に協議を行った結果、現行の計画の理念を引き継ぎ、障害者福祉の現状や課題に対する町の施策が示された計画としておおむね妥当であると判断いたします。

なお、次の意見、要望について配慮され、地域の中で障害者が安心して暮らしていけるよう計画の着実な実行と実現に向け努力されることを望みます。

意見、要望

- 1 団体ヒアリングの結果は一人の意見ということになるかもしれないが、実情を知るための貴重な資料であることから、意見を拾い上げ計画の策定及び実施にあたり、特に留意されるよう望みます。
- 2 認知症の方には認知症サポーターなどがありますが、障害者に対しても町独自で事業が行われるよう望みます。
- 3 教職員の資質の向上に係る事業内容については、「児童生徒一人ひとりの実態や障害特性に応じた適切な指導」と表記されるよう望みます。
- 4 特別支援教育の充実に係る事業内容については、「校内委員会や特別支援教育コーディネーターの機能や役割をさらに活用するなど、質の向上を図り、校内支援体制の充実に努めます。さらに特別支援学校とも緊密に連携するなどして、一人ひとりの教育的ニーズに応じた指導支援を進めていきます。」と表記されるよう望みます。
- 5 交流及び共同学習の推進に係る事業内容については、「支援籍学習」と表記されるよう望みます。
- 6 就学・教育相談の充実に係る実施状況については、「保護者からの相談や申し出があった場合、特別支援学校と連携し、就学・転学・高等部入学選考等に係る情報提供や学校見学等についても教育委員会の指導主事が支援しています。」と表記されるよう望みます。
- 7 特別支援教育の充実に係る実施状況については、「特別支援教育の経験が浅い教員を対象に年3回程度指導を受けています。」と表記されるよう望みます。
- 8 交流及び共同学習の推進に係る実施状況について、「合同学習発表会」と表記するとともに各年度の実施状況についても記載するよう望みます。
- 9 精神障害者社会復帰事業の推進に係る事業内容について、「精神障害に対応した地域包括ケアシステム構築事業」と表記されるよう望みます。

(6) 策定体制

小鹿野町障害者計画等策定協議会条例

平成26年6月13日

条例第15号

改正 平成30年3月12日条例第15号

(趣旨)

第1条 この条例は、障害者基本法（昭和45年法律第84号）第11条第3項に規定する障害者計画、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第88条第1項に規定する障害福祉計画及び児童福祉法（昭和22年法律第164号）第33条の20第1項に規定する障害児福祉計画を策定するため、小鹿野町障害者計画等策定協議会（以下「協議会」という。）の設置について必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 協議会は、委員20人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから町長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 障害者及びその保護者
- (2) 学識経験を有する者
- (3) 保健、医療及び福祉関係者
- (4) 町内の各種団体を代表する者
- (5) 公募による町民
- (6) 前各号に掲げる者のほか、町長が必要と認める者

(委員の任期)

第3条 委員の任期は、委嘱の日からその日が属する年度の末日までとし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第4条 協議会に、会長及び副会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 協議会の会議は、会長が招集し、議長となる。

2 協議会は、委員の半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。

3 協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(関係者の出席)

第6条 協議会の会議において必要があると認められるときは、委員以外の関係者の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

（庶務）

第7条 協議会の庶務は、福祉課において処理する。

（委任）

第8条 この条例に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成30年3月12日条例第15号）

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

小鹿野町障害者計画等策定協議会委員名簿

任期 令和2年8月24日～令和3年3月31日

	氏 名	職 名 等	
会長	小林真由美	小鹿野町知的障害者相談員	
副会長	内田 望	国保町立小鹿野中央病院長	
委員	近藤 好一	小鹿野町身体障害者福祉会長	
委員	杉田 和美	埼玉県立秩父特別支援学校小鹿野地区保護者 PTA 会長	
委員	黒澤 鉄夫	美里保護者会副会長	
委員	本間 信	秩父郡市医師会	
委員	逸見 正博	秩父郡市歯科医師会	
委員	風間 健次	障害者支援施設ユーアイハウスおがの施設長	
委員	黒澤 茂雄	小鹿野町民生委員・児童委員協議会副会長	
委員	宮谷 公一	埼玉県秩父保健所副所長	
委員	大木 正仁	埼玉県秩父福祉事務所長	
委員	荻原 秀史	秩父公共職業安定所長	
委員	大澤 充	埼玉県立秩父特別支援学校長	
委員	近藤 良一	社会福祉法人小鹿野町社会福祉協議会事務局長	
委員	新井 明子	精神障害者を守る会よもぎの会会長	
委員	新井 恵美	小鹿野町障害者福祉を考える会会長	
委員	笠原 浩	8月24日～11月10日	小鹿野町教育委員会教育長
	武藤 彰男	11月11日～3月31日	

小鹿野町障害者計画等策定委員会要綱

平成26年5月15日

訓令第8号

(趣旨)

第1条 この訓令は、障害者基本法（昭和45年法律第84号）第11条第3項に規定する障害者計画及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第88条第1項に規定する障害福祉計画を策定するため、小鹿野町障害者計画等策定委員会（以下「委員会」という。）の設置について必要な事項を定めるものとする。

(職務)

第2条 委員会は、計画の策定に関する調査及び研究を行い、素案を作成する。

(組織)

第3条 委員会は、委員20人以内で組織する。

2 委員は、町長が任命する。

3 委員会に、委員長及び副委員長を置く。

4 委員長及び副委員長は、委員の互選により選出する。

5 委員長は、会務を総理する。

6 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、任命の日から第2条に規定する職務が完了するまでの期間とし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第5条 委員会の会議は、委員長が必要に応じて招集し、その議長となる。

2 委員は、会議に出席できないときは、その指名する者を代理で会議に出席させることができる。

(関係者の出席)

第6条 委員会の会議において必要があると認められるときは、委員以外の関係者の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、福祉課において処理する。

(その他)

第8条 この訓令に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会において決定する。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

小鹿野町障害者計画等策定委員会委員名簿

任期 令和2年8月24日～令和3年3月31日

	職 名	氏 名	備 考
委員長	副町長	長谷川伸一	
副委員長	福祉課長	南 昭一	事務局兼務
委員	総務課主任	島守 優也	
委員	総合政策課主事	岩井 亮	
委員	住民生活課保健師	寺山 虹花	
委員	おもてなし課主査	黒澤恵美子	
委員	建設課主任	新井 雅行	
委員	学校教育課主任	岩本 直樹	
委員	社会教育課副主幹	今井 信	
委員	小鹿野中学校教諭	加藤 悦子	
委員	両神小学校教頭	山口 貴久	
委員	おがのこども園副園長	新井 由美	
委員	おがの保育所保育士	齋藤 恵子	
委員	保健課主任保健師	大久保順子	

事務局	福祉課主任	黒澤 成幸	
	福祉課主事	高根 由裕	

(7) 計画策定の経過

第4次小鹿野町障害者計画及び第6期小鹿野町障害福祉計画・第2期小鹿野町障害児福祉計画策定経過

年 月 日	事 項	主な検討内容等
令和2年	7月9日～ 7月31日	障害者等アンケート調査の実施
	7月9日～ 8月7日	障害福祉事業所アンケート調査の実施
	8月24日	障害者計画等策定委員会(第1回)
	8月24日	障害者計画等策定協議会(第1回)
	11月20日	町長から障害者計画等策定協議会に諮問
	11月26日	障害者計画等策定委員会(第2回)
	11月26日	障害者計画等策定協議会(第2回)
	12月7日	パブリックコメントの実施
	12月23日	秩父地域自立支援協議会に意見照会
令和3年	2月12日	障害者計画等策定委員会(第3回)
	2月12日	障害者計画等策定協議会(第3回)
	2月16日	障害者計画等策定協議会から町長に答申

第4次小鹿野町障害者計画及び
第6期小鹿野町障害福祉計画・
第2期小鹿野町障害児福祉計画

発行日 令和3年3月

発行 小鹿野町

編集 小鹿野町 福祉課

〒368-0192 埼玉県秩父郡小鹿野町小鹿野89番地

TEL 0494-75-1221（代）

FAX 0494-75-2819